

会 議 錄 目 次

平成30年第1回曾於市議会定例会

会期日程	1
○2月16日（金）	
議事日程第1号	3
開　会	6
開　議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	7
議案第1号～議案第36号	8
散　会	25
○2月20日（火）	
議事日程第2号	27
開　議	29
一般質問	
上村　龍生　議員	29
海野　隆平　議員	46
久長登良男　議員	58
伊地知厚仁　議員	74
散　会	94
○2月21日（水）	
議事日程第3号	95
開　議	97
一般質問	
宮迫　勝　議員	97
渕合　昌昭　議員	114
徳峰　一成　議員	133
松ノ下いづみ議員	156
散　会	166

○ 2月22日（木）

議事日程第4号	167
開 議	169
一般質問		
今鶴 治信 議員	169
岩水 豊 議員	192
散 会	210

○ 2月23日（金）

議事日程第5号	211
開 議	214
議案第1号、議案第2号	214
議案第3号、議案第19号	219
議案第4号、議案第20号	223
議案第5号、議案第6号	228
議案第7号、議案第8号、議案第12号	229
議案第9号～議案第11号	232
議案第13号～議案第15号	234
議案第16号～議案第18号	238
議案第21号	246
議案第22号～議案第24号	263
議案第25号～議案第28号	266
陳情第1号	269
散 会	269

○ 3月6日（火）

議事日程第6号	271
開 議	274
議案第1号、議案第2号	274
議案第3号、議案第19号	278
議案第4号、議案第20号	281
議案第5号、議案第6号	285
議案第7号、議案第8号、議案第12号	287
議案第9号～議案第11号	296
議案第13号～議案第15号	299
議案第16号～議案第18号	304
議案第21号	308

議案第22号～議案第24号	316
議案第25号～議案第28号	319
散　　会	323

○ 3月7日（水）

議事日程第7号	325
開　　議	327
議案第29号	327
議案第30号～議案第32号	375
議案第33号～議案第36号	375
議案第37号	381
議案第38号	382
散　　会	385

○ 3月23日（金）

議事日程第8号	387
開　　議	389
議案第29号	389
議案第30号～議案第32号	421
議案第33号～議案第36号	429
議案第37号	435
議案第38号	436
閉会中の継続審査申出について	437
閉会中の継続調査申出について	437
議員派遣の件	438
閉　　会	439

平成30年第1回曾於市議会定例会

会期日程

平成 30 年第 1 回曾於市議会定例会会期日程

会期 36 日間

月	日	曜	会 議	摘要	要
2	16	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明	
	17	土	休 日		
	18	日	休 日		
	19	月	休 会		
	20	火	本 会 議	○一般質問	
	21	水	本 会 議	○一般質問	
	22	木	本 会 議	○一般質問	
	23	金	本 会 議	○議案等の審議・委員会付託（補正等）	
	24	土	休 日		
	25	日	休 日		
	26	月	休 会	委員会	
	27	火	休 会	委員会	
	28	水	休 会	委員会	
3	1	木	休 会		
	2	金	休 会		
	3	土	休 日		
	4	日	休 日		
	5	月	休 会		

月	日	曜	会議	摘要	要
3	6	火	本会議	○委員会審査報告・審議・表決（補正等）	
	7	水	本会議	○議案等の審議・委員会付託（当初）	
	8	木	休会	委員会	
	9	金	休会	委員会	
	10	土	休日		
	11	日	休日		
	12	月	休会	委員会	
	13	火	休会	委員会	
	14	水	休会	委員会	
	15	木	休会	委員会	
	16	金	休会		
	17	土	休日		
	18	日	休日		
	19	月	休会		
	20	火	休会		
	21	水	休日	春分の日	
	22	木	休会		
	23	金	本会議	○委員会審査報告・審議・表決（当初） ○閉会	

平成30年第1回曾於市議会定例会

平成30年2月16日

(第1日目)

平成30年第1回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成30年2月16日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

(総務常任委員長報告)

(以下36件一括提案)

第6 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
(高塚・桐原・溝ノ口辺地)

第7 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(古井・荒川内辺地)

第8 議案第3号 曽於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について

第9 議案第4号 曽於市工場立地法地域準則条例の一部改正について

第10 議案第5号 曽於市税条例の一部改正について

第11 議案第6号 曽於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について

第12 議案第7号 曽於市国民健康保険条例の一部改正について

第13 議案第8号 曽於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第14 議案第9号 曽於市地域福祉基金条例の一部改正について

第15 議案第10号 曽於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第16 議案第11号 曽於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第17 議案第12号 曽於市介護保険条例の一部改正について

第18 議案第13号 曽於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第19 議案第14号 曽於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する基準を定める条例の一部改正について

- る条例の一部改正について
- 第20 議案第15号 曽於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について
- 第21 議案第16号 曽於市都市公園条例の一部改正について
- 第22 議案第17号 曽於市地域振興住宅条例の一部改正について
- 第23 議案第18号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第24 議案第19号 曽於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第25 議案第20号 財産の無償貸付けについて
- 第26 議案第21号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について
- 第27 議案第22号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第28 議案第23号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第24号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第30 議案第25号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第31 議案第26号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第32 議案第27号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第33 議案第28号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第34 議案第29号 平成30年度曾於市一般会計予算について
- 第35 議案第30号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
- 第36 議案第31号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第37 議案第32号 平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について
- 第38 議案第33号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について
- 第39 議案第34号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
- 第40 議案第35号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について
- 第41 議案第36号 平成30年度曾於市水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重 久 昌 樹	2番	松ノ下 いづみ	3番	鈴 木 栄 一
4番	岩 水 豊	5番	渕 合 昌 昭	6番	上 村 龍 生
7番	宮 迫 勝	8番	今 鶴 治 信	9番	九 日 克 典
10番	伊地知 厚 仁	11番	土 屋 健 一	12番	山 田 義 盛
13番	大川内 富 男	14番	渡 辺 利 治	15番	海 野 隆 平
16番	久 長 登良男	17番	谷 口 義 則	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜田政継 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 吉田宏明

専門員 津曲克彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長	五位塚剛	教育長	谷口孝志
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	中村涼一
総務課長	今村浩次	社会教育課長	河合邦彦
大隅支所長兼地域振興課長	東山登	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野実	商工觀光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	持留光一
介護福祉課長	小園正幸	農業委員会事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一		

開会 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより平成30年第1回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、谷口義則議員及び迫杉雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。定例会の会期は、本日から3月23日までの36日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は36日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（総務常任委員長報告）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

おはようございます。

最終ページを開いてください。

総務常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告いたします。

1、調査地及び調査事項。

（1）調査地、曾於市大隅町坂元、曾於市末吉町深川。

（2）調査事項、定住促進事業の宅地分譲について。

2、調査期間。

平成30年1月9日、火曜日、1日間。

3、調査委員。

宮迫勝、伊地知厚仁、今鶴治信、土屋健一、渡辺利治、久長登良男各委員であります。

4、調査内容。

平成29年度宅地分譲事業2カ所の現状確認と進捗状況について調査しました。

大隅町坂元地区の分譲地は、堀切俊夫氏より寄附のあった農地3,056m²を7区画に整備するものです。販売価格は、1区画当たり111万1,000円から137万6,400円。坪単価は1万円から1万2,400円を予定しているとの説明がありました。

末吉町深川堂園地区の分譲地は、3筆の総面積2,921.42m²を929万1,260円で購入して、7区画に整備するものです。販売価格は、1区画当たり120万円から156万円。坪単価は1万円から1万3,000円を予定しているとの説明がありました。

委員会での主な質疑内容は次のとおりです。

大隅町坂元の土地は寄附によるものであるが、今後の土地の寄附に関する考え方の質疑に対して、今後は地元の要望や需要があるのか等情報の共有化を図り、お互いの協力体制をとるために、地元の校区公民館と連携協定を結びたいとの答弁がありました。

販売予定価格は妥当な価格かとの質疑に対して、経費や周辺の時価価格を参考にして積算をした。今後、不動産価格評定委員会に諮る予定であるとの答弁がありま

した。

工期と販売開始時期の質疑に対して、工期は3月16日、4月以降の販売開始予定であるとの答弁がありました。

次に、現地調査を終えての意見として、①、末吉町堂園地区については、排水対策を関係する課と協議して、地元や下流域への説明をしたほうがよいのではないか。②、定住促進で人口増を図るのなら、販売価格を世間がびっくりするくらいに思い切って下げるべきである。特に、大隅町坂元の土地は寄附によるものであるから、考慮したほうがいいのではないか。③、住宅取得祝い金の増額と宅地分譲とのセットで、魅力のある価格にして定住者を呼び込んでほしいなどが出ました。

以上、報告いたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

-
- 日程第6 議案第1号 曽於市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）
 - 日程第7 議案第2号 曽於市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）
 - 日程第8 議案第3号 曽於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について
 - 日程第9 議案第4号 曽於市工場立地法地域準則条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第5号 曽於市税条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第6号 曽於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第7号 曽於市国民健康保険条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第8号 曽於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 日程第14 議案第9号 曽於市地域福祉基金条例の一部改正について
 - 日程第15 議案第10号 曽於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第16 議案第11号 曽於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 日程第17 議案第12号 曽於市介護保険条例の一部改正について
 - 日程第18 議案第13号 曽於市メセナ住吉交流センターの設備及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第19 議案第14号 曽於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第15号 曽於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 曽於市都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 曽於市地域振興住宅条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 曽於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 財産の無償貸付けについて
- 日程第26 議案第21号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第27 議案第22号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第23号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第24号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第25号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第26号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第27号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第33 議案第28号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第34 議案第29号 平成30年度曾於市一般会計予算について
- 日程第35 議案第30号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第31号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第37 議案第32号 平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第33号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第34号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第35号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第36号 平成30年度曾於市水道事業会計予算について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第41、議案第36号、平成30年度曾於市水道事業会計予算についてまでの以上36件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、議案第1号から日程第41、議案第36号まで一括して説明をいたします。

まず、日程第6、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明をいたします。

本計画を策定するに当たり、1月31日に鹿児島県との協議を終えましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地の総合整備計画の策定について提案するものです。

当該辺地は、平成25年度から5カ年の辺地総合整備計画を策定し、地域内の市道の整備を進めてまいりました。現在、策定している総合整備計画が平成29年度末で計画期間を終了しますが、地域内に継続して整備すべき区間を有することから、今回、平成30年度から5カ年の総合整備計画を新たに策定するものです。

事業の内容としましては、地域内の市道桐原・溝ノ口線、延長300m、事業費1億440万円と市道高塚線、延長550m、事業費7,684万1,000円の計2路線を改良舗装するものです。

次に、日程第7、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明をいたします。

本計画を変更するに当たり、1月31日に鹿児島県との協議を終えましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、財部町古井・荒川内辺地の総合整備計画の変更について提案するものです。

当該辺地は、平成27年度から5カ年の辺地総合整備計画を平成27年6月定例会において議決を経て策定し、これまで地域内の市道1路線を整備してまいりましたが、同地域内に辺地対策事業債を活用する新たな市道1路線の整備を追加するため、今回、総合整備計画を変更するものです。

事業の内容といたしましては、既存計画路線市道荒川内・八ヶ代線、延長300m、事業費6,370万円に、新たに市道古井・荒川内線、延長100m、事業費2,600万円を追加し、計2路線を改良舗装するものです。

次に、日程第8、議案第3号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について説明をいたします。

平成29年の人事院勧告において、平成26年に地方公務員の給与制度の総合的見直しに係る経過措置が廃止されたことなどに伴い、改正を行うものです。

第1条から第3条までは、55歳を超える管理職職員の俸給表1.5%減額支給に対する経過措置を廃止するため、附則第8項を削除し、削除に伴い引用される条項等

を改正するものです。また、別表第2の等級別基準職務表の一部を改正するもので、第1条から第3条までは、平成30年4月1日から施行するものです。

第4条は、国が平成27年4月から3年間、給与引き下げの経過措置を実施しておりますが、本市においては、経過措置に期限を設けていなかったため、今回、「平成30年3月31日までの間」を加え、国に準じて平成29年度末をもって経過措置を終了するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、日程第9、議案第4号、曾於市工場立地法地域準則条例の一部改正について説明をいたします。

改正の内容は、製造業等に係る工場または事業場の緑地及び環境施設の面積の規制を緩和する区域を拡大するものです。これにより、企業の設備投資を促進するとともに、本市への企業誘致において、他市町村に対して競争力を高め、誘致活動をより強化することで、雇用機会の拡大が図られるため、本案を提案するものです。

次に、日程第10、議案第5号、曾於市税条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令及び地方税法施行規則の一部改正する省令により、地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正され、引用している条項の繰り下げが発生したことにより、関連する規定を改正するため、本案を提案するものです。

次に、日程第11、議案第6号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について説明をいたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、農業災害補償法から農業保険法に法律の名称が変更されることから、関連する規定を改正するため、本案を提案するものです。

次に、日程第12、議案第7号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について説明をいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が改正され、関連する規定を改正するとともに、平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の責任を担い、事業の広域化や効率化等を推進することとなりました。

このため、県内の統一的な国民健康保険の運営方針とする鹿児島県国民健康保険運営方針が定められ、葬祭費の支給額については、金額を2万円に統一されることから、本案を提案するものです。

次に、日程第13、議案第8号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明をいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が改正され、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることになりました。

これに伴い、関連する規定を改正するため、本案を提案するものです。

次に、日程第14、議案第9号、曾於市地域福祉基金条例の一部改正について説明をいたします。

この基金は、現在、預金利息を高齢者福祉事業に充当しておりますが、今後も福祉事業の財源を要することから、預金利息の運用だけではなく、基金そのものを充當できる取り崩し可能な基金として、あわせて語句の訂正をするため、本案を提案するものです。

次に、日程第15、議案第10号、曾於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

本市の入浴施設である財部温泉健康センター利用者の利便性向上のため、利用料区分の表から一般の区分に規定している15歳以上の表記を削除し、1日入浴の回数券を設けるものです。また、家族湯については、現在の区分を利用料と入浴料に改正し、料金体系を明確にするため、本案を提案するものです。

次に、日程第16、議案第11号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項の繰り下げが発生したことにより、関連する規定を改正するため、本案を提案するものです。

次に、日程第17、議案第12号、曾於市介護保険条例の一部改正について説明をいたします。

平成30年度から平成32年度までの第7期の本市の介護保険事業計画を策定するに当たり、第1号被保険者の保険料額を条例で定めるため、本案を提案するものです。

保険料は9段階に設定され、第1段階の該当者が年額で3万1,400円、第2段階が4万5,400円、第3段階が5万2,400円、第4段階が5万9,300円、第5段階が6万9,800円、第6段階が8万3,800円、第7段階が9万700円、第8段階が10万4,700円、第9段階が11万8,700円になります。

第6期に比べ、基準となる第5段階が1月当たり159円、年に1,900円の増額になります。第1段階は1月当たり67円、年に800円の増額になります。

次に、日程第18、議案第13号、曾於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

利便性向上の観点から、本市の入浴施設であるメセナ住吉交流センターの利用料の区分のうち75歳以上を70歳以上に引き下げ、また、宿泊利用者の利用時間を2時間延長し、それに伴い宿泊施設及び屋外宿泊棟の休憩時間の終了時刻を1時間短縮するため、本案を提案するものです。

次に、日程第19、議案第14号、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設を増築し、施設の使用面積がふえたことに伴い、農産物等直販施設とレストラン施設の使用料を月額16万470円から月額19万5,270円に、それぞれ改正するため、本案を提案するものです。

次に、日程第20、議案第15号、曾於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について説明をいたします。

平成29年3月31日をもってかごしま応援寄附金募集推進協議会が廃止され、平成29年8月をもって市町村交付金事業も終了したことから、第2条のかごしま応援寄附金募集推進協議会からの交付金の条項を削除するため、本案を提案するものです。

次に、日程第21、議案第16号、曾於市都市公園条例の一部改正について説明をいたします。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園の公園施設の設置基準について政令で定める割合を参照し、条例で定めることにされたため、本案を提案するものです。

また、八合原土地区画整理事業において設置された東旭ヶ丘公園を再整備したことにより、当該公園を都市公園として管理するため、本案を提案するもので、再整備内容は、トイレ、東屋、フェンス等の設置及び公園のり面の張コンクリートです。

次に、日程第22、議案第17号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について説明をいたします。

平成29年度地域振興住宅建設事業において、見帰団地に2戸、中野団地に2戸、泊ヶ山団地に1戸及び片平団地に1戸の地域振興住宅を新設したことに伴い、関連する規定を改正するため、本案を提案するものです。

次に、日程第23、議案第18号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

末吉地域上水道と末吉地域簡易水道を統合することにより、補助金を活用した新たな水源確保及び施設整備が図られるため、本案を提案するものです。

末吉地域簡易水道4地域を末吉地域上水道と統合することにより、緊急時において南之郷地域への送水、及び深川地域におきましては、給水地域が広範囲のために緊急時における水量不足対策の事業も可能となり、3分の1が補助対象となるものです。

次に、日程第24、議案第19号、曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明をいたします。

農地利用最適化交付金が交付されることに伴い、農業委員会委員及び農業委員会農地利用最適化推進委員に対する報酬の加算支給を行うため、並びに識見を有する者の中から選任された監査委員の報酬の額の改正を行うため、本案を提案するものです。

農業委員会委員及び農業委員会農地利用最適化推進委員は、それぞれの報酬に月額5万8,000円以内を活動実績に応じて加算支給するものとし、監査委員は、県内の他市の状況を鑑み、月額7万400円から月額9万200円とするものです。

次に、日程第25、議案第20号、財産の無償貸し付けについて説明をいたします。

平成25年4月1日より財部北中学校跡地を無償貸し付けしている誘致企業の有限会社サイバーウェーブが、平成30年4月1日から5年間の更新契約をすることにより、今後も継続して事業展開が図られ、地域での雇用、労働力の創出及び地域の活性化につながるため、本案を提案するものです。

次に、日程第26、議案第21号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から6億6,131万9,000円を減額し、総額を228億9,659万9,000円とするものです。

第2条は、継続費の補正であり、6ページの第2表のとおり、曾於市クリーンセンター施設整備事業において、総額と年割額を変更しております。

第3条は、繰越明許費の補正であり、7ページの第3表のとおり、普通財産管理費外17件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定め、また、8ページのとおり、農地耕作条件改善事業外1件について金額を変更しております。

第4条は、債務負担行為の補正であり、9ページの第4表のとおり、農業経営基盤強化資金償還に対する利子補給を廃止しております。

第5条は、地方債の補正であり、10ページの第5表のとおり、県営中山間地域所得向上対策事業の限度額4,340万円を追加し、10ページから11ページのとおり、定住促進対策事業外16件について、限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をいたし

ますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算は、それぞれの事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、交付金の追加や事業費の確定等による県支出金や市債等の減額、財源調整による財政調整基金繰入金の減額、収入見込みによる使用料や交付額の確定による普通交付税の追加が主なものです。

歳出については、事業費の確定及び執行見込みによる減額と施設型給付費や活動火山周辺地域防災営農対策事業の追加が主なものです。

次に、日程第27、議案第22号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1億1,365万2,000円を減額し、総額を68億2,631万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正予算は、交付金等の収入見込みによるもので、歳入については、国庫支出金を1億1,970万7,000円、県支出金を2,881万6,000円、共同事業交付金を1億8万円、繰入金を1,113万6,000円減額し、国民健康保険税を5,855万8,000円、繰越金を7,506万3,000円、諸収入を2,330万1,000円追加するのが主なものです。

歳出については、交付決定により、介護給付金を245万7,000円、共同事業拠出金を1億2,724万1,000円、執行見込みにより保険事業費を904万円減額し、諸支出金を3,112万3,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第28、議案第23号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1,255万5,000円を追加し、総額を5億8,632万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、今後の執行見込みによるもので、歳入については、後期高齢者医療保険料を1,967万6,000円追加し、一般会計繰入金を1,139万8,000円減額するものが主なものです。

歳出については、執行見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金を1,289万3,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第29、議案第24号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第

4号)について説明をいたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に3,150万3,000円を追加し、総額を56億4,959万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、保険給付費等の執行見込みによるもので、歳入については、保険料を2,060万2,000円、繰越金を8,715万2,000円追加し、国庫支出金を3,469万8,000円、支払基金交付金を3,877万1,000円、県支出金を115万3,000円、繰入金を285万2,000円減額するものが主なものです。

歳出については、執行見込みにより、総務費を1,027万4,000円、保険給付費を360万円、地域支援事業費を1,093万4,000円減額し、予備費を5,631万1,000円追加しております。

次に、日程第30、議案第25号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から559万円を減額し、総額を1億8,051万2,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、16ページの第2表のとおり、資本費平準化債を廃止おります。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費の確定によるもので、歳入については、繰入金を580万2,000円、市債を930万円減額し、繰越金を504万4,000円、諸収入を446万8,000円追加しております。

歳出は、執行見込みにより、公共下水道事業費を559万円減額しております。

次に、日程第31、議案第26号、平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から2,272万円を減額し、総額を9,161万9,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、22ページの第2表のとおり、下水道事業債の限度額を変更しております。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますの

で、10ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費の確定によるもので、歳入については、分担金及び負担金を259万7,000円、市債を2,050万円減額し、使用料及び手数料を61万8,000円、繰越金を234万4,000円追加するものが主なものです。

歳出については、生活排水処理事業費を2,361万1,000円、公債費を50万5,000円減額し、総務費を139万6,000円追加しております。

次に、日程第32、議案第27号、平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の25ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に3,098万3,000円を追加し、総額を4,741万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費確定によるもので、歳入については、使用料及び手数料を8万1,000円、諸収入を935万9,000円、繰越金を2,190万1,000円追加し、繰入金を35万8,000円減額しております。

歳出については、簡易水道事業費を123万6,000円、公債費を35万8,000円減額し、予備費を3,257万7,000円追加しております。

次に、日程第33、議案第28号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の29ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正であり、水道事業収益既決予定額に228万円を追加し、予定額を5億4,543万4,000円とするものです。

また、水道事業費用既決予定額から1,207万4,000円を減額し、予定額を5億4,130万8,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を2億2,209万7,000円に改め、資本的支出の既決予定額から3,895万2,000円を減額し、予定額を2億9,209万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、14ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的収入については、収入見込みにより、給水負担金を56万9,000円、雑収益を140万4,000円追加するものが主なものです。

収益的支出については、執行見込みにより、動力費を400万円、消費税及び地方消費税を710万3,000円減額し、人件費を340万3,000円、有形固定資産減価償却費を

208万2,000円追加するものが主なものです。

資本的支出については、執行見込みにより、取水設備改良費を57万2,000円、配水設備改良費を3,838万円減額しております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで、市長の提案理由の説明を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、市長の提案理由の説明を続行いたします。

○市長（五位塚剛）

本日、ここに平成30年第1回曾於市議会定例会が開会されるに当たり、市政運営に臨む私の姿勢と所信の一端を申し上げますとともに、平成30年度の一般会計予算の重点施策など、その概要について説明を申し上げます。

国は、予算編成の基本方針として新しい経済政策パッケージを推進するとともに、基礎的財政収支の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP費の安定的な引き下げを目指すこととしております。

また、一億総活躍社会の実現に向けアベノミクス、新三本の矢に沿った施策を推進することを示すとともに、経済財政再生計画における歳出改革等を着実に実行して、その取り組みを的確に予算に反映することとしております。

平成30年度の地方財政対策においては、地方が子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上し、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度356億円上回る額を確保されたところです。

本市におきましては、このような国の施策に対応するとともに、市の人口が、市誕生後12年で約7,000人減少している事実と、超高齢化に対する危機意識を市民全体で共有し、市民が安心して働き、希望どおり結婚し、子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地域社会を実現していくため、曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略を計画的に実施しながら、市の人口増対策について積極的に取り組んでまいります。

私は2期目の市長選に当選しましたが、市民の皆様と約束しました公約の実現に今後もさらに努力してまいる所存でございます。

まず、子育て支援の立場から保護者負担の軽減策として保育園、幼稚園等の負担金軽減や、高校3年生相当時までの医療費の無料化を継続するとともに、小中学校の給食費、月額3分の1以内の補助を平成30年度から開始し、安心して子育てができる環境づくりをさらに進めてまいります。

市の人口増対策として平成29年度に実施した末吉地区堂園及び大隅地区坂元の宅地分譲の販売を平成30年4月に開始するとともに、平成30年度は大隅地区大隅南の宅地分譲工事を予定しております。

市民の健康づくりや、生きがいづくりの場として、また市民や市外からの利用者が広く交流し、憩える場として整備を進めてきました新地公園グラウンドゴルフ場は、平成29年10月にオープンいたしました。

これまで市内外の多くの皆様に御利用いただき中、今後も施設の充実とサービスの向上に努めてまいります。

農作業の受委託や農業機械導入の経費の削減等を図るため、農業公社の設立を計画する中、平成30年度に曾於市農業公社を設立する運びとなりました。

今後地域農業の支援組織として、機能強化を図るため、設立後も充実した事業を展開してまいります。

さて、平成29年度は市誕生後12年を迎える中、新規事業を含めた多くの施策を実施してまいりました。

まず、思いやりふるさと寄附金推進事業につきましては、昨年度に引き続き全国から多くの寄附金をいただき、お礼として本市の特産品を贈呈しております。

平成29年度は4月から1月までの10カ月間で約4万4,000人を超える皆様に、約10億円の給付金をいただきました。

曾於市を応援くださいました全国の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成30年度もさらにふるさと納税に対する活動を充実し、本市の全国的なPRと、地域活性化に努めてまいります。

平成28年4月に開局しましたコミュニティFM放送S O O G o o d F Mは、防災情報を含めた情報発信の中核として、地域の活性化が図られるよう、放送局の着実な運営を進めているところです。

市民の皆様が楽しんでいただける放送内容を努めていますので、今後もS O O G o o d F Mをお聞きくださいますようお願いをいたします。

老朽化した曾於市クリーンセンターにつきましては、施設及び設備の大規模改修工事を平成31年度までの3カ年事業として開始いたしました。

施設の長寿命化を図るため、今後も資源ごみのリサイクル化や、ごみの減量化に取り組んでまいります。

まちの発展には産業の振興が欠かせません。

曾於市は、畜産を中心とする農業の町であり、農業生産額をふやすことを本市発展の基本と掲げる中、平成29年曾於市農畜産物生産実績における生産額合計は475億2,022万4,000円であり、前年度比と比較すると20億7,655万6,000円、4.6%の増となりました。

畜産については、昨年開催されました全国和牛能力共進会において、鹿児島県が総合1位の団体賞を獲得し、鹿児島黒牛日本一の称号を得たことから、日本一大きな和牛モニュメントを道の駅すえよしに設置するなど、畜産の町のPRを継続的に行い、さらなる畜産振興に努めてまいります。

園芸作物等については、畑かんの水を活用した農作物の収量増、品質向上を図り、農家の所得の向上を目指します。

また、農家の経営安定を図るために加工、業務用野菜の取り組みをさらに推進をいたします。

保険事業、介護事業及び福祉事業につきましては、よりきめ細やかな推進を図るとともに、商工業振興と観光誘致事業の推進も図ってまいりました。

また、本市のゆるキャラであるそお星人とともに、市のPR活動に努める中、今後もそお星人と本市を全国的にPRできるよう取り組みを進めてまいります。

市民の健康づくりの場として、第2回悠久の森ランニング大会を8月に実施し、市内外から500人を超えるランナーが参加されました。

全国的に珍しい真夏のランニング大会として、多くのランナーが自然あふれるコースを楽しみ、また市のPRにもつながりました。

まちづくりは人づくりであり、本市発展の基本となるものです。

学力向上を最大の目標として、小中学校の学習環境整備を積極的に進めるとともに、曾於高等学校の発展にも積極的に関わっていきます。

例えば、国公立大学等へ進学したものに対する大学と進学祝い金贈呈事業を始めとする、各種事業を今後も継続して実施し、優秀な人材の育成に対しましても学校と連携し、支援してまいります。

平成30年度の予算編成は、平成29年度に引き続き市民の皆様に開かれた市政を目指すとともに、農畜産物の付加価値を高め、商工業の発展をさらに推進し、子供からお年寄りまで、笑顔が輝き、元気なまちづくりを目指すため、市民に優しい市政運営、人と自然を生かした活気あふれる地域づくり、教育文化を促進し、心豊かなまちづくり、人口増を目指し、地域活性化の推進の畜産物を生かした所得倍増のまちづくりの5つの基本方針として限られた財源の中で市民の福祉教育、暮らしを守るための予算として編成いたしました。

平成30年度の当初予算は、議案第29号から、第36号までとなります。

内容につきましては、それぞれの議案の提案理由で御説明を申し上げます。

以上で、施政方針を終わりますが、議員各位及び市民の皆様の御支援と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、日程第34、議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を231億3,400万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為について、7ページの第2表のとおり、期間及び限度額を設定するものです。

第3条は、地方債について、8ページから9ページまでの第3表のとおり、限度額を27億760万円とするものです。

第4条は一時借入金の最高額を20億円と定めるものであり、第5条は歳出予算の流用について定めるものです。

それでは、予算の概要について当初予算提案理由書により説明をいたしますので、1ページをお開きください。

前段は、国の予算及び地方財政対策、本市の予算編成の基本方針について述べておりますので、ごらんいただきたいと思います。

1ページの19行目からの予算の内容について説明をいたします。

予算規模は、平成29年度当初予算に対して9億4,800万円、4.3%増の231億3,400万円となりました。

まず、歳入については市税は市民税、固定資産税の増等により、4.8%の増の31億1,030万2,000円を計上し、地方交付税の普通交付税は合併特例措置の段階的縮減を考慮して算定し、77億4,900万円を計上しました。

国庫支出金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金等の増により、15.9%の増の27億563万2,000円を計上し、県支出金は過年発生農地・農業施設災害復旧費補助金等の減により、28.3%減の14億9,160万円を計上しました。

財産収入は、地域商品券売り払い収入等の増により、18.0%増の2億2,221万6,000円を計上し、寄附金は思いやりふるさと寄附金を10億円計上し、前年度と同額の10億500万3,000円となりました。

繰入金は財政調整基金の増等により、38.8%増の21億9,375万3,000円を計上し、市債についてはクリーンセンター施設整備事業等の増により20.8%増の27億760万円を計上しました。

次に歳出について、人件費は、委員報酬等の増により3.9%の増の29億1,710万円

となり、物件費は委託料や旅費等の増により0.1%増の34億3,963万3,000円を計上しました。

扶助費は老人福祉費や、児童福祉費等の扶助費の増により、1.2%増の41億6,849万4,000円、補助費等は商品券発行事業交付金等の増により、2.0%増の21億1,802万7,000円、公債費は4.0%増の31億9,591万1,000円を計上しました。

また、繰出金は、後期高齢者医療特別会計等への繰出金の減により2.3%の減の24億9,220万2,000円を計上しました。

普通建設事業債は、クリーンセンター基幹的設備改良工事等の増により、25.6%増の32億9,745万6,000円を計上しました。

このような予算規模で健全財政の維持を基本に、市民に優しい市政運営を行ってまいりますので、市民並びに議会の皆様方の御理解と御協力、並びに御指導をお願いするものであります。

次に、日程第35、議案第30号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

まず予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額を54億8,629万1,000円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は歳出予算の流用について定めるものです。

それでは予算の概要について当初予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

平成30年度の予算については、国保制度改革により、本年度から、県も保険者となり市町村と共同で運営することとなり、財政運営の仕組み等も大きく変わりました。

予算編成につきましては、国民健康保険制度の使命とその性格に鑑み、これまでの実績をもとに療養給付費、療養費、高額療養費、国民健康保険事業納付金等を推計し、それを賄うに足りる保険税を公平かつ、適正に賦課徴収することを旨としております。

また、療養諸費等は、年間平均の世帯数を対前年度比11.0%減の6,066世帯、被保険者数を対前年度6.7%減の1万241人として見込んだところであります。

予算総額は54億8,629万1,000円となり、平成29年度当初予算に対して14億5,233万7,000円、20.9%の減となりました。

次に、日程第36、議案第31号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

まず予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を5億7,627万7,000円と定めるものです。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

平成30年における後期高齢者医療特別会計予算については、平成30年度から31年度の保険料率を所得割率9.57%、均等割額5万500円とし、年間平均の被保険者数を8,407人として保険料等を見込みました。

予算総額は5億7,627万7,000円となり、平成29年度当初予算に対して860万3,000円、1.5%の増となりました。

次に、日程第37、議案第32号、平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について説明をいたします。

予算書の19ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を54億8,446万9,000円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は歳出予算の流用について定めたものです。

それでは予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

平成30年度における予算編成については、平成30年度から第7期計画が始まり、平成30年度から32年度までの給付見込みに対する新たな保険料を設定したところであります。

予算総額は、54億8,446万9,000円となり、平成29年度当初予算に対して3,165万1,000円、0.6%の増となりました。

次に日程第38、議案第33号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の23ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1億9,616万2,000円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為について26ページの第2表のとおり、期間及び限度額を設定するものです。

第3条は、地方債について、27ページの第3表のとおりで、限度額を1,540万円とするものです。

第4条は、一時借入金について最高額を1億円と定めるものです。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、11ページをお開きください。

公共下水道事業は、平成28年度で計画面積200haを概成したところであり、平成30年度は施設の維持管理及び下水道加入促進と公営企業会計移行作業を継続的に行

うとともに、新規事業として浄化センター汚泥処理事業に取り組んでまいります。

予算総額は1億9,616万2,000円となり、平成29年度当初予算に対して1,001万8,000円、5.4%の増となりました。

次に、日程第39、議案第34号、平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の29ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1億1,267万9,000円と定めるものです。

第2条は、地方債について32ページの第2表のとおり、限度額を2,300万円とするものです。

第3条は、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものです。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので12ページをお開きください。

平成30年度も引き続き国庫補助金や市債等、主な財源として50基を設置する計画です。

予算総額は、1億1,267万9,000円となり、平成29年度当初予算に対して153万8,000円、1.3%の減となりました。

次に、日程第40、議案第35号、平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の33ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1,820万4,000円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものです。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、14ページをお開きください。

平成30年度は、維持管理費用を計上し、予算総額は1,820万4,000円となり、平成29年度当初予算に対して181万9,000円、11.1%の増となりました。

次に、日程第41、議案第36号、平成30年度曾於市水道事業会計について説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の37ページ及び当初予算提案理由書の15ページをお開きください。

平成30年度予算は、平成28年度実績及び平成29年度実績見込みを基礎に編成をいたしました。

施設整備は、補助金を活用して、末吉上水道と末吉簡易水道を統合する施設整備工事が主なものであります。

第2条における業務の予定量は、給水戸数1万4,351戸で年間総給水量は374万

1,207トン、1日の平均給水量は1万250トンの予定であります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出につきましては、提案理由書に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

第5条は、企業債でありまして、限度額を1億5,000万円とするものであり、第6条は、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものであります。

第7条は、流用についての定めであります、第8条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金4,109万5,000円であります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を90万5,000円と定めるものです。

以上で、日程第6、議案第1号から日程第41、議案第36号まで一括して説明をいたしましたが、よろしく御審議くださいますよう、お願いをいたします。

終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、2月20日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時20分

平成30年第1回曾於市議会定例会

平成30年2月20日

(第2日目)

平成30年第1回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成30年2月20日（火曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第2号)

第1 一般質問

通告第1 上村 龍生 議員
通告第2 海野 隆平 議員
通告第3 久長登良男 議員
通告第4 伊地知厚仁 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重 久 昌 樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴 木 栄 一
4番 岩 水 豊	5番 渕 合 昭	6番 上 村 龍 生
7番 宮 迫 勝	8番 今 鶴 治 信	9番 九 日 克 典
10番 伊地知 厚 仁	11番 土 屋 健 一	12番 山 田 義 盛
13番 大川内 富 男	14番 渡 辺 利 治	15番 海 野 隆 平
16番 久 長 登良男	17番 谷 口 義 則	18番 迫 杉 雄
19番 徳 峰 一 成	20番 原 田 賢一郎	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 繼 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塙 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 觀 光 課 長	荒 武 圭 一

企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	持留光一
介護福祉課長	小園正幸	農業委員会事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一		
大隅支所産業振興課長	富吉浩幸		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○6番（上村龍生議員）

おはようございます。創政会の上村龍生です。本日は通告に従いまして、以下の4項目についての質問を行います。

まず第1項目め、近年では、最大規模の火災事案となったのではないかと思われます大隅町のアヤベ株式会社九州工場の火災事案について質問をいたします。

まず①火災原因について、調査中かもわかりませんが、わかる範囲で報告をしてください。

②人的・物的損害程度についても、こちらも調査中かもわかりませんけれども、わかる範囲で報告をしてください。

③建物——これは焼損建物の意味です。撤去費用の見積もり・取り扱い等について、検討中の物を含めて報告をしてください。

④今後の会社再建の方向性について現状を報告してください。

⑤市当局の再建支援策として考えられることを示してください。

⑥市当局の雇用関連の支援策について、これも考えられることを示してください。次に2項目め、職員の安全管理についてです。

①職員の安全管理は、最終的には市の安全管理にもつながると思うが、市長の認識を示してください。

②安全管理の中で、近年、公用車の事故が多発しているのではないかと感じます。近年の公用車事故の発生推移を横ばい、減少、増加傾向で報告をしてください。

③発生件数減少対策に向けた市長の考えがあれば示してください。

3項目め、市の財政状況についてです。

①曾於市合併初年度から現在までの財政の健全化の面から、財政状況の推移について説明をしてください。

②合併の効果について財政面から市長の認識を伺います。

③公共施設の建てかえ等、大型の財政出動が今後控えていますが、新たな財政出動が生じた場合、基礎の規模にもよりますけれども、計画的な運用による財政出動はどのように考えているか伺います。

最後に4項目めです。高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジについて。

①地域の人口減少対策の大きな要素に公共インフラ整備があると思います。高速道路、高規格道路、一般道、排水工事、水道、各種公共施設、病院等の整備です。

地域住民にとって生活環境の整備は、将来にわたってその地域での生活を守り、人口減少対策の一つの大きな手段であると思いますが、市長の見解を伺います。

②曾於市の財政状況で確認したとおり、合併当初に比べると今の財政状況は良好であると言えると思っております。公共施設の建てかえ等、今後大型の財政出動が予想されますが、計画的に必要なインフラ整備も盛り込むべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

③昨年8月とことし2月に地域住民から、橋野インターチェンジ設置の署名を添えての陳情がなされておりますが、市長の認識を伺います。

以上で、壇上から1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の一般質問に対してもお答えしたいと思います。

1、大隅町アヤベ株式会社九州工場火災事案についての①火災原因についてお答えいたします。昨年12月19日に発生しましたアヤベ株式会社九州工場の火災原因につきましては、発火の原因は特定されておりませんが、発火源については、集じん機であると聞いているところであります。

②、人的・物的損害の程度についてお答えいたします。

この火災における人的被害につきましては、出火当時10人の従業員が勤務しておりましたが、全員避難して無事でありました。また、出動した消防団員及び消防署員におきましても、けが等はなかったところであります。

物的損害につきましては、鉄骨平屋建て1万4,600m²が全焼いたしました。損害額については現在査定中ということでございます。工場建物及び製造機械がほぼ全焼し、製品の一部も焼失したところでございます。

③、建物撤去費用の見積もり等についてお答えいたします。

会社側の説明では、現時点では、がれき撤去の見積もりを建設会社等へ依頼中であり、まだ総額は判明していないとのことです。

④、今後の会社再建の方向性についてお答えいたします。

昨年12月26日の会社側の説明では、全ての建物が全焼し、膨大ながれきが残って

おり、その撤去に係る日数や費用、損害等の算定に時間要するため、再建したい気持ちはあるても現段階では言える段階にないとのことであります。

市といたしましては、再就職についてハローワークと連携するとともに、多くの従業員を雇用してきた工場なので、ぜひ、現地に再建してほしいことを伝えたところであります。

⑤、市当局の再建支援策についてお答えいたします。

本市においては、進出する企業や増設する企業の設備投資に対して、工業開発促進条例により設備投資額の10%、限度額4,000万円の助成を行っております。

アヤベ株式会社は、全ての建物や設備等が焼失し従業員も解雇されておりますので、今後同社が工場を再建し、新たに従業員を雇用する場合は、同条例に基づき支援したいと考えております。

⑥、市当局の雇用関連支援策についてお答えいたします。

本市においては、進出する企業や増設する企業が設備投資を行い、その設備投資に応じて雇用が発生する場合は、工業開発促進条例により、従業員1人当たり年10万円で最大3年間の助成を行っております。

アヤベ株式会社の場合も、今後、同社が工場を再建し、新たに従業員を雇用する場合は、同条例に基づき支援したいと考えております。

2、職員の安全管理についての①市長の認識についてお答えいたします。

職員の安全管理につきましては、かねてから所属長を通じて周知を行い、市職員としての節度ある行動と安全確保に努めているところであります。

また、市が管理している施設につきましても、常に安全管理に努め、市民が安全で安心して利用できるよう努力しているところであります。

市職員が、あらゆる面で安全管理を徹底することによって、市民が危険な場面に遭遇する確率が低くなり、最終的には市の安全管理にもつながると考えておりますので、同じ認識にあると考えております。

②、公用車の事故発生の推移についてお答えいたします。

公用車の事故件数について、もらい事故を含めての件数でお答えいたしますが、平成24年度は15件、平成25年度は8件でしたが、平成26年度は12件、平成27年度は15件、平成28年度は22件、本年度が1月末時点で15件であり、ここ最近は増加傾向であります。

2の③、発生件数減少対策に向けた考えについてお答えいたします。

現在の公用車事故件数減少に対する取り組みとして、全職員及び臨時職員に対するパソコン画面上に掲載しての周知や、毎月開催する庁議において安全運転の徹底をお願いし、所属長から全職員への周知を図っております。

また、毎年、曾於警察署の交通課長等による交通安全講習会を実施し、事故実例を交えた講話をいただいております。

さらに、最近の事故件数増加傾向を受けて、安全安心まちづくり指導員が、職員の交通違反、交通事故の現状や、交通事故を起こした場合の責任、事故やヒヤリハットなどの実例などをまとめた「職員による交通違反、交通事故の絶無に向けて」と題したリーフレットを昨年12月に作成し、全ての職員等に周知を図ったところです。

今後も、公用車、私用車を問わず、あらゆる手段を講じて交通事故減少、根絶に向けての取り組みを実施してまいります。

3、財政状況についての①市合併初年度からの財政状況の推移についてお答えいたします。

本市の財政状況につきましては、4指標を毎年度公表しております。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、平成17年度決算から平成28年度決算において、一般会計、特別会計及び公営事業会計の決算額が赤字でないことから、全ての数値なしであります。

次に、実質公債費比率は平成17年度が17.9%で一番高く、その後、年次的に減少し、平成28年度が5.5%となっており、全ての年度での国の示す早期健全化基準を下回っております。

次に、将来負担比率は、平成19年度以降の数値を公表しておりますが、平成19年度が73.9%で一番高く、その後、年次的に減少し、平成25年度が1.7%となっており、平成26年度から平成28年度までは将来負担額を充当可能財源等が上回っていたため、将来負担比率がマイナスとなり、数値なしであります。

3の②、財政面からの合併の効果についてお答えいたします。

市町村合併に係る地方財政措置として、まず、市町村合併推進体制整備費補助金4億5,000万円がありました。

次に、普通交付税の算定の特例があります。合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額は、合併後10年間については、合併関係市町村が、なお、合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後5年間については、激変緩和期間が設けられております。

次に、地方債措置として合併特例債があります。これは、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業に要する経費について、合併後15年間について借り入れできることが認められており、後年度の元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されております。

3の③計画的な運用による財政出動についてお答えいたします。

予算編成におきましては、住民サービスを提供するための支出に対して、市税や国県支出金、地方交付税等の収入を見積もり、不足する歳入については、基金の取り崩しや地方債の計上により予算を編成しているところです。

しかし、基金の取り崩しは限りがあり、また市債についても償還額が将来の大きな負担とならないよう、毎年度財政計画を見直し、市債額を計画しているところです。

今後、公共施設の建てかえ等の大型事業を計画する場合は、基金の計画的な積み立てと後年度の負担を考慮した市債の借り入れ、そして、後年度の公債費を減らすための繰り上げ償還や、償還に備えた減債基金への積み立てを行うことが必要であると考えております。

4、高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジ設置についての①地域の人口減少対策の大きな要素である公共インフラ整備について、お答えいたします。

公共インフラ整備は、経済成長を支える重要な役割を担い、生産性を向上させ、あわせて安全・安心な市民生活の基盤をつくる将来への投資として位置づけられておりました。

公共施設整備である市の道路・公園等については、総合振興計画に基づき長期的な視点で状況を把握し、計画的及び効率的な整備と、更新・統廃合・長寿命化等による適切な配置を図ることが必要となります。

これからは、財政負担の軽減・平準化とともに、官民連携による民間資本やノウハウを活用した公共施設整備を展開することが、地域活性化につながり、ストック効果を発揮し、人口減少の歯どめになると思われます。

市として、市民が安心して暮らし続けることのできる、まちづくりに積極的に取り組んでいきます。

4の②公共施設の建てかえ等、今後の計画的なインフラ整備の見解についてお答えいたします。

市の公共インフラについては、高度成長期に整備されたものが多く、老朽化による建てかえ時期を迎えている庁舎・学校・公民館・市営住宅等の整備が予想されます。

この公共インフラの整備は喫緊の課題ですが、財政計画・維持更新費を考慮せずにインフラ整備を進めれば、将来にわたり市民を財政的に苦しめることになります。

市といたしましては、過疎化の進行、人口減少など、厳しい見通しと将来の財政状況を見据えた長期的計画を策定し、市民に利便性の高い安全な公共インフラの提

供を継続し、将来世代にとって大きな負担にならないよう慎重に対応していきます。

4の③地域住民からの陳情書に対する認識について、お答えいたします。

都城志布志道路は、交通や生活の利便性、人口対策や救急医療への効果、災害等緊急時の防災対策、地域の農林畜産業の振興に大きな効果が期待できる事業です。

この県境区間の末吉道路橋野付近にインターチェンジを設置する要望が、地元から市及び鹿児島県に出され、大隅地域振興局と協議を重ねてきたところです。

現在の末吉道路の整備状況の中で、橋野インターチェンジの設置を要望した場合、末吉道路の工事進捗に影響し、完成時期がおくれることが懸念されます。

また、インターチェンジの設置による費用対効果・ストック効果等も調査が必要となります。市の多額の事業費負担と期間を要することで、市民の理解が得られるかが課題となります。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

それでは、2回目以降の質問に入りたいと思います。

まず、火災事案についてのところで、火災原因のところでありますけども、今調査中ということで、はっきりしたことは、いずれにしても申し上げられないということであると思いますが、この原因のところでは、ちょっと確認やら、ちょっとあるんですが、本来であればこの火災原因のところは、どんな原因にしても漏電にしても集じん機、これ、摩擦熱なんかも発生をしていて、過去にも2回か3回ぐらい火災が発生していると思うんですけども、ここで問題になるのは、要するに出火当時、初期の段階で消火のできる消防設備ですね、これについての設置が適法にされていたのか。それから、それに関連すれば、行政の指導としては、適切であったのかというふうなことが、多分、問題として出てくる。で、もし出してくれば、これが補償問題にもつながってくる可能性もあるというところの話だろうと思うんですが。

ここ、確認なんんですけども、総務課長どうわかるんですかね。消防団の方々の火災予防を含めた指導査察、通常は予防査察と言うんですけども、消防団の方々もされていると思うんですが、これは、この工場等は含まれていないという、私、認識を持っているんですけども、それでよかったです、ちょっと確認がてらお願いします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。市消防団による全戸査察でございますが、年2回、春・秋全国火災予防週間の期間中に実施するわけでございますが、確認をいたしましたが、工場への査察は実施していないということで、一般住宅について査察を実施しているということでございます。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

そうだと思います。ここは、アヤベのその消防設備の設置ぐあいや指導というのは、消防署のほうでしていると、向こうの管轄だということであると思いますので、これ以上の質問は差し控えますけれども。

市の当局としましても、今後の火災予防については、消防署と連携をしながら進めるべきではないかというふうに思っていますけども、市長の考えを、ちょっとお答えをお願いします。

○市長（五位塚剛）

今、全国的に、老人施設やいろいろなところで火災が起きております。とうとい命が奪われている現状を見て、消防署のほうも適時立ち入り検査なんかをして指導もしております。

また、市といたしましても、市と関係するいろんな施設等については、やはり消防署とも連絡を取り合って、予防体制についての強化を、推進を進めていきたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

で、次の2番目の損害のところなんですが、こここのところでは人的な被害が出なかつたと、これは非常にこの不幸中の幸いといいますか、人的被害がなかつたということはよかったですなというふうに思っているんですけども、物的損害の中で、多分全焼扱い、もう全てが、再生が不可能であるという判断で全焼になったというふうに聞き及んでおります。

で、先ほども申し上げましたが、このアヤベ工場は、過去に何回か、ぼや程度の火災事案は発生をしている。現に、私も経験もしているんですが、今回、この全焼までに至る、発展をした理由について、市長のほうが何か報告を受けておられれば、それをちょっと紹介をしてほしいんですが。

○市長（五位塚剛）

12月19日の火災が起きたときに、私も夜中の2時に駆けつけました。ほぼ、当初から朝方まで、随時消防団と一緒に消防活動に参加いたしましたけど、やはり、中の生糸が引火して、なかなか外から中のほうに水をかけるということが非常に難しい状況がありました。だから、中に消防団を含めて入るというのは非常に難しい状況で、やはり消防職員・消防団員の二次災害を防ぐというのが基本でありまして、延焼を防ぐための放水をいろいろやりました。結果的には、事務所等を含めて延焼がどうしても広がっていって、基本的なこういう大火になったという状況であります。

して、中にある物が、やっぱり燃えやすい物だったというのが大きな火災になったのじゃないかなというふうに思っております。

○6番（上村龍生議員）

状況としては、わからないこともありません。非常に生糸というのは油を含んでいて、水をかけてもなかなか浸透しないと、消火しにくいということも聞いております。ただ、ここはやっぱり、全焼になる前に何とかこの必要最小限といいますか、延焼を食いとめられなかつたのかという検証は、それぞれの機関、消防署なり分団でもですけども、しっかりとされて、次につなげる必要があるのではないかというふうに考えております。その辺のところもまた、考えていただければと思います。

この件の3番目のところです。建物、これは焼却した残りの撤去費用についてのところ、多分、恐らくいろんな動きがあるんじゃないかと思うんですけども、これ不確定的な金額、お話なんですが、物すごくこのざっくりした話で、7,000万円とも8,000万円とも撤去費用としてはかかりそうなお話も伺っております。については、この撤去費用の取り扱いが、非常にこの工場の再建築にも影響が出てくるのではないかということは、普通に考えて懸念をされるというところであります。

で、再建の方向性というところにもつながってはくるんですが、市として、何らかの形でこの撤去費用について支援ができる——支援と言うのは、財政的なこともありますけども、市の処分場で受け入れたりとか、多分いろんなことが考えられるのではないかと思うんですが、その辺のところ、もし、検討なり話が出ているようであれば、紹介していただけますか、できる範囲で結構です。

○市長（五位塚剛）

今回の火災によりまして、建物全体が鉄骨づくりであります。鉄骨の解体作業、また、屋根材を含めた鉄類関係の撤去、スレートとかいろんなものを含めたもの、あと、中には生糸の燃えたかすの処分、いろいろあります、市といたしましても何らかの支援はできないかということ、内部的に検討をしたところでございます。

今、会社のほうと連絡をとっておりますけど、4社の業者の方々に、どれぐらいでこの撤去、解体が全部できるかということの見積もりをとっておりまして、入札をしたいということでございました。産廃扱いということになると、県の施設のほうにお願いをしなきゃならないというふうに、そういう御意見もありまして、ただ、そこまでの運搬費が相当かかるということを大変心配しております。

最終的には、この全ての物を撤去する費用が、今、各業者がいろいろと見積もりをしている状況であります、まだ確定はしていないところでございます。

○6番（上村龍生議員）

作業途中ということで理解をしております。市として、こちらの撤去費用に関して、また支援ができる状況であれば、再建策と含めて、ぜひ一緒に検討をしていただきたいと思っております。

で、再建策のところも出ましたけれども、これは企業誘致との絡みといいますか、そちらとの関連でも関係があると思うんですが、ちょっとインターネットで調べてみたんですけども、「アヤベの大隅工場は鹿児島県で唯一の紡績工場」という記述がありまして、先般も紹介されたと思うんですけども、これに関連をすると、鹿児島県なり、国との関係で、何らかの支援策なりそういうところというのは考えられなかつたのか。そこまで見てなかつたら、検討してなかつたら、まだ、今後、ちょっとぜひ見てほしいんですけども、そこら辺のところ何かあれば、ちょっと答弁していただけませんか。

○市長（五位塚剛）

今回の火災が起きて、県のほうも大変心配をされております。また、私たち曾於市の中で80名を超える企業としても、やはり市民の生活を支えてきた大きな会社でありましたので、何らかの形で県からの支援もお願いしたいということで、県からも来て、いろいろアドバイスをいただいているところでございます。

まず、会社のほうの話は、全てあの建物を撤去して更地にした状態で、今後どうすべきかということを十分検討したいということを言われておりますので、市としても何らかの支援ができないかということも引き続き、努力をしたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

工場再建については、今後とも、ぜひ力を、市としても入れていただきたいと思うんですが、その80名の雇用をされていた人たちの今後なんんですけども、雇用関連の支援策についてで答弁もいただいたんですが、一部、これは教育委員会にも若干関係があるかもわかりませんが。

先般、今回の被災世帯の関係者の方とお話しする機会がありまして、今回の被災世帯の中に、現在子供さんが義務教育期間中であります、4月から公立高校への進学を控えた世帯も含まれているというお話をございました。で、その中で出た話が、子供さん達の就学に関して、就学支援ですね。工場が再建ないしは再就職をされるまでの間、何らかの支援を考えることができないんでしょうかねというようなお話をちょっととしたところ、向こうから出た話なんですけどね。

先ほど申しましたけども、これは当事者ではなくて被災者の関係者の方の話なんですが、アヤベで就業をされていて、ここでの収入がメインで生活をされておられた被災者にとっては、非常に切実な問題であります。授業料以外にも定期代とか、図

書代とか部活とか、いろいろな諸経費がかかると思うんですが、市長、これ何か、何らかの支援策できるできんは、即断はできないと思うんですが、何らかの形で検討をするということは考えられないですかね。

○市長（五位塚剛）

今回の火災が起きました、働いていた方々の再就職ということで、すぐにハローワークとも連絡取り合って体制をとったところでございます。

市内の建設会社を含めて、また、有明に今度開設されます外山木材さん初め、たくさんの企業の方々が雇用したいという申し出がいっぱいありますから、実質1月までは給与を支援してもらいましたが、その後いろんな企業が、就職先がありますので、まず、そういうところに勤めていただいて、引き続き収入の安定を図っていただきたいというのが、まず基本であります。

同時に、今言われるような具体的な個別の案件については、市としましても、また教育委員会のほうとしても、対応できるものについては対応できるんじゃないかなというふうに思います。それは個別案件で、具体的に相談をしていきたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

ぜひ、曾於市内の子供たちは私たちの宝でありますので、皆さんで、みんなで見守っていなければと思っております。

それでは2項目め、職員の安全管理のところに入りたいと思いますが、①のところの市長の認識、恐らくこれは私も同じであります。市の職員の安全管理は、やっぱり、最終的には曾於市全体の安全管理につながってくるということで、私も同じように考えております。

で、この2番目のその公用車の発生状況、最近、別にこの数字を自分で比べたわけでも何でもないんですけども、ずっと議会の中で報告がなされてきましたけれども、段々と、何か感覚的に多いなというのを感じておりました。で、今回質問をさせてもらったわけであります。

で、この対策のところまで含めると思うんですけども、ハイシリッヒの法則というのが、話が出てきましたので、最近の傾向としては増加、若干増加現象にあるのではないかということで、いろいろと対策を考えているという話がありました。

その中でちょっと、二、三確認をさせていただきたいんですが、まず、このよく知られている、このさっきの事故のヒヤリハットのところでハイシリッヒの法則と言われるのがあるんですが、ちょっとこれ紹介をしてみたいと思うんですけどね。このヒヤリハットに関連をして、一つの大きな事故、交通事故でも何でもいいんですが、一つの大きな事故・災害の裏には29件の軽微な事故・災害、軽微なですね。

大きなやつを含めると30件になるんですけども、軽微なやつが29件もあると。で、その軽微な事故・災害の裏には、重大なやつを含め30件ですけど、その10倍、約300件のヒヤリハット、ヒヤリハットというのは、御承知だとは思うんですけども、事故には至らなかつたもののヒヤリとした、ハットした事例、ですから、軽微な事故を含めてその10倍のヒヤリハット事案がありますということで、この重大事故を防止をするためには、この事故や災害の発生が予測されるヒヤリハットの段階で、段階的に対処していくことが必要であるというのが、このハインリッヒの法則と言われております。ヒヤリハットの事例などで、多分、話をされると思うんですけどね、この中で。

で、ここでちょっと質問なんんですけども、曾於市のその近年の公用車事故、我々も報告を受けているんですが、この交通事故の内容に関しては、死亡事故等の重大な事故は私、聞いてないんですが、重大な事故等の発生は、今のところはないという理解でよかったですかね。

○市長（五位塚剛）

この間、いろんな事故が発生しております。市の職員が、自分のマイカー、また公用車を含めて、死亡事故に至る大きな事故というのは、今のところは聞いていないところでございます。

○6番（上村龍生議員）

そうですね。今のところ私の認識としても、重大な事故はないと思っております。ただ、先ほど申しましたけども、軽微な事故と言われる事案は増加現象にあるというところで、さっきの話ではないんですけども、このところでやっぱり、何らかの対策を練らないといけないというところまでは、恐らく認識は一緒だと思うんです。

ちょっと話変えますけども、私ごとなんですが、先般も話したことがあるかもわかりませんが、私は、議員になる前に志布志市役所のほうで、危機管理の仕事をしていた時期がありました。そのときに、今の曾於市の体制と同じく総務課に安心安全まちづくり指導員——名称が志布志市のほうが若干違うかもわかりませんけども——として警察O Bの職員の方がおられました。その方が、これは恐らく先ほど答弁でもいただきましたけども、曾於市でもそのような業務をされていると思うんですが、この方が、交通事故予防対策の実技指導のほうもされておりました。内容的にはどういうことかといいますと、実技指導です。全市役所職員が対象なんですが、自動車教習所と同じような特設の自動車コースをつくって、そこで幅寄せ、バック等の再確認をさせていました。私もそれを経験、その実技に参加した経験があるんですが、私を含めて職員の意識が、実際にを行うことで変わってきたのではないかなどというふうに感じておりました。

曾於市の場合にもいろんな取り組みを、計画をされております。これはぜひ、またやっていただきたいんですが、これ、プラスアルファで全職員に向けて、何らかの、実際に体を動かして実際に感じる、何らかの方策を図るのが、より効果が上がるのではないかというふうに感じておりますけども、そのところ、市長、いかがですかね。

○市長（五位塚剛）

基本的には、1回目に答弁いたしましたように、臨時職員も含めて車の運転についての注意、それは職場長からちゃんと指導しているところでございます。

今言われるような具体的なことについて、総務課長がつかんでおりますので、答弁をさせたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。先ほど申し上げていました、例えば、ハインリッヒの法則等を中心に折り込んだリーフレットの作成をということで、③の答弁で申し上げましたけれども、この中身につきましても、安全安心まちづくり指導員が、ここ近年の市職員の事故の状況を分析していただきまして、つくっていただいたところでございます。

今言われました志布志市の状況につきましては、私はちょっと理解をしておりませんでしたけれども、今後、そのような実技指導が可能であれば、そのようなことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

ぜひ、実技まで含めて、聞くだけではなくて、やっぱり実技は大切な予防策になると考えております。ぜひ、そのように取り組みをしていただければと思います。

それでは、大きな3番目の財政状況のところであります。答弁の中身というのはよくわかりました。理解をいたしております。

で、ここでもちょっと私ごとの紹介になるんですけども、昨年の8月に、これは全国の市町村議員を対象にした研修会がございまして、「地方財政制度の基本と自治体財政」という研修を、自費なんですけども申し込みをして、行けるようになります、受講をする機会を得ました。

そのときに、当時の財政課長のほうから曾於市の過去10年分ぐらいの財政状況の資料をいただきまして、それを持ち込んでの研修を受けたんですが、研修内容は全国の地方議員の方が参加をされていまして、いろんな研修の中で、それぞれ自分たちの自治体の過去10年ぐらいの財政状況を調べる研修がございました。

そこでいろいろと、いろんなことを勉強したんですが、答弁の中でも財政状況の

中で将来負担比率と基金額比率というところでの答弁があったんですが、それをグラフにする、過去10年分ぐらいをグラフにして、どうなっているのかという状況を見る研修だったんです。その一つの研修がですね。それをちょっと見ていただきたいんですけども、これちょっとぱっと見て、見えますかね。議員の皆さんもこれちょっと見てみてください。これは右上のほうから真ん中のほうに数字がおりてきます。10年分ぐらいですね。この外側というのは基金額比率と、横軸が基金額比率、先ほど答弁がありましたよね、基金額比率と縦が将来負担比率です。どちらも外側の数字は悪い数字ですね。真ん中にくるほどよくなっているわけですね。これで見ると一目瞭然にこの10年分ぐらいよくなってきてている。というか数字ですね、外枠が悪くて内側がよくなってきてている。

おもしろかったのが、この研修のときにいろんなところから来ておられたんですが、大阪市の議員さんも来ておられました。大阪市も当時、10年ぐらい前、橋下市長時代に非常に財政状況が悪いというお話を伺っていたんですが、大阪市も同じような傾向でよくなってきてている。この10年ぐらいですね。

都道府県の資料も示されたんですけども、鹿児島県も全く同じような状況でした。約10年ぐらい前、伊藤知事さんの時代の財政状況は非常に厳しくて、ほとんど県道かれこれの補修等はできなかった。職員の給料等もかなり削減をされた時期があつたのかなということで、その努力のおかげで現在は曾於市と同じ。

これは、この真ん中付近というのは、大体ある程度の今の現状では、ある程度の財政出動ができる何らかの事業ができる状況、今はですね、今は。将来的なことは別ですけども。という状況まできたというような、一応研修の中でそれを確認をしたところでございました。

将来のことは別にして、こここのところでかなり厳しい状況が続いたんだけども、今はある程度改善をしてきたなというところまでの話なんですが、市長この辺のところいかが感じられましたかね。

○市長（五位塚剛）

合併は、最終的には3町で話し合いをして合併をしてきたわけです。合併によって一番、3町の中で別々に職員がそれなりにいまして、それでないとやっていけなかつたことを、一本化することによって職員を減らしていく中で財政状況を変えながら、またいろんな合併特例債を受けて大きな事業をやってきました。そういう意味でのメリットというのはあったとは思うんですけど、この間発表いたしましたように、曾於市については、将来負担比率は鹿児島県の中でもトップクラスのよい状況であります。

基本的には大きな大型事業を抑えていけば、余り借金はふえないわけですけど、

しかし、やはり市民にとって必要なものは、やっぱりやっていくということはあります。それについて財政的な裏づけをどういうふうにして持っていくかというのが大きな課題でありますので、引き続きそのあたりを考慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

○6番（上村龍生議員）

はい、今言われたとおりです。特に将来負担比率というのは、ここ二十七、八年マイナスがついていますが、私、数値が出なかつたんですけども、マイナスの6.6とかですね、ちょっと計算をする機会があつて数字を出してみたところですが、これは県内でも有数によくなっている状況です。

このよく改善をした状況というのは、今、市長が言われたように合併効果というのもあるんですよね、これはもう当然に。それプラスそれまでの市当局の努力、人員削減もあるし、いろんな努力によってこの指標が改善をしてきたというのも事実でございます。

その中でも、特にやっぱり合併効果というのが、いろんな特例措置の中で優遇措置がされたことが、特にまた特質をされるのではないかというような、この研修会での講師の方のお話も伺ったところです。

これはもう財政状況は3番のところまで一緒に含めての話になるんですけど、今後の出動が予想されるときには、計画的にどのような方向で、と言われても計画的に運用をしていくしかないと思うんですが、必要なところはやっぱり必要であります。

いつも話題の中で出てくるんですけども、選択と集中、事業に関しては、捨てるところは捨てるけれども、集中をするとところは集中してお金をかけて事業はしていくかというふうに思っておりますので、具体的な内容かれこれは今から出てくると思うんですが、その辺のところも今の状況がいいと、いいという状況というのはまあ恐らく32年度ぐらいまでの状況はまだ出しやすい状況は続くのではないか。

ただ将来的には非常に厳しい状況になってくるのも事実なんですが、先般、庁舎等の建てかえ等、市役所体制の再整備かれこれについても報告もいただいたところではあるんですけども、市長、もう1点だけですね、今のこの財政状況で、今の状況と将来の状況を考えて、再度財政運用について、基本的なところをもう1回答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

今後の財政運営については、財政課を中心として、各課から計画あるものをどうするべきかということを十分検討しております。

合併特例債は曾於市は171億8,230万円という数字をいただいておりましたが、こ

の間130億7,300万円ほどの事業をいたしました。こうなると残りは41億円であります。

合併特例債が32年度で一応切れることが、5年間延長ということで国のはうが、今、示してきておりますが、ただ合併特例債の金額をふやしてきておりません。ですから5年間延長になっても、市といたしましては今後、庁舎、公民館、また学校、いろんな市営住宅を含めて、老朽化の更新をするためには、なかなかよい事業がないというのが実態でありますので、今後については、やはり十分予算の執行についてもどうあるべきかということを、検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

それでは、4番目の橋野のインターチェンジ関連のところでの1番目のところです。

（「上村議員」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

ここで、上村議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、上村議員の一般質問を続行いたします。

○6番（上村龍生議員）

さっきの続きのその4番目のところの、①のインフラ整備のところでありますが、これもまた、私ごとの話になるんですが、これも昨年です。ある講演会で、京都大学の大学院の教授で、今の現第2次安倍内閣の内閣官房参与をされている藤井聰先生、土木工学が専門の先生なんですが、の講演を聞く機会がございました。その中で、インフラ関連の話が出てきたんですけども、関東、東京や大阪地区の発展は、これも相対的になんですけど、この鹿児島地区に比べると、高速道路やら新幹線やら地下鉄等も含めた鉄道も、それから、バスや航空機等インフラ整備が地方に比べると、格段に、数段進んでいるというのが一番大きな要素でありますと。で、それから言うと、この鹿児島を含めたこの地方のほうは、なぜ、もっとインフラ整備に力を注ぐように声を上げないんでしょうかねという話を伺ったことがございました。内容的には、そのインフラ整備が進むほど、その地域は発展をするというお話だつ

たと思います。

考えてみれば、鹿児島地方も大きなインフラ整備で言えば、九州新幹線の博多までの開通ですね。これ所要時間が、もう1時間半前後で鹿児島から博多まで行く。で、もう明らかに日帰りの出張等ができるようになったと。それから近場で言えば、弥五郎インターから鹿屋までの、この東九州周りの高速道路の開通によりまして、状況が一変をしていると。特に鹿屋方面から大隅方面に、私の知り合いで通勤をされておる方がおられますけども、物すごく楽になったということで、生活も一変した、精神的な負担も一変をしたというようなことで、これらのことと、また、鹿児島鹿屋地方の利便性が確実に増加をして、地域の発展も見込まれるという状況にはなっております。

ただ、これが曾於市にどれだけの波及効果があるのか、これ、未知数ではあるんですけども、市長の考え方結構なんんですけども、新幹線や高速道路網の整備については、どのように考えておられますか。

○市長（五位塚剛）

新幹線、また、高速道路については、住民の方々の要望、それによって、私は大事なインフラ整備はすべきだというふうに思っております。そういう意味で鹿児島まで新幹線が来まして、いろんな意味での経済効果がふえているというふうに思っております。また、東九州自動車道の整備についても、また大きな成果が出ているというふうに思っております。

今後については、特にこの都城志布志道路については、平成6年に計画策定して、今でもまだ、非常に、いつに完成できるのかということ、見通しができない状況でありまして、基本は多くの関連する自治体の皆さんたちは、一日も早い、早期完成ということで、そのことが地域の活性化につながるということで、今、お願いをしているところでございます。

○6番（上村龍生議員）

非常にこの波及効果、いろんな意味での効果があったというのは誰でもわかる、認めるところでありますよね。ただ、地元のインフラ整備については、いろいろと、これはもう財政的なところ、かれこれ課題があるというのも承知をしております。

で、それでも②のところの、これ1点だけ確認、市長の確認でいいと思うんですけども、今後、必要なインフラ整備については、その総合振興計画なり、かれこれに入れ込んで、今後とも、整備の必要性のあるものについては入れていくという、これは確認ですが、という確認はとってもよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

インフラ整備については、いろいろ内容が多岐にわたります。当然、市民の生活

を守るための道路の改良工事、当然今後も続くだろうというふうに思います。ですから、新しい道路をつくるというのはなかなかできませんけど、やはり、その基盤整備を含めたものは十分できると思いますので、それについても、当然ながら総合計画に載つけて、進めていきたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

で、最終的なその③のところに入るんですけども、当然これは、平成30年度の早期開通ということで確認をされているというところ、30年度だったですよね。

課長、確認、確認です。都城志布志道路。

○建設課長（新澤津順郎）

今の説明ですが、まだ、都城志布志道路の末吉道路については、まだ、開通の見込みがないというか、供用開始の年月は公表されていないということでございます。

○6番（上村龍生議員）

はい、はい。私の勘違いだったようですね。いずれにしましても、早期の全線開通というのを目指しているというところまでは、私も認識をしております。

で、これは後づけ工事になってもいたし方のない話なんですが、橋野のインターチェンジ設置についての陳情書ですね、これが上がってきています。これには1,000名を超える方の署名もついていると思うんですが、その内容を見てみると、少しだけこの紹介させてください。恐らく、見られていると思うんですが。

現在建設中の高規格道路都城志布志道路のインターチェンジは、都城市内には10カ所、志布志市内にも7カ所、建設を予定をされております。で、それに比べると、比べてしまうんですけども、曾於市内には、現時点では、櫛インターチェンジの1カ所だけの建設が予定をされていると。で、もちろん、全面開通になると橋野地区の、今の都城から志布志に抜ける一般道ですね。そこの交通事情がかなり緩和をされて、交通事故等の心配はなくなると、減るということは、もう十分に大きな効果があると思うんですが、それ以上に、この橋野インターチェンジに、橋野に、高規格道路のインターチェンジを設置することによって、いろんな効果が期待をされるという陳情になっております。橋野、川内、住吉、三枝地区の高規格道路へのアクセスの向上によりまして、都城志布志地区への車での移動時間の短縮、買い物、レジャー等が、利便性が図られてきます。で、これと関連をして、やっぱり、子育て世代の移住による地域活性化、空き家対策、人口流出防止等、いろんな効果が期待をされるという陳情がなされております。

この辺のところについて、市長のこの陳情に対する見解というのをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

昨年、地域住民の方々から陳情書・要望書をいただきました。当然ながら地域の方々は、橋野近辺にインターチェンジがあったほうが非常に利便性がいいということの思いだと思います。それについては十分尊重するし、理解をしているところでございます。そのことを前提として、県のほうともお話をいたしました。県のほうも、その内容については十分わかっていらっしゃいますけど、現実的に可能であるかどうかというのが、今後、問われるというふうに思っております。

陳情については、十分尊重したいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

ありがとうございます。検討していただければと思うんですが。

これも、公表されていませんけども、県の担当者とお話をした限りでは、今からの、多分、もし要望の内容に沿うような計画をするとなれば、後づけの形になるのではないか。それと、もう一つ大きな点は、市当局サイドからこの陳情に対しての、ぜひ、つくりたいという意向が伝えられれば、それによって計画もできないことはないというような、これはもう個人的な私のニュアンスですけども、というような話の内容は、個人的に確認はしたところであります。

それを含めてですね、最終的には費用対効果の問題にもなりますし、曾於市の今後の苦しい、苦しいといいますか、いろんな公共事業を含めて財政運営、将来的な見通しの中で、苦しい状況等も発生するというのも理解をしておるんですけども、しかしながら、その先ほどの答弁にもありました、必要なインフラ整備については、計画的な財政運営を図りながら整備をしていきたいという姿勢を、十分に出していただきまして、地元からこの橋野のインターチェンジ設置についての陳情がなされましたので、これらも重く受けとめていただきまして、前向きに検討していくだけようやく要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

大きく2項目について質問をいたします。明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、民間ホテルの誘致についてを質問いたします。

民間ホテルの誘致につきましては、昨年の9月の定例会におきまして一般質問をいたしましたが、いまだに何の進展もなく、半年が経過いたしております。昨年の9月の定例会では、曾於市の民間ホテル「ナガヤマ」の立地案が示されておりますが、市長の答弁では、銀行からのナガヤマに対する建設費、いわゆる融資のめどが立たず、ナガヤマとの話が前に進んでいないとの説明がありました。

また、昨年3月の定例会におきましては、曾於市旅館・ホテル施設条例が提案され、建築費補助金、雇用促進補助金など、議案のとおり可決し、本市への旅館・ホテルの指定に対する条件整備が整ったところであります。市民サイドでも、ビジネスホテルの建設についてはいまだに関心が高く、実現に向けての期待が大きいのも事実であります。市長は、2期目の公約の中に、ビジネスホテルの誘致と民間支援を強く打ち出され、その熱意のほどを伺うところであります。

そこで、質問の第1点でありますが、ビジネスホテルの設置については、当初、ナガヤマからの立地案で進められてきた経過がありますが、資金調達、建設計画を、資金計画を含めて、ナガヤマとの話し合い、どこまで進んでいるのか、具体性はあるのかお聞きしたいと存じます。

次に、2点目の質問でありますが、ビジネスホテルの建設については、ナガヤマオンリーではないとの見解も示されておりますが、他のビジネスホテルを誘致する用途はあるのか、誘致活動はされているのか、お聞きしたいと存じます。

次に、高原病院の移転問題と末吉中央公民館の対応について質問をいたします。

高原病院の移転問題につきましては、5年前、池田市政の時代に、高原病院より、駐車場の確保と病院の老朽化に伴い移転建設の問題、あわせて末吉中央公民館の移転と売却について要望書が出され、私も当時の池田市長に対し、要望書に沿って一般質問をいたした経過があります。そのときの池田市長の答弁では、「病院自体の建物の老朽化とあわせて駐車場も手狭になっており、外来患者や面会等駐車場の確保が大変困難になっている。当然、移転問題も考えられ、行政としての最大限の協力をすべき」と、答弁されておられます。

病院側もこの5年の間に、建てかえ用地に関しまして、曾於市内の幾つかの用地を検討されたとのことであります。街中心部にある高原病院は、隣接する末吉中央公民館及び公民館駐車場の確保が一番最適であるとの結論に至ったとのことであります。病院自体の建物の老朽化もますます進んでおり、JA・Aコープの新築に伴い、駐車場の利用、確保も難しくなっております。そこで、高原病院といたましても、末吉中央公民館の移転がかなうなら、末吉中央公民館と公民館駐車場ともども買収したいと強く希望されておられます。

そこで、質問の第1点であります、高原病院は末吉地域だけでなく曾於市全体の病院として、地域に欠かせない病院となっております。曾於市の中核的な医療の拠点としての高原病院の位置づけについて、まず、どのような見解をお持ちかお聞きしたいと存じます。

次に、2点目の質問であります、昨年、高原病院より市長に対し、病院の新築、駐車場の確保とあわせて末吉中央公民館と公民館駐車場の土地取得に関する要望書が出されていると思いますが、病院側からの要望書について、どのように受けとめられたか、答弁を求めたいと存じます。

3点目の質問であります、昭和37年に建設された末吉中央公民館も老朽化がかなり進んでいると思うところですが、そこで、お尋ねいたすところでありますが、今までの修理の経過について、お答えをいただきたいと存じます。あわせて、全体の建物の敷地面積、末吉中央公民館2カ所の駐車場の面積は幾らになるのか、それお答えいただきたいと存じます。いたしまして、1回目の質問といたします。

以上であります。

○市長（五位塚剛）

それでは、海野議員の一般質問にお答えしたいというふうに思います。

1の民間ホテルの誘致についての①資金調達や建設計画を含めた進捗状況について、お答えをいたします。

株式会社ながやま、代表取締役永山弘人氏から、以前提案がありました「ホテルそお」の事業計画を、再度検討をしていただきました。自己資金と金融機関からの融資や、また、民間企業からの支援などができるいか、協議中であるところでございます。

1の②、ナガヤマ以外でのビジネスホテルの誘致及び誘致活動についてお答えいたします。

神奈川県横浜市に、屋久島町出身の会社経営者がおられまして、本市のホテル建設について協力をお願いしております。引き続き、努力をしてまいりたいというふうに思います。

大きな2の、高原病院の移転問題と末吉中央公民館の対応についての①高原病院の位置づけについて、お答えをいたしたいと思います。

高原病院につきましては、昭和21年6月に診療所を開設以来、地域に根ざした診療活動を続けてこられ、地域住民の健康を支えてきていただいております。また、市の保健事業にも積極的に取り組んでおられ、介護老人保健施設である高原ナーシングホームも隣接されており、介護福祉及び高齢者福祉の向上にも尽力していただいております。

曾於市にとりまして、市民の健康及び命を守る大事な基幹病院の一つであり、高齢者福祉を支える介護福祉施設でもありますので、街中心部に位置することにより、市民にとって交通の利便性がよく、病院に対する地域住民の期待は大きいものと考えております。

②高原病院より提出された要望書についてお答えいたします。

高原病院は、現在の施設の老朽化により、新築建てかえを検討されておられました。病院の理事会及び患者様の希望として、末吉中央公民館などの土地を譲り受けたいとの要望書を受け取ったところでございます。

末吉中央公民館は昭和37年建設で、現在の耐震基準に満たしていないため、現地建てかえなどを含め、公民館施設整備検討委員会で協議を行っているところです。公民館施設の土地建物評価額を算出するため、平成30年度当初予算案に評価額鑑定委託料を計上させております。

市といたしましては、代替地などの条件を精査し、協力できるものは検討を進めていきたいと考えます。

③老朽化が進んでいる末吉中央公民館の概要についてお答えいたします。

まず、①今までの修理の経過についてですが、平成24年度に雨漏り修理と漏水修理を行い、平成25年度にトイレの洋式化や、高压区分開閉器取りかえ修理など、平成27年度が主に漏水修理で、平成28年度が雨漏り修理などです。平成29年度が電灯変圧器取りかえ修理、漏水修理など、老朽化に伴う修理が主なものです。

次に、②全体建物の敷地面積についてですが、公民館が建っている敷地は2,992.13m²です。

次に、③2カ所の駐車場の面積についてですが、公民館に併設する駐車場は約850m²で、第2駐車場は1,176.77m²となっております。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

それぞれ答弁をいただいたところでありますが、まず、民間ホテルの誘致について、2回目の質問をさせていただきます。

ナガヤマさんとの関係については、今答弁がありましたが、昨年9月の定例会以降、ビジネスホテルの設置に対しまして、当初はナガヤマさんから進められた話であったわけでありますけど、9月以降ですけど、ナガヤマさんとは何らかの接触があったのか。そしてまた、何回かまた話し合い等を持たれたのか。具体的な進展等はなかったのか、再度お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

昨年9月以降についてですけど、当然ながら、株式会社ながやまさんとは、この

ホテル建設についての会合を何回も開いておりますし、また、屋久島のほうにも、民間の方がホテルを建設されておりましたので、一緒に見に行ったりとか、また、横浜まで一緒に出向いてお願ひをするとか、いろんな形で接触はしているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

ナガヤマさん、当初ですよ、ナガヤマさんとの計画の中では、建物は約6階建てということで、部屋数も70程度、中に結婚式場や総合的な会議室と、これだけの規模ということになれば、当然建設費は7億から8億程度は、まあまあ資金調達が必要になってくるというふうに思うところであるわけでありますけど。

今も建設計画は現行のままなのか、それとも資金のめどが立たないといった中で、やはり、建設を縮小するというか、建物をですね、計画変更というとかは、当然考えてもいいわけですけど、そこらあたりの話し合いというのは、なされているのかどうなのか、お聞きしたい。

○市長（五位塚剛）

最初に、屋上にビアガーデンをつくったりとか、いろいろ計画がありまして、しかし、銀行のほうが、やはり七、八億になるとなかなか大変な状況でありましたので、市の企業誘致としての支援を受けられるように、最低限のことをクリアして、建物の階数、また、客室等を減らしながら、6億円規模の5階建てということで見直しをして、再度進めているのが今の状況であります。

○15番（海野隆平議員）

縮小した形ででも計画ということで、話し合いは進んでいるんだというふうな理解でいいわけですね。

最初、これも当初の話になりますけども、ビジネスホテルが浮上したときに、ほかのいわゆるビジネスホテル、例えば「ホテルAZ」とかですね、いうような話もあったんじゃないかなというふうに聞いておりますけど、実際、そのときの状況、AZとの関係、また、AZ以外にも何社かまた話があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私が市長になりまして、曾於市内にホテルをつくりたいという話は何社かありました。AZさんもダイワハウスを通じて相談がありました、市といたしましては、どうしても、市の観光客をふやすために、非常に、ビジネスホテルを含めたホテルは大事だと思っておりましたので、協力できるものは協力しますよということで、場所の選定とかいろんな形で折衝はしていきました。

一番具体的になったのが、末吉の道の駅の国道沿いに誘致の話が決まりまして、

ほぼ、確定のところまできたんですけど、最終的には、AZさんは、やっぱり末吉の街のほうがいいということで、ちょっと断念をされました。また、街のほうもいろいろいろいろ場所を選定をしましたけど、なかなか条件に合うものがなくて、できなかつた経過があります。

そのほかにも話はありましたけど、なかなかこれは簡単にいくものではありますんでしたので、状況として、そういう状況でございます。

○15番（海野隆平議員）

経過については、答弁を今いただいたわけでありますけど、今回の曾於市の旅館・ホテル・施設につきましては、5年以内という、いわゆる条例上の制約ということもあります。市長の9月定例会でも話があったとおり、市長の基本的な考え方ちゅうのは、何もナガヤマだけに固執しているんじゃないというふうな答弁じゃったというふうに理解いたしております。

先ほど、市長の答弁の中に、「神奈川県横浜市、屋久島町出身の会社経営者がおられ、本市のホテル建設について協力をお願いしております」と、こういうふうに答弁があったわけでありますけども、ちょっと具体的に、これ信憑性があるのかどうなのか含めて、ちょっと答弁いただきたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

この方は、屋久島にホテルを2つ持ついらっしゃる方で、大きな会社を経営をされている方でございます。曾於市にも来ていただいて、メセナの温泉近辺を見ていただきました。非常にすばらしいところであります。できたらナガヤマさんが仮につくるとしたら、いろんな形で応援をしたいということでもありましたので、この間、一緒に私たちもいろんなところの視察をさせていただいたところでございます。

最終的にはどうなるかわかりませんけど、全てその方が、建物から管理から全てすることも可能であるというふうに思っております。また、近いときに曾於市に来ていただいて、曾於市全体を見ていただいて、この内容については、また、お願いをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

屋久島に2つのホテルを持っていらっしゃるということの答弁だったわけですけど、会社名は、まだ、答える段階まではきていないんでしょうか。それと、先ほどの話の中では、ナガヤマとの関係もあるような話でもあったわけですけど、具体的にナガヤマさんとの関係はどうなのか。また、その話の建設計画というか、細かいここまで、どこまで進んでいるのか、あわせてお聞きしたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

安いビジネスホテルをつくったほうがいいのか、それとも、観光を目的とした、ちょっとゆとりのあるホテルをつくったほうがいいのか、2通りあると思います。私たちは、宿泊施設がありませんでしたので、安いビジネスホテルでもいいのじゃないかなという思いを持って、この間、検討をしてきました。AZさんもそうであります。どちらかというと、ビジネス風のホテルというのがAZさんのホテルでありまして、それも私は悪くはないと思っておりました。しかし、今非常に、鹿児島県全体に全国から、また外国から観光客が相当来ておりますので、やっぱり、そうなるとやはり中身のいいもの、曾於市の牛肉・黒豚・鶏肉含めた食材を、おいしいものを食べさせてもらえるような、そういうホテル経営、また、総合的に多目的な施設、結婚式場、また会議ができるような、そういうことも含めて、今検討をしております。

ナガヤマさんが全体的に全部しなきゃならないということは、ナガヤマさん本人もそういうふうには言われておりませんので、横浜の会社の方が、経営まで全部されるというのであれば、また、いろんな側面から応援をしたいということも言われておりますので、最終的には、この曾於市にそういうホテルをどうしてもつくりたいという、これがまた市民の願いでもありますので、それに沿った形での努力をしたいとは思いますけど、やはり、ゆっくりと、じっくりと進めていきたいなというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

概要については、今、答弁があったとおりだと思いますけど、その会社名ですね。に、についてはお答え、今の時点ではできないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

会社については、「エーエフマネジメント」という株式会社で、横浜駅のすぐ目の前にあるビルのあるところでございます。また、この計屋さんという——計算上の計で「はかりや」さんと言うんでありますけど、屋久島出身で屋久島空港の前に「まんてん」という大きな旅館・ホテルを持っていらっしゃる方であります。非常に、曾於市というのは非常にいいところですねということを言われておりますので、ぜひ、今後も、詰めた話を進めていきたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

具体的に、今、エーエフマネジメントというような形でお答えいただいたところでありますけど、会社の資本金を含めて会社の概要等については、これはもう当然、聞いてらっしゃると思うんですけど、ある程度会社の概要について、もし、お答えができれば答えていただきたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

それでは、ただいまのエーエフマネジメントにつきまして、会社の概要を説明いたします。

この会社につきましては、施設設備等の維持管理、経営計画の企画・立案、会計管理業務等のコンサル業務等行っております。そのほかに施設の賃借、建物の建設、不動産取得、そしてリゾート事業を行っております。

資本金は9,800万円でございまして、設立は1972年5月でございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

前向きに検討をされているというふうに理解いたしますので、このビジネスホテルの今後の進捗状況につきましては、我々も大変関心を持っておりますので、議員の皆さん方も今後どういうふうに進捗していくのか、非常に関心がありますので、それはまた、丁寧に、今後、全協等でも結構ですので、お答えいただきたいなというふうに思っているところであります。

ビジネスホテルの建設につきましては、市長みずからの公約でもありますが、その市民も非常に、先ほどもお話ししたとおり、期待感を持って、今、市民は関心を寄せておられますので、ひとつ、砂上の楼閣とならないように、このエーエフマネジメントですか、期待いたしておりますので、ひとつ、今後、十分な話し合いをしていただいて、曾於市のほうに、ひとつ誘致していただくような方向で、頑張っていただきたいなというふうに、この場よりエールを送っておきますので、ひとつ期待いたしております。

それでは、この件につきましては、一応質問を終わりたいと思います。

続きまして、高原病院の移転問題と末吉中央公民館の対応について、2回目の質問をさせていただきます。

最近、JA・Aコープ末吉店はリニューアルオープンいたしまして、いわゆる隣接する高原病院は、駐車場の確保が、ますます厳しくなっているなというふうに思っておりますが、病院自体の駐車場も、職員や外来の患者等もふえておりまして、大変手狭になっております。リニューアルしたJA・Aコープの混雑ぶりなど、最近高原病院を中心とした周辺は大変、状況が厳しくなっているというふうに理解いたしておりますが、市長は最近、あの近くを通られて、その状況をどのように見ておられるか、まずお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

JAそお、農協さんが、末吉の支店とAコープを今回リニューアルされました。非常に中身的にもすばらしい建物が完成いたしました。市民の方々が、たくさん、今、利用されておりまして、夕方には車のラッシュが続くような状況がありまして、

近くの高原病院さんを利用される方々も、大変苦労されているなというふうに感じております。地域の方々が、やはり買い物を含めて、また、医療の関係が街部にあるというのは、非常にこれは商店街を含めて大事なことであるというふうに認識しております。

○15番（海野隆平議員）

高原病院は、5年前から街中心部や郊外の移転先を含めて、検討されてきたとあります。病院内の理事会におかれましても、やはり、検討に検討を重ねた結果、やっぱり街中心部に残ることを決断をされたというふうに聞いておりますが。

そこで、再度お尋ねするところであります、病院としては、具体的に、市長との話し合いもあったと思うんですけど、具体的にいつまで移転したいのか、また、病院との建設計画と話し合い、具体的な話し合いで、出ていたらお聞きしたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

具体的に金額とか、いつから建設を進めたいとか、それはまだなっておりませんけど、まず、曾於市のあの建物が、駐車場も含めてどれぐらいの評価があるのかというのを、やはりちゃんと出すべきだというふうに思っております。それが出た段階で、高原さんのほうとも話し合いをしていって、最終的には、金額が、合意ができればその方向でいきたいと思います。高原さんの場合も、基本設計に約1年かかるということをお聞きしておりますので、今、ちょうどオリンピックが行われておりますけど、次の東京オリンピックの前後は、非常に費用が高くなりますので、その後になるのか、そのあたりは今後、検討になるんじゃないかなというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

今後、また、十分な話し合いがなされていくんだろうというふうに思っておりますが、一番ネックはやっぱり中央公民館ですよね。末吉の中央公民館がネックになってくるだろうと、駐車場を含めて、と思うわけでありますけど。

現在、末吉中央公民館は、いろんな各種会合とか曾於市の総合大学の拠点として、日々多く利用されているというふうにお聞きいたしておりますが、現在の中央公民館の利用状況ですが、社会教育課のほうだと思うんですけど、利用者数や利用目的など、具体的におわかりになれば、答弁いただきたいと存じます。

○社会教育課長（河合邦彦）

お答えします。平成25年度からの数字で申し上げますと、約2万人前後でございます。平成28年度が2万1,289人でございました。25年度につきましても約2万人という状況でございます。

○15番（海野隆平議員）

かなりの利用状況があるわけですが、曾於市内の公共施設につきましては、学校も含めて年次的に耐震化が進んでいるところでありますけど、各町、大隅、財部を含めて、その公民館ですね、まだ、耐震化がされていないと、耐震化の対象ではなかったかと思うところでありますけども、耐震化されていないというふうに聞いておりますけど。

そこでお尋ねしますが、公共性の高い、利用度の高い各町公民館でありながら、なぜ今まで耐震化されなかつたのか、耐震化の今後の計画はどうなっているのか。また、今後耐震化をされた場合ですけど、どれだけの工事費が必要となるのか、概算で結構ですので、お示しいただきたいと存じます。

以上3点です。

○社会教育課長（河合邦彦）

先ほど、末吉の中央公民館、昭和37年でございました。大隅の中央公民館は昭和43年に建っております。そして財部の中央公民館、昭和49年に建っております。それぞれ、かなりな経過しております。耐震診断につきましては、今後、来年度につきましては、予定はございません。

それと、先ほど利用者につきましてのご質問でございましたけども、文化協会、総合大学それぞれ、体育協会、青年団の方々が利用されております。

それと、耐震化の経費ですけども、経費につきましては算出しておりません。

○15番（海野隆平議員）

今、社会教育課長のほうから答弁がありましたけれども、また、耐震化の予定もない、また予算的な措置もされていないというような答弁だったというふうに理解するところでありますけども。

先般、2月16日です。先日ですけど、全員協議会におきまして、本所・支所機能再編及び庁舎整備、中央公民館整備に関する計画策定、スケジュール案につきまして資料をいただいたところでありますが、平成30年1月30日に中央公民館施設整備検討委員会作業部会が開催されております。主に社会教育課が中心になってされたというふうに聞いておりますけど、3つの中央公民館の現状と課題について、内容検討がなされているというふうに理解いたしておりますが、具体的にどのように検討されたのか、当然、いろいろ御意見等やら質問等出たと思うんですけど、検討された内容について、まずは聞きたいと存じます。

○社会教育課長（河合邦彦）

それぞれ、移転の場合、現状の場合、それぞれ意見が出ております。移転する際も、現状で改修する際も、それぞれ経費が出るということで協議されております。

○15番（海野隆平議員）

耐震関係のほうは、何も意見は出なかつたんでしょうか、耐震については。

○教育長（谷口孝志）

ただいま、課長のほうから答弁をいたしましたが、この3つの中央公民館については、今後の整備計画につきましては、議会のほうにも報告があつた本所、それから支所等の、今後の計画と抱き合わせながら検討しなきやならない点がありまして、また、いわゆる公民館だけを独立して移転なり、あるいは、その立ち退きをするか、あるいは本所・支所等と絡めて、整備と絡めて対応していくかということについては、まだ検討中であります。そのため、今課長が申し上げたように、例えば具体的な予算の経費とか、そういうものについては、まだ、数字が上がつてないところであります。

○15番（海野隆平議員）

今、教育長のほうから、ちょっと詳しく答弁をいただきましたが。

2月1日に、第1回中央公民館施設整備検討委員会が開催されております。協議内容として、委員会としての公民館施設整備基本計画案の承認というふうになっているわけでありますけど、当然これには、委員として両副市長、また教育長、合計11名の方が委員になっていらっしゃいます。当然、3公民館の中で、特に末吉公民館については、高原病院より土地売却の要望等やら出ておりますが、どのように計画案、この計画案につきましては承認されたのか。承認案としても承認というような形になつてゐるわけです。なつてゐると思うんですけど、どのような形の承認だったのか、お答えいただきたいと存じます。

○社会教育課長（河合邦彦）

中央公民館の基本的な考え方としまして、公民館敷地を現在探しております。そして、公民館を譲渡する予定で話は進んでおります。

○議長（原田賢一郎）

海野議員、続行します。

○15番（海野隆平議員）

代替地を見つけているというような答弁だったというふうに、末吉中央公民館は、今後の計画としては、一応、売却をめどに移転先を、今、見つけてるんだというような受け取り方でよろしいんでしょうか。

再度確認します。

○教育長（谷口孝志）

ただいま、議員のほうからありましたような方向で、基本的な考え方としては、よろしいかというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

1年先の問題は、今答弁いただきましたけど、あわせていえば移転となると、当然市民への理解、そしてまた公民館役員との話し合いや条例上の問題、土地の評価の問題、そして議会への説明など、クリアしなけりやならない問題が多々出てくるというふうに考えておりますが、具体的に、ここで答弁できないかもしれませんけど、大体、移転先、大体のところは、ある程度はここら辺かなというのは、話し合いが出ているんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この末吉の中央公民館の今後の問題については、もう今、ずっと説明がありました。同じところに壊して建てかえをするにしても、莫大な費用がかかります。その壊した後の、新築するまでの間、当然ながら住民の皆さんたちは使えないことになりますので、そのことも考えなきやなりません。ですから、私たちは総合的に判断をしながら、一番いい方法は何かということを、検討を、今、始めているところでございます。

当然ながら、最終的に高原病院のほうが、私たち行政が提示した金額で買いたいというふうになれば、それを前提として、私たちは新たな土地を探さなきやなりません。それは、市民にとって、また、特に末吉の皆さんたちが利用しやすい場所に、また、中部公民館の皆さんたちも利用されておりますので、そういうのを総合的に、今、検討しております、まだ確定した場所はありませんけど、大体の一つの案は持っているところでございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

前向きな答弁をいただいたところでありますが、高原病院は5年前から、現在の中心部から郊外への移転を含めて何度も検討をされたというふうに聞いておりますが、昭和21年に街中心部に建設された高原病院は、地域に密着した医療の拠点として、地域に貢献されているところであります。地域医療だけでなく地域経済の要として、十分な役割を果たされており、街中心部での高原病院の存在意義というのは、大変大きなものがあるというふうに理解いたしているところであります。

街中心部にある末吉中央公民館も、私はその必要性、当然、移転先の問題から今後されていくだろうというふうに思います、そういったことも十分考慮していただきながら、街中心部へ移転を希望される高原病院側とも、今後、十分な話し合いを持っていただきまして、実のある決断を出していただきたいというふうに思っているところであります。

市長の、先ほど前向きな答弁をいただいたんですけど、もう一度決意のほどをお

聞きいたしまして、私の一般質問を終わりたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

高原病院さんにつきましては、理事会等を含めて病院の先生やいろいろと検討されたようでございます。最終的には、今のところ、近辺を、やはり利用される方々の最も願いであるということ、また、商店街、商工会の皆さんたちも、高原病院さんについては、あの場所、近辺に残ってもらいたいという願いがありますので、私たちも行政ですので、問題が起きないように、当然、十分ながら協議を進めていって、最終的には議会の相談を受けて、前に進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は、おおむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○16番（久長登良男議員）

ことしは第23回冬季オリンピックが韓国の平昌で開催されております。一生懸命に頑張っている選手の皆さんをテレビで拝見するときに、祝福と拍手を送らずにはいられない心境です。日本選手団の皆さんのお躍を期待してやみません。

昨年は選挙の年でありました。その関係でもあり、市内の津々浦々まで足を運ぶよい機会でもありました。空き家と一人世帯が多くなっている事実に驚きを感じました。

それでは、先日通告いたしておりました一般質問として、消防行政についてと農業政策について及び財部駅周辺の開発についてお伺いします。

まず、消防行政についてお伺いします。

まず1番目として、大隅曾於地区消防組合財部分署新築又は改修事業の考え方をお伺いします。

2番目として、建築場所はどこを計画しているのかお伺いします。

3番目として、建築のめどはいつを考えているのかお伺いします。

次に、農業政策についてお伺いします。

1番目として、農地の区画整備及び圃場整備への取り組みへの現状はいかがかお伺いします。

2番目として、圃場整備に取り組む地域が何ヵ所あったのかお伺いします。

3項目めとして、財部駅周辺の開発についてお伺いします。

1番目に、屋台村構想はどのように考えているのかお伺いします。

また、駅周辺は空き家も多く、商業地域としての機能が發揮されていない状況である。どのように認識されているのかお伺いします。のことにも関連しますが、曾於市都市計画マスターplanの考えをお伺いします。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、消防行政についての①大隅曾於地区消防組合財部分署の新築又は改修事業の考え方についてお答えいたします。

現在の財部分署は昭和54年2月に建築されており、建築後39年が経過していることから施設の老朽化に伴い、移転改築をする予定であり、当初予算において必要予算を計上しているところであります。

②建築場所についてお答えいたします。

建築場所につきましては、昨年度建設いたしました財部中央分団詰所に隣接する市有地に建築する計画であります。

③建築のめどはいつを考えているのかについてお答えいたします。

平成30年度に入ってから実施設計と地質調査を実施し、10月から本体工事に着手し、来年3月には完成する予定であります。

2、農業政策についての①農地の圃場整備の取り組み状況についてお答えいたします。

直近10年間の圃場整備の状況は、県営畑地帯総合整備事業で2団地34.1ha、県営中山間地域総合整備事業で6団地46ha、県営農村振興整備事業で6団地28.67ha、県営特殊農地保全整備事業で1団地38.5ha、団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で2団地15.2ha、合計17団地162.47haの圃場整備を実施しております。

②圃場整備に取り組む地域が何ヵ所あったのかについてお答えいたします。

直近10年間で17団地が圃場整備に取り組んでおります。

3、財部駅周辺の開発についての①屋台村構想についてお答えいたします。

屋台村構想は財部地域の活性化を目的として、市長選挙での公約の1つであります。

特に、曾於市の北の玄関口であります財部駅を生かすとともに、地産地消も含め、

地元食材を活用した居酒屋などが入った屋台村を検討しております。

この屋台村構想につきましては、平成30年度に設置する商店街活性化検討委員会で協議を進めながら、民間の力を活用した取り組みを進めていきたいと考えております。

3の②空き家状況の認識についてお答えいたします。

御承知のように、曾於市内においても空き家が多い状況であります。財部地区の財部駅周辺についても大変多くの空き家があり、特に県道2号線と市役所財部支所前通りの間に相当数の空き家が多い状態だと認識しております。

③曾於市都市計画マスタープランの取り組みについてお答えいたします。

曾於市都市計画マスタープランについては都市計画法第18条の2に基づく計画で、合併前に旧3町ごとに作成していた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を見直したものです。

これまで個別に展開してきたまちづくりを曾於市総合振興計画に基づき、新市として都市計画のあり方を検討し、目指すべき将来像を描くとともに、その実現のために施策を明確にすることを目的とします。

この都市計画マスタープランはおおむね20年後のまちづくりの方針であり、今回は市民の意見を反映させるためにアンケート調査を実施いたしました。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

今、1回目の答弁をいただいたところでございます。

それでは、2回目の質問として消防行政の①番目について再度お伺いしますが、これは今年度の30年度当初予算にも財部分署の建てかえの委託料が1,056万7,000円、建物が8,007万6,000円ということで計上されておりますので、建てかえるんだなということは認識をしているわけですが、これも、私も消防議員としての中でもお伺いしたところですが、あれは消防長のほうにお伺いしましたので、今回は市長のほうにお尋ねをしてまいりたいと思っております。

その中で、4年前だったと思いますが、今の現在のところは古くなってひびも入って非常に悪くなつたということでどうするか、そこに建てかえるかあるいは別の場所にという問題も出されましたので、私としてはあそこよりも財部は土地が多いから、別なところに移転したほうがいいんじゃないかということも提案もしました。そのときに。そういうことで移転にされるんだろうなということは思っておったわけですが、今回、今、答弁を聞いてみると場所的には中央分団の隣ということで、あそこの場合は県道2号線の信号機にも面しているし、あるいは中央分団の駐車場もあそこにつくるとなるんじやないかということもいろいろ住民の方々から私

にそういう意見等も来ております。そういうことを踏まえて今回は、一般質問をし、市長の見解をただすわけですが、その中で私は、あそこにつくるなということじゃなくて、どこにか移転をしていい場所を探さんといかんなあということを前々から思っておったわけですが、そのことについて移転ということでなっておりますから、1番目は今答弁されたとおりでございますが、建築場所のことですが、場所はあそこが最適という形で市長は考えているのかどうかを再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

土地取得をするときに中央分団の詰所と消防の分駐所と一緒にできないか、計画がどうしてもありましたので、そのことを踏まえていろいろ場所を検討したところでございます。ほかにも場所を検討いたしましたけど、最終的にはあの場所が一番ふさわしいというふうに思っているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

ふさわしいということですが、信号機の隣ですよね、仮に大型車両が赤信号でとまっておった場合に、何台かとまった場合には救急時の場合は出動が非常に困難になる、あるいは今度はあそこは小学校のスクールゾーンでもあります。

そういうことを考えたときに、もし救急車が出動するときに支障は来たさないのかなというのをみんな財部の市民の方々が心配をされております。

そういう心配は考えられなかつたのかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

消防団の詰所、また、消防署の施設を含めて全国的には交差点にあるところはたくさんあります。大崎の分署も信号機のところでありまして、信号機が仮に赤だった場合は、緊急のサイレンを鳴らしてちゃんとできるようございます。基本的には問題がないというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

問題はないということのようですが、市長の考えは問題がないと、私が聞いているところでは問題があるということを言われるわけで見解の相違ですから、これはもうやむを得んわけですが、そうした場合にですね、今度は中央分団の人たちはみんな、個々銘々、緊急時には車でくるわけですね、そのときの駐車場の確保というのも今度は必要ではないかなというふうに思うわけですが、そこを考えたときに、今のあそこの空き地のところは駐車場に利用されているんではないかというふうに思うわけですが、そこらあたりの一貫性というか、どういうふうに理解すればいいか、これを再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

現在、財部分署があるところは敷地面積592m²で、その中に駐車場を設けてお

ります。

今回の場合も同じぐらいの面積でありまして、基本的には消防署の方々の駐車場としても十分利用できます。

また、消防団の方々の駐車場についても基本的には問題ないと思っておりますけど、万が一、今後、駐車場が足らないという場合は検討はさらにしていきたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

市長は議員のときには、そこの住民の意向調査をしたり、あるいはアンケート調査をよく言われておりましたが、今回はあそこの消防署移転に伴う意向調査とか、そういうアンケート調査そこまでは考えられなかつたのかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

地域の方々に対してアンケート調査はしておりませんけど、消防団の方々、また消防署の方々に現地の説明をいたしまして、両方とも了解をしていただいているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

了解をされておれば、もう私が幾ら言ってもどうしようもないわけですので、市長の考え方じゃなくて、その人たちの意向も反映された上での移転ということで御理解すればいいですか。再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

市が施設をつくるときは、そこで利用される方々の基本的な考え方聞いてするのが、これ当たり前のことだと思っております。

当然ながら、そこを利用する中央分団の方々、また大隅消防の方々の意見を十分聞きながら決定をして進めてきましたので問題ないというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

問題がないということのようですから、これは40年、50年後までここを家をつくれば利用しなければならない施設であろうというふうに思っておりますから、問題があつてから、ここを取り壊してまた再度別なところにつくるということはもうできないわけですので、そこらあたりは十分調査の上での市長の決定というふうに御理解すればいいということで認識してもよろしいわけですね。

○市長（五位塚剛）

はい。そのとおりです。

○16番（久長登良男議員）

そうしたら、消防行政については今、市長がもう何十年たっても問題はないということのようですから、これ以上は、御質問はしませんが、次に、2番目の農業政

策についてお伺いしますが、農業行政については曾於市の未来を考えるときに農業政策なしに未来はないと思います。

少子高齢化や人口減が叫ばれて久しい農山村を現状放置してきた感さえするということであります。

以前は毎日汗を流し、田畠を耕し農家の皆さん世代を超えた営みが我が地域ふるさとの豊かな山々を守り、地域が誇る特産品を生み出し、そして我が町の美しい田園風景がありました。長寿国日本が世界に認められています。このことから日本人の食文化に注目を示し、安心安全おいしい農畜産物に注目が集まっているようです。このようなことを考えたとき、次世代につないでいくことも大事なことであろうと思いますが、その中で今の、放置されつつある農地をどのように守っていくかというのが、今、私たちに課せられた課題であろうというふうに思うわけでございます。

その中で国では、いろんな農業政策の中でもありますように今回29年度、国の予算を見てみるとTPP関連等予算でも計上されておりますが、その中の私が質問通告をいたしております農地の区画整備事業、そういうものに多額な国は予算を計上し進めようとしております。というのは外国の農産物に打ち勝つためには、やはり大型農家を育成し育てていかなければいけないということの狙いであろうというふうに思いますので、そういう観点から質問をさせていただきますが、曾於市内にもまだまだ今さっき1回目の答弁でありますように、随時10年間で整備がなされております。最近でも坂元地域とか財部の杣比野の圃場とか、そういうものが計画的にされてきておったわけですが、今後も水田あるいは畑地の区画整理あるいは圃場整備をしていかなければ荒れ地がたくさん出てき、放置地が進んでいくんじやないかなというふうに思うわけですが、このことを考えたときに9月の定例会で申し上げましたように、そういう圃場整備をする箇所がまだ曾於市内にもあるんじやないかというふうに思いますが、そういう圃場整備をする計画、今後そういうところの会合というのは開催されなかったのかどうか、9月から2月までですが、その間の推移というものをお聞かせしていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今言われる様に、市内におきましては圃場の狭いところがたくさんあります。

場所によっては大隅町南校区を初め、かなりのところで今農家の希望に沿った整備事業を取り組んできております。

今後の整備事業について、やはり計画をしなきやなりませんので、そのための対策を今、進めているところでございます。

それでは、耕地課長のほうから計画について答弁をさせます。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、今後の圃場整備の予定について答弁させていただきます。

今後、県営事業の畠地帯総合整備事業、それから、現在、今、大隅で中山間地域総合整備事業を実施しておりますが、その次の対策のまた中山間地域総合整備事業等で圃場整備を実施していく予定でございます。

今、計画をしている団地としては14団地を計画しているところでございます。

全て実施できるかどうかはわかりませんが、現在のところ14団地を今後整備していく予定でございます。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

14団地ということでありましたが、これが土地改良区あるいはその地権者の同意を得ておれば9月に私が申し上げたとおり、今の農政政策の中ではいろいろな恩典というかそういうものを国もいろいろ手助けをしておりますので、それに向かって地域の人たちと話し合いをしておかないと、災害が出てからは、また後手後手に回るんじゃないかなというふうに思うわけですが、そこらあたりを早く地域の人たちへ土地改良あるいは地域の地権者あるいは土改連そういうもろもろの機関と話し合いを進めていかなければいけないというふうに思っておりますが、この14団地の中で、そこまで進んでいるのかどうかお伺いします。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。この14団地全てでまだそこまで話し合いはできておりませんが、5団地につきましては、地元との説明なりそういうものはしているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

14団地の5団地が進められているということですが、この以外にも市のほうで14団地以外にも区画整理あるいは圃場整備をすれば、まだまだ有効活用ができるんじゃないかなというところをあるんじゃないかなと思いますが、そういうところはないか、またこの14団地以外にそういうところはないかお伺いします。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。圃場整備をするにしましては、まず地元の合意形成というのが一番大切でございます。ということで、私どもから見まして、ここは圃場整備をすればいいなというようなところはございますが、まずは地元のまとまりというか合意形成、それが第一番でございますので、そういうところがありましたら、また国・県の事業を探して圃場整備ができるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

そうしたら市長にお伺いしますが、まだ耕地課のほうで見ると曾於市内には、そういう箇所が14団地以外にもあるということですが、来るんではなくて、市長みずからがそういうところに出向いて、その集落の人あるいは地権者そういう土地改良の人たちを集めながら、そういう国の制度はこういうのがありますよとかあるいはこういうふうにすれば立派な形になっていきますよとか、そういうものを座談会的にする考えがないかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市長として、予算が可決されますといろんなところで事業の説明をする機会があります。またいろんな校区単位でいろんな会合がありますので、この間いろんな報告はしております。

基本はやっぱり農家の方々が自分たちの今の圃場の状況を見て将来的にどうあるべきかという認識が変わらないと、これは行政から上からの一方的なやり方ではこれうまくいきません。当然ながら、今後いろんな課題がありますので、機会あるごとに事業の話やら、また将来的な農家の実情を踏まえていろんな形での意見は申し上げていきたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

私が押しつけをすることじゃなくて、こういう事業がありますよというそういう説明を地権者、農家の方々にしないと、そういう地権者、農家の方々はどういう制度があるのか、どういう事業に乗つかればいいのかそういうのがなかなか難しいのではないか、理解しにくいのではないかというふうに思うわけです。そういう国の事業、あるいは県の事業を市のほうで熟知しながら、こういう事業にこをすれば圃場整備は安くですよ、こういう事業であればお金はいりませんよとか、そういうことを説明をするべきであろうというふうに申し上げたとこであって、そういうのを頭から地権者の方々にここはこうしますよということじゃなくて、そういうまず糸口というかそういう形で圃場整備の内容を区画整理のそういうシステムというものを知らしめる行政としての役割を果すべきではないかなというよう思うわけですが、そのことについて再度、そういう取り組みを考えているかどうか、する意向があるかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今後、特に北部畠かん地域については、圃場が狭いところが非常に多いです。だから、水を使った農業を今後展開していくためには、土地改良事業と一緒に取り組みながら、水を使った農業が非常に大事であると思っております。

当然ながら、農家の実情を含めながら、また地域の状況を含めながら、そういう希望があるところについては当然ながら行政としても支援をし、進めていきたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

来てからの待ちの姿勢じゃなくて、やっぱり攻めの姿勢でそういうものを進めていかなければ、おくれていこうというふうに思いますので、今後そういう一体となってですね、昔は普及所、今は畠かん事務所ですか県のほうは、そういうところやら農協やらあるいは各種団体そういうところと行政と一体となっての取り組みが必要であろうと思いますので、市長のリーダーシップを発揮しながら、そういう地区には出向いていろんな事業の説明をしていただくことを大いに期待して、次の項目に入りたいと思っております。

3番目ですが、財部駅周辺の開発についてということで、これは合併当時から財部の駅を私は余りいい言葉ではなかったなあというふうに思っておりますが、北の玄関口ということで、開発をしなければいけないということでいろいろ言われております。

私は北の玄関口ではなくて、交通の玄関口であろうというふうに私なりには理解しているところであります。というのは、財部には駅が3つありますが、その中でも市長は前の同僚議員の一般質問の中で、特急をとまらせる計画を持っているようなことも言われましたが、今回のJRの改正をダイヤ改正を見てみると財部駅を通過する改正はないなというふうに安堵感を思ったところでありますが、このことについて市長の認識をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回のJRのダイヤ改正に向けた説明がされております。

JRとしても非常に財政的に厳しいという状況の中で見直しをされるようでございます。

私たちは引き続き財部駅を中心として特急がとまれるように、地域としてやはりそれを体制をとらないと特急はとまりませんので、引き続きその努力はしていきたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

特急をとまらせるためにはどういう手立てがあるかということで、私も考えて、眠る前に考えるわけですが、市長はとまらせる手立てとしてどのような考えを持っていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

特急を財部駅にとまらせるためには利用客をふやすしかないというふうに思って

おります。

悠久の森のジョギング大会、またいろいろな行事等には臨時で今、とめていただいております。要するに、そこの地域を利用する方々が、また、鹿児島・宮崎から電車を使ってもらえばJRとしても検討はいたしますということを言われておりますので、そのような利用客をふやすということが一番の最重要じゃないかなというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

みんなそういうふうに思うわけですよね、利用客をふやすと、その中で鹿児島に出張が職員含め幾らくらいあると思いますか。

○市長（五位塚剛）

市の職員が鹿児島に出張するというのは相当数あると思います。

今は高速を使った車での公用車での出張が多いというふうにも、実数は今、ちょっと統計的に出でていないところでございます。

○16番（久長登良男議員）

高速を使えばJRは使わないですから特急は乗らないということですね、普通列車も乗らない。普通であれば1人で行く場合にはJRを使うような、そういう庁舎内でも検討をしないと量はふえないと思います。というのは、何人も乗るときに行くときには車で行ったほうがコスト的にも安くつくわけで、そっちのほうがいいと思いますが、私なんかも言う以上は、鹿児島に出張があるときには極力JRを使いながら、駅が近いということもありますが、そういう形で鹿児島まで行ってタクシーでそこの現場まで行ったりすることも1年に何回かあるわけですが、みずからそういうのを示さないと、自分たちは高速道路を使って、人には「JRを使わんと、こりや特急がとまらんぞ」ということを言ってもおかしな話ではないかなというふうに思いますので、今後そういうのを検討しながら、自分たちみずからがそういうJRを使って少しでも利用客数をふやして、急行をとまらせるようなシステムづくりをしていかなければいけないのではないかというふうに思うわけですが、このことについて何か御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今の財部駅を利用されるお客さんは、国分のほうに子供たちが通学で使われているのが、大部分でございます。そのほか都城、鹿児島まで一般のお客さんが利用されるのをよく見ております。

今後、その鹿児島まで行って鹿児島からまたタクシー使って限られた時間の中の制約はありますけど、利用が可能な限りは利用してもいいと思いますけど、なかなかそれは現実的には難しい部分があるんじゃないかなと思っております。

やはり、問題は曾於市に観光客を呼ぶ、またいろんな駅前といいますか、含めた財部地域にはいろんなところがありますので、そういうイベント等をたくさんふやしながら、電車を使ったお客さんを呼ぶという意味でも努力を引き続きやっていきたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

今、市長の話を聞いていると矛盾したことですよね。というのは、自分たちではJRは使わずに観光客が来るのを待つてという卵か鶏かどっちが先かという形になるわけですが、自分たちもある程度その予算とかそういうものを先ほどから私が言いますように、大勢で行くときにはもう車で行ったほうがコスト的にもいいわけですので、そういうのはですが、1人2人で行くときにはたまにはJRを使って行って、自分で利用してみらんと、その便利さ不便さいろんな問題、そういういろいろなことにそぐわないわけです。経験に勝る手本なしと私が言いますが、自分で経験をしてみらんといけないのではないかなどというふうに思いますので、できるだけそういうものを考えながら利用していくことによって、ここに書いてありますような30年度に屋台村構想を、設置するということが検討委員会を設置することになっておりますから、そのためにはやっぱり利用客をふやしていかないと、せっかくつくった屋台村が失敗に終わるといけませんので、そういうものを踏まえて、私は反対ということじゃないですから、いつも市長、私が言うと反対のようなことにとられるみたいですが、私はせっかくつくったものは成功させないかんということからの質問をしているわけですから、勘違いのないように申し上げておりますが、そういうことで、そういうことを踏まえながら屋台村構想というものも考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、このことについて再度、屋台村構想についての考え方をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

財部の屋台村構想はいろいろな方々と今、話をして議論をしているところでございます。

また、私も財部の方々と一緒に鹿児島の屋台村まで電車を使って出て行って、いろいろ焼酎を飲んだりおいしいものを食べて帰ってきて、また議論いたしました。

やはり、地元の財部の方々が理解を得られないとできませんので、引き続き財部の町の活性化、商店街の活性化、また財部の町の部分を含めた活性化をどうするかというのを十分いろんな人たちの意見を聞きながら、最終的には屋台村構想のほうにつなげていきたいというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

そういうことで、特急を早くとまらせるような努力をして、屋台村が成功するこ

とを大いに期待して次に移ります。

空き家状況の認識ですが、これは市長も認識されているようですが、屋台村構想と一体となって街周辺の開発というか、そういうものは国・県との事業の中でできないものかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

空き家対策の事業というのは、なかなか簡単には補助金がありません。やはり基本的にはまちづくりをどう進めるかということの地域住民との合意がないとできません。

また、何で空き家になったかと言いますと、やはり救急車も入らないような状況の細い里道的な道路もありましてですね、そのあたりを総合的に今後、検討しなければならない問題があるというふうに思っております。

空き家対策については、今、行政のほうでも前向きに進めていっておりますので、少しずつですけど、地域住民の協力ももらいながら対策を強化したいというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

私は空き家が多いということは先ほども申し上げましたが、どこの地域もですが、特に財部の駅から市役所の一帯というのは非常に空き家が多いわけですね、昔はここが一等地ということで、非常に潤っておった時期もありました。最近を見ますと非常に空き家が多いということで、ここについてはみんなも御存じのとおりでございますが、この一帯を市役所の内部でも検討をされたことがありますか。

○市長（五位塚剛）

このことについては以前から一般質問等でもありました。当然ながら、市民の方からも前の県道から市役所に通ずる道路について、拡張してもらえば、またその隣接しているところの人たちが新しく住宅を建てるとかいろんな方法があるんですよという相談がありまして、そのことも含めて内部検討はしたことがあります。

○16番（久長登良男議員）

私も財部の市役所前については2回ほど一般質問もしております。

その中の回答はいろいろ問題があるということで、なかなか突っ込んだ議論がなされなかつたわけですが、私としては、その地権者、税金を納めていらっしゃる方々に空き家を持ってらっしゃるわけで、その人たちのアンケートとかそういう一步踏み出した対応というのは、今まで内部で検討をされたということですが、そういう外部に対して地権者に対してのアプローチというか、そういうものはされたことがありますか。

○市長（五位塚剛）

この間、曾於市全体の空き家対策調査ということで、実際どれぐらいの空き家があるかということを調査したことがあります。

それをもとにして、空き家に対して貸す意思がありますか、売る意思がありますかという調査を1回やっております。

○16番（久長登良男議員）

そしたらいい資料がありますね。それをもとに、そしてまたその次の対応はどうされましたか。

○市長（五位塚剛）

今、そのアンケートの結果を受けて民泊とかいろんな形で貸してもらえんですかとか、そういう具体的な話を今進めているところでございます。

特に空き家になっているところについては、そのまますぐに使えるというところについては非常に少ない状況でありますし、また、空き家があってもそれを解体するといったそれ相当の費用がありまして、それについてどうするかというのが、これが、なかなか結論が出ないところでございます。

○16番（久長登良男議員）

いろいろ駅前のイベントをしたり、それもイベントにも補助金が34万2,000円出されて、財部の活性化のために市は頑張っていただいているわけですが、空き家再編等の推進事業も少ない金額の26万2,000円というのも計上されております。そういうものを踏まえながら駅一帯の開発というのも必要であろうと思っております。

この前、きのうやったですか、国土交通省が進めている土地収用というので、私有地等を強制的に取得し公共事業用地として使う場合には歩道整備をしたり、小規模な事業をする場合には撤去、そういうものができるような法律ができたというのが新聞に載っておったような気がしました。そういうものを踏まえて、そういうのができればこういう開発もできていくんだなあというのを見ておったところですが、こういうことについて進めていけばいいんじゃないかなというふうに思いますので、そういう形で駅前周辺の整備等にも頑張っていただきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、北の玄関口は非常に寂しいような気がします。そういうことですから、今度からは交通の玄関口という形で交通をよくするんだよというような形でいってもらえばいいんじゃないかなというふうに思いますが、その中で最後になりますが、曾於市都市計画マスタープランの取り組みの認識を質問いたしますが、このことについては、たまには条例も開いて見らんないかんがと思って条例集を持ってきましたが、1万9,480ページに曾於市都市計画審議会条例というのがありますが、これと曾於市都市計画マスタープランとの整合性はどうなっていますか。

○建設課長（新澤津順郎）

都市計画審議会につきましては、現在、年に2回程度の開催を行っているわけでございますが、今回のこの都市計画マスターplanにおきましても、策定の中で都市計画審議会、曾於市の都市計画審議会になりますが、審議をしていただいているアドバイスをいただくということになっております。

○16番（久長登良男議員）

当初、施政方針の中の20ページに曾於市マスターplanがここに掲げてあります。ことしの取り組みの中でですね、これは曾於市全体のやつで、ここ財部も財部は財部、末吉は末吉、大隅は大隅という形でのマスターplanを策定するのかどうかお伺いします。

○建設課長（新澤津順郎）

現在、曾於市の中には財部、大隅、末吉の3つの都市計画の区域がありまして、同じようにマスターplanというものが作成されております。

今回の都市計画マスターplanは曾於市全体の一体性の確保と地域間格差の解消、それから自然環境との調和を配慮した3つの地域と、あわせて隣接する都市との連携を図りながら都市の均衡ある発展に寄与することも目的にしております。

ですので、現在3つの都市計画マスターplanがあるわけでございますが、今後につきましても、また先ほど申し上げましたが一体性の確保はしますが、3つのマスターplanはそのまま残るということになります。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

今、課長のほうから説明があったところでございますが、答弁があったところでございますが、市長にお伺いします。

市長、このマスターplanを曾於市全体でつくった場合には、市庁舎のあるところはもうマスターplanをつくればそのとおりずっと人口はふえてどんどん発展していくわけですが、庁舎よりも外れたところはそういう恩恵をそこ地域を総体の中でもやっぱりそこの地域独自のマスターplanというのをこの全体で今言われたように本年2回開いている中でも財部は財部、大隅は大隅の地域の人たちを入れた委員会を審議会をしないと曾於市全体の審議委員ではちょっと財部の実態が薄くなるんじゃないかなというふうに思うところもあるわけですので、今後そういう審議会の中では、個別に財部は財部、大隅は大隅、末吉は末吉、そしてまた再度全体的なそういう審議会というのは開催されないものかどうか、市長の判断ですから市長にお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市の都市計画審議会というのは条例に基づいて曾於市全体を見て議論をしていただいているところでございます。

今、言われるように個別的なことについては、なかなかできない部分がありますけど、今回お願いをいたします各地元の商店街を含めた地域の活性化対策の議論をしていただきますので、その中で大いに地域の御意見等を出してもらえば、それをもとにしてまたいろんな事業に参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

再度お伺いしますが、この審議の中の委員というのが7人という形になっていますね。その中で議員の代表は2人以内となっているんですが、これは、議員は入っていないと理解したんだが、入ってますかね。

○建設課長（新澤津順郎）

現在の都市計画審議委員の中には、議員の方が2名入っていらっしゃいます。

○16番（久長登良男議員）

審議委員じゃなくて、それでは内部で庁舎のこの条例はもう動かせないわけですので、財部出身というかそういう課長を中心に財部の職員間で話をしながら、この審議にのせる諮問する内容等を内部で検討する考えはないか、市長にお伺いします。

○市長（五位塚剛）

3町の中ではそこの地域の職員もいっぱいいらっしゃいますし、またその地域のことを議論する会というのはいっぱいあります。

ですから、例えば財部の場合は都城との非常に境界でありますて、今、都城の方々が結構財部のほうに住宅を今つくっていただいております。

そういう意味では、伸びしろは財部のほうが末吉のほうよりもたくさんあるんではないかなと思っております。そういう意味でいろんな住宅がつくれるような農振の緩和とかいろんな問題も今、職員のほうからも積極的に出されておりますので、そういうのを含めて私たちは内部的には十分検討は前に進めていきたいと思いますけれど、特別にそういう会をつくるということは、今考えておりません。

○16番（久長登良男議員）

せっかくことしは都市計画マスタープランを策定するということのようですから、これには一旦策定するとそれが何年かそれに従って進んでいくわけですので、実態を十分熟した人が入って、そのマスタープランを策定していかなければ、均衡ある発展にはつながっていかないのでないかなというふうに思いますので、そこらあたりは十分マスタープランを策定する中では十分な審議過程を踏まえながら進めていく必要があろうと思います。そういうことを踏まえて再度市長の見解をお伺いし

ます。

○市長（五位塚剛）

3つの町を均衡的に発展させるというのは私も同じ考え方であります。ですから、財部高校の跡地の有効活用についても財部の方々の御意見をいっぱい聞きながら答申を受けております。

財部については先ほども言ったように、都城からの人口の移住ができる環境がありますので、そのための手立てを今指示しております。

農振の見直しを含めて、その中で環境整備を進めていきたいと思います。ですから、職員の積極的な意見を聞きながら総合的に大隅は大隅、末吉は末吉の職員やら市民の声を聞いて、この都市計画マスタープランにも生かすように努力をしていきたいというように思います。

○16番（久長登良男議員）

今市長が言われるように、財部の場合は都城との県境あたりはずつと人口増につながっていくと思いますので、行政ができるることは行政がしてあげれば、それはもう民間でどんどん住宅が今できつつあります。そういうものはいろんな見直しをできるものは見直しをしていく、まず、この都市という形になっておりますから、そういう郊外はそういう形で住宅が建っていくと思いますが、まち近辺はまち近辺なりのマスタープランの中で、これは進めていかんといかんなあというふうに思うわけです。というのは、まちというのは人間で例えれば顔だと思いますが、顔をきれいにしちょけば、そこを通る人たちが、ここはきれいなところだということで寄つてみようかという気分になるわけですね。今度は寄ってちょっと人間性が財部の人はいいですから、それからまた行ってみようかという形になろうと思います。そしてまた、行って話をしてまだよかれば住んでみようかと言う気分になると思いますので、そういう形で人口増あるいは定着する人たちをふやしていく必要があろうと思いますので、今後大いに期待して市長の奮起されることを大いに期待して、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、伊地知厚仁議員の発言を許可いたします。

○10番（伊地知厚仁議員）

雪と氷の祭典、冬季五輪が、2月9日から25日まで、韓国の平昌で開催されています。日本選手の活躍が、毎日、新聞テレビ等で報道されており、フィギュアスケートの羽生結弦選手のオリンピック2連覇は66年ぶりという快挙でありまして、日本スポーツ界の第一人者であります。また18日は、スピードスケートで小平奈緒選手が500m日本女子初の金メダル、これまでの日本のメダル数は、最多だった長野五輪10個と並んだとあり、まだまだ大会は続きます。日本選手のメダル獲得に期待が寄せられております。

また、鹿児島においても、県下一周駅伝がスタートし、各チームが郷土の誇りをかけ力走しております。地元曾於チームのBクラス優勝を願うところです。若者が活躍しますと、私ども応援に熱が入ります。選手の皆様に感謝いたしまして、一般質問をいたします。

平成30年第1回定例議会に、五位塚市政2期目の本格的な新年度予算が提案されました。合併後12年半が経過し、旧町の垣根もとれ、曾於市民としての一体感を感じられるようになりました。少子高齢化が進む現在、市民への行政サービスも年々厳しい時代になってきております。このような中で、市政のかじ取りである市長は、曾於市発展へ向け30年度予算を提案されましたが、私は市長の政策について、私の考え等を質問事項ごとにお伺いをいたします。

まず、第1の県営土地改良事業（シラス対策事業）竹山地区について、①年ごとの事業計画は。②降水量1時間当たり66mm、毎秒15トンで計画されているが、当地区はマルチ栽培のカンショが多く、大雨のとき400mmから1,800mmの側溝で対応できるのか。③排水は月野川に流す予定であるが、月野川はこれまで二、三回も氾濫をしている。今後の対策は。④月野川は県の管理であると思うが、これまでの協議は。⑤八合原大地の整備計画検討委員会では、排水をどのように協議しているのか。

大きな2、定住促進事業について、①29年度宅地分譲事業の内容は。②販売価格はどのようにして決めたのか。③今後の市内での分譲計画は。④振興住宅にかわる事業として、市内全域を対象とした分譲は考えられないか。⑤曾於市の定住促進に関する支援事業は。

大きな3、再造林の推進について、①過去5年間の市内の伐採面積、再造林面積は、森林組合、民間業者でわかる範囲で。②再造林へ森林組合、民間業者での話し合いはあるのか、あればその結果を。③県が森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例を制定したが、今後の森林資源への影響は。④災害時の流木は大きなリスクと考えるが、その対策は。

大きな4番、農業公社設立について、①設立へ向けての進捗状況は。②JA、ナンチク、市の役割、また分担金は。③受託作業やコントラクターなど耕種部門と畜産部門との取り組み方は。④農林業の推進で公社へ森林組合の参入は考えられないか。

大きな5、ヘルプカードの普及推進について、①市内の障がい者の実態は。②市内の商店、企業の障がい者の支援活動は。③ヘルプカードの取り入れ時の市民への働きかけは考えられないか。

以上、壇上よりの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、伊地知議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、県営土地改良事業竹山地区についての①年度ごとの事業計画についてお答えいたします。

事業実施期間は平成29年度から平成33年度まで、事業費が4億2,800万円となっております。

平成29年度は事業実施に伴う測量設計委託のみで、平成30年度は用地買収、測量設計委託、工事となり、年末から順次整備を行う予定であります。

②大雨のとき400mmから1,800mmの側溝で対応できるのかについてお答えいたします。

月野川への排水については、水田部の水路は基本的にかさ上げで対応し、また国道269号への排水については、現在900mmの暗渠となっていますが、計画では1,500mmの暗渠となっており、計算上では対応できると思っております。

③月野川の今後の対策についてお答えいたします。

月野川については、二級河川であり、県の管理となっておりますので、今後河川改修等についての陳情、要望等をお願いしてまいります。

④県とのこれまでの協議についてお答えいたします。

平成28年には甚大な被害をもたらしました台風16号の後に、鹿児島県議会が被害状況調査で曾於市を視察した際に、現状を説明し、協議をした経緯があります。

⑤八合原台地の整備計画検討委員会では、排水をどのように協議しているかについてお答えいたします。

地元から要望等のありました排水の悪い箇所を現地調査し、事業による改修ができるいかを協議しております。

2、定住促進事業についての①29年度宅地分譲事業の内容についてお答えいたします。

29年度の宅地分譲事業につきましては、末吉町深川堂園地区に7分譲地、大隅町

坂元地区に7分譲地を宅地造成中であり、本年4月から分譲を開始する予定です。

2の②販売価格の決定についてお答えいたします。

分譲地の販売価格につきましては、1月12日と2月7日に不動産価額評定委員会を開催し、固定資産評価額や土地の取得価格、工事費等を勘案し、分譲価格を決定しました。その結果、末吉町深川堂園は1m²当たり3,041円で1坪当たり1万円、大隅町の坂元は1m²当たり2,433円で1坪当たり8,000円を決定をいたしました。

2の③今後の市内での分譲計画についてお答えいたします。

大隅南校区公民館から、用地の取得や今後の分譲地販売等での積極的な協力を含めて、分譲地建設の要望がありましたので、候補地や事業費等の検討の上、平成30年度当初予算に計上しました。また財部地域については、現在、実施している農業振興地域の見直しが終了したのち、31年度当初予算編成に向けて候補地を選定していきたいと考えているところです。

2の④市内全域を対象とした分譲地の計画についてお答えいたします。

まずは、29年度までの分譲地や30年度分譲予定地の販売を推進してまいります。

宅地分譲地の整備は、そこに住宅が建つことによって地域の人口がふえ、地域の活性化が生まれます。ゆえに公民館組織等の地域の方々からの用地取得や、分譲地の販売に対しての協力が不可欠であり、そのような地域からの要望がありましたら検討していきたいと考えます。

⑤曾於市の定住促進に関する支援事業についてお答えいたします。

定住促進策は、住宅政策とともに保育園等の保護者負担の軽減や医療費の無料化などの子育て支援の充実、教育環境及び学校教育、生涯学習の充実、新規就農や新規商工業就業者への支援、企業誘致などによる雇用対策などに総合的に取り組み、暮らしやすい住みまちづくりを実践していくことが定住促進につながっていくと考えております。

3、再造林の推進についての①過去5年間の市内の伐採、再造林の森林組合、民間業者別面積についてお答えいたします。

まず、伐採届け出の面積が、平成25年度は森林組合が34.7ha、民間事業者が143.1ha、平成26年度は森林組合が48.6ha、民間事業者が267.5ha、平成27年度は森林組合が49.9ha、民間事業者が272.6ha、平成28年度は森林組合が57.0ha、民間事業者が346.9haで、平成29年度は1月15日現在で森林組合が37.6ha、民間事業者が312.2haとなっております。

次に、再造林面積は、森林組合と民間事業者別のデータがありませんが、県の再造林補助対象面積で、平成25年度が124.2ha、平成26年度が97.1ha、平成27年度が114.1ha、平成28年度が133.4haで、平成29年度見込みが164haとなっております。

3の②再造林の森林組合、民間業者での話し合いについてお答えいたします。

平成28年度から、県、市、森林組合、民間事業者で構成する曾於市再造林推進検討委員会を設置しており、再造林に関する協議を進めております。

内容としては、現在の再造林率をいかに引き上げるか、再造林に係る費用の軽減と下刈り等の人的な確保問題などを協議しております。現在までの結論といたしましては、民間事業者は再造林の重要性は認識しておりますが、下刈りの人的手配ができないので森林組合にお願いしていることであり、森林組合側も再造林・下刈りに係る面積に限界があるということで、民間事業者と連携して人的な手配ができるいかを今後協議していくこととしております。

3、③かごしま県民条例制定による今後の森林資源への影響についてお答えいたします。

かごしま県民条例は、森林資源の循環利用の促進を体系的に定めたものであります。今後は、森林所有者、林業事業者、関係機関が「切ったら植える」の取り組みを強化すべきものと考えます。

これにより、再造林率の向上につなげ、森林資源の確保に努めていかなければならないと思います。

④災害時の流木によるリスクと対策についてお答えいたします。

近年、伐採跡地の崩壊や伐採の残渣の河川や水路への流出が見受けられます。

流木は、橋梁や建物の崩壊、水路を塞ぐなどの災害を引き起こす原因となります。

対策としては、伐採後の残渣流出防止策と再造林がしやすいように地ごしらえをすることを推進していかなければならないと思います。

4、農業公社設立についての①設立に向けての進捗状況についてお答えいたします。

農業公社設立に向けては、作業部会として耕種部会、畜産部会で協議した事項を幹事会で協議し、設立準備委員会で報告して決定をする形で、平成28年の6月からこれまで4回の委員会を開催しました。

今までの進捗状況として、公社の運営形態、設立時期、出資金の割合、事務所の位置、予算措置についての大枠は合意しているところです。

②JA、ナンチク、市の役割、分担金についてお答えいたします。

役割としては、JAの理事会、総代会での議決、ナンチクの取締役会議、株主総会での議決、市議会での予算可決を受けて公社設立の準備に入りますが、公社設立の基本財産出資額を市が7割、残りを構成団体で負担していただくことを決定しております。

また、年間の運営負担金については、市が8割、残りを構成団体が負担していた

だくことで決定しております。

③受委託作業やコントラクターなど耕種部門と畜産部門との取り組み方についてお答えいたします。

耕種部門におきましては、農作業受委託作業と農作業サポート支援、自社直営事業を計画しております。

畜産部門におきましては、公社設立後に国の補助事業を活用してコントラクター事業の機械整備を図り、粗飼料の生産と販売、受委託作業に取り組む計画にしております。

そのほか、新規就業者の支援事業も取り組んでいきます。

④公社へ森林組合の参入についてお答えいたします。

森林組合参入につきましては、議論しておりませんが、伐採跡地の再造林、下刈り作業に人員が不足しているようあります。今後、公社設立後の作業員の業務内容次第では、森林組合の作業受託も検討できるのではないかと思います。

5、ヘルプカードの普及推進についての①市内の障がい者の実態についてお答えいたします。

まず、障害者手帳を取得している方の1月末現在の状況ですが、身体障害者手帳が2,633人、療育手帳が471人、精神障害者保健福祉手帳が184人、合計3,288人となっております。

曾於市の人口に対する障害者手帳の所持率は8.97%となっております。

5の②市内の商店、企業の障がい者への支援活動についてお答えいたします。

商店、企業の障がい者への支援活動は、駐車スペースを確保していただいたり、公共交通機関の利用者料金の割引等の支援があるところです。

③ヘルプカードの取り入れ時の市民への働きかけについてお答えいたします。

ヘルプカードは、援助を必要としていることが外見からはわかりづらい方々が、周囲に配慮が必要なことを知らせることで援助を得やすくなるよう、平成24年に東京都で作成されたものです。全国へ取り組みが広がっているところですが、鹿児島県ではこれからという状況です。

カードの導入、配布だけでなく、周知が重要なことから、全国もしくは県単位での導入を県に要望してまいります。

導入時には、市報やソオグッドFM等も含めて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

まず、第1項目の県営土地改良事業（シラス対策）についての市長答弁をいただ

きました。

この八合原の竹山地区は、昭和45年に農業構造改善事業ということで、当時63.46ha、今回の事業の約倍ぐらいの事業をしております。当時とすれば、土地改良自体は本格的な事業だったと思います。

当時の側溝が私もちょっと見に行きましたら大体300mmから400mm、真ん中の一番広いところで600mmになるんです。当時の農作物とすれば、今みたいにマルチなんか張るわけじゃなくて、ほとんどが雨が浸透しました。

それが、今現在の農業はほとんどがマルチを張ります。ですから、ほとんどが水路に流れ込んでいるわけでして、その流れ込んだ水路がはけきらんもんだから、低いところが水没してしまって、農産物に被害が出ているということで、地元の農家の方がどうしてもこの排水を何とかしていただきたいということで、今回、県のほうがシラス対策事業で工事をしていただいております。地元農家としては大変喜んでおります。

ですけど、心配なのが、現在と当時と比べると、今の雨量というのは格別に地球温暖化で雨が多くなっております。水量がふえております。この側溝で大丈夫なのかというのが心配で、今回私が一般質問したわけでございます。

まして、この水がほとんど月野川に流れしていくわけでございまして、この月野川も私が書いてあるように、今まで二、三回も氾濫して、水田等に被害が出ているんでございます。ですから、この要は、もとの八合原台地の水をどういったふうに流すとかいうのが一番の課題であります。

では、そこでお伺いします。今現在、こうした事業が始まりますから、事業にはどうしても地権者の同意が必要ですけど、同意はどういった状態でございますか。

○大隅支所産業振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

地権者の同意は、全員得られている状況であります。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

それではもう一つ、今回は、29年度は一応測量設計委託料のみなんですが、本格的な工事は30年度から始まります。そうした場合に、どうしても用地買収が進まないと、途中で工事がストップしてしまったりとか、途中の水路が、そこだけが工事ができないという状況になります。

そういうときに、用地買収については、どういった計画があるのかをお伺いします。

○大隅支所産業振興課長（富吉浩幸）

それではお答えいたします。

用地買収につきましては、地元の推進員の方を中心に、用地買収をお願いしているところでございます。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

同意、用地買収と、スムーズに進んでいるということでございます。

続きまして、流末処理の問題でございます。この流末が、竹山自治会の下の、田んぼの横をずっと流れているんでございますが、私もこないだの日曜日にちょっと見てみたら、今、ほとんど測量が済んでおります。

きょうの市長答弁の中にありますが、水田部の水路は基本的にかさ上げで対応しますという答弁なんんですけど、かさ上げで市長、大丈夫なんですかね。また工事としてはどういったかさ上げになるのか、ちょっとお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回の事業をするにあたり、県ともいろいろ協議をしております。当然、圃場の排水が一挙に流れた場合に、月野川へ与える影響は非常に大きいです。寄洲の除去もしながら、同時に今、財部のほうで中谷のほうで大きな土のうを積んだかさ上げもしておりますので、最終的にどうなるかわかりませんけど、そういうことを含めて影響がないような形での努力を、県とも協議を進めていきたいと思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

今、市長も答弁をされましたが、月野川はかなりの水量が流れ込んでおります。八合原の水の半分は、月野川に流れるようなんんですけど、今の状態では、一昨年の台風16号で川の周りの田んぼ、ほとんど冠水しました。稲がやられましたけど。

今回、確かにこのシラス対策で事業してもらうのはいいんですけど、要は、一番の肝心の川を整備しないことには、上だけは流してもらったってどうにもならんわけです。

あそこは二級河川でございますから、管理は県なんです。ですから、この県のほうとの協議を密にしていただきたいかないと、これまで2回、3回も氾濫しております。また氾濫する可能性も大いにあるわけでございます。

ですから、今市長がおっしゃった川の寄洲の除去とか、あるいは考えられるのは川の深く掘り下げる、あるいは川の両側の土手のかさ上げにしていけば、ある程度の対策はとれると思うんです。これはそう簡単に1年、2年でやる仕事じゃございませんから、どうしても長い目で見ていかないことには、そこら辺は県との対応を私は一般質問の中でしているんですけど、これをもう少しやっていただきたいと思うんですけど、市長どうですか。

○市長（五位塚剛）

事業が本格的に始まってまいりますので、県とも今言われたことを、住民からまた農家から非常に切実な要望があるということを詰めて、県のほうにも対策をお願いしたいというふうに思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

私が何でこれを言ったかと言いますと、大隅地域振興局の建設部河川港湾課ちゅうのが鹿屋にあります。ここで、昨今の16号台風からなるち思いますけど、大隅地域の県管理の河川における水防災意識社会再構築協議会が、4市5町を含めてあるんでございますが、市長これ御存じでした。

○市長（五位塚剛）

あるというのはわかっておりますけど、具体的にその会議に私が参加して意見を述べたというのは、余り記憶がないところでございます。

○10番（伊地知厚仁議員）

これができたのが、市長も今おっしゃったように、出席はなかったかもしれません。昨年の29年の5月なんです。5月29日からそれこそ施行されております。ですから、こういった会議がありますので、ぜひとも月野川、曾於市内にはいっぱい川がありますけど、県が管理の川に対しては、要望等を出していただきたいと思います。

それともう一つ、私ちょっとインターネットで調べてみましたが、これまで雨量の一番多かったのが、平成16年、これは熊本なんですけど、熊本で1時間当たりの雨量が、市長大体どれぐらいだと思いますか。きょうのあれでは66mmで一応計算をしてあるんですけど、実際一番降った熊本での雨の量ちゅうのはどれぐらいだと思います。

○市長（五位塚剛）

この前の16号のときでも、60mm、70mmという物すごい雨量です。その熊本のときが、平成16年、どれぐらいだったかというのはわかりませんけど、100mmぐらいの状況かなという感じはいたします。

○10番（伊地知厚仁議員）

1時間当たり150mm降っているんですよ。1時間でです。こういった大雨が降っているんです。

ですから、そういった今、行政もよく言います。想定外でしたと言いますけど、想定外でなくて想定をしてないと、災害の防止にならないんですよ。

県内を言いましょうか。県内でも喜入で3時間で160mm、このときは指宿の枕崎線が土砂等々で崩れて通行不能、あるいは垂水も土石流災害です。これももう皆さ

ん御存じのとおりと思います。また種子島等でもいろんな災害が出ております。16年度6月の雨量が1,000mm、1カ月間で1,000mmの雨が降るつちゅうことあるんです。

こういったことを考えて、ぜひとも河川の対策は人の命にかかわりますので、こら辺は市長、ひとつよろしくお願ひしたいと思うんですけど、どうですか。

○市長（五位塚剛）

時間雨量でやっぱり60mm、70mmというのはすごい雨量です。それを連続して2時間、3時間降ったときは、もうとんでもない雨量になりますので、それが河川に流れ込んだときの被害というのはすごい影響があると思いますので、言われたように、ゲリラ豪雨というふうに、本当に信じられないような状況が起りますので、県のほうにもお伝えをしたいというふうに思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

もうこれ以上は申しません。県のほうとの協議を密にしてやっていただいて、二度と川が氾濫しないような対策をとっていってください。

以上、このシラス対策はまだまだ33年度までありますので、随時またありましたら一般質問等でていきたいと思っております。

続きまして、定住促進です。今回、私ども総務委員会でも、定住促進ということで分譲地を中心にして、坂元と深川を見てきました。委員会報告でもあったとおりでございますが、この中で私が思ったのは、今後曾於市のこの分譲政策つちゅうのが、今五位塚市政の今後の目玉になろうかと思っております。

これまで、地域振興住宅等で県市外からいろんな方、若い人たち、曾於市に住んでいただきましたが、今後はこの分譲を一つの大きな目玉として、曾於市の人口増対策にさせていただければと思って質問するんですけど、まずこの不動産価格の設定、今回2カ所ですけど、どういうふうに設定したかといいますと、この不動産評価評定委員会、また固定資産評価額あるいは取得価格、工事等を勘案して分譲価格を決めたとありますが、1万円は私に言わすと普通の値段じゃないかと思うんです。魅力ある値段ではないような気がするんです。

志布志市が松山中学校の前に分譲しております。中学校のちょうど正門の横です。当初私も売れるのかなと思っていたら、最初売れませんでした。最近ちょっと二、三戸建っておりますけど、あいだの場所のいいところでも、すぐには売れないんです。

そうした場合に、坂元にしても、よっぽど価格を安くしないと魅力がないということで、できないんじゃないかと思うんですよ。どうですか。

○市長（五位塚剛）

宅地分譲事業は、今後の大きな曾於市の人口増対策のポイントになるだろうと思

っております。

末吉の深川の堂園地区は、都城が近いということもありまして、また財部地区では坪当たりで4万か5万で都城境で販売されております。都城は8万から10万です。そういう意味では、1万というのは物すごく魅力があるというふうには思っております。

あと、坂元地区は、最初どうするかということでいろいろ検討して、やはり下げるべきだろうということで、いろいろ評価もいたしまして、工事費の造成事業を勘案しまして、8,000円というふうにいたしました。8,000円をさらに5,000円ぐらいというのも魅力あるやり方かもしれませんけど、十分いけるんじゃないかなと思っています。PR活動を最大限努力したいというふうに思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

この分譲については、何回も言うようでございますが、やっぱり価格によって魅力があるかないかちゅうなんになると思うんです。どうしても市内からちょっと離れたところになりますと、やっぱりあそこに家をつくろうとなると、やっぱり価格が安くないと出てこないと思うんです。

そうした場合に、本当に曾於市に人を呼び寄せる魅力の価格かというと、どうかなと私は思うんです。

ですから、ここら辺との検討というのは、今後はできないんですか。

○市長（五位塚剛）

私たち当局のほうも、いろいろと検討いたしました。大隅の北地区については、隣が保育園でありますし、小学校も目の前にあります。霧島のほうにも20分ぐらいで行ける状況でありますて、国分近辺ではとてもじゃないけど8,000円ぐらいでできませんので、そういう意味ではPRの仕方ではないかなというふうに思っております。

いろんな形での魅力を最大限發揮して、宣伝をしていきたいというふうに思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

先般の委員会でも、この曾於市で暮らす定住促進に不可欠なサポート制度がありますということで、曾於市がつくっているパンフレットをもらつたんです。この中でも住宅取得祝金とか空き家バンクとか地域振興住宅とか、まだまだいろいろ書いてあるんですけど、やっぱりこれを見まして、なら曾於市が本当にこの中で、ほかの自治体からすりやもうとび抜けていいよちゅうのが、余りないような気がするんです、私が見たときに。

そうした場合に、この分譲が一番いい。安くして売る。そしたらそこに家を建て

る。固定資産税が入る。住民税が入る。私は後でも取りかえしはできると思います、そこの部分は。

そうしたら、今ばっかりでなくて、後のことを考えていただきたいんです。

私の今回は、この分譲に係るつちゅうことで、定住促進で曾於市が何をしてるかといいますと、住宅取得祝金、市内業者の場合は商品券10万円と現金10万円、あるいは市外の業者による新築の場合は5万円、5万円、そのほかあるんですけど、最高合わせても30万円までなんです。

お隣さんをどうしてもちよつと見てみて、志布志市を見ました。志布志市も志布志市移住定住促進事業ちゅうのがあります。もちろんこれも、補助対象地区がありまして、松山、志布志、有明、各、言えば市の中心地を除いたところなんんですけど、この事業の補助金が、総額5分の1で最高200万円までなんです、200万円。

新築または築後3年未満の建て売りの住宅を買った場合、最高5分の1まで。もちろん年齢制限とかあります。50歳未満までとか50歳超え60歳まで、65歳までは100万円となりますよと。また、中古住宅の場合も、築3年以上の物件とかいろいろあるんですけど、ここら辺を見ても、志布志のほうが相当魅力があります。お隣さんです。

それともう一つ言います。これは霧島市です。霧島市も住宅取得補助金ということで、新築または中古住宅の購入、新築の場合はこれもやっぱり対象地区がありまして、中山間地区100万円、中古住宅の場合は中山間地区で50万円、あるいは住宅改造、家賃補助、それに扶養加算額、子供さんがおった場合の扶養加算額です。これをした場合にも、相当な金額になるんです。

お金お金っち言うわけじゃないんですけど、しかし、住みたいあるいは補助があるとなった場合には、市長はどこに住みますか。

○市長（五位塚剛）

私たちも、どうしたら曾於市に来ていただいて、家をつくってもらえるかということ、相当議論しました。旧財部町も、土屋議員が町長時代に宅地分譲をかなりしまして、あつという間に売り切れました。そういう成果も出ております。

ですから、今の曾於市の住宅取得祝金というのは、最高額が30万円です。その30万円を、あるから曾於市に来て、1,000万円、2,000万円の家をつくりますかというと、お祝い金を差し上げた方々に聞いてみると、結果的に家をつくったらお祝い金をもらえるということになったということを言われます。

実際そうだと思うんです。その30万円で都城、霧島、志布志といったときに、そのことはあまり魅力にはならないというふうに思います。

しかし、それは曾於市に家をつくってもらったという意味での支援事業でありま

して、本当ならば100万円200万円という曾於市の農村部に来てもらったらやってもいいんじゃないかということも、特にうちの副市長は、今それを盛んに言っておりますので、ただそれが財政的にどこまでもつか、だからいつからそれをしていいのかとか非常に難しい部分がありまして、まず今のこの宅地分譲の事業を頑張ってみて、状況を見て、本当にそれが有効的な方法であったら、そういう時期に来るというように思います。いろいろ勉強させていただきたいと思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

私が言いたいのは、要は曾於市にいろんな人にたくさん来ていただきたいと。そのためには、今言いました住宅祝金とかあるいは子育て支援策とか、いろんな魅力を発信していただければ、若い人が「ああ、曾於市はいいところだ」というふうにして、住んでいただけるんじゃないかと思います。

執行部当局には、ますますそういったいいアイデアを出していただきたいと思います。

また、曾於市内にも末吉にも保留地等が残っております。ですから、保留地等も当時の価格から言うとそう安くはできませんけれど、しかしそれをそのまま持ってたって無駄遣いです、お金の。ですから、もう安くして売って住宅つくつてもらうと、そういった政策に変えていただければ、まだまだ人口がふえるのではないかと思っております。

定住促進については、今後まだまだ、今回は大隅南も予定しております。大隅南の場合は、多分私の考えるには、農家の後継者が多分買うんじゃないかと思っております。ほとんどが農振地域でございまして、住宅をつくるにも住宅はできないんです。そうしたときに、市が分譲として住宅をつくっていいですよとなれば、多分若い後継者が買いたいと。こうした場合に、今市がやっている分譲政策で、一つの切り売りをその狭いやつでは、ああいった大規模農家がいるところはちょっとどうかなと。なら、2区画ぐらい買わんなどめだよというようなこともあるかもしれませんから、そういったところは、十分に地元との協議をして進めていただければと思っております。

定住促進もこれからまだまだ、曾於市の目玉となると思いますんで、今後また注視しながら見ていきたいと思っております。また機会があるごとに、定住促進については質問していきたいと思います。

続きまして、再造林についてです。

先ほどいただきました答弁要旨によりますと、私がお願いしちゃった直近5年間の伐採状況等があります。見てみますと、平成25年度が森林組合が34.7ha、民間業者が143.1ha、合計しますと177haです。

続きまして、26年度は、見てみますと、年を追うごとに伐採面積がふえております。さつき計算をしましたら、5年間で1,568ha、5年間でこれだけの森林が、杉が大体伐採されているんです。

今まで一番私が言いたいのは、この再造林をどうして進めていくのかということです。

曾於市の山林面積が全体の約60%、先ほど見てたら山林が1万7,780ha、60%が山林でございます。この山林をいかにして曾於市の将来の資産にするかということです。これ、切ったままでは、資産価値はなくなりますから、切ったら植えると。再造林をすると。そうしないと、資源がどんどんどんどんなくなっていくわけでございます。

それで、ざっと私は計算をしてみたら、毎年毎年400haずつ切った場合は、44年で曾於市の山がなくなるんです。今の状況でいきますと、もうすぐ500haになります、1年間の伐採面積が。1年間に500haずつ切った場合は、35年で曾於市の山ははげ山になってしまいます。それをどうしても再造林をしていただきたいんです。

そのために私が再三申し上げているのは、結局森林組合と民間業者で話し合いをして再造林をすると。先ほどの答弁でありますが、民間業者は再造林の重要性は認識しているが、結局人手が足りないと。言えば、お金がないちゅうことですよね。そこまで手が回らないということ。今度は逆に、森林組合は、森林組合部分でもう限界であるということは、結局もう植えられないと、切った分は。これでは、曾於市の山はなくなりますよ。

市単独間伐、再造林及び下刈り促進対策事業ということで、毎年1,769万3,000円、一昨年でも全く同じ金額でございます。これを見たときに、これ金額でいいのかなと。この間伐で10a当たり4,000円、市外の場合は10a当たり3,000円。再造林にしては市内居住者に標準事業費の10%以内、市外居住者に対しては8%以内、もちろん下刈りもありますが、この数字、1,769万3,000円、これについて市長はどういった認識をお持ちですか。

○市長（五位塚剛）

再造林につきましては、今1回目の答弁で申し上げました。

森林組合は、相当な努力をしておりまして、民間の業者の再造林もしております。市といたしましては、県下の中で曾於市が一番再造林に対する支援をしております。本当に、今言われるように、今再造林を義務付けしないと、これは大変なことになるだろうと心配しております。

きょうは竹田農林振興課長が風邪を押して出てきておりますので、今後の基本的な考え方を述べさせます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

この市の間伐再造林下刈り補助金につきましては、県の補助金の上乗せという考え方で今補助しているわけですが、県のほうの標準単価といたしましては、人工造林がいわゆる杉、ヒノキで、標準単価として73万2,000円という標準単価をもってらっしゃいます。

その中で、県のほうが26万3,000円から49万7,000円の県の補助金があると。それに上乗せで、いわゆる市のが再造林については7万1,900円という形になっているわけでございますけれども、この補助金がありますよという形で、伐採をされた方も再造林をしますという方も希望もいらっしゃるわけですけれども、森林組合は100%それを受けられております。

しかし、民間事業者の場合につきましては、また次から次に現場があられるということもあるって、じゃあ再造林は森林組合にお願いしてくださいという形で、次の現場に行かれるというような状況の中で、森林組合が全て受けなければならぬという状況でございます。

森林組合におかれましても、再造林と下刈りで年間160haがもう限界だというような状況でございまして、やはりこれからはその人の手配というのが非常に大事になってくるのかなというふうに考えているところです。

○10番（伊地知厚仁議員）

ことしの8月から、国産木材の構造材が中国向けに解禁されますよっちゅうのを、森山先生の正月の話で聞いたんですけど、新聞等にも書いてあります。中国が日本の建築法に当たる木造構造設計規範ちゅうのを改正しまして、外国から言えば構造物、いわば丸太じゃなくてもいいですよということで、また輸出が始まるということになりますと、ますます志布志港に近い曾於市、日南市の山が、伐採が進むんじゃないかなと思っております。

こういった状況等を執行部当局もよく考えていただきたい、再造林に向けて頑張っていただきたいと思うんですけど、その中で一つ、伐採届は今現在どうなっているんですか。

○農林振興課長（竹田正博）

伐採届につきましては、各事業者の方々が私ども農林振興課のほうに伐採届け出を持ってこられます。これは森林法に基づいて持ってこられるわけですが、その中で我々としましても、再造林をしてくださいよというお願いもしております。

それから、特に農道、市道それから林道、そういったところを搬入搬出される、特に搬出ですが、される場合については、使用許可をとっていただきたいというこ

とも書き添えて、それから届け出を受けてから現地の調査を行います。全てです。そして、適合通知を出すときに、先ほど申しました書類を一緒に出すという形にしております。

○10番（伊地知厚仁議員）

私がこの伐採届をどうしても言いたいのは、何でかといいますと、先般国会で宮崎県の伐採が、本来伐採しないといけないところは切るんですけど、越境伐採っち言って隣まで切ってしまうんです。その面積がそこ境界から何mじゃなくて、一山伐採全部するんです。

そういう状況等がありますから、後から山主が、何でうちの山切ってるのかと、そういう状況が出てきております。

そういうときに、この伐採届というのを出していただいておれば、今言ったように執行部から地主さんに、あなたのところの山は今度切れますよと、そうした場合に、次は再造林を新植してくださいよというようなお願いができると思うんです。

ですから、この伐採届の厳格化ちゅうのを、ぜひともやっていただきたい。こういった条例で、伐採届の厳格化やってる自治体ちゅうのはあるんですか。

○農林振興課長（竹田正博）

私の把握しているところでは、今、県内ではないと思っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

市長、我が曾於市で、条例で伐採届の厳格化、切る場合は極端に言うと面積10a当たりでもいいです。それ以上は必ず出してくださいよと、そういう条例等をすれば、まだまだ新植、再造林に向けるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○市長（五位塚剛）

今言われた問題は、私も全国の森林関係の理事に入っておりまして、問題提起をいたしました。伐採については届け出制でありまして、罰則規定がないということで、できるならばやっぱり県条例あたりで縛ってもらえれば本当にありがたいなと思っています。

市独自の条例をして、再造林を義務づかすということを条例化した場合は、罰則規定があるのかないのかというのも当然問われてきます。条例化するとなると、これは当然議会の皆さんたちが判断するわけですので、非常に大きな決断をしなければなりません。

そういうことで、県のほうでぜひ中心的役割を果たしてほしいということを提案しておりますけど、県のほうもなかなか県条例化するというのはなかなか渋っているのが現状であります。

○10番（伊地知厚仁議員）

大体わかりました。

森林環境税が2024年度から始まります。年間600億円ぐらいのお金なんんですけど、これが90%ぐらいはその森林面積に応じて交付金として自治体に配分されるそうです。ますますこういった交付金があれば、山の管理ができるんではないかと思っています。行政当局もそこら辺対応をして、森林を守ると、再造林していくということで、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（原田賢一郎）

休憩します。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時16分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊地知議員の一般質問を続行いたします。

○10番（伊地知厚仁議員）

続きまして、農業公社についてお伺いいたします。

農業公社も五位塚市政の目玉になる事業でございまして、私も建経委員会に所属しておりましたときに、農業公社あるいはTMRセンターとかいろいろ視察に行きました。こうした中で、曾於市が農業公社を、運営形態といいますか、どこが主に公社の仕事をしていくのかというのが、私ちょっとはつきりとわからないんですよ。

ただ、公社自体はそれは確かに今のこういった農家が高齢化が進んでいけば、作業受委託とかコントラクターとかいうのができれば利用があるかもしれません。しかし、実態はまだわからないんですよ。その中で今回、30年度にはもう設立しますよと、新年度予算にも1,625万円ですか、公社負担金ということで組んであるようございます。今私が言いましたこの運営形態、本当にどこが中心になっていくかちゅうのをお聞かせくださいますか。

○市長（五位塚剛）

農業公社につきましては、この間、幹事会を開きましてずっと詰めてきました。

大部分の出資は市がやはりしなければなりません。

しかし、市が中心的になって運営は私はできないというふうに思っております。だから、運営はJAさんを中心として農協が頑張らんといかんと思っております。そういう意味で市はお金の部分で支援し、また、市からもOBの人を専属で派遣して運営をサポートするということをやっていきます。

そして、ナンチクにもどうしてもこれには絡んでいただいて、畜産の部分で最終的には合意できて、普通作から耕種部門からまた畜産の部門の飼料の宅配から総合的に何といってもJAさんが頑張ってもらうというのが基本だというふうに思っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

今、市長の答弁を聞いておりますと、重きは畜産にもっていくということでございますね。公社側の運営形態はJAさんにお願いして、結局、畜産をということでそうした場合に、確かにもう畜産農家の大規模農家はもういろんな大型機械を持っておりますので、これからコントラクター組織、組合じゃないですね、コントラクターでやるわけですけど、この場合どのぐらいの作業量があるかというのがわからないところです。市の、今市長がおっしゃった出資の割合としても8割ぐらいは市が出ると、そうした場合に、その出資した組合員は、公社の組織、職員というのはどういったお考えでいらっしゃるんですかね。

○市長（五位塚剛）

畜産を中心とした農業公社ではなくて、耕種部門もたくさん中身があります。できたらハウスも、今、市が持ってるハウスもありますし、そういうところに、何といいますか、水を使った農業をできないか、その研修先にするとかやりたいと思っております。

また、農協が今受けております農作業の受委託事業も、これのメインにもっていきたいというふうに思っております。ですから、畜産については大きな投資が必要ですので少しづつ拡大しながら、また新規で曾於市に来て農業をやりたいという方を研修させる、これも取り入れて、研修先は現在市内で頑張っている花卉を含めて、園芸を含めますばらしい農家があるので、そこで実際の体験をさせてそれで独立をさせるという形態的な、そういう形態も含めて進めていきたいというふうに思っております。

あとはまた、農林振興課長に答弁させますけど、よろしいでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

主体といたしましては、農作業の受委託作業というのを最初にスタートさせたいというふうに考えているところでございまして、基本的には今農協の管理センターが笠木のほうにございますが、その管理センターの事業を引き継ぎながらスタートさせていきたいというふうに考えております。事業量といたしましては農作業の受委託でいきますと、水田の刈り取りコンバイン作業等が実績としまして今130haほど、それから、飼料の作業が1,000haほど、それから、主なものでいきますと、カ

ンショのマルチが130ha、土壌消毒が130haぐらいという形で作業されているようございます。この実績でいきますと、約3,900万円ほどの収入が、今、実績としてあるようでございます。これをさらに拡充をさせていきたいという考えがございます。

畜産の関係につきましては、コントラクター事業を取り入れるという計画で今のところ協議をされておりますけれども、国の事業等を導入するに当たっては事業主体がなければできませんので、公社を立ち上げないことには事業主体ができないということになりますので、公社を立ち上げてから国の事業を導入させていただいて、畜産のコントラクター事業の取り組みをしたいというふうに考えているところでございまして、初年度の1年間を通して、私どもの試算では、収入額で約4,700万円程度、支出で6,400万円程度というふうに今、見込んだところでございます。これは1年間通年での初年度の計算でございますけれども、そこで不足額が1,625万円生じるというような計算をしているところでございます。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

今、課長の答弁にあるように、公社で志布志もピーマンで一時いい時代ありました。しかし、今また、今最近ちょっとIターン農家が帰ってきてちょっとまたまた公社が復活しているようでございますが、一時的には本当、志布志の農業公社も衰退して農業公社があるかないかわからないような状態がありました。ましてや、輝北も花卉がありまして、今現在も花卉のために研修に行ってというのも聞いたことはないです。そのぐらい農業公社は難しいと思うんですよ。ですから、最初からこう手を広げるんじゃなくて、まず今課長が答弁にありましたように、JAの管理センターがこれまでにやってきた事業、仕事、それでも1,600万円の赤字を出すんですよ。ですから、この公社をやるとなると、よっぽどの性根を入れてしないと赤字の垂れ流しになる可能性があります。市長、そこどうですか。

○市長（五位塚剛）

現在の今の計画では農協さんが今やっていて厳しい部分があります。しかし、これに対して市からも相当支援をしておりまして、それで成り立っている部分もあります。しかし、ここはやはり市が支援してやらないと曾於市の農業後継者は育たないというふうに思っております。最初から大きなものはできませんけど、確実なものを見ながら市からの負担金を抑えてもらって、民間の力で将来的には黒字にもっていくぐらいのそういう強い信念をもって進めていきたいというふうに思います。職員についても、そういうベテランの人をお願いをして、農家の希望に沿ったすぐ対応できるような農業公社をやりたいというふうに思っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

今、職員のことが出てきました。OBをというようなことでございますが、なら職員を雇用して1年間作業が受委託があるかとなると、私はそこまでないと思うんですよ。そうした場合に、私ちょっと書きましたけど、最後のほうにこの農業公社への森林組合の参入は考えられないかというのは、森林組合も先ほど言いました再造林で人手が足らないと、そうした場合に農業公社での仕事がない場合はそういうふた森林組合にいって山に木を植えてもらうとか下払いしてもらうとか、要は仕事がないことには公社自体の運営ができないと思うんですよ。1年365日多分公社は仕事がない。稻刈りにしても何にしても、でしょう。その間を何をするかということなんですよ。そこら辺をまた検討をしていかないと公社自体が成り立っていないというようなことになろうかと思うんですけど、課長、どのように思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。おっしゃられるとおりでございまして、今、我々作業部会あるいは幹事会で話をする中でも、年間を通しての作業がなければやはりその人員をつなぎとめるということも非常に難しくなるだろうということも議論しております、1つ今出ておりましたのは、今、農産物などは出荷体制という形ですけれども、これを逆に集荷体制、集めて回るという体制はできないだろうかということも今意見が出されております。議員がおっしゃったとおり、森林組合のほうの下刈り等非常に人員が足りないということもありますので、そのいわゆる農閑期に当たったときにそういうふた作業ができるのであれば取り組めればと思いますが、県内の市単位の農業公社の中で森林組合が構成になっているのが、奄美市が構成になっているようですが、ちょっと奄美市の場合は森林組合の経営形態が若干違うのでここは余り参考にならないと思うんですけども、奄美市だけは参入されているようでございます。

○10番（伊地知厚仁議員）

市長。この公社はよっぽど性根を入れてやってください。そうでないと、市長これは五位塚市長がつくっただけなど、後々批判されんようにしていただきたいんですよ。そうでないと、せっかくつくった農業公社、農家のため曾於市のためと思ったのが後で失敗になったというようなことがないように、また、これも隨時また質問していきたいと思います。私、まだよく実態がよくわかりません。この公社自体の。どこまでの、経営体系でどうして運営していくのかというのがわかりませんから、またやっていきたいと思っております。

続きまして、一番最後のヘルプカードの普及について。このヘルプカードの普及というのは、私も実は知らなかったんですよ。そしたら、施設関係者の方から、こ

のヘルプカードがあるが、ぜひこれを曾於市で取り扱いをできないかということでお願いに来られまして、ですから私もどんなんのかということで調べてみました。そうしたらこのヘルプカード、こんなカードがあるんですけど、これを持って見せることによって手助けをしていただくと、このカードを持ってる方というのがここに書いてありますように、障がいを持つてる方なんですね。実際、その障がいが目に見える障がいであればまだわかるんですけど、目に見えないような人というのが結構いらっしゃるんです。そうしたときに、このカードを示すことによって手助けができるというようなことでございます。書いてあるとおり、これは平成24年東京都から始まっております。東京都の公営地下鉄とかあるいはバスとかそういうところから始まって、今現在では都内の店舗なんかにもこういったお願いをされておりまして、今現在も全国の自治体に少しづつでございますが広まっております。

東京都がなぜこれを最初に取り出したかというと2020年度東京オリンピック、パラリンピックがあるんですよ。もう2年後です。2年後に外国から日本に来た方が日本は確かに福祉国家だと言えるぐらいのそういう対応をしていきたいということで東京都が考えたんですね。なら、うちは2020年に国体があります。ですからここに書いてあるように、市長、鹿児島県が本当は率先してやっていただきたいんですよ。県で音頭をとって。どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

今言われるのように、県のほうで音頭とっていただいて鹿児島県独自のヘルプカードつくってもらえば非常にありがたいなと思っております。それはまたお願いをしたいというふうに思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

私はまた曾於市が最初に手を挙げてもらって曾於市がやってるぞと、そしたら鹿児島県のほうも、よし、曾於市のまねをせんにやいかんと、鹿児島県の中で曾於市が一番にやったというぐらいにしていただきたかったんです。市長は県のほうと相談ということですけど、まだ九州管内ではこれはどこもやっておりません。県はですね。ですから、国体があるんですから、ぜひ、これは福祉になるのかな、県との話し合いがあるでしょ。そのときに話をしてくださいよ。国体があるんだよと。障がい者のスポーツがあるんだからぜひこのヘルプカードの推進普及に頑張っていただきたいと、そうして障がい者の方が、曾於市は生活しやすいよと言えるぐらいに福祉の充実した曾於市になっていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は明日21日、午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時33分

平成30年第1回曾於市議会定例会

平成30年2月21日

(第3日目)

平成30年第1回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成30年2月21日（水曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第3号)

第1 一般質問

通告第5 宮迫 勝 議員
通告第6 渕合 昌昭 議員
通告第7 徳峰 一成 議員
通告第8 松ノ下いづみ 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いづみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 渕合昌昭	6番 上村龍生
7番 宮迫勝	8番 今鶴治信	10番 伊地知厚仁
11番 土屋健一	12番 山田義盛	13番 大川内富男
14番 渡辺利治	15番 海野隆平	16番 久長登良男
17番 谷口義則	18番 迫杉雄	19番 徳峰一成
20番 原田賢一郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9番 九日克典

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜田政継 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 吉田宏明
専門員 津曲克彦

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	五位塚剛	教育長	谷口孝志
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	中村涼一
総務課長	今村浩次	社会教育課長	河合邦彦

大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 觀 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 產 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	德 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 會 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

○議長（原田賢一郎）

開会前に御報告を申し上げます。

欠席の届け出が出ております。九日克典議員より、本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告をいたします。

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

おはようございます。日本共産党の宮迫勝でございます。私は、今回、大きく3つの点について質問いたします。

最初に、環境対策についてお伺いをします。

末吉町深川地区の道の駅近くにおいて、農機具回収か廃品回収と見られるものが、道路横の敷地にうずたかく積まれている場所があります。市民から、道路のほうに崩れてこないか心配だという声が寄せられています。景観はもちろんのこと、市民の安全安心を守るための条例等は完備しているのか伺います。

2番目に、太陽光発電の設置工事での苦情が寄せられています。市役所には市民からの苦情等はなかったのか。そして、どのような対策をとられたのか伺います。

3番目に、クリーンセンター関係についてであります。本年度よりクリーンセンターの長寿命化の工事が本格的に始まります。約15年の延命化が予想されますが、将来のことを考えた場合、今から議論し計画すべきだと思いますが、府内での議論がされているのかお伺いします。

これについては、副市長をトップにしたプロジェクトチームをつくり、一定の指向性を出すべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

大きな2番目として、就学援助について伺います。子育て世帯の実質賃金が伸び悩み、教育費の負担が家計を直撃する中、就学援助制度の拡充を求める声が全国的

に広がっています。これは、憲法26条で保障された義務教育の無償化に基づいてつくられた制度であると思いますが、就学援助制度とはどのようなものなのか、説明を求めます。

2番目に、曾於市の対象者は何人なのか、人数を教えていただきたい。

3番目に、新入学には、ランドセルや制服等に多額の費用がかかります。全国の多くの自治体が入学前に入学準備金として支給しています。曾於市の実態はどうなのか、お伺いします。

4番目に、入学準備金を実施するためにクリアしなければならない問題点があるのか伺います。

大きな3点目に、職員、臨時職員等の待遇改善について質問いたします。臨時職員、非常勤職員の賃金、報酬の引き上げを望む声が寄せられましたので、これに基づき質問いたします。

1番目に、臨時職員の定義とその役割をどのように認識しているのか。

2番目に、臨時職員の人数は何名なのか。臨時職員の賃金の計算方法はどうなのか。

4番目に、臨時職員の時間給と鹿児島県の最低賃金は幾らなのか。

5番目、非常勤職員の定義とその役割をどのように認識しているのか。

6番目に、非常勤職員の報酬はどのようにして決めるのか。

7番目、非常勤職員の報酬の引き上げ、改定はいつ行われたのか。

8番目、臨時職員、非常勤職員の賃金、報酬の引き上げを望む声が寄せられています。市長の見解を求めます。

9番目、職員等の勤務時間はタイムカードできちんと管理されているのか伺います。

最後に、メンタルも含めて体調不良時に相談ができるような体制はとれているのか。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と3については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については、教育長に後から答弁をさせます。

1、環境対策についての①景観や安全安心を守るための条例等は完備しているのかについて、お答えをいたします。

景観等を規制する条例等はないところです。曾於市安全・安心まちづくり条例の第6条に「事業者の役割」とありますが、景観や罰則等の規定はないところです。

曾於市環境基本条例においては、第4条に「市の責務」、第5条に「事業者の責務」、第6条に「市民の責務」が定められております。

第14条の「規制の措置」に「生活環境に係る環境保全上の支障を防止するため、指導、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とありますので、市としましては、これにより関係機関と連携し、立ち入り調査、指導を行っているところです。

2の太陽光発電設置で市民からの苦情と対策について、お答えをいたします。

市内の太陽光発電設置において、地元から建設課へ2件、市民課へ4件の計6件の苦情が寄せられたところです。

建設課分のうち1件は、市道への排水処理の苦情であり、施工業者が排水施設を設置して処理されたところです。

もう1件については、太陽光発電設置のための造成工事に伴う排水流末の処理に対する地元自治会からの苦情でした。現地を調査したところ、隣接する宅地や市道への排水の垂れ流しで、のり面が崩壊する危険性がありました。市道管理者として、事業主や施工業者に連絡して調査結果を説明し、排水処理の早急な改善を求めましたが、誠意ある回答・対応はない状況です。

また、市民課分については、いずれも太陽光発電の音がすることの苦情がありました。

1の3の延命化について庁舎内で議論されているのかについて、お答えをいたします。

今回の施設整備事業で、今後使用できる期間が最低でも15年で、32年度から46年までは利用できる施設となるところです。今後も引き続き、曾於市廃棄物処理施設整備検討委員会で議論し、15年以上の延命化を目指して、ごみの分別等に取り組んでいきたいと考えております。

4、プロジェクトチームと方向性について、お答えいたします。

平成26年に曾於市廃棄物処理施設整備検討委員会を設置しており、32年度までに今後の方向性を検討してまいります。

3、職員、臨時職員の待遇改善についての①臨時職員の定義とその役割について、お答えいたします。

臨時職員の定義は、地方公務員法第22条第5項により、職員が一時的に欠けるなどの緊急の場合や、一時的な臨時業務を行う際に臨時の任用を行う職員であります。また、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条により、職員の育児休暇期間における業務処理を行うため、臨時の任用を行う職員であります。

臨時職員の役割につきましては、職員の代替として、あるいは各課等の事務的業

務や窓口業務など、スムーズな業務遂行を行うに当たり、職員を補佐していただく役割を担っていると考えております。

②、臨時職員の人数について、お答えいたします。

本年2月1日現在の臨時職員数は136名、非常勤職員数は78名であり、合計で214名であります。

③、臨時職員の賃金の計算方法について、お答えいたします。

本市は、鹿児島県の最低賃金を下回らないように日額単価を定め、日額単価に勤務日数を掛け、通勤距離が片道2km以上の臨時職員につきましては、通勤手当相当額を加算して毎月の賃金を計算しております。

④、臨時職員の時間給及び鹿児島県の最低賃金について、お答えいたします。

臨時職員の時間給は、日額5,800円を7時間45分で割り748円になるところです。また、鹿児島県の最低賃金は、平成29年10月1日から1時間当たり737円となっております。

⑤、非常勤職員の定義と役割について、お答えいたします。

非常勤職員の定義は、地方公務員法第3条第3項第3号により、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者であり、特別職として必要な知識及び技能を有している職員であります。

非常勤職員の役割は、各所属課等の中で、特に専門性のある業務を遂行しており、重要な役割を担っていると考えております。

⑥、非常勤職員の報酬の決め方について、お答えいたします。

報酬等につきましては、本市の他職種の非常勤職員の報酬額とのつり合いや、業務量や専門性を勘案するとともに、近隣の自治体の報酬額を参考にして決定しております。

⑦、非常勤職員の報酬引き上げ、改定について、お答えいたします。

非常勤職員の報酬等については必要に応じて改定しております。直近の実績といたしましては、平成26年度に4職種、平成27年度に2職種、平成28年度に2職種について引き上げたところであります。

平成29年度は据え置きましたが、平成30年度には5職種について引き上げる予定であります。

⑧、臨時職員、非常勤職員の賃金、報酬の引き上げに対する見解について、お答えいたします。

臨職賃金の一般事務職の日額単価につきましては、平成27年度が5,500円、平成28年度は100円引き上げ5,600円、平成29年度は200円引き上げ5,800円であります。平成30年度につきましては、据え置きの5,800円で予算計上しております。

非常勤職員の報酬額につきましては、先ほど申し上げましたが5職種について引き上げ、そのほかは本年度と同額で予算計上しております。今後も、各職種の業務量や専門性、求職者の動向及び近隣自治体の状況等を踏まえ、隨時検討してまいります。

⑨、タイムカードによる職員等の勤務時間の管理について、お答えをいたします。

全ての職員とほとんどの臨時職員、非常勤職員は、タイムカードにより勤務時間を管理しておりますが、学校、斎苑、花と緑の供給センター等勤務の臨時職員及び非常勤職員につきましては、出勤簿による管理であります。

⑩、メンタルを含めて体調不良時の相談体制について、お答えいたします。

メンタルを含む体調不良時の相談体制については、通常、上司に相談していくことになりますが、場合によっては、総務課において情報を入手した際に、日程を調整し、副市長や総務課長、あるいは総務課秘書人事係において、直接相談に応じたり、話を聞いたりしております。

また、職員健康診断については、要精密検査、要治療などの診断を受けた職員、臨時職員に対しては、医療機関への受診や産業医による健康相談会への参加を勧めております。

メンタル関係につきましては、平成24年度からは職員を対象として、平成28年度からは臨時職員等も対象に加えてストレスチェックを実施するとともに、フリーダイヤルによる電話相談窓口を設置しております。

また、採用後1年目、2年目や10年目などの節目の職員、新規係長職員などに対して、精神保健福祉士、産業カウンセラーによる職員メンタル相談会を開催するなど、相談機会の複層化を図っております。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（谷口孝志）

宮迫議員の大きな2項目め、就学援助についてお答えいたします。

まず、①の就学援助の制度とはどのようなものかということですが、就学援助は学校教育法第19条で、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されていることに基づく制度であります。

曾於市では、本市に住所を有し、市立小中学校に在学する児童生徒の保護者の中、生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者を認定基準としております。

就学援助の内訳としましては、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、学校給食費、医療費となっており、こ

れらの全部または一部について援助を行っております。

②の対象者の人数について、お答えいたします。

平成27年度は、小学校が188人、中学校が114人の合計302人でした。平成28年度は、小学校が175人、中学校が101人の合計276人でありました。本年度は、平成30年2月時点での小学校が192人、中学校が96人の合計288人となっております。

次に、③の入学準備金の実態についてですが、新入学時にかかる費用について、本市の現状は、ランドセルや制服などを購入すると、小学校で8万円弱、中学校で12万円前後が必要かと思われます。

全国的に入学前支給を行う自治体は、平成29年度または平成30年度に実施する自治体が多くあるようです。

県内の状況としましては、中学校の入学前準備金については、今年度実施する予定の自治体が多く、本市でも今年度中に支給することにしております。

なお、一部の自治体では小学校入学予定者にも支給しているところもございます。

最後の④ですが、クリアしなければならない問題があるかということについて、お答えいたします。

まず、中学校の新入生については、基本的に対象者が、現在、市内の小学校に在籍している児童であるため、平成29年度の入学前支給には問題点はないと考えております。

しかし、小学校の新入生については、第1子が入学する場合、就学前の申請が必要であり、対象者へ事前の周知が必要となります。

また、入学する学校が確定しない段階での認定及び支給については、自治体ごとに認定基準や支給額が異なるため、入学先が確定した後の自治体との調整や、市内小学校に入学しなかった場合、返還をさせるかどうかなど検討する必要があり、現段階では小学校への入学前支給を決定するまでに至っていないところであります。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

では、まず最初に環境対策について、2回目の質問に入ります。

現場近くの住民の方が、今まで、朝起きると家の周りの野菜などを見て季節の変化を感じられて安らぎがあった。しかし、今は安らぎどころではない。一日中高く、積まれた鉄の塊を見なくてはならない生活である。現場を通るときに崩れはないか、風にあおられて飛んでこないか、こういうことを考えていると安心して生活ができない、こういう話をされました。市長はこの道の駅の現場を通勤で通るわけですけども、どのように感じたのか、まず感想をお伺いしたい。

○市長（五位塚剛）

末吉の道の駅の近くの珈琲屋さんの前のほうに中国の方々が廃品回収、特に農機具等をされております。基本的には営業としてされておりますので、最初のころはそうでもなかったんですけど、今は頻繁に、たくさんのものが置かれております。私自身も毎日通勤しておりますので、本当に問題が起きなければいいがなという心配をしているというのが現実でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

多分、こちらの地元の方が役所のほうに相談というか苦情を言いに来られたと思うんです。このときに、市民の方にはどのような話をされたのか、その話の内容をかいづまんで教えてください。

○市民課長（内山和浩）

市民の方からの苦情についてお答えをいたしたいと思います。

まず、29年の11月に、大量の鉄くずが積んであるので指導してほしいという内容でございました。あと、ことしに入りまして1月に、犬を放し飼いにしていると、あと市道の両側に車をとめて困るということ。あと、2月に入りまして、積み上げた量が多くなっていると、車も駐車して困るというようなことが、以上、ここ最近では4件ほど来ているところでございます。

これにつきましては、県の廃棄物・リサイクル課と、あと鹿屋保健所と訪問、事情聴取をしております。事情聴取をしましたことについては、苦情を言ってこられた方の家に行きまして、こうこうこういう理由でということで事情は説明をしたところでございます。ただ、廃棄物ではございませんので、適正な量の積み方ということについて指導をしたということになります。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

一般的に言う、積み上げているものが有価物という考え方強く言えない、こういう理解でいいですか。

○市民課長（内山和浩）

はい、そのとおりです。

○7番（宮迫 勝議員）

有価物だから何も言えないっていうのは、やっぱり市民生活を守る立場からしてみれば、おかしいんじゃないかと思うんです。有価物であっても、この事業者はきちんと管理をする義務があるんではないか。都城の私の知っている廃品回収の方、これは事業所の周りをきちんと塀で囲い、外に飛散しないようにしています。深川地区のこの周りの方も、ちゃんと塀で囲って外に飛散しないようにすれば問題がないと思うんです。それについて、地元のこういう声も業者の方には話をして、高

く積まないように、それから塀をちゃんと高くして外に飛散しないように、こういう要請はされたのか。

○市民課長（内山和浩）

今の質問に対しましては、当然、積み上げた量が高くなつておりましたので、頑丈な塀にするようにということと、あと産業廃棄物等であると仮定をした場合になりますけれども、塀の高さがありますと、それから50cmほど低くして、内側のほうに2m程度は控えるというようなことで、それ以上、積まないでほしいというようなことの指導はしているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

胡摩地区でしたか、廃ビニール、これも有価物ということで、全然手出しというか指導ができなかつたわけですけども、こういう事例が、今いっぱい出てきているわけです。だから、市民の生活、暮らしを守るためにも、やっぱり何か規制する手立てが必要じゃないかと。

平成16年ごろに財部ではアサヒ農産っていう農事組合があつて、これが大量に、完熟堆肥じゃない堆肥を畑にすき込んだり、それから山を切り開いてそこに埋める、こういう行為があつたんです。でも、畜産農家だったら規制ができるけど、耕種農家ではできないっていうことだったんです。これで、すごく地元の人は苦しました。だから、こういう感じで、やっぱり市民の生活、環境を守るためには、市と県、国、連携をとる必要があるんではないかと思うんだけども、県のほうには引き続き要請をされて解決する手立てをされますか。

○市民課長（内山和浩）

県のリサイクル課と鹿屋の保健所につきましては、もう最初の段階で、有価物ではありますけれども、見た目では産業廃棄物に近いところもありましたので、何回も見に行っていただくようにしているところです。私どもも、通る際にもできるだけ寄るようにしております、寄って社長のほうには言って、そのときにいろいろお願ひをしている状況であります。

○7番（宮迫 勝議員）

いずれにしても、市民が安心して生活できる環境、これを守る責務があると思うんです。だから、さつきも言った条例の制定も含めて、そしてほかの自治体もどういうことで取り組んでいるか研究すべきではないかと思います。これは、答弁は無理でしようから提案としておきます。

次の太陽光発電の設置について、お聞きいたします。

排水処理とか、のり面の苦情があつたということですけども、私の相談があつたところも、工事をするときに開発業者の工事が荒くて乱暴である、そしてその後の

土手の草刈り等の管理は誰がするのかという苦情が出されました。

市道の管理者としても調査をしたとありますけども、このときにのり面の管理、これについての確認はされたのか、この点をお伺いします。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

今回のこの太陽光パネルの設置につきましては地元から陳情書が出されたわけでございますが、それに伴いまして現地を調査したところでございます。地元からの指摘どおり、その太陽光の敷地から直接、排水なり土砂が市道のほうに流出するおそれがあるということで、現地の事業者等にも調査をしたところでございます。その際に太陽光のパネルの設置業者——本社は東京の業者でございますが——そこに調査をして連絡したところでございますが、あわせまして土地の仲介業者につきましても調査をして、地元等を調査いたしまして、連絡をさせていただいたところでございます。その設置業者につきましては、設置工事自体を請け負っただけで、造成工事の責任はないということでありました。その設置業者から、その造成工事の施工業者を教えていただけないかというお願いをしたところでございますが、わからないということで回答があったところでございます。

それから、その仲介業者におきましても、造成工事の業者並びに連絡先を教えてほしいというお願いをしたわけでございますが、個人情報であるということで教えられないという回答でございました。その際に、こちらといたしましては仲介業者に対しまして、先ほど議員が言われました造成工事につきましての、例えばのり面の草刈りとかそういう不安定な状況の解消につきまして対処法をどうするかというのを聞いたところでございますが、その仲介業者につきましては早急な改善をするという回答を得たところでございますが、その後、いまだかつて、まだ改善はされていない状況でございます。

施工業者並びに仲介業者につきましては、現在は連絡がとれない状況であります。あわせまして、その事業主についても調査をしておりますが、連絡先がわからない状況でございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

こういうことが起こる可能性、これからいっぱいあるわけです。だから、こういう太陽光の発電の設置についての、設置前の届け出は必要ないんですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、行政のほうに太陽光を設置するという届け出はないところでございます。最終的に市がわかるのは、当然、九州電力と契約をして償却資産税の問題が

発生しますので、そのときに事業者がわかつてきます。届け出は行政にはないところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

山林を切り開くというときには林地開発の許可が要りますけども、設置業者が、自分たちがもうかればいいんだという、こういうのは通用しないと思うんです。これ、許しちゃだめだと思うんです。だから、地元の理解を得ることと並んで、やっぱり何らかの規制が必要ではないかと。曾於市だけではちょっと、そういう条例等についてもできないと思うんで、関係機関と連絡をとって、こういう被害が出ないようにするべきだと思うんですけども、誰でもいいから、ちょっと答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

山林を、大幅に杉を伐採して太陽光をする場合は、言われたように林地開発の許可が出てまいります。そのときに、当然ながら地元の方々を呼んで、工事をする前に話し合いができれば一番いいというふうに思っております。今、鹿児島県内でも、霧島市を含めて、もう大変な太陽光ができまして、排水の問題、また、砂といいますか土が住宅のほうに飛んでくるということで、非常に今、問題化しているようございます。

私たちの曾於市内にもメガソーラーがかなりの量で設置されておりますが、今言われるように、そのようなことを県にも申し上げて、やはり県全体としての規制を強化してもらうように意見を申し上げていきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ、今の1番と2番の関係については、曾於市だけで解決できる問題ではないと思いますんで、ほかの自治体とも連携をとり、県とも連携をとりながら、市民の暮らしを守るために取り組んでいただきたいと思います。

次に、クリーンセンターについてお伺いします。

平成23年5月に一般廃棄物処理基本計画を作成しているんです。私が、このクリーンセンターで今回提案したのは、今から議論し計画すべきというのは、この基本計画みたいに立派なものじゃなくてもいいんです。向こう10年、15年間の後を見据えた、簡単でもいいから、ある程度の基本計画が必要ではないかという提案なんです。

委員会の審議の中でも、15年やったら、すぐ来るよ、じゃあ予算はどうするの、財源はどうするのというのも、今の段階から含めて調査研究が必要じゃないかと。例えば、都城市のほうと一緒に広域で入れてもらうのか、それから曾於市単独で、また次の焼却施設をつくるのか、こういうことも含めてしたほうがいいんじゃない

かという提案なんんですけども、何か考えがあつたら答弁してください。

○市長（五位塚剛）

今回の曾於市のクリーンセンター建設に至り、当初は、都城はすばらしい大きなものをつくりましたので、都城市のほうに曾於市も加入させてもらえたんですかというお願いをいたしました。そのほうが負担金を払うだけで非常によかったですけど、都城市のほうは、当初計画の中に限られた自治体しか参加しないということで地元説明会も開いておりまして、私たち曾於市のものを参入するということは残念ながら認めることはできないということありました。

今後、15年後のことについて、今言われるように、当然ながら私たちの曾於市もそうですけど、都城を含めて人口が相当減っていきますので、状況としては、大分変わってくるんじゃないかなと思っております。当然ながら、そのことを含めて15年後をどうすべきかということを、今、内部でも検討しておりますし、引き続き都城のほうにも加入できないか、場合によって、肝属地区もありますので、そちらのほうにできないか、そういうことを含めて、さらに進めてまいりたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ、15年というのはあつという間に来ますんで、今から15年後を予想しながら取り組んでいってもらいたいと思います。

先ほどの深川地区の廃品回収のところで、1点だけ確認が漏れていました。建設課長にお伺いします。この廃品回収業者のところ、一部アスファルト舗装されたところがありますけども、この部分はどこの土地なのか、わかつていたら教えてください。

○建設課長（新澤津順郎）

議員が言われましたその市道の脇の舗装をしてある部分につきましては、市道敷になるところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

地元の方からは、ここは多分市道じゃないかと、ここに常時、こちらの方の車がとまっているということも指摘がありましたので、これらも踏まえて、やっぱり指導を強化してほしいと。何も難しいこと言っているわけじゃないんです。地元の方は、日々あそこに高く積まれた鉄くずを見て生活をしたくない、塀で囲って、塀の中にしてほしいということなので、そのことも踏まえて、これから取り組みに生かしてください。

次に3番目の、先に臨時職員のほうをお尋ねいたします。

臨時職員の数が非常に多いんです。私は、もっと少ないかなと思ったんですけど

も、実際数字を見て多いなと思いました。もう全部のほうで、賃金も含めて聞きますけども、臨時職員の賃金が748円です。鹿児島県の最低賃金よりも11円高い。これを妥当と思うのか、それとももう少しはアップしてもいいのかな、ここ、率直にお伺いします。

○市長（五位塚剛）

臨時職員の方々も、この市の仕事をする中で生活給としてやられている方もいらっしゃいますので、決して高いというふうには思っておりません。ただ、この間、内部でも検討いたしまして、交通費を含めて見直しをずっとしてきました。財政が許せば、また賃金のアップというのも検討しなきゃならないと思いますけど、いつまでもこういう形での臨職をふやすだけがいいかということにはならないというふうに思っておりますので、総合的に今検討しているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

働く人の意欲をどう上げるかっていうのは、やっぱり賃金だと思うんです。どんなに働きがいがある好きな仕事でも、賃金が安かつたら職を離れるし、意欲が沸かない。私はそう思うんだけど、市長もそう思いませんか。賃金を上げたほうが、いろんな面でメンタルが上がってくると。

○市長（五位塚剛）

賃金というのは働いた分の対価でありまして、当然、自分の賃金というのは高い方がいいわけでございます。要するに高い賃金をもらいたいという意思のある方は臨時職員じゃなくて、市内でもたくさんの雇用の場、また都城を含めてたくさんあります。今、非常に職場というのはたくさんふえてきておりますので、臨時職員でないとできないという方もいらっしゃいますので、市のほうもそれについてはそれなりのことを考えておりますけど、それはやっぱり賃金としては高い方がいいというのは、もう当たり前のことでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

職員にかわる業務の多くは臨時職員に委ねられているわけです。責任を負う業務であり、それにふさわしい賃金というのは私は、やっぱり必要だと思うんです。だから、一時期話題になりました官製ワーキングプア、こういうのを防止するためにも、やっぱり待遇改善が必要ではないかと。そして、よく言われるのが扶養に入っているために……。

○議長（原田賢一郎）

ちょっと、宮迫議員。

傍聴者に申し上げます。携帯電話の使用等は禁止されておりますので、御協力ください。

それでは、質疑を続行いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

官製ワーキングプア、これをなくすためにも、引き続き私は待遇改善を求めると思います。

平成32年4月1日から創設される会計年度職員制度というのをちょっと耳に挟んだんですけども、もし、これについてわかつていらしたら説明をしてください。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

平成29年、昨年に地方公務員法が改正をされたところでございます。発端は、現在、非常勤、臨時職員が全国的に非常に多いと、28年の段階で全国で64万5,000人いらっしゃるというところから始まったところだというふうに思っております。これにつきましては、改正は昨年されましたけれども、施行は32年4月1日、先ほどおっしゃられたとおりでございます。

今まで、臨時職員あるいは非常勤職員という概念が全く変わりまして、会計年度任用職員ということで、1年の契約をしていく。その中には期末手当等の支給、あるいは退職手当の支給もできるようなところで、法律の改正がなされたところでございます。これにつきましては、今、県あるいは国からの説明を1回受けただけというような状況でございまして、今後、それぞれの市町村におきまして条例を制定しなければならないということになりますが、32年4月1日に向けて、その前の31年度には条例を制定しなければならないのじゃないかというふうに思っておりますが、平成30年度はその前の準備段階というところになると思っております。

ですので、今設定しておりますこの賃金、あるいは報酬等の額をどのようにしていくかというのが、また大きく問題になってくるということでございます。今の段階では、その程度しか答えられないところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今、課長から説明があったように、働く人の待遇改善、これを国のほうも求めているわけですので、ぜひ、臨時職員、それから非常勤職員の方々が対応がよくなるように取り組んでいっていただきたいと思います。

それから、職員の勤務時間、タイムカードで管理されているのか。特に国の制度、法律が変わると、特に福祉関係が多いと思うんですけども、制度が変わると残業が多くなるけども、これについては管理職の方、特に課長さんたちは、その職員の残業、超勤については把握されているのか、お伺いします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

時間外勤務につきましては、その所属長の、まず許可といいますか、それを受けた仕事をしていくということになりますので、当然把握しているということでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

大体、多い方で月、何時間ぐらいの超勤、残業があるんでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

手元に資料がないところでございますが、例えば昨年度でしたか、台風の関係の災害がございまして、そのときにおきましては月、百数十時間とかだったと思いますが、そのような時間外勤務もあるところでございます。

通常はその時々、その課ごとに、その時期によってそれぞれ違いますので、ゼロのときもあれば24時間、30時間、あるいは50時間、60時間というところもあるというふうに思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今、過労死とか、それから働き過ぎ、こういうのが問題になっています。やっぱり職員の体調を管理するためにも、きちんと管理職の方は把握してほしい。そして、次の体調不良時に相談ができるような体制、一応そういうのはあるみたいでけども、現在、長期に休んでいる方、長期休暇の方が職員の方でいらっしゃるのか、これをお伺いします。

○総務課長（今村浩次）

平成29年度におきまして、二、三人、期間を限定いたしまして休まれた方がいらっしゃいますが、現在のところは病気で1人休まれているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

11月ごろに——もう職員の方は復帰されたんですけども——やっぱり働き過ぎみたいな感じで家族の方が心配されているっていう、こういう感じの相談を受けました。ぜひ、職員の方がメンタル面も含めて働きやすい職場、そして環境をつくっていただきたい。働き過ぎによって悩んだりして、休まない、職場が楽しい職場であるように努めてほしいと思うんです。そういういろんな相談体制はとっていると感じましたので、今の体制を、ぜひ進めていってほしいと思います。

次に、教育委員会の就学援助に……。

○議長（原田賢一郎）

宮迫議員、休憩しましょう。

ここで、宮迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、宮迫議員の一般質問を続行いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

それでは、就学援助について質問いたします。

この中で、本市でも今年度中に支給することとしている。これは中学校の入学前準備金ですけども、いつごろの予定なのかお伺いします。

○教育委員会総務課長（外山直英）

それではお答えいたします。

今月2月中に支払いをする予定でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

この就学援助についての手続を含めて、流れを簡単に、申請を含めて説明してください。

○教育委員会総務課長（外山直英）

それでは、申請につきまして概略御説明いたします。

まず、就学する対象児童生徒に学校を通じまして申請書を配付いたします。対象になる保護者は必要事項を記載の上、今度は学校のほうに提出をいたします。校長は、取りまとめた上で教育委員会のほうに提出をするといった流れでございます。一部、中に民生委員の意見をいただくという書類もございますが、それは現時点では教育委員会から民生委員さんにお願いをしている状況でございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今、手続で、申請が学校を通してとありました。学校を通して申請書を渡しても、その申請書の受け付け、届け出、これは教育委員会に直接でも構わないんですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

はい、結構でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

今、民生委員の方の助言を求めている場合もあるということでありました。これは民生委員の方からいろいろ話の中で、これが難しいんだよね、なかなか会えない

し、立ち入るようで、プライバシーに入っていくようでなかなか難しいんだと、こういう話を聞いたこともあります。私が調べた中で、平成17年度から民生委員からの助言の必要がなくなったって文書があったんです。それはなぜかといつたら、就学援助法施行令から「民生委員の助言を求めることができる」という文言が削除されたために、民生委員の助言を求める根拠がなくなったために、これは必要がなくなったというか、こういう解釈がありました。これについてはどうでしょうか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

曾於市の就学援助規則の第6条に申請の規定がございますが、その中には「民生委員に意見を求めることができる」ということで、努力義務としているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

では、民生委員の方の、その助言はなくても大丈夫ということですね。

それから、支給方法ですけども、多分、教育委員会のほうから保護者に銀行口座振り込み、もしくは現金や現物を学校を通して渡す方法と思うんですけども、今はどちらをとっていますか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

現在は学校を通じて支払いをしている状況でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

自分が、もしそういう立場だったら嫌だなと思うんです。なぜかといつたら、そういう就学援助を受けているんだというのがわかると思うんです。だから、ベストは、プライバシーの侵害をなくすためにも、就学援助を受けていることがわからぬ。そして、これがわかるとやっぱりいじめの原因にもなるんではないかと思うんです。だから、その辺を配慮をして、できる限り銀行口座の振り込みをお願いしたいんだけど、どうでしょうか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

済みません、先ほどの学校を通じて支払いという点ですけれども、要保護者につきましては、支給対象が修学旅行費と医療費というふうになっておりますので、修学旅行費については学校を通じて支払いますが、医療費につきましては、当然、本人といいますか、直接支払いをしているものでございます。

あと、今後の振り込みの方法につきましてですけれども、ほかの自治体の状況を見ましても、直接保護者とやりとりをしている実例が多うございますので、今後、その方向も含めて検討したいというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ、プライバシーを守って、受けやすい体制をつくっていただきたいと思います。

次に、問題は小学校なんです。中学生の場合は、さっき言ったように小学校の段階でわかるからいいんだけども、小学校がなかなか把握しづらい。入学前の健康診断、これでつかむのが一番ベストなんだけども、鹿児島県でも43自治体のうちの13の自治体が29年度、もしくは30年度の新入学から実施をするということなんです。だから、できないわけじゃないんです。だから、例えば鹿児島市や志布志市を、やり方は違うんだけども、曾於市にはどれが合うのか、それを見きわめながら、ぜひ小学校の入学準備金としても実施をしてほしい。どうでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

これについては、私のほうからお答えします。

今、担当のほうからいろいろと説明がありましたが、私ども基本的な考え方としては、やはり保護者が入学前にできるだけ負担が軽くなるようにということはしたいと考えています。今のところ、先ほど答弁の中で言いましたが、いろいろとクリアしなきゃならない点もございますので、そこらをどういうふうにして事前に解決できるかと、そういうことを工夫しながら、近隣の市町村とも連携をとりながら、それが実現できる方向に、できるだけ早く取り組んでいきたいと考えております。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ、その方向で取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今度の国会でも問題になっていますけども、国が生活保護基準の引き下げを行おうとしています。これによって、これまで対象であった受給者が影響を受ける可能性があるのかお伺いします。

○教育委員会総務課長（外山直英）

現行の就学援助規則では、生活保護法の基準の1.3倍という数字を使っておりまして、生活保護のほうに改正があれば多少影響があるものというふうに考えております。

○7番（宮迫 勝議員）

これから、市長にも、予算を組む関係での要望なんですけども、認定から外されないように、生活保護基準が5%下がったからといって、連動してこういう方々の就学援助が受けられなくなる、これはあってはならないと思うんです。だから、ほかの自治体でもいろいろ工夫をして、もしこれがあっても、ちゃんと引き続きりますよという事例が報告されています。曾於市でも市独自の支援策を設けるように要請したいと思うんですけども、市長の考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

就学援助につきましては申請主義でありまして、対象になっている方でも受けていらっしゃらない方もいらっしゃいます。

私は子育て支援の立場から、基本的には子供の教育というのは無償化を目指すべきだというふうに思っております。ですから、今後、国の制度が変わっても、なるべく支援できるものは支援できるように、予算を含めて努力をしたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

神戸市の中で、市民団体からの要望で、今言った生活保護基準の引き下げによって、就学援助の対象から外すことのないようにという申し入れをしたところ、神戸市の担当者は従来どおりの市独自の基準を設けて守っていくという答弁をされておりますので、ぜひそういう、今市長が答弁したように拡充する立場で取り組んでいってほしいと思います。

以上、申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時14分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、渕合昌昭議員の発言を許可いたします。

○5番（渕合昌昭議員）

5番、新生会、渕合昌昭です。今回は、4項目について質問いたします。

1つ目、蔵之町地区廃ビニール洗浄施設について。

①、蔵之町地区廃ビニール洗浄施設建設の問題から、はや3年が過ぎようとしています。現在までの状況を示してください。

②、県のリサイクル対策課との協議内容を示してください。

③、市として、今後、行政としての取り組みの内容を示してください。

2番、曾於市内地域外からの入学、転校について。

①、大規模校から小規模校入学、転入について緩和されていると思うが、内容を示してください。

②、曾於市内の大規模校から小規模校に何名が通学しているか、状況を示してください。

③、地域内と地域外は番地または集落で分かれているのか示してください。

3、市営住宅の空き家について。

①、市内の築30年、40年以上の古い市営・市有住宅の状況を示してください。

②、振興住宅の現状、戸数と何名の方が住んでいるか示してください。

③、人口減少対策に古い市営・市有住宅を撤去して有効活用を考えていなか示してください。

4、大隅町中之内、アヤベ株式会社九州工場の火災について。

①、昨年末、テレビ、新聞等で大きく報道された紡績工場アヤベ株式会社九州工場には、従業員がパートを含め80人近くの方が働いていたが、工場のその後の状況を示してください。

②、年末、大変忙しい12月19日にアヤベ株式会社九州工場の火災があり、12月22日、市長より再建要請をしたとの報告を聞きましたが、その後の状況を示してください。

③、従業員の給料及び社会保障は保障されているか、状況を示してください。

以上、終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渕合議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1、3、4については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2については、教育長に後から答弁をさせます。

1、蔵之町地区廃ビニール洗浄施設についての①現在までの状況についてお答えいたします。

昨年3月議会で一般質問を受けましてから、市民課では7月に社長と面談をいたしまして、今後の計画と撤去についてお願いをしましたが、まだ計画書等は提出されておりません。また、隨時、電話による交渉は1カ月単位で行っているところでございます。

②、県のリサイクル対策課との協議内容についてお答えいたします。

県は、現段階では有価物として判断しております。そのため、現在は事業者の財産であるという観点から、事業者の自発的撤去を促しているとのことです。市と県、保健所で、生活環境の保全の観点から、定期的に現場の確認を行っているところです。

③、今後、行政としての取り組み及び内容等についてお答えいたします。

事業者の財産である以上、行政としてできることには限界があり、現状では粘り強く交渉を重ねていくしかないと考えております。今後も生活環境に悪影響を及ぼしかねないので、流出、飛散防止の観点から撤去の依頼をしてまいります。

3、市営住宅の空き家についての①市内の築30年から40年以上の古い市営・市有住宅の状況についてお答えいたします。

市が管理している市営・市有住宅1,265戸のうち、築年数が30年を超える住宅が844戸あります。この内訳は、市営住宅については、30年以上40年未満が85棟560戸、40年以上が69棟262戸です。市有住宅については、30年以上40年未満が11棟11戸、40年以上が11棟11戸です。

②の振興住宅の現状戸数と入居者数についてお答えをいたします。

地域振興住宅については、平成28年度までに127戸建設され、現在、末吉管内の諏訪団地と深川団地に空き家があるため、125戸に529名の入居者があります。

③、人口減少対策に古い市営、市有住宅を撤去しての有効活用についてお答えをいたします。

曾於市公営住宅等長寿命化計画により、耐用年数が木造の場合30年、準耐火構造の場合は45年を超過している空き家については、現地調査し、順次用途廃止しております。この用途廃止した住宅については、解体撤去して更地にして、財政課へ所管がえした上で宅地分譲等を検討することになります。

4、大隅町中之内、アヤベ株式会社九州工場火災についての①火災後の工場のその後の現状についてお答えをいたします。

焼失した工場につきましては、撤去等の見積もりが済んでいないため、現場にそのままの状態です。従業員につきましては、事務処理のため6人の雇用が継続されていますが、1月末で73人が解雇されているところでございます。

②、12月22日の再建要請後の状況について、お答えいたします。

全ての建物が全焼し、その撤去にかかる日数や費用、損害額等の算定に時間を要することや従業員の退職事務等のため、現時点で再建を言える段階ではないと説明を受けております。

③、従業員の給料及び社会保障の状況について、お答えいたします。

残った従業員の2月以降の給料等は火災前の待遇が保障され、また、解雇された従業員の給料等については会社規定により1月分まで支払われているとのことでございます。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（谷口孝志）

済合議員の大きな2項目めの曾於市内地域外からの入学、転校についての質問についてお答えします。

まず、①ですが、大規模校からの小規模校への転入学についてお答えいたします。本市では、大規模校から小規模校への転入学のために特認校制度を設けておりま

す。現在、特認校制度を導入している小規模校は高岡小学校と中谷小学校です。それぞれ末吉小学校、財部小学校からの転入学を認めております。

②の大規模校からの小規模校への転入学者数についてお答えします。

現在、特認校制度を利用して大規模校から小規模校に転学している者は、高岡小学校の6年生1名のみであります。

③の地域内と地域外は番地または集落で分かれているのかということですが、本市の通学区域に関する規則では、通学区域を番地ではなく行政区域としての集落を単位に設定しているところであります。

以上です。

○5番（渕合昌昭議員）

蔵之町の廃ビニールの質問に入りますけども、1番目ですけども、この質問をして3年になります。ちょうど27年の4月7日に経済課のほうに諒訪集落の方から連絡があり、そして私も行き、現地を確認してという年月がたって3年を迎えます。やはり、地域住民にしますと、本当に早く解決してほしいという願いもあったり、また私ほうにも要請があります。同僚議員も質問していましたけども、そんなこともありますて、一日も早く撤去していただき、解決を望んでいます。市長、答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁で、この間の経過について説明をいたしました。また、社長とも連絡をとって、一日も早い撤去をしていただきたいということをしておりまますので、引き続き努力をしてまいりたいと思います。

○5番（渕合昌昭議員）

この廃ビニール、これ実際行って、有価物という評価でもってあの状態になっているんですが、やはり私どもから見て、第三者から見ると、どうしても有価物に見えない、あれは産業廃棄だと私は思っています。本当に、このビニールが、特に今から先、夏場に向けて発火のおそれはないのかどうかは、一番心配されています。これは、市としては消防署のほうなりに連絡して相談はあったかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

私のほうには一言もそういう話は来ておりませんけど、総務課長が、それか市民課長がつかんでおりましたら答弁をさせたいと思います。

○市民課長（内山和浩）

市民課としましては、発火ということについては余り気にしていないところでしめたので、消防署等への連絡はしていないところです。

○5番（渕合昌昭議員）

発火がないということですけども、100%じゃないと私は思っているんですが、やはり1回は消防署にお願いしてみてもらうのもと思って考えているんですが、そういうのはどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

消防署の方に現地を見ていただいて状況を確認することは可能ですが、それをするんでしたら、やっぱり持ち主の方にちゃんと立ち入りの許可をいただかないとできませんので、そのあたりは相談をしてみたいというふうに思います。

○5番（渕合昌昭議員）

市長の答弁で、経営者の方と相談してみますという話ですので、ぜひ、よろしくお願いします。

2番目、入りますけども、県のリサイクル課との協議内容なんですが、これは段階的に、要するに有価物ということで、所有者、事業者の財産であるという観点から撤去できないという話なんですが、やはり県と、もうちょっと詰め寄った形で経営者の方にお伝えできないのか、お聞きします。

○市長（五位塚剛）

この間の経過については、もう何度もお答えしていますように、県のほうとも相当相談しております。この会社が産廃の許可をもらえるんじゃないかという話も聞いておりましたけど、最終的にはその手続をされておりませんので、現状では法律に基づいてやるしかない部分があります。だけど、引き続き県のほうにも指導をお願いしたいと思います。

○5番（渕合昌昭議員）

ひとつ、これは要望なんですけども、私ひとつ思ったんですが、やはり地域住民の方の気持ちを緩和するというのはおかしいんですが、やはり地域住民に対して、市としても、また市の内容でも議会だよりなどで見ていると思うんですが、じやなくて、やはり市民に対する思いを、何か行政のほうで説明会を開くとかいう形は考えてないかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

現段階で市民への説明会というのは考えておりませんけど、地元から、経過と市の考え方についてお聞きしたいというのがあれば、要望書があれば、当然行政としては説明会を開きたいとは思います。

○5番（渕合昌昭議員）

それでは、一応私のほうで自治会長と、ちょっと話をしてみたいと考えております。地元の声を聞く、とても大事なことだと思ってますんで、ぜひともよろしくお願いします。

それであと、3番目に入りますけども、今、行政としての取り組みとしてということで、市長からただいま答弁あったんですが、行政として粘り強く交渉していくということになっています。私どもは行政を頼るしかないわけですので、ぜひ、そういうことを十分に考えながら、そして特にあの地区が最近は木材の伐採がありまして、廃ビニールがないときは景観よくなつたんですが、逆に木がなくなつたために丸見えになってきました、廃ビニールを置いてある場所が。そういうこともあって、すごく私も通ったときにそういうとを感じたんですけども、市長はそこ辺は最近通っていませんか。

○市長（五位塚剛）

最近と言われても、ここ1週間が最近なのか、1カ月間が最近なのかわかりませんけど、ことしになってからも二、三回は深川のほうに通つたり、いろいろしておりますので、見ております。

○5番（渕合昌昭議員）

ちょうど市道の、もう一本、道があるんですけども、その谷底に、木材伐採が始まって、昨年、私がちょうど選挙期間中だったんで、11月だったんですが、そんなことがありました。ちょうど周りからカーブになっているものですから、廃ビニールの設置場所が丸見えだと、景観的なこともすごく悪いなというのが実感でありましたんで、また市長、あの地区を通ったときは見てみてください。

それじゃ、この蔵之町の廃ビニールのことは、引き続き、次回また質問していきますんで、よろしくお願ひします。

それから、2番目ですけども、曾於市内の入学、転校についてのことですけども、1番目、ちょうど教育長、この一般質問をする前に、実は諏訪小学校のことなんですが、複式になるという話がありました。この話、御存じですか。

○教育長（谷口孝志）

はい、聞いております。

○5番（渕合昌昭議員）

長年やってきた中で、たまたま1年、2年が8名しかいない中で、1人だけ村山地区って集落があるんですが、そのことに、今、末吉小学校に通っている子がいます。これは親御さんとよく話をしているんですけども、そういうのが実際可能かどうかということも含めながら、ちょっと質問したいんですけども。

（「意味がわからなかった、もうちょっとわかりやすく」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

渕合議員、もうちょっと大きな声でお願いします。

○5番（渕合昌昭議員）

教育長、諏訪小の村山地区って集落があるんですが、その集落に、ちょうどこの集落の中に番地と境目で末吉小学校に行っている子がいらっしゃるんです。その子が諏訪小に来ると複式にしなくていいということがあるんです。そのことなんですけど。

○教育長（谷口孝志）

先ほどの最後の答弁で申し上げましたが、現在の曾於市における通学区域の判断については集落でしているわけです。ですから、そのお子さんのいらっしゃるのが諏訪小学校区に該当する集落であれば、もちろん諏訪小に通うことは何も構わないわけで。ただ、末吉小学校区に入っているということになると、そこから諏訪小学校のほうにそのまま通うということは、一応規定上はできないということになるわけです。

○5番（渕合昌昭議員）

教育長、今言われている内容でいくと、何と申しますか、地域外ということになります。以前は大規模校から小規模校へというのは大分緩和されたんじゃなかったんですか。大分と言うとおかしいんですが、例えば状況によっては、仕事の関係で大隅町のどこかの仕事をしているというときに、途中だから乗せて行くというのがあったんです。そういうことはどうですか。そういうことの緩和です。

○教育長（谷口孝志）

就学すべき学校の指定の変更にかかる基準というのは、今、議員がおっしゃるようなものは昔からありますし、そして、近年こちらに近づくにつれて、余計、その緩和要件というのは加わった経緯はあります。したがって、それは現在も存在しております。

○5番（渕合昌昭議員）

子供さんも親御さんも諏訪小に来たいという話をしているみたいです。ただ、やはりその辺が少し壁になっているというのは聞いたんですが、そういうときっていうのは、じゃ、可能ということでいいですか、判断して。

○学校教育課長（中村涼一）

基本的には学校管理規則の中の指定変更基準に、その方が合致していれば、当然、それは可能となります。基本は住所を有しているということですが、やむを得ない事情があれば、それが指定変更基準の中にあれば、それは当然できると思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

教育長、このことっていうのは大切なことなんですけども、こういうことが公になって、いろんなことでそうなってしまうと示しつかないということももちろん考

えています。だけども、そのことによって、今、単式の学年が複式になるということなんです。私もいろいろ調べたんですが、やはり複式になった場合には学校の先生の負担も相当ある中で、やはり地域内の親御さんも活動をしているというか、遊んだりするわけです。そうでなかつたら、ある程度の、優遇するといつたらおかしいんですが、活性化する意味では私は大事だと思うんですが、どうでしょうか、教育長。

○教育長（谷口孝志）

今、議員のおっしゃるそのことは私どももよくわかります。ただ、その判断については、現在は、先ほど課長も申し上げましたように、学校管理規則に規定しています就学規制、これに基づいてやらざるを得ない。というのは、また、その逆の部分も出てくるわけです。ですから、あくまでも事情が、その就学区域の変更に当てはまるものであれば、それは当然、私どものほうもできるだけそういう就学要件に関する条件の緩和をしているわけですので、問題ないわけです。

ですから、今、議員のおっしゃるような状況というのは、この曾於市内でもたびたび出ているわけであります、ほかの学校でも。ただ、その際に、例えば全くその逆もありまして、小規模校というか、大規模校のほうに行きたいと。しかし、そういう場合でも、私どもはこの基準に合っているかどうかをきちんと精査をして、やはり通学区域がこちらの学校ですので、こちらに出てくださいということで言いますと、最終的には住所変更されて、行きたい学校のところに住所変更されて行かれると、そういう例も出ております。

したがって、議員のおっしゃることはよくわかります。今、学校の現状について、校長のほうからも私どもは今の件は相談を受けている部分であり、ただ、現状では、今のその判断ができないというところであります。

○5番（渕合昌昭議員）

今、教育長のほうで逆という言葉を出されたんですが、逆に、本当は小規模校なんだけども大規模校へ行っていることはないんですか、生徒が。それはないですか。

○教育長（谷口孝志）

今、その例がかなり多くなりまして、小規模校における学級編成等に非常に苦慮している現状が多々生じております。

○5番（渕合昌昭議員）

大体、どれぐらいの数ですか。

○学校教育課長（中村涼一）

小規模校から大規模校へ、過去4年間で36件ほど指定変更の申し立てが行われております。今年度、来年の新1年生でも、ちょっと3名ほど大規模校のほうに行き

たいということで、たった1人の入学生がゼロになった学校が3校ございます。非常に厳しい状況となっております。

○5番（渕合昌昭議員）

やはり、この辺のことっていうのは、本当、大事なことだと思うんですが。今聞いたら36件ということは、兄弟もいるわけですよね、当然。もっといるわけですね。何名ぐらいの方ですか、課長。

○学校教育課長（中村涼一）

申しわけございません、36人です。申しわけございませんでした。

○5番（渕合昌昭議員）

はい、わかりました。36名ですね。

やはり、昔からこの話はあったんですが、特に小規模校と大規模校の差ができる中でいくと、これは親御さんの関係もあったり、教育委員会としては強制的というのはなかなか厳しいところはあるんでしょうけども。ただ、私が思うには、やはり小規模校から大規模校へというのは、なかなか教育委員会として、やはり棒を引いておくというのは大切だと思うんですが、教育長どうですか、その辺のことは。

○教育長（谷口孝志）

私どもは、曾於市の現状から見て小規模校が多いわけですので、この小規模校が急激な子供の減少で学級編成とか、あるいは教職員の定数に影響が出ないようにということは一番願っていることあります。ただ、その小規模校から大規模校へ行くのを防止するという、食いとめるというのを、私どもが、いわば行政の一方的なかかわりでとめることは、現状ではやはり難しいところでありまして、やはり今の根拠になる基準とか、そういうものを照らし合わせて、それに妥当なものであればやむを得ないという判断をせざるを得ないという現状であります。

○5番（渕合昌昭議員）

先ほど課長の話、答弁の中にゼロとおっしゃったわけですが、何校ぐらいあるんですか、そのゼロというのが、学年によっては。大規模校に行ったためにゼロになったということですよね。そういうことですよね、今の答弁の中では。

○学校教育課長（中村涼一）

現在、どの学校のどの学年というのは、ちょっと資料がないんですが、とりあえず平成30年度の新1年生の入学者に限って言うと、現在4校、入学者ゼロという学校があります。そのうちの3校が小規模校から大規模校へ行くということで、今申請が出ております。中には却下したんですが、結果的に住所を移されて、やむを得ず認めたというのもございます。

○5番（渕合昌昭議員）

今、課長が答弁あったんですが、この手続の種類というのは結構多いんですか、ちょっと教えてください。

○学校教育課長（中村涼一）

指定変更自体の基準は、全部で7つございます。1つが転居、それから家庭的な理由、それから特別支援学級があるかないか、それから身体的な理由——これは病気を持っている子供です——それから慣例的、指定された学校よりも自分の住んでいる場所が近いところとか、それからいじめ、不登校、部活動、その他やむを得ない、そういう理由があります。毎年20件ほど、こういうのが申請が上がってきております。全体で、過去4年で見ると、現在のところ84名の申し立てが上がっておりまます。

申請の手続については、申立書を上げていただくだけですので、そんなに面倒くさい書類ではございません。

○5番（渕合昌昭議員）

課長、この書類っていうのは、毎年のように上げるんですか。例えば1年生から2年生に上がるときも上げますか。

○学校教育課長（中村涼一）

その種類によっても違うんですが、理由によっても。大抵はその学年までということで、1年ごとに更新するという形になっております。

○5番（渕合昌昭議員）

実は、先ほど村山のことを話しましたが、その保護者の方が、やはり最初は諒訪小に行っていたらしいんですが、その書類が毎年出さなきやいけないというのがあって、ちょっと面倒になってきたということが出たんです。そこ辺のこと、ちょっと聞きたいんですけど、そこ辺のことは簡素化できるかどうか、お聞きいたします。

○教育長（谷口孝志）

現行の申請書がそんなに複雑なものかというと、今、私も決裁で回ってきますので目を通すんですが、そんなに難しいものではないと。特に、もう前年そういうことで許可されていて、その状況が今年度も変わりませんという場合には、それこそ前年度のそれを、もうそのまま転記されても構わないわけですので、状況が変わらなければ。

ですから、1枚の申請書があるわけですが、それに、言えば、名前、住所を書いて、あとは、なぜ申請をしますか。例えば子供が帰るときに、先ほど議員も言われたように、親御さんの仕事の関係で家に帰ると誰もおらんと、まだ低学年であるし。ですから、自分の職場の近くに別な、例えば放課後児童クラブがあるとか、そこに行かせたいと。そうすると、その近くの小学校に行ったほうがいいということで、

それなら安心して、帰りに仕事が終わってから連れて帰りますので、そのような理由もあるわけで。それはもう規定の中に入っていますので。だから、そんなに面倒くさい——それは当事者が面倒と考えられたかもしれません、理由だけは書いていただかないと判断ができないということでお願いしております。

私個人の感覚から言うと、そういう非常に手間をかけて負担をかけるような内容にはなっていないと思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

私も教育長の言うとおり、その内容を見ていませんのでわからなかつたんですが、ただ、1回出せば済むんじゃないかという話もあったみたいですね。というのは、毎年毎年、2年、3年上がっていくうちに出す必要はあるかどうかっていうことを言われたものですから聞いているんですけど、いかがですか。

○教育長（谷口孝志）

この就学区域を変更するのは、基本的には、今定めている通学区域を守ってほしい、それに基づいて通学をしてほしいという、これは先ほどから問題になっているように、こういう例が出ることで学級編成とか、そういうものにいろんな影響が出てきています。そういうことをちょっとでも抑えたい。それから、先ほど言いましたように本市の場合は小規模校が多くて、1人、2人の児童の動きで学校の学級編成や先生方の定数等にかかる例が多いわけですので、ですから基本は、その通学区域にある学校に通ってほしいということを基本に据えているわけです。

ですから、状況の変化がないかどうかということは、やはり教育委員会としては1年ごと、今していますのは、そういうようなことをきちんと確かめながらやっていきたいということでありまして、そこについては御足労かもしれませんけど、やはり毎年していただきたいということには変わらないところであります。

○5番（渕合昌昭議員）

そこ辺のことは、保護者の方と話しなきやいけないことが出てきます。

あと、これは教育長、今ちょうど時期なんですが、最終、教育委員会としては、その転入転出というのは、いつまでに決めなきやいけないんですか。ちょっと時期的なものがあったでしょうけども、2月の何日ぐらいとか、期日がありますか、その箇所。

○学校教育課長（中村涼一）

最終的に転入学の指定変更については、毎回、定例の教育委員会で報告します。これについては、もうこちらで事務処理しますので、いつまでということはないんですが、学級編成上は4月の6日が学級編成の基準日になっておりますので、この日までには手続をしていただかないと処理ができないということになりますので、

一応4月の6日までということでお願いしたいと思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

教育長、先ほどの複式のことですが、このことを含めても、じゃあ4月じゃ遅いですよね。そこ辺はどうなんですか。

○教育長（谷口孝志）

要するに4月6日現在での児童生徒数で、県のほうが各学校の教職員定数を判断しますので、それまでには結論が出ていないと学校の定数等が定まらないと。ですから、今おっしゃったのは、指定された通学区域を変えていく、そういう申請は、先ほど課長が言ったように随時受け付けるわけです。毎月受け付けて、その結果を判断したものを、また教育委員のほうに報告をしています。

ただ、今おっしゃっている複式の、仮に複式になりそうだと。その判断は、先ほど言いましたように、毎年度4月6日の入学式段階での児童生徒数によって判断されているということです。

○5番（渕合昌昭議員）

はい、わかりました。

このことは、すごく周りも心配していることがありますて、本当、地域の校区の方も大変心配しています。せひとも、これをちょっと聞いてみたいということもあつたり、あるいはそういった逆のことも含めながら、やはりこのことは以前から問題視される事実を知っています。そういうことを含めて、確認という意味で質問しました。対処してきます。よろしくお願ひします。

○議長（原田賢一郎）

渕合議員、次に行きます。

○5番（渕合昌昭議員）

行きます。

○議長（原田賢一郎）

休憩します。

ここで昼食のため、渕合議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時、再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、渕合議員の一般質問を続行いたします。

○5番（渕合昌昭議員）

それでは、3項目から入ってまいりますけども、市営住宅のことについて質問をします。

現在、30年以上40年未満が85棟560戸ということで、40年以上が69棟262戸ということで、課長、質問したいんですが、40年以上の空き家についてはどれぐらいありますか、教えてください。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、説明いたします。築年数40年以上の戸数につきましては、空き家が107戸あるところでございます。

以上です。

○5番（渕合昌昭議員）

この空き家、市長、空き家のことですけども、やはり大分年数が入って、入居者のほうもいないという状況が続いているんじやないかと思うんですが、空き家について。実際言って、財政課の関係はあるでしょうけども、何年ぐらいいを一応めどにして壊したりとか撤去すると考えていますか。

○市長（五位塚剛）

1回目のときも答弁しましたように、空き家についてはいろいろ状況を見て判断しておりますけど、政策空き家もあるし、また、もう壊したほうがいいなということは状況を見て判断しておりますけど、何年になったら壊すということは決めておりません。

○5番（渕合昌昭議員）

一番最後に、撤去して有効活用ということで私は質問したんですが、この件、実は委員会の中でもちょっと質問したことがありました。実は、今、人口増で一生懸命いっている中でいくと、私自身、個人にも、やはり宅地分譲地をうまくするということを、特に市有地、市営団地というのは、結構、場所的にいいところになるということもありながら活用していいんじゃないかと思つとるんですが、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

曾於市の全体の中に、例えば末吉の上町地区には宅地分譲事業をしております。基本的にはそちらのほうに優先をしていただきたいということでお願いをしております。

空き家については、次の建てかえのために政策的に、もう古くなったのは出ていただいて、そこにまた新しく建てかえるということも市はちゃんと準備しておりますので、そこにすぐに分譲ということではありません。

ただ、市内にある有効活用できる市の土地については宅地分譲、また並びに市民

の皆さんたちから分けていただきたいという要望があれば、当然ながら、それはそのほうがいいという判断をしたら、そういうふうに進めていきたいというふうに思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

課長、この昔ながらの長屋の住宅ですけども、末吉町にとってもですが、40年、あるいは50年という建物です。仮に宅地分譲すると何戸数ぐらいできますか。100坪、わかりませんか、そういうようなこと。わかれればと思ったんですが。わからぬいですか。

なぜ、こういうことで話するかっていいたら、やはり宅地分譲地も、市長、坂元、あるいは今度、堂園のほうにしますけども、町のほうにそういうのをつくって、そして人口増ということを考えるほうも、私はいいんじやろうと思うんですけども、そういう考え方のことをお聞きしているんですけども。

○市長（五位塚剛）

今ある古い市営住宅、それは現在住んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。空き家もあります。ただ、それは先ほど言いましたように、少しずつ、政策空き家といいまして、出て行っていただいて、そこに新しいものを建てるということも検討しておりますので、そこを壊して宅地分譲という形では、今は決めておりませんけど、例えば町の中に市有地があれば、今、市が持っている土地もたくさんあります。そのあたりが宅地分譲にふさわしいところであれば、そのことも検討をしております。また、民間の方々に対しても、分譲してそこにつくってもらうということもできないかということも検討しておりますけど、いろんな角度から想定をしていきたいというふうに思います。

○5番（渕合昌昭議員）

以前、末吉町におきますと、都市計画をした土地がだんだん詰まってきました。上町地区の土地も大分売れたと思うんですが、課長、状況をちょっと教えていただけませんか。その宅地分譲地の上町地区の。売れ行きやら。関係ないかもしれないんですけど、ちょっと聞きたいんですけども。——じゃあ、後でまた教えてください。

大分、今言うように上町地区のほうが詰まってまいった、売れているのがいいことなんで、そこを含めて、市長、その辺のことを考えながらやっていくことも大事だと思っていますんで、その辺をお願いします。

○市長（五位塚剛）

末吉の上町地区の分譲地については、大き目の面積だったところを、若い人たちが買いやすいように分筆をしたりしました。それで大分売れてきました。

また、先ほどちょっと言いそびれましたのは、市が持っている開発公社の土地が市内にもありますので、そこでも宅地分譲はしたほうがいいのではないかということも十分検討しておりますので、市として目的がはっきりしないところについては、希望があればそういうところも処分して、市の収益に進めていきたいなというふうに思います。

○5番（渕合昌昭議員）

どの自治体も、今本当、人口増に対することは躍起になっています。きのうも伊地知議員からもあったんですが、松山町の泰野に最初売れなかつたんですけども、中学校の近くにつくって、今3棟ぐらい建っていますけども、そんなぐあいにして少しづつ宅地分譲つくることによって、若い人が住宅をつくるということは、やっぱり行政上やっていく必要はあると思いますんで、ぜひ、この古い市営住宅については撤去する形のほうを進めていきたい、やっていただきたいと考えていますんで、よろしくお願ひします。

それから、2番に入りますけども、振興住宅について御質問します。振興住宅、大変人気があって希望者も多いということでいいんですけども、少し私、心配をしていることがあります。というのは、振興住宅に入ったのはよかつたんですけども空き家が出てきたということなんです。ここで、ちょっと何か原因があるのかと思つたりするんですが、課長、何か知っていたら教えてください。

○建設課長（新澤津順郎）

地域振興住宅の空き家についてでございますが、この地域振興住宅につきましては人口増加及び定住促進を図るための住宅ではございますが、議員がおっしゃるように、近年、退去者が多く発生している状況にあります。当初の目的であります定住、それから払い下げ等についても、今後の検討は必要だと思っているところでございます。

先ほども答弁いたしましたが、現在2戸の空き家があるわけでございますが、議員のおっしゃいますように末吉管内の諏訪団地、深川団地等の空き家の発生が多い状況であります。

以上です。

○5番（渕合昌昭議員）

振興住宅は、今課長が言うとおりの目的なんですが、一旦、新築に入って出られた次の方、なかなか抵抗があるんじやないかって思うんですけども。そういう部分もあって空き家なのかなという気がするし、なおかつ振興住宅で都城との違い、市外から来た人が入ってくるのは人口増になるんですが、やはり家庭の状況によって、子供がふえてきたというのでやはり手狭、部屋が自分の希望どおりの間取りじゃな

いとか、いろいろなことがあって出てくるんじやないかと思うんですが。どうでしょ、課長。今、振興住宅に申し込みをするというのはどれぐらいあるんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

来年度の平成30年度の新規の入居者の申し込みを今、受け付けている状況であります、現在、きのうの時点では、今5件の申し込みがあるところでございます。
以上です。

○5番（渕合昌昭議員）

それは何戸に対して5件なんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

平成30年度の地域振興住宅の建設予定では、5戸を計画しているところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

5戸について5件ということですね、そういう感覚でいいですか、課長。

前は5倍とか50名ぐらいというのがあったんですが、だんだん振興住宅に対する人気度が減ってきたような気がします。私が思うには、やはり振興住宅1棟につき1,500万円かかるわけです。こうした場合に、宅地分譲地を100万円の補助金を出しても15件はあるということを考えれば、私は今こそ目標を変えて、振興住宅もいいんでしょうけども、そのほかにそういうものを宅地分譲地をする方法はどうかと思うんですが、市長、どう考えますか。

○市長（五位塚剛）

この間、議員の皆さんたちにも説明してきました。地域振興住宅の果たしてきた役割は非常に大きなものがありまして、一定の目的を達したのではないかというふうに思っております。

ただ、農村部の小学校の過疎化対策を防止するためには、5棟ぐらいは、その農村部のほうに希望があれば、一定の枠はつくっておかないと対応はできません。そのかわりに、今は目標を変えて宅地分譲のほうに――宅地分譲のほうは、もう買ってもらえば、当然ながらそこに2年以内に住宅をつくってもらって、永住権があるので、そういう意味での方向を今、変えているところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

宅地分譲地だと、市長、振興住宅はどうしても縛りがいろいろあるんですが、宅地分譲地はそういったのないということもあって、地方部だけでなく、ある程度、町が近いと申しますか、そういうところも大事じゃないかなと思っていますんで、ぜひ、その辺のことの検討はしていないか、教えてください。

○市長（五位塚剛）

地域振興住宅については、基本的には農村部の小学校の生徒をふやすというのが大きな目的でありました。だから、町部の末吉の小学校区内に振興住宅をつくるとか、そういうようなことは当初から考えておりませんでした。当然、今後の課題として、人口をふやすための手立てとしてはいろんな方法があると思っております。それを今、議論しておりますので、今言われるような方向にはいかないのじやないかなというように思います。

○5番（渕合昌昭議員）

若干3番とかぶるんですけども、やはりこの古い市営住宅を活用するという意味では、宅地分譲地をつくるということのほうが、後々、5年、10年先見据えた上がいいかなと思っていますんで、ぜひ検討していただきたいと考えます。

それから、4番目入りますけども、4番目のアヤベ工場の火災です。

私もちょっと、年末だったんですが、火災現場へ行ってきました。大変大きな工場が火災、ちょうどあのころ、全国的にもいろいろなところで火災が出た、大きな工場、あるいは施設関係というのがあって、全国であちこち出たんですが、ましてこの身近な曾於市で出たというのは本当に残念で仕方なかったんですが。もうあったことは、いろんなことで原因があるんでしょうけども、問題は、私はこの後の救済だと思います。やはり80名近くの方が、要するに職を失ったわけですから、そこ辺のことを市としても何かの対策を置くべきだと思って考えています。そこ辺を少し市長にお聞きしたいんですが。

これは企画ですので、やはり職を失った方、例えば1月は給料出たということですが、その後の保障はないわけです。そういうことで、企画のほうで仕事のあっせんをするとかいう方法は想えていなかつたんですか、窓口をつくったりとか。救済のそういった相談所というのか、そういうのは設けなかつたんですか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、上村議員のほうにもお答えいたしました。火災の後に、勤めていらっしゃった方々が1月までは給与の保障されましたけど、その後、やはり働く雇用の場を確保するというのは大事なことでありますので、ハローワークとも連携をして、またいろんなところから募集したいという要請がありましたので、だからすぐにつないでいるところであります。その中から何人か、もう勤めていらっしゃる方もいらっしゃるみたいですので、引き続きハローワークとも連携をとって支援をしていきたいなというふうに思います。

○5番（渕合昌昭議員）

私も、ある企業の部長さんから、「渕合さん、アヤベの被災した人たちの求人をできればお願いできるかな」という話がありました。大変ありがたい話なんですか

ども、そういった、せめて曾於市内の企画として曾於市内の企業、今のところだけで結構ですけども、そういった形で募集されて、ハローワークと別に企画のほうで考えていいのか、お聞きします。

○市長（五位塚剛）

企画で考えていいのかという意味がちょっとわからないんですけど。市の臨時とか、そういうことについては検討はしておりませんけど、基本的にはハローワークを通じて、またいろんなお話をありましたので、それは基本的にはハローワークを通じたほうが、やっぱり雇用を安定させるという意味で大事なことじゃないかなというふうに思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

今は、ちょっと私の言い方が悪かったんですが。要するに会社関係の方が企画のほうに問い合わせとか、そういうものはなかったですか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、会社関係でございますが、数社、企画課のほうにお見えになりました。それにつきましてはハローワークのほうへ紹介したところでございます。

1月12日にハローワークの説明会がございましたが、このときにうちを通した企業、あるいはハローワークに直接出向いた企業、合わせまして21社の企業が雇用を支援したいということでございました。そのうちの8社が曾於市内の企業でございました。

以上です。

○5番（渕合昌昭議員）

私もインターネットで、曾於市内あるいは志布志ですけども、たくさんの企業が募集をかけています。逆に言いかえると人手もないんだなというのが実感として本当に思っているんですが、何人かの方は、もう曾於市内も、やはり海外からの人たちが働きに来ているというのを見ます。そんなことを含めながら、今度はその被災した人たちが求人ができる環境づくりというのをきちんとつくってやるべきだと私は考えています。ぜひとも、そういうことを考えたときは、市としてもあっせんはできませんから紹介みたいな感じで、ハローワークを紹介するという形をとっていただきたいと考えています。

あと、3番目ですが、この従業員の給料と、あるいはここで会社がなくなった場合には失業保険という対策でよろしいですか、課長。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

これにつきましては、解雇された方は失業保険という形でハローワークの説明も受けているところだと思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

今、失業保険ということなんですが、給料は100%、課長、出ますか、これは。わかりますか、そういう場合は。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

失業保険の基準でありますけども、働く方々の年齢や、あと働いている期間等にもよりますが、原則としては解雇される前の6ヶ月間の平均賃金の80%から45%ということで基準があるところでございます。

○5番（渕合昌昭議員）

80から45%しか出ないということですか。

○企画課長（橋口真人）

そういうことになります。

○5番（渕合昌昭議員）

実際言って、こういう形の数字だと、国のハローワークのあれもあるでしょうけども、できれば被災された方の救援というのは何か方法はないものですか。手立てないですか。もうこのままで、失業保険だけしかないですか、方法としては。市長、何かないですか、方法としては。

○市長（五位塚剛）

雇用されていた人が、今回のような火災でどうしても仕事をすることができなくなった。そのためには、救済をするためには従業員の方々を解雇して、別な企業に勤めてもらう。当然、そうなれば新たな収入が発生をするわけですので、それがどうしても合わない人については、一定期間の失業保険というのがありますので、それで次の段階に踏んでいただければありがたいと思います。

市といたしましては、今度の問題については、早く燃えたところをきれいに整地していただき、次の再建に向けて頑張っていただきたいということで、引き続き努力していきたいと思います。そのことによって、以前働いていた人たちの再雇用の場が出てくるんじゃないかなと思っておりますけど、これについては引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

○5番（渕合昌昭議員）

市長も再建のほうに要請したいということで折衝しているということも聞きましたんで、ぜひ早く再建できるように願っていますんで、よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時36分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して、大きく4項目にわたり質問をいたします。質問項目が多いために、議員や議会傍聴者の中で関心がある方は、市長答弁を整理しやすいよう、お手元の資料の中にもメモ的な用紙も添えておりますので御利用ください。

最初に、なぜ、介護保険料値上げの提案かについてあります。

私は昨年の12月議会の一般質問で、平成30年度、来年度からの国保税、介護保険料の値上げは抑えるよう、やめるよう、質問いたしました。この中で、国保税は値上げが抑えられています。

一方、介護保険料は平均で2.8%の値上げの条例改正案と、その値上げを含む新年度、30年度予算が提案されています。私は納得いかないために、以下の4点で、まず質問をいたします。

①介護保険料の2.8%の値上げ幅は、介護保険特別会計を取り巻く財政事情から見て、本当にいたし方がなかったのかどうか説明してください。

②関連して、平成29年度末の介護保険特別会計の財政状況は値上げをせざるを得ないほど逼迫しているのかについて説明してください。

③関連して、平成30年度の介護保険特別会計の当初予算の中の、特に歳入について見ますと、平成29年度末、現在議会提案されている29年度末の補正予算との財政状況との整合性、あるいは統一性がなければなりません。しかし、この点でも疑問が残るために、その関連性や整合性について説明してください。

④今回提案の2.8%値上げは、どうしても必要だったのかについては疑問が残ります。2.8%値上げは大きなものではありません。率直に言って、市長の大局の立場からの政策判断にかかっていたと思っております。

例えば、国民健康保険税は、一般会計から新年度へも1億5,000万円を繰り入れをいたしております。これも市長の政策的な判断のもとでの、いわば値上げを回避

している措置でございます。介護保険料は、そうした市長の姿勢なり、大局の立場からの政策的な判断が全く見えてきません。この点で、市長の見解を率直にお聞きいたします。

次に、子牛の100万円以上の税申告について。

質問のイ、昨年と一昨年、曾於市内では100万円以上の子牛は何頭であったかについて、農家数と頭数を報告してください。

質問のロ、上記の農家の中で、昨年の税申告で、税務署への確定申告ではなく、市県民税の申告だけを行った農家は何戸になりますか。ことしの税申告は、これらの農家も含めて税務署への確定申告が必要となるために、その農家の戸数等を報告してください。

質問のハ、子牛の100万円以上は100万円以下の子牛と違いまして、免税措置が適用されません。いわば分離課税的な税額計算の扱いとなります。所得税、あるいは市県民税の税務計算についての説明を簡単にしてください。

次に、質問の第3点目、指定管理制度の改善について。

平成15年6月に公布された指定管理制度は、曾於市でも当初から問題点や課題が見られました点は否めません。私は一般質問や本会議の議会質疑で、繰り返し、改善を求めての質問をいたしてまいりました。そして、市はこれまで、例えば指定管理制度をやめて、との委託契約に戻したり、あるいは入札についても改善を一定行ったり、さらには債務負担行為を設定したりなど幾つかの改善を行ってきました。今回の一般質問でも、こうした観点からの質問であります。

①現在、指定管理を受けた19施設の中で、お手元の資料にあるように、入札の段階で公募によるもの、6、一方、非公募によるもの、13となっております。条例見ましても大原則は公募であり、一方、非公募は、条例では「特例」という表現で書かれてあります。全体として公募が少ないことがわかります。

さらに、公募の中でも、昨年12月議会に提案された大川原清流の森の入札参加者は地元公民館のみでありました。このため、非公募と、結局は同じ取り扱いとなりました。

私は今後、残りの公募による5施設についても、よっぽどの異変がない限り、新規の入札参加者がなくなるのではないか、そして、そのことで既存の、今まで請け負ってきた1団体になりはしないか心配をいたしております。どっちみち、入札参加しても既存の団体がやはり入札指定となる、こうした諦めはあります。既存の1団体になりはしないか心配いたしております。そうなると、結局、非公募と同じ随意契約とならざるを得ない、あるいは委託契約と変わらなくなります。これについての所見と、そうならないよう、市としての、今後考えている点があつたらお聞

かせください。

次に口、一方、非公募による入札は13と多くなりました。非公募だと委託契約と余り変わらない取り扱いとなるのではないか。指定管理の多くが入札段階で非公募がふえるようでは、指定管理制度のもともとの理念、あるいは本来の目的が問われることにもなります。これも市長の非常に大事な観点、今後の対応が大事であり、所見をお聞かせいただきます。

次にハ、お手元の資料にあるように、指定管理を受けた19団体との年度協定は、締結日は全て、当然のことながら4月1日であります。ところが、基本協定締結日はまちまちであります。これらの議会議決日は、ほとんどが前の年の12月議会でありますし、入札選考日は、さらにそれよりも前となります。この11月から12月にかけて、翌年の2月の基本協定、そして4月の年度協定にかけて相当期間があります。この期間が市としての、いわば、今後の契約のあり方が問われているのではないかでしょうか。条例を見ましても、そうしたしっかりした形での整合性のある条例となっていないからであります。行政としては不自然とも、この点は率直に言います。今後、改善が必要ではないかと思って、所見をお聞かせください。

最後の質問。今、市民の中で広がる貧困化の実態とその対策をについてであります。

市民の暮らしを守る、特に社会的、いわゆる弱者と呼ばれる方の市民の命と暮らしを守ることは、市にとっては大きな仕事の一つではないでしょうか。この点は、五位塙市長も私と同じ考え方だと思います。

私自身、長年にわたりまして市民の中に足を運ぶ中で、市民の中で、いわゆる所得の格差の広がり、特に貧困化が広がっていると強く感じるようになりました。10年ほど前からであります。この大事な問題は、今後継続して一般質問で私は取り上げてまいりますが、本日は時間の制約上、曾於市の貧困化の実態を中心としてお聞きいたします。

最初に、貧困化の実態について、市長の所見について、考えがあつたらお聞かせください。

さらに、このことに関連して、市がまとめたデータを持っていたら——持っていないと考えておりますが、もし持っていたら報告してください。科学的な分析に基づく、いわゆるデータでございます。統計学上は今、貧困化についてのデータ分析の手法、やり方がございます。担当課長、御存じでしょうか。

次に、以下の13点を具体的にお聞きいたします。

まず、イ、市民税の納税者総数と、その中で非課税世帯とその人数について。

ロ、年金受給者総数と、その中で受給額60万以下の受給者数について。データが

なければ、国民年金受給者の中での受給額60万以下の人数について。

ハ、一方、年金の受給を受けていない、いわゆる無年金受給者の数について。

二、国民年金加入者数と、その中で制度的、あるいは申請により、年金のいわゆる減免を受けている人数について。

次にホ、市民の中でパートや臨時職員など、給料を初め労働条件が不安定な、いわゆる非正規の市民の人数について。

ヘ、60歳以上で、子牛を飼育している農家数について。

ト、60歳以上で、ユズを栽培している農家数について。

チ、60歳以上で、道の駅に野菜などを出荷している、そして現金収入を得ている市民の数について。

リ、生活保護受給者世帯数とその人数について。その中で60歳以上の世帯数とその人数について。

ヌ、一方、60歳以下の市民でいわゆる独身者、この中には母子・父子家庭を含む、いわゆる単身者の人数について。

ル、60歳以上のひとり暮らしの高齢者数について。

そして、ヲ、平成28年度で入院を必要とした市民の人数について。できたら実数でございます。

最後にワ、平成28年度で、老人福祉施設、高齢者福祉施設に入所している方の人数について。これも実数がおわかりであったら、その数について報告してください。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、なぜ、介護保険料の値上げの提案かの①値上げが必要についての②介護保険会計の財政的事情についてお答えをいたします。

介護保険財政は、3年ごとに給付見込みを立て、保険料を設定することとされています。今回の提案は、第7期分になり、平成30年度から平成32年度までの3年間の保険料になります。

これまで介護保険会計は良好に推移し、平成21年度から平成24年度にかけて国から交付された処遇改善交付金と財政安定化基金や、第6期までの18年間で少しづつ出た余剰金を合わせて2億2,600万円ほど積み立てています。

第7期では、この基金を全て取り崩して保険料に充てていく計画ですが、利用者増や報酬引き上げ、保険料負担率の改正等により、なお保険料に不足が見込まれるため、保険料の値上げを提案をしたところでございます。

②の介護保険会計の平成29年度末の財政状況についてお答えいたします。

平成29年度末の財政状況は、保険料に影響する事務費等を除いた給付費等で51億760万円を見込んでおります。これに対しまして、国・県・市の負担金を22億9,842万円、調整交付金を5億5,518万4,000円、支払基金を14億996万8,000円、償還金分を除いた給付費に充てられる繰越金を1億円、第1号被保険者の保険料を7億7,800万円、収入として見込んでおります。歳入歳出の差し引き3,397万2,000円になる見込みです。これは、30年度で給付費に充てられる繰越金になります。

④の介護保険会計の平成30年度当初予算の歳入について、特に平成29年度末の財政状況との関連についてお答えいたします。

平成30年度の当初予算の給付費等に関する歳入は、国・県・市の負担金を24億2,516万3,000円、調整交付金を5億6,701万3,000円、支払基金を14億3,000円、保険料を7億9,362万4,000円、介護保険基金の繰入金を8,500万円、低所得者の保険料軽減分を1,330万円、償還金を除いた給付費に充てられる繰越金を2,500万円計上いたしました。総額で53億910万3,000円です。繰越金は29年度見込みと897万2,000円の差異がありますが、これは見込み額が確定していないためです。

⑤の今回提案の2.8%値上げはどうしても必要かについてお答えいたします。

市民の立場から考えると、1円でも上げることは私も望んでおりません。しかし、要介護者に手厚いサービスを提供し、団塊の世代が全て後期高齢者になる平成37年度に向けて保険料が大幅に上がることを避けるためにも、また、介護保険会計を健全で円滑に運営するためにも保険料を上げることは必要と判断し、今回提案をいたしました。

2の子牛の100万円以上の税申告についての①昨年度と一昨年の農家数と総頭数についてお答えいたします。

平成29年度中の農家数は283戸、総頭数は445頭で、平成28年度中の農家数は159戸、総頭数は223頭となっております。

②市県民税の申告のみを行った農家戸数についてお答えいたします。

平成29年度の税申告では、159戸のうち11戸の農家が市民税の申告を行っており、残りの148戸は確定申告を行っております。

③所得税と市県民税の税額計算についてお答えいたします。

所得税額は、子牛の100万円以上の売却があった場合は、租税特別措置法の特例により、消費税込みの売却価格に税率5%を乗じて計算する方法と総合課税で計算する方法があります。

また、市県民税は地方税法の特例により、消費税込みの売却価格に税率1.5%を乗じて計算する方法と総合課税で計算する方法があります。

3の指定管理制度の改善をの①指定管理施設の縮小、見直し、債務負担行為の設

定などの改善の①公募についての所見と見直しの必要性についてお答えいたします。

指定管理者の公募につきましては、市のホームページ等で募集を行っております。現在、公募で指定管理者を選定している6施設についても、今後1団体のみの応募の可能性もあるところです。

しかし、1団体のみの応募であっても、指定管理者選定委員会におきまして、その団体の当該施設における事業計画書や収支計画書等の内容の精査を行って選定を行っているところです。

今後は、少しでも多くの団体に応募してもらえるように、周知を図っていきたいと考えております。

②の指定管理制度の理念や目的についての所見についてお答えいたします。

非公募の指定管理者につきましては、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の第5条に該当する団体を指定しております。

指定管理者制度の目的は、公の施設において、民間業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上とその制度の活用によって、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進効果を図っていくこととなります。現在、非公募の施設におきましても指定管理者が独自の取り組みを実施し、集客や営業収入向上に努めているところです。

③、基本協定締結日についてお答えいたします。

現在、指定管理者に選定された団体は、議会の承認を受けた後、施設を所管する課と協議を行い、基本協定書を締結しております。選定された団体、または施設によって、協議内容や業務開始へ向けての準備方式等が異なることから、基本協定書の締結日は同一でないところです。

4の市民の中で広がる貧困化の実態とその対策をの①曾於市における所得格差や貧困化の拡大についてお答えいたします。

県の市町村民所得推計報告書によると、曾於市の人団体1人当たり市町村民所得は、平成24年度が198万円、平成25年度が202万1,000円、最新の報告である平成26年度では204万1,000円となっており、人口1人当たりの所得では増加傾向にあります。収入や世帯構成などの要因で個人個人の所得は変わりますので、これを比較できるデータはないところです。したがって、市内で所得格差が広がっていることを示すデータもないところです。

貧困化については、核家族化や親との別居、高齢者世帯の増加など、家族形態の変化による世帯収入の減や、1人1台ずつ自家用車を所有したり、携帯電話を1人1台持つなど、生活レベルが変化し、その高額な経費等が家計支出を圧迫し、貧困に陥っているケースも見られるようになりました。生活困窮者を支援する制度のさ

らなる充実も必要であると考えております。

①、市民税の納稅義務者数、非課稅世帯数とその人数についてお答えいたします。

市民税の納稅義務者数は、平成29年12月末で1万5,466人、非課稅世帯数は7,783世帯、非課稅者数は1万407人となっております。

②の年金受給者総数と、その中で受給額60万円以下の受給者数についてお答えいたします。

国民年金受給者総数については、平成28年度は1万4,956人となっております。なお、受給額60万円以下の受給者数については、鹿屋年金事務所に問い合わせをいたしましたが、データがありませんでした。

③、年金の受給を受けていない市民の数についてお答えいたします。

鹿屋年金事務所に問い合わせをいたしましたが、わからないとのことであります。

④、国民年金加入者数と、その中で減免を受けている市民の数についてお答えいたします。

国民年金加入者数は5,617人で、その中で減免を受けている市民の数は1,791人です。

⑤、直近の非正規の市民の数についてお答えいたします。

2010年の国勢調査によりますと、正規従業員は8,197人、パート・アルバイト等の非正規従業員数は3,836人となっております。

⑥、60歳以上で子牛を飼育している農家数についてお答えいたします。

肉用牛繁殖農家986戸のうち、60歳以上は814戸となっております。

⑦、60歳以上でユズを栽培している農家数についてお答えいたします。

ユズ栽培農家391戸のうち、60歳以上は349戸となっております。

⑧、60歳以上で道の駅に商品を出荷している市民の数についてお答えいたします。

市内3つの道の駅の個人出荷数は450人です。そのうち60歳以上の出荷数は338人となっており、全体の75%を占めております。

⑨、生活保護受給者世帯数とその人数と、その中の60歳以上の世帯数と人数についてお答えいたします。

まず、生活保護受給者の世帯数及び人数は、平成30年1月31日現在で298世帯、361人となっております。また、60歳以上の世帯数と人数は、平成30年1月31日現在で251世帯、271人となっております。

⑩、60歳以下の市民で単身者数についてお答えいたします。

まず、60歳以下を調べるためのデータは通常準備しておりません。そのため、住民基本台帳でひとり暮らしの方を集計しております。また、60歳の方の数については、次の質問に含んでいますので、ここでは60歳未満の方の数で集計しております。

60歳未満の市民で単身者数は、平成30年2月1日現在2,179人でした。内訳は、男性1,284人、女性895人となっています。また、母子・父子家庭については、母子家庭357世帯、父子家庭が41世帯となっております。

⑦、60歳以上のひとり暮らしの高齢者数についてお答えいたします。

平成30年2月1日現在で60歳以上のひとり暮らしの方が5,480人でした。内訳は、男性1,657人、女性3,823人となっております。

⑧、平成28年度の市民の入院者総数についてお答えいたします。

平成28年度の入院者総数につきましては、延べ1万3,308人の方が入院をされており、内訳といましましては、国民健康保険の被保険者が4,113人、後期高齢者医療の被保険者が9,195人となっております。

⑨、平成28年度の中で、老人福祉施設等への入所者数についてお答えいたします。

平成28年度の老人福祉施設等への入所者数は、特別養護老人ホームへの入所者が376人、グループホームの入所者が171人、合計で547人です。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

時間が38分しかないので、一応、ポイントだけを中心として質問をいたします。

まず、なぜ介護保険料の値上げ提案かでございます。

私は、市長あるいは副市長を含めて市の幹部の方々が、介護保険を含めた後期高齢医療保険、あるいは国民健康保険を含めて、今、曾於市の状況はどうなっているか、いわばその位置づけは、お互い共通の認識にしたいという点がありますので、まず一言だけ申し上げておきます。

市長も長年、議員をされていて、例えば20年以上前は、どこの市町村でも国民健康保険だけだったんです。介護保険等を含めて、なかった。ですから、私たちは議会でも同僚議員として、国民健康保険問題についても、一般会計繰り入れを含めて取り上げた経過があります。

しかし、20年前後前から、一つは介護保険制度ができました。そして、75歳以上が国民健康保険から分離されて、後期医療保険特別会計ができました。今どのような、いわば曾於市にとって、これが位置づけになっているかといいますと、後期高齢医療保険は、曾於市では8,407人が加入しております。8,400名。基本的には、この事務は県連合で、鹿児島で取り扱っておりますが、この8,400人も、私なりに市の予算規模に直しますと、実に90億円からなるようでございます。90億円。

そして、国民健康保険税は昔とは違って、75歳以上が後期高齢になりました。そうした中で、毎年御承知のように少なくなっています、この30年度、来年度も6.7%

の減となっており、人数は1,241名でございます。ですから、予算規模も少なくなっています。来年度は54億8,000万円であります。

さらに、介護保険制度、これは人数は横ばいでございますが、来年度予算の人数では国保税を超えて——国民健康保険加入者を——1万3,940人となりました。そして、予算比もちょうど同じ金額、来年度予算では国保と同じ54億8,000万円でございます。ですから、再来年度、31年度は間違いなく金額的にも国保税を上回るでしょう。

私が申し上げたいのは、国民健康保険税も大事です。ですから、市長もそうした判断で1億5,000万円、本年度も来年度も一般会計から財源を繰り入れて値上げを抑えました。この点は率直に評価いたします。と同時に、同じく後期高齢と介護保険も同等に曾於市民、あるいは曾於市全体、議会から見ても大事な問題であるということを共通の認識にしていただきたいんですよ。もう、これは答弁よろしいです。こうした状況にあるんですね。

その点で率直に、まず市長に1点お聞きいたしますが、この国民健康保険財政と介護保険財政が、今、どちらがより厳しいのか。これはもう一目瞭然でありますけれども、まずその観点から市長の見解をお聞かせください。どちらが、より財政が厳しいですか。

○市長（五位塚剛）

国保会計と介護保険会計は制度が違いますので、国保会計は非常に厳しい状況でありますので、一般会計からの繰り入れをいたしました。介護保険についていろいろ検討しましたけど、残念ながら、一般会計からの繰り入れができない状況になっておりましたので、基金を全部取り崩して、今回こういう形の提案をいたしました。

○19番（徳峰一成議員）

どなたが見ても判断力がある方だったら、今、国保と介護保険、はつきり言って国保のほうがはるかに財政が厳しい。私が申し上げたいのは、国保が厳しいのに、国保はやはり値上げを抑えたと、これは評価いたします。

しかし、介護保険は、財政それほどでもないのに2%からの値上げを行っている、これが残念なんですよ。市長としての——1回申し上げたが——大局の政策で判定、市民の暮らしを守るという点が欠けている、この点を申し上げたいんです。もう答弁よろしいです。

では、介護保険の財政状況はどれぐらいであるのかでございます。新年度の予算の市の説明書では、介護保険の会計は、大きな部分を占めるサービス料、保険給付費、これは50億円であります。ほとんど保険給付費でありますが、予算で。これは

来年度、本年度より0.7%減っているんですよ。つまり、支出はふえていないんですよ。

ちなみに昨年の29年度予算でも、一昨年に比べて、保険給付費、大もとは減っています、当初予算で。だから、この1回目の答弁書と違うんです、実態把握が。どんどんふえて先が心配という状況じゃないんですよ。これははっきり数字上いたしております。

では、新年度予算で何がふえたかと、一つだけです。御承知のように、このままでは来年の4月1日から、生きいきセンター内にある市の介護保険の包括支援センター——これは今まで市の職員が7名と臨時職員、計8名で行っておりましたが——これが、考えられるのが社会福祉協議会に委託されます。この委託費が新年度予算で3,679万4,000円計上されている。この理由書にあるように、そのためにふえたんですよ。そのためにふえたんです。

一方、国民健康保険の2.8%の増額部分は2,150万円ですよ。ですから、いわゆるこの民間委託がなかったら値上げはしなくて済むんだ。おつりが出たんですね。おつりが出たの。そのことも数字上ははっきりいたしております。

これまでこの包括支援センターは市の職員が、今言ったように正規7名で対応いたしておりました。人件費は1年間にどれだけであったかというと、約9,000万円あります。9,000万円を一般会計と予算で見ていました。

ですから、やはり民間委託に、来年度から三千数百万以上かかるんだったら、今までの7名の職員は最終的には——途中2名は残しますけど、最終的にはもうゼロになります。ほかの仕事をしてもらうことになります。ですから、やっぱり9,000万円の中の一部は収入の繰入金の中で財政的な補填をすべきじゃないかと。そうなると、市として、せっかく民間委託はいいことだって予算計上した。しかし、その分丸々、被保険者が保険料の値上げをしてもらうというのは、余りにも冷たいやり方でないかと私は思っております。

けさ、課長に聞いたところ、どれだけこの9,000万円の中の、新年度から人件費が浮くために、それをいわゆる補填措置を行ったかいうと、平成30年度はわずかに779万円ですよ、9,000万円の中で。深い論議がなされていないんじゃないですか、副市長を含めて、この点で。本当に市民の暮らしと命を守るんだったら、そのことを私は指摘したいと思うんです。もう答弁よろしいです。これはもう事実であります。これが第1点。

第2点目、本当に今の曾於市の介護保険の財政状況はどれぐらい厳しいのか、あるいはそうでないのかについてでございます。

一つは、国民健康保険との関係で簡単に説明を、私のつくった資料に基づいて説

明をいたします。

まず、介護保険会計は平成29年度、65歳以上の保険料収入は7億5,788万円でありましたが、この3月議会に新たにたくさん入ってくる見込みってことで、保険料が2,060万円追加されて7億7,848万円になります。2.8%分も値上げを含めた30年度の当初予算は7億9,362万、差額分は1,513万円です。本当に値上げが必要なのか、疑問の1点あります。

それから、基金の繰り入れでございます。市長答弁でありますように、この30年度は8,500万円の積立基金の中から取り崩しの提案をいたしております。

では、これまでどうであったかでございますが、本年度、29年度も6,000万円の基金取り崩しを行っておりますが、昨日の課長の私への説明では、ほとんど使わなくて済みそうだということあります。

ちなみに28年度も6,000万円、基金の繰り入れを計上いたしておりましたが、1円も使わなくて済みました。さらに、27年度も6,000万円の計上いたしておりました、基金の取り崩しを。これも1円も取り崩さなくて済みました。ですから、この新年度の8,500万円も、私は全額取り崩す必要はない、この流れから見ても思っております。

さらに、一般会計からの繰り入れは介護保険の場合は行っておりません。

さらに、前の年度からの29年度への余ったお金、繰越金、これは歳入で入ってきております。29年度の当初予算では1,000万円が座置として計上されておりました。それが、この間、何回か上乗せがされまして、今回の補正予算では、今提案中の8,715万円追加となりまして、実に29年度末の前年度からの繰越金が2億円を超しております。

また、予備費、一方で歳入がどんどんふえておりますので、予備費をどこかに回さなければいけないと、分散いたしております、毎年。予備費というのは緊急時に使う予算ですが、29年度当初1,587万円計上いたしておりましたが、今回5,631万円追加されまして、実に7,218万円になっております。本年度はもう、市長、1ヵ月しかないので、7,000万円の、いわばいざというときの予備費を使っていると、ここに回しているんですね。

これに対して国保会計、基金からの繰り入れは本年度も来年もございません。なぜかといいますと、積立基金が介護と違いまして、5,741万円という少ない金額であるからでございます。

一般会計からの繰り入れは、これは評価いたしますが、本年度も来年度も1億5,000万円。そして、前年度からの国民健康保険の繰越金は今回の補正を含めて1億2,300万円。介護保険のちょうど半分になります。予算規模は同じであります

が、半分であります。特に予備費に至っては、当初で1,000万円予算計上いたしておりましたが、余裕がないために補正でもゼロでありまして、最終的には1,000万円でございます。

一つの歳入を中心とした側面で見ても、介護保険財政の、いわば国保と見比べての含めた客観的な財政の判断が、これは素人でもできるかと思って、一般市民の方でも。そうした中での、なぜ、いわば2,150万円の値上げであるかでございます。

重ねてお聞きいたします。本当に市長、2,150万円の歳入欠陥が、おそれがあるための値上げであるのか、重ねて答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

介護保険を利用する市民の方々もふえております。また、曾於市内にある施設の介護保険を使う施設も、今後予想されてきました。そのことの計上をすると、当然ながら市の負担金もふえてきております。グループホームに対する1日の使用料についても、市独自の支援をふやしました。そういうことを想定して歳入と歳出の計算をいたしましたら不足分が出てきました。ですから、グループホーム等の利用料の問題、いろんな形での問題に支援することはできますけど、介護保険料としての形での市からの支援ができないというようになっているようございます。

そういうことで、基金を全部入れてもどうしても足らない分がありましたので、今回は159円という状況で値上げをお願いいたしました。これは鹿児島県内の43市町村の中で35位に、保険料がなるようございます。この地域の大崎、鹿屋、志布志の状況を見ましても、ほかのところは、大崎は第8位で6,590円、鹿屋は15位で6,390円、志布志は20位で6,200円という状況を見るならば、私たち曾於市は35位で下位のほうでありますて、本当に申しわけないけど、御協力をお願いしたいなということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

この場合に、ほかの市町村を比較するのは意味がない。これは、もう昔の田崎町長時代から言っています。曾於市民が大崎を加勢するわけでないし、大崎市民が曾於市民を加勢するわけでもないんです。要は、我が曾於市にとってどうであるか。本当にこれだけの値上げが必要かと。これ以上、答弁はよろしいです。これ1年後にわかるでしょう、1年後に。ちなみに、3年後、4年後はわかりませんよ、状況は動いていますから。

国も、特に副市長御承知のように、この点については、いわゆる施設型の介護サービスから居宅型の地域密着型の介護サービスに変わっているんです。ですから、新年度も本年度も、前の年に比べて、介護保険給付費50億円はふえていない

んです。いいか悪いかは、この問題は別にいたしまして。そうした点も、やはり共通の認識でいただきたい。いずれにしても、2.8%の値上げは賛成できません。

次に、子牛の問題について質問をいたします。

この問題、答弁がありましたけども、残念ながら、おととしに比べて昨年は100万円以上の方々、あるいは頭数が約2倍近くにふえております。ふえた中で、確定申告が中心でありますけれども、昨年の場合はどうであったかのデータがありませんけども、私が知る限りでも、こうした100万円以上の方々に戸惑いがあります。当然のことかと思います。

これについてお聞きいたしますが、税務署なり市として、100万円以上かかった場合は、今後、税申告のやり方が、総合課税もありますけども、これは普通なじみません。ですから、分離課税をせざるを得ないと思うんですけども、頭数が多い方々の場合は。こうした申告の場合は、こうした計算方法がありますよということを含めて、通知を含めて、何らかの行政サービス、あるいは手立てを行っておりますか、まず答弁してください。

○税務課長（桂原光一）

お答えします。

申告方法については、特例を選択するか、総合課税で行うかという市民への通知は行っていないところでございます。

申告に見えますけども、その中で市民税につきましては、特例を利用したほうが有利か、総合課税を選択したほうが有利かということで、市民にとって有利なほうで申告を受け付けるようにしております。

○19番（徳峰一成議員）

税務署はどうですか。何か行政サービスをやっていますか。

○税務課長（桂原光一）

行っておりません。

○19番（徳峰一成議員）

例えば、確定申告でいいますと消費税が1,000万円以上が続いて、そして消費税の申告が必要な場合は、前の年に税務署から本人に通知がありまして、また一定の指導も行っていますよね。ですが、この農家の100万円以上の方々、市長、ほとんどが高齢者ですよ。60、70、場合によっちゃ80の方々も知っている人でもおられますよ、100万円以上かかった人で。こうした方に、いわば来たら教えますというやり方でいいのでしょうか。

だから、今回は間に合いませんけど、来年度から、この100万円以上かかった方の名前はわかっているわけだから、だから税務署とタイアップしていいかどうかが

わかりませんけども、少なくとも市として御本人に連絡して、今度から確定申告が必要となって、そしてこういったやり方がありますよと。そして、特に高齢者の方については、市として一定の指導なり援助が必要じゃないですか。税金をもらうほうですよ、入ってくるんですよ。5%、あるいは1.5%。これは、少なくない金額です、後ほども申し上げますけども。今後はそうした丁寧な、市民に対する、高齢者に対する、やはり手だてが、私は必要だと思っております。ことしへ間に合いませんでしたけども。市長の答弁を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

今、市県民税の作業に入っております。当然市民の方々に、一応自治会を通じて、税金の申告をしていただきたいということでお願いをしております。また、市のはうも、大きなところの公民館に出向いて窓口の相談をしております。

だから、基本的には、そういうことを含めて市民には通知をしておりますけど、今言われるよう高齢者で、どうしても計算ができないという方は、言ってもらえば、市のはうも十分対応していきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

私が質問しているのは、特に100万円以上かかった方に対して、あらかじめ、税務署が無理だったら市のはうで、次の申告では確定申告が必要でありまして、その点は税務署なり市のはうにわからない点をお問い合わせくださいということを、そう数は多くないから、100名、200名単位でありますので、やっぱり通知を行うちゅうか、こうしたサービス提供は、私、大事だと思っておるんです。この点というのは来年度からの検討です。

○市長（五位塚剛）

一般的には、農家の方々は牛の売却証明書を持って来られて計算されますけど、100万円以上の方で、どうしてもできない方がいらっしゃるようありましたら、来年度からは、その方々に対して、そういう申告をしてくださいという、また相談にも乗りますよということを努力していきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

市長答弁に1回目あるように、多くは高齢者ですから、中には、市長は知っていないかもしれません、75歳以上だと、先ほど言ったように後期高齢医療保険ですよ。後期高齢医療の保険の中では、税務課長はつかんでいると思うんですけども、一定の所得がふえたら、ひとり住まいで、医療費が普通は1割です、1割。2割やなくて3割負担になるんですよ、3割負担。そういった方々が、課長、100名ですか。100名ぐらいいるんですよ。入院してびっくりしたって、医者代が3割請求来たって、私の知っている人でも。70万円、100万円の医療費だと、すごいですよ、

3割になったら。ですから、やはり、そうした方々を含めて、高齢者が多い中において、この問題も細やかな対応が必要ではないかと思っております。

ちなみに、税務課長にお聞きいたします。100万円以下は、いわば免税措置。100万円以上になった場合は、通常は総合課税やなくて分離課税でしょう。その場合に、市に一定、お金が入ってきます。市民税、介護保険料——だから介護保険料もふえております、今度の補正でも——そして後期高齢医療保険。さらには、場合によつては消費税額がふえて、その中の地方消費税額、これもふえます。大体、この100万円以上の方々の中で、1年間にこれらの収入がどれぐらいが予想されておりますか。2,000万円、3,000万円になるんじゃないんですか。もし答えられたら答えてください。

○税務課長（桂原光一）

お答えします。

一応、28年申告の金額でいいますと、分離の分が、所得が702万8,746円になっているところです、税額としまして。

○19番（徳峰一成議員）

そのほかの介護保険料というのはわかるんですか。

○税務課長（桂原光一）

資料を持っておりません。

○19番（徳峰一成議員）

つまり、これ市民税だけで700万円ありますので、さっき言ったように2,000万円を超えるんじゃないかと思うんです。それの方々が、いわば100戸、200戸の方々が苦労して税金を——これは所得税はもっとたくさんですよ、その2倍なり3倍、納めているわけだから、繰り返しますが、丁寧なサービス提供は、私は当然のことだと思います。

次の質間に移ります。

この指定管理について、本当はいろいろ質問したい点があるんですが、時間の制約上、2点に絞って質問をいたします。お手元の資料の中で図書館と、それから財部の温泉センター、これは古い資料ですが、2つの。文厚委員会でいただいた資料ですけども、添付いたしました。

質問の第1点は、こうした、いわば公募による選考、選定。どの業者にするか。その選定基準が一律でないということでございます。これは、おかしいのじやないかと。請負契約では絶対あり得ないことでございます。この統一化がされたでしょうか。細かい点はともかく、統一化がされていたらされた、されていなかつたら、当然のことながら、これは統一化すべきでございます。中身にも問題がありま

すけども、一応その点で答えてください。

○財政課長（上鶴明人）

今の御質問にお答えいたします。

今回、資料で、議員のほうから添付されましたナンバー4の図書館の部分、それとナンバー5の温泉センターの部分でございます。

温泉センターの部分、ナンバー5につきましては、指定管理期間が平成27年からとなっております。1枚上のほうのナンバー4、図書館につきましては平成28年度からとなっておりますが、私のほうで確認した資料では、今のナンバー4の図書館の指定管理の評価表を今使っているということで思っております。

○19番（徳峰一成議員）

指定管理については、だから全て統一化された基準に基づいて選定をされていましたかという……。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。今、私自身もお恥ずかしながらですが、このナンバー5につきましては初めて見た段階ですので、今後もう一回、課のほうに持ち帰りまして検討したいと思っております。今の段階では、私はしておりません。

○19番（徳峰一成議員）

担当課長だから、これじゃあ統一制はできんですよ。

じゃあ、副市長、副市長はどっちの担当ですか。

○副市長（八木達範）

私です。

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ、少なくとも中身も、私は言いたい点があるんです。時間の関係上、少なくとも統一的な選定表をつくるべきです。これ1点だけ。つくっていなかつたら、すぐつくってください。

○副市長（八木達範）

今、御指摘を受けたとおりでございまして、十分担当課とも協議をして、改善すべきところは改善していくふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

早急に——早急にといつても次はないんですけども、1年待たんと——中身の見直しを含めて、やはり改善余地があります。これが第1点。

第2点目は、これは取り上げている点であります。基本協定書がまちまちでございます。これも足並みをそろえるべきじゃないかと思っております。これを同じ思惟にするかどうかまで細かくする必要があるかどうかは別として、この点で答弁、

どなたかしてください。

○副市長（八木達範）

これにつきましても、議員からいろいろ指摘も受けておりますけども。基本、議決をもらいまして、できるだけ早い段階で——前は統一しておりましたけども、できるだけ早い段階で——この基本協定について話し合いをするというふうに努力をして、できるだけそのようにしております。

○19番（徳峰一成議員）

請負契約の場合は、随意契約含めて、条例の歴史の中で、例えば一応入札は決まったと。で、議決をもらった、議会から。「速やかに」という表現です。速やかに仮契約を結ぶと。そしてその後、速やかに、いわば本契約を、同じ内容でありますけど結ぶってことになっております。ですから、問題があった場合も、場合によつては取り消しを含めて、できます。取り消しを含めて。

ところが、この指定管理の場合はどうでしょうか。いわば選定委員会で選定したと。その場合は、やはり速やかに通知を行うとなっておりますよ。そして、議会議決を行ったと、昨年12月に。その場合も速やかに、その団体に通知を行うと。通知で終わっているんですよ。契約が入っていない。ですから、もし何か問題があって、取り消しを行うことができますか。行おうとしても、根拠がないと。文書がないから、行政はできないですよね、取り消しはできないと思うんですよ。どうですか、答弁してください。

○副市長（八木達範）

この指定管理につきましては、この方法でずっとやってきておりまして、今まで問題もなかったというふうに認識をしております。ですから、先ほど申しましたとおり、卵が先か鶏が先になりますけども、しかし、議決をもらいましたら、今回もそうでしたけども、管理していただく施設の指定管理者とできるだけ早目に、今協議もしておりますので、それを段階的に、もう一回。もちろん、こっちのほうの勉強不足もありますので、十分、今後もまた勉強していくって、できるだけ改善を図っていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

残念ながら副市長の答弁は、私と共通の認識になっていないですね。卵が先か鶏が先かの問題じゃないですよ、これは。やはり正式に選考委員会で1つの団体に選定された場合は、通知を受けたわけですよ。さらに、もっと言いますと、議決を得た場合は、正式に、いわば内定したわけですよ。その期間を含めて、問題があった場合に取り消しができないでしょ。取り消す文書がないわけだから。これは、市長、大休寺副市長、同様でありますよね。やっぱり、役所の仕事というのは文書が大事

だと、契約書が。ですから、例規集でも、契約書というのは大きな大もとで、根幹あるんですよ。それに指定管理が入っていないんですよ、包含されていないの。

ですから、少なくとも選考委員会で選定した段階で、何らかの契約書は必要じゃないかと思うんです。請負契約等でいう、いわゆる仮契約です。そしたら安心して、市として、取り消しだけじゃなくて問題があった場合は、それに基づいて相手方に対応ができるんです。そうじゃないと対応するための手段がないんです。その点も、これは早急に改善をしていただきたいと思います。

理解力がある副市長でありますので、もうこれ以上質問しませんので答弁してください。

○副市長（八木達範）

基本協定は、先ほども言いましたように議決を得まして、できるだけ早目に協議をするようにしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

ここは議会審議ですから、1日2日が大事、1週間が大事なんですよ。選定委員会で通知してから、議会議決を含めて、その後まで、何日ありますか。1週間じゃないでしょ。2週間、3週間も、それ以上かかりますよ。その間どうするかということを私は聞いているんです。そのための対応の措置がないんです。これは行政としてなじまないんじゃないですか、なじまない。はっきりしています。これははっきりしている。明快な答弁してください。これははっきりしとるから、はっきりしとるから。浪花節的な答弁はだめだ、これは。

○議長（原田賢一郎）

冷静に質問してください。

○19番（徳峰一成議員）

冷静にやっているんですよ、冷静に。これは、主観を入れたらだめ、主観を入れたら。市長も同じ。ここは議会審議なんだから。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど議員のありました指定管理の問題の、その協定の締結の関係でございますが、3月31日まで、指定管理の業者は、現指定管理を行っている業者がその間されております。4月1日から実施される指定管理者を選定するのを10月に選定しまして、それから議会の議決を諮るとしているところでございます。

ですので、もしその間に、今、議員の言われるそういうことがございましたら、再度、指定管理委員会に諮って協議をすることになると考えております。

○19番（徳峰一成議員）

なると思いますと。こうした取り交わしを、この指定管理やら候補と取り交わしているんですか。文書で取り交わさなければいけないですよ、行政の仕事としては。すると、取り交わしの文書はないでしょ。私はそのことを言っているんです、そのことを。やっぱり、文書主義でないといかんですよ、法治国家だから。どなたでもいいから答弁してください。名前は基本協定でも何でもいいんですよ。

○市長（五位塚剛）

いろんな施設に関して指定管理を、今お願いしております。それは、当然ながら指定管理をする制度については選定委員会を行って、その中で決めて、それを議会に諮ります。承認を受けましたその後に、すぐに——今までおくれていましたけど——基本協定をなるべく早く結ぶように、今いたしております。基本協定が生きてきます。それは、もう契約書と同じような内容を持ってきます。

4月までの間は、前年度の方が市と3月31日まで、ちゃんと年次協定、基本協定を結んでおりますので、その間でおかしなことは起こらないわけです。もし、次年度の部分で起きるのだったら、今言われましたように再度審議を開いて、また議会にもかけるという形になると思います。

○19番（徳峰一成議員）

今の市長答弁、副市長、よく考えてください。公募によって団体がかわった場合ですよ、請け負う。今度は、だから議会議決を含めてかわったわけだから、その団体がもし何かあった場合にどういった対応をするのかと、取り消しだけやないけども、取り消しを含めて。その文書が取り交わされていないんです。

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

だから、基本協定は議会が終わってからだから。

再度、今後は、議会議決までも若干時間ありますけども、議会議決を速やかに進めるというのは普通1週間ですよね。1週間に内に基本協定を結びますか。これでも十分とは言えませんよ。十分とは言えないけども、ここは時間の関係上。速やかに、1週間に内に基本協定を結びますか、議会議決を。その確認だけしてください。

○市長（五位塚剛）

基本協定の結び方は、いろんなところの施設がありますので、1週間で結ぶということにはならないと思います。

○19番（徳峰一成議員）

それじゃあ話は、前、進まんでしょう。いろんなこと、たくさん、当局の事情だから、その間に、だから何らかの文書が必要じゃないかと言っているんですよ。基本協定でなくてもいいんですよ。いわば仮契約的な側面。指定管理制度ができるから、仮契約についても一定の通知があったでしょ。副市長、読んでいますか。何らかの文書が、やっぱり取り決めは必要ですよ。

これ以上、時間が、4番目が長いから、副市長、まとめて答弁してください。今回は、もうこれ以上、質問いたしません。まとめて。

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

基本協定の間、期間があるから、それはだめ。だめ、それは。それはだめですよ。一市長だったら、もっと公的な答弁してくださいよ。だめだ、これは。法律に基づく答弁。法治国家だから主觀が入ったらだめ、法律で。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。

条例の曾於市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例というのがございまして、その第6条の中で指定管理者の指定を行うようになっております。

「市長は、選定した指定管理者の候補者を、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない。」、第2項、「市長は、指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、当該団体に対しその旨を通知するものとする。」というのがございます。

その後の第7条で「協定の締結」、「前条の規定により指定管理者の指定を受けた団体は、市長と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。」となっておりますので、議会の議決を得た後に、速やかに——その速やかにというのが、その施設によっていろいろあると思いますけども——早急に基本協定書を締結したいというふうに考えているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

時間の制約上、市長でも副市長でもいい。「速やかに」という表現に書き加えてください。速やかに、最低ですね。これで私、納得するわけやないけども、速やかにと。それでよろしいですね。

○市長（五位塚剛）

指定管理については、いろいろ改善を努力をしてきました。債務負担行為によつて、基本的には縛ってきました。今までではなかったことです。

それで、今言われた流れの中で、基本協定は「速やかに」という文言を入れるということですけど、基本的には速やかに努力をしてまいります。入れなさいと言つたら入れますけど、基本的には、私たちもそのことは十分わかっておりませんので、すぐに締結後に基本協定を結ぶようにいたしております。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、五位塚市政誕生までは、ほとんど指定管理に反対してきたんです。ただ、私も、はっきり言って目をつむって賛成はしてきております。実際、改善の余地がいっぱいあるんです。ですから、その方向で市長も理解してもらえたらと思うんです。これは、だめってことでは言っていないわけだから。

今、私が指摘した点は、お二人の副市長、十分検討してください。一歩ずつでも、ほかに言いたい点、いっぱいあるんだけども、私はいい方向に直していただきたいというのはやまやまなんです、現状ですね。その点で、この文書のあり方も総合的に検討をしていただきたいと思います。いいたたき台は請負契約がありますので、長年の請負契約を倣って。もう答弁よろしいです。

次に、大分時間がオーバーしましたので、4番目の点です。これは予想されたことでありまして、冒頭申し上げましたように、4番目の市民の問題。これは市長も、やはり市民の暮らしを守る中においては、市民を取り巻く情勢変化、ずっとありますよ。その中で、1回目の答弁にありますように、曾於市は、子牛に見られるように、産業一つとっても高齢者で成り立っていると。一方、貧困化も高齢者が中心であると。これは生活保護を含めて、いう点なんです。これはどう見ても変わっております。これは市民の中に入っていたら本当わかります。市長も前は入っていたけど、今はもう、市長でも何事、忙しいから、なかなか難しいと思います。

幸い、私は市民の中にずっと入る時間があります。本当、感じております。その点で、この答弁をつくるの大分苦労されたと思います。その点は率直に評価いたしますけれども、しかし、やはり十分答えられていない面があります、現状においては。

ですから、私が申し上げたきょうの1点は、こうした市民の今の暮らしの状況、特に所得格差を含めた状況を科学的に分析する方法があるんです、統計学上も。ですから、これらをもし取り入れることができたら、ほかの市町村は関係なく、我が曾於市にとって、やはり実態把握を行っていく意味でも研究をしてもらいたいと。どうしても無理だったら、これはしようがないです。それを、企画課を中心として検討をしていただきたいと思うんです。企画課長も力のある方ありますので、そ

の点で答弁をいただきたいと思います。実態把握についての統計学上の新たな分析方法はないのかどうかでございます。

○市長（五位塚剛）

今回、徳峰議員からいろんな質問がありました。実際、この答弁書をつくるのに、市の職員が本当に夜遅くまで数字を出してもらいました。この数字が出たということは、また新たな実態がわかったということで、私たちも再度認識を改めておりますけど、今言われるような貧困の実態を科学的に出しなさいといつても、これは非常に難しい部分があります。市の職員も、現在持っている仕事量でも大変な状況であります。企画課長が、非常に私は優秀だと思っております。ただ、優秀であるから、企画課で貧困の実態をつくりなさいといつても、これは限界があるんじゃないかなと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

できるかできないかの検討ですよ。できなかつたらしょうがない。

○市長（五位塚剛）

できるかできないかの検討と言われましたけど、できないと言えば簡単でしょうけど、どういうことができるかということは検討はしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

25年、30年前、日本でもなかったんですよ。アメリカでは、もうされていたと、30年ほど前。そして、20年ほど前から国もやるようになっているんですよ。これが市町村じゃ、今やっていないと。それはできるかどうかわかりません。しかし、可能な限り、もしやれるんだったらやっていただきたいと。その検討をしてくださいという単純な質問であります。無理強いはしません。職員も、今、市長が言われるように忙しいでしょうから。その点で検討していただきたいと思います。

そして2点目は、いろいろ申し上げたい点はいっぱいあって、今後取り上げますけども。1つは、高齢者の中で、貧困化対策と同時に、働くことができる人はそれに合った形で、やはり雇用対策のほうで仕事を提供する手立てを行うという点を引き続き求めていく必要があるんじゃないかと思っております。

例えば、ユズ栽培です。これは鹿児島県内でも、曾於市固有の問題でございますして、昔、田崎町長が非常に努力されて、今日に至っております。答弁にもありますように、多くは高齢者であります。副収入がありますよ。

あるいは子牛の——先ほど100万円以上と言われましたけど——繁殖農家も、多くの方々は高齢者です。これで副収入を得ているんですよね。もしこれがなかったらどうでしょうか、曾於市は。考えただけでも身震いしますよ。

これは企画課長、御承知のように、3年前までは鹿児島県内の19市の中で、1人

当たりの市民所得は、曾於は19番だったんです。これはいいことに——平成26年が最新のデータでありますけど、これは17番に上がっており、19番から。うんと上がったわけじゃないんだけども、曾於だけ上がっております。それはなぜかというと、やはり子牛なんです。子牛が順調だったから、ほかのところよりも曾於市は農業が盛んになると。これでアップしたとしか考えられません。

こうした高齢者が何かをできる、もちろん道の駅もそうであります。多くは高齢者ですよ。私が知っている人でも、80歳を超えた方々が、奥さんが入所していて、とても国民年金じや対応できないということで、毎日のように道の駅に行って、50万円から七、八十万円の収入を1年間に得ています。

だから、道の駅とか、あるいはシルバーもそうでありますけども、こうした何かを探すことが大事じゃないかと思うんです。曾於市に合った形。何がいいか、私はまだわかりませんけども、市長として、これは、私以上に毎日考えていると思いますので、何かを、高齢者向けの副収入となるような身の丈に合ったやり方、今考える点があつたら聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

29年度の農業総生産額が20億円ふえました。これは、やっぱり畜産の結果でございます。やはり高齢者の方々が、牛1頭を余計飼ってもらったその結果が、こういう数字に出ているというふうに思います。

今言われるよう、ユズ農家も高齢者が大部分です。ですから、道の駅に物を出してもらっている方も高齢者です。そういう方々に、もっともっと元気に働いてもらうように、今回、農業公社を立ち上げるのは、その一つの提案です。新たにトラクターを買ったりとか飼料をつくったりしないで、ただ、牛を面倒見てもらえばいいように、飼料の宅配とか、いろんな形のことを考えて、今やっております。

全ての職員と一緒にになって、市民の、特にお年寄りの方々が少しでも安心した生活できるように、また支援を強化したいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

農業公社について、昨日も同僚の伊地知議員も心配点というか危惧点がありましたけども、私もちよつと一抹の不安がありますけども。全体的な産業支援をつかさどる大休寺副市長、副市長は新たに何か考えている点がありますか。個人的な私案も含めて、今後、これを取り入れたら曾於市としていいんじゃないかという点。

○副市長（大休寺拓夫）

今ちよつと、特に頭にはないんですが。とにかく曾於市の場合は、畜産を支えているのは高齢者の皆様方でいらっしゃいますので、高齢者の皆様方が負担軽減ができる方法は何かということで、今考えているのが農業公社の一つの方法であります

て、そういう受委託なり、飼料のコントラクターとか、そういうもので軽減負担をしていければいいのかなと思っております。

新たな作物については、また、畑かんの水利用等もありますので、そこもまた農林振興課のほうで勉強させていただきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

一方、ちょっとマイナス面として、例えば貧困化がふえていることは確かです。1万4,000人の国民年金。最高でも80万円、年間もらわんと。ですから、60万円以下は何名ですかと、わからないってことはあったけども、数千人以上でしょ、60万以下の年金生活者。特に、一人になると大変ですね、大変ですよ。こうした中で、例えば生活保護受給者世帯はふえていないですよ、貧困化の中でも。あるいは、同僚議員の、先ほど宮迫議員も質問した就学援助も、教育長、これはふえてないですよね。全国から見ても曾於市は少ないです。10%にも満たないです。ほかにもあります。

ですから、こうした実態についても、本当に実態に合った形での制度利用が行われているかどうか。これはトップのほうで、いろいろ指示したりして改善していく必要があると思いますので、考えていただきたいと思っております。私もその立場から、今後も取り上げてまいりたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

松ノ下いずみです。今回も、前回に引き続き地元の強い要望をお伝えしていきますので、よろしくお願ひいたします。大きく3つの点で質問させていただきます。

まずは道路管理についてでございますが、地元の強い願いである生活道路に関して質問をさせていただきます。幹線道路については、通行車両がより快適に、より安全に、より早く、目的に到達するために、一方、生活道路におきましては、住民が日々の生活のために、愛犬との散歩や隣近所の方とのつき合いなど、穏やかな日

常を過ごすものだと思います。

まず、道路管理について。

①財部町下財部十文字地区自治会内市道における大型車通行、スピードの出し過ぎ車両による住民の生活不安は、市として、12月議会で把握していると答弁をいたしましたが、住民の方々は日々、悩まされておられます。今後の対策を伺いたいです。

②大川原から霧島市比曾木野に向かう県道491号線は、曾於市側は、これが県道かというような狭くて曲がりくねり、草払いさえされなく放置されたような状態です。現状をどの程度把握されているのか、今後の対策も伺いたいです。

2番、河川管理について。

溝ノ口川の桐原自治会内下流側河川の寄り州については、平成5年災害以降、たびたび除去をお願いしてきていますが、いまだに放置され、河川幅が半分になっている。昨年、竹だけはブッシュチョッパーにより粉碎されましたが、再生しています。現状を把握されているのか。上流も堆積がひどいので、今後の対策を伺いたいです。

3番目の大川原キャンプ場周辺状況について。

①キャンプ場から桐原の滝右岸の遊歩道、階段が、平成22年ごろから放置されているが、現状把握されているのか。今後の対策も伺いたい。

②キャンプ場内下流側の山の中のテントが使えない。これに続く遊歩道も立入禁止。長年、放置されたままである。現状把握されているのか。今後の対策も伺いたいです。

③市のホームページ上の大川原キャンプ場情報を見ると、最新イベント情報は2016年9月である。それ以降、イベントもあったが、未更新原因と対策を伺いたいです。

この大きく3つに分けての質問をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1の道路管理についての①財部町下財部十文字地区自治会内市道における今後の対策についてお答えいたします。

昨年7月に、住民の方々の要望もあり、速度規制ができないか、曾於警察署交通課を通じて、鹿児島県警本部に申請を行っているところでございます。市道管理者といたしましても、注意看板等を設置して対処してまいります。

2、大川原から霧島市比曾木野に向かう県道491号線の草払いの今後の対策についてお答えいたします。

県道草払い管理計画では、4月から5月に、通学路として利用されている区間、お盆前と年末の時期には、草が繁茂し見通しの悪い箇所については作業されているようです。交通量が少なく見通しのよい場所は、基本的には実施されないようございます。

今後、危険で草刈りが必要な箇所があれば連絡をいただき、県道管理者の大隅地域振興局に強く要請をいたします。

2の河川管理についての①溝ノ口川の桐原自治会内の下流側の寄り州除去についての今後の対策についてお答えいたします。

河川管理者の大隅振興局が、昨年、竹等が繁茂し河川断面を阻害している箇所の伐採作業を実施されました。平成30年度は、桐原の滝の下流から自治会下流までの区間が実施予定となっております。

3、大川原キャンプ場周辺状況についての①桐原の滝右岸側遊歩道階段の現状把握と今後の対策についてお答えをいたします。

遊歩道階段の現状については、平成22年の豪雨災害により山林が崩壊したことにより遊歩道が被災したものですが、この場所が転落防止柵のない遊歩道であることから、従前のままの復旧では安全対策上問題があるため、現在立ち入りを禁止している状態であります。

今後、安全柵を設置して整備するか、全体的な整備を含めた形で検討してまいります。

②山の中のテント使用の現状と対策についてお答えをいたします。

山の中のテントについては、土台の老朽化とテント上部の立木の枝が落下する危険があり、来場客も利用希望がないところであります。遊歩道については、階段幅が狭く、急勾配で危険であることから立入禁止とさせていただいております。

今後は、荷物運搬の利便性などを考慮し、周回道路の整備も含めて検討してまいります。

③ホームページ上のイベント情報の未更新原因と対策についてお答えいたします。

市のホームページでのイベント情報は、商工観光課で随時変更されておりますが、大川原キャンプ場については、曾於市観光協会の「そおナビ」を更新する業務を有限会社サイバーウェーブに委託しております。御指摘のとおり、市としてのチェック体制に不備があったと反省しております。

今後は、早急に対応策について協議し、最新の情報掲載に努めていきたいと思います。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

十文字地区の道路におきましては答弁をいただいておりますが、昨年7月というか、もうその前からずっと住民の方からは依頼があったと思っております。曾於市のほうに言っても、公安のほうに言っても、お互いがしないとどうにもならないみたいな感じで、ずっと逃げてこられたような感じに聞いております。

この十文字地区は対象者は少ないとは思っておりますが、狭かった道路内が、中央線のついた広い道路に拡幅していただいて、車道と歩道の区別のない、側溝のふたのないところも、ある道路へと変わりました。その上、正部方面の畠のほうも拡幅されて、全線がセンターラインの引かれたカーブの少ない走りやすい道路へと変わりました。今では、鹿児島方面と都城市方面を結ぶ最短道路となっており、セメントローリー車や飼料運搬車が頻繁に走り、観光シーズンには大型観光バス、多いときは五、六台連なって走っているということです。毎日のように朝夕のマイカー通勤車両は、速度制限のない道路で、80km、90kmはざらだということです。それに増して深夜のプロイラー運搬車の振動にも悩まされ、ひとり暮らしのお年寄りは不眠を訴えられております。これほどひどい道路なのに、今まで全然検討がされていなかったということは、同じ市民にとって、こんなつらいことはないと思っております。

住民の方からお聞きしたんですけど、路側帯標示とか、ふたのない側溝の上では狭いところは40cmぐらいしかない。傘を差して歩くのは無理。大型車の風圧で体を吸い込まれる恐怖感がある。先日は、飾っていた額縁が落ちて割れたと言われました。穏やかな日々は到底無理な地域となってしまい、死亡事故こそ起きておりませんが、スピードの出し過ぎによる横転事故、ミラー同士の接触事故が多いところだそうです。私は30分ほどいただけですが、大型車の風圧もすごいです。まずは通行車両調査をしていただき、対策を考えてほしいものです。

住民の方によると、警察に取り締まりを頼んでも、シートベルトの着用、携帯の取り締まりぐらいしかできないし、警察が立っているときだけのスピードダウン、ほんの一時しのぎにしかならないようです。拡幅工事は願ってもないことと承諾はしたものの、これほどの状況になるとは思っていなかつたと言われました。現在、「人家あり、スピード落とせ」の看板が立っておりますが、効果は望めておりません。

そこで、2011年9月に施行されたゾーン30というのがあり、主に幹線に囲まれた市街地で、生活道路で実施され、曾於市においても上町周辺で実施されていますが、これに類似するような方法はないものでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今回、三反園知事が曾於市のはうへ来ていただきて、議員の方々とも懇談をいたしました。県道における、いろいろ注文がありました。その中の一つとして、やはり今まで要望が出されております。今、言われたように住民にとっては、非常にスピードを出して通行されておりますので、これを減速してもらうように、引き続き県警のはうにもお願いをしますけど、また看板等についても設置をしたいと思います。

ただ、今言われるようにゾーン30は小学校の地域を中心として、これは県のはうから要望があつて、市のはうでもやりましたけど、ここをそういう形では、なかなか現実的にはできないところでありますけど、何らかの対策を今後も引き続き努力をしたいと思います。

○2番（松ノ下いづみ議員）

その対策の一つとして私なりに考えたことがあるんですけど、直線が多く走りやすい、大型車同士、スピードを落とさなくともすれ違える、これでは通過車両がふえるはずです。路面標示による直線を緩い曲線に、歩道を広く標示して、大型車は徐行しないと離合できない幅員にし、走りにくい方策を道路管理者がとれないものかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市道の管理については、市としてはいろいろ検討はできますけど、県道については、なかなか問題もあるところでございます。ここについても、そのあたりができるのかどうか、建設課長から答弁をさせたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、説明いたします。

今、市長が申しましたとおりゾーン30については、その区域を決定いたしまして、時速の30km規制をすることになります。ですから、小学校付近の通学路、それから生活道路などの車両の集中した区域を歩行者優先で設定するということになりますので、その区域を設定するのとあわせて、30km規制が本当に適正な規制なのかというところも、また県のはう、公安委員会とも打ち合わせをする必要があると思います。

また、県道も含めまして、今言われました車両の幅員を狭くする方法というのは確かにございます。ラバーポールを使って車道部分を狭くして、歩道部分を広くする方法、それからハンプといいまして、少しマウンドをつけて速度規制をする方法とかございます。

しかしながら、これにつきましても、もちろん公安委員会とも打ち合わせが必要でございますが、通行をされる方々の了承といいますか、同意も得る必要がござい

ますので、これについても慎重な対応といいますか、協議が必要だと思います。
以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ゾーン30は、私も、中心街の学校の近くしかできないというのはわかっておりま
すけど、そういうふうな工夫はできないものかと提案したところです。この十文字
地区の方たちは、本当に悩まされておりますので。

これは市道じゃないんですか。私は市道と思っていたんですけど。

○財部支所建設水道課長（上集基志）

お答えいたします。

市道正部十文字線となっております。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

市道であれば管理者は市と思っておりますので、市のほうでしっかりと管理してい
っていただきたいと思っております。

次の質問にまいります。2についてですが、県道大川原小村線についての質問で
す。

霧島市側は中央線のある拡幅された道路です。曾於市側は部分的に改良はされて
いますが、ほとんどは道幅3m程度の曲がりくねった林道のような道路です。草払いは、
4月、5月に通学路としてされているということですが、4月、5月までは
そんなに草は茂っておりません。6月以降、7、8月は本当に草が茂って、1台が
やっと通れるぐらいの道路です。そのころに対して草払いとかお願いするのは、今
回要請すればできるということでよろしいですか、お伺いいたします。

○財部支所建設水道課長（上集基志）

お答えいたします。

県道管理者のほうと打ち合わせいたしましたところ、ここにも、市長が先ほど答
弁いたしましたように、危険で、繁茂し、見通しの悪いところについては、市民の
方々から御連絡いただければ対応するということでございますので、そういう箇所
がありましたときには、こちらのほうに連絡いただければ県のほうへおつなぎいた
します。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

わかりました。草が茂ってきたときには、地元の人たちに、そういうふうに市の
ほうに申し出ていただくようにお願いしておきます。

これも提案なんですが、県道ゆえに管理できないのであれば市道に格下げして、

市により草払いだけでもしてもらえば、住民にとっては願ってもないことです。それでも、予算がないから草払いも無理だろうと言われる住民もおられます。同じ市に住みながら山間部に住む市民の思いが伝わらない状況があることを知つておいてもらいたいです。県道を市道に移管することは考えられないものでしょうか。三反園知事との話でも出たことありますけど、いろいろあるとは思いますけど、市道になった場合は市のほうも管理してもらえるし、ありがたいことなんんですけど、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

長年使った県道が古くなってきたから市に引き取るというのは、余り好ましいものではありません。ですから今、県のほうも、非常に県道の維持管理が苦慮されておりますので、維持管理について、市のほうで管理費用をいただきて、地元の業者の方が、隨時その予算の枠内で伐採をしてもらうとか、そういう方法は、今、県内でもいろんな自治体でやっているようありますので、そのことは可能だと思いますが、県道を市道にもらうというのは、なるべく避けたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

市道にするのは大変なことだと思いますけど、そういう対処ができるのであれば、市のほうによろしくお願ひして管理していただきたいと思っております。

次の質問2の河川管理についてお伺いいたしますが、桐原自治会を流れる大淀川支流の溝ノ口川は、平成5年の100年に一度あるかといわれた大雨で道路は崖崩れで寸断され、河川沿いの道路も洗掘により陸の孤島となりました。河床も堆積が進んでしまいました。

再び平成22年に、平成5年のときよりもすごい大雨に見舞われ、1世帯は庭まで水位が上がり、床下浸水直前までとなりました。このとき、下流の中谷では床上浸水が起きております。大雨のたびに堆積が進み、私が今回指摘している桐原自治会最下流の湾曲部の堆積は特にひどく、川幅は半分に、堆積土の上はカラタケ等が生い茂り、流れをせきとめる一番の原因となっております。

答弁書でもいただいておりますが、今回は30年度にしていただくということになっております。それでも、どんなふうにしてもらえるかわかりませんけど、今までの寄り州土砂除去を見ておりますと、川面より少し高いところまでしか除去してもらえないくなっています。以前は、川全体が水が流れるように土砂除去をしていました。現在の工法ではアシなどの株が残っているために、すぐに再生して、一、二回の増水で再び土砂がたまるようです。自然保護のためだとか聞いた気がしますが、堆積が進まないようにするには、予算不足であるならばなおさら、堆積の進行が遅

くなる川底まで除去が望ましいと思われますが、いかがなものでしょうか、お伺いいたします。

○財部支所建設水道課長（上集基志）

お答えいたします。

河川の寄り州除去の工法につきましては、施行者が県の管理になっておりますので、そこは私どもがどうこうはちょっとと言えないものですから、地元のほうからそういう川底まで取ってほしいという要望があったということは、県の担当者の方に伝えたいと思います。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

私たち素人が考えても、川面に土が残っておれば、それは必ずまた堆積が、たまっていくというのはわかったことでありますので、ぜひ県のほうに対策をお願いしたいと思っております。

特に山間部では異常な早さで木々の伐採が進み、少しの雨でも、放置された木材搬出道路跡からの土砂の流入がひどく、寄り州の堆積も早まっているようです。今後も異常気象による大雨はたびたび起こるでしょう。そのときは、早い対応をよろしくお願ひいたします。

次に、質問3の1についてですが、キャンプ場から桐原の滝に向かって右岸側は、かつては遊歩道が手入れされ、階段を使い滝の下におり、滝を周回できる遊歩道がありました。答弁書にもありますが。これは危ないということで片づけられたら——時代が時代ですので、ちょっと事故でも起きたら、その管理者側がどうこう責任をとられるような状態になってきておりますけども、せっかく整備された公園であれば、いい方法をとって活用していただきたいと思っておりますけども、それはしっかり管理していただけるものでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

大川原キャンプ場につきましては、30年度から地元校区の方々に指定管理をお願いをしておりますけど、同時に、こここのキャンプ場含めて全体を整備ができないかということを内部検討しております。この部分も検討の一つに入っておりましたけど、さらに財政的なものもありますし、年次的にできるかどうかということも含めて、再度、協議をさせていただきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

今回、私が指摘した階段とか、山の中のテントの除去とか、それはそう財政的にかかるもんではないような気がしますけども。シルバーの人たちにお願いして掃除したりとかしていただければ、もっともっと活用していただけると思うんですけど。

そういうことは危ないと言われればそれまでなんんですけど、せっかく、今まで財政をかけてつくってこられた山の散歩道とか公園とかありますけど、利用されないということがもったいなくて、放置されているということを見ても、観光客の方が来られても、何だこれはと、思われると思うんですよ。もうちょっときれいに管理していただければいいと思うんですけど。

去年は、市が一応管理して、下流に沿って左側の公園のツタカズラの除去とか、掃除とかは、きれいになっていますけど、右側の公園はイノシシなんかが掘って荒れた状態で、人が立ち入るような状態じゃないんですけども、そういうのも少し手を加えれば大いに利用できると思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

言われるよう、旧財部町時代からのそういう施設でありまして、合併後も市のほうで見ておりましたけど、言われるように、有効活用できるものはやっぱり整備するべきだというふうに思っております。

ちょうど畠かんの関係ありまして、パイプラインの事業もあの下でありましたから、そういうこともあって、とりあえず立入禁止を含めてしている部分がありました。再度、全体を含めて、どう整備すべきかというのを検討しておりますので、なるべく住民にとって、また観光客が楽しんでもらえるように、今後さらに検討していきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

けが等の事故も心配ですので、早急に対応できるものは早目の対応を、そうでないものに対しても確実に対処していただきたいと思います。

それと、キャンプ場とはちょっと違うんですけど、悠久の森が何年か前に車の乗り入れができるようになりましたけども、おとついのちょっとした雨でも泥水が流れてきました。これは何だろうと思っていたら、車が入れるようになったせいだと思うんですけど、入ってすぐのところから山の木が切り出されておりました。周りはそんなに影響はないんですけど、すごいどろどろの山道が入っていました、今訪れた人は、何だろうこれはと思うぐらいの泥道になっていました。

せっかくああいういい観光地があるのに、車の乗り入れはいかがなものかなと地元の人間も言っておりますし、私の知っている県外から来た人も散策していたらしいんですけど、そこに車が入ってきて、思わずよけてしまったというほどの道幅も狭いところです。私もきのうちょっと行ってみたんですけど、車で通っても、悠久の森のよさというのは、そうわからないと思うんです。春とか秋とかはキリ、もみじの新芽とか紅葉とかで、車で行つてもなるほどと思いますけど、あの清流の流れは車に乗っていてはわからない。

車を乗り入れるという理由で、体の弱い人たちが、車だったら行けるだろうということも原因だったみたいですが、車椅子なんかを使って少し散策するぐらいの時間でも、悠久の森は大いに楽しめると思います。いま一度、車の乗り入れを検討していただけたらなと思っております。いかがなものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

車が乗り入れて、隣接する杉等を伐採をして、そのために泥水が流れているという説明だと思います。これについては一応、市のほうに届け出がありますので、基本的には、市道、林道についてもですが、使った後はちゃんともとに戻してくださいということもお願いしておりますので、引き続き、それについては進めていきたいと思います。

また、この悠久の森の車の乗り入れについては、いろいろと議論になりました。最終的には、やはり、いろんな方々の要望もありまして乗り入れをさせるようにいたしましたが、引き続き、車の乗り入れによって問題が起きないように、市といましても管理はしていきたいと思いますけども、今、それをまたもとに戻すということは、今のところ検討してはいません。

○2番（松ノ下いずみ議員）

とても残念なことがありますけど、自然が壊されていくというのは、私だけの思いかもしれませんけど、もったいない感じます。

最後の質問になりますけど、ホームページの更新の対応は、これからまた情報掲載をしていくっていただくということでお願いしたいと思いますが。1年半も経過した古い情報が載っていてはキャンプ場の魅力は半減するでしょうし、来訪者も減少していくはずです。近年のキャンパーやオートキャンパーは最新状況に基づいて行動されていますので、頻繁な情報発信に努めてもらうか、キャンプ場からの直接情報発信はできないものか。私たち北校区が、今度から指定管理していくわけですから、そういう情報発信もしていけたらいいなと思っておりますけど、いかがなものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市のホームページにつきましては、以前からすると大分見やすくしてまいりました。しかし、今指摘のとおり、部分的には以前の内容の記事が、まだ掲載されておりました。そのことを中心にして、やはりホームページの管理のあり方を見直すべきじゃないかということで、今度から対策会議を開くようにいたしました。

それと、大川原キャンプ場の情報の問題ですが、それは基本的には市のホームページでありますので、企画のほうとうまく連絡をとれば、当然内容について加えることはできますし、サイバーウェーブのほうで、このホームページの更新をして

おりますので、いろいろとできるんじゃないかなと思います。

今後も引き続き、市のほうに情報を積極的に提案をしてもらえば対応していきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

わかりました。

私は管理のほうには入ってはいかないんですけど、北公民館の館長初め役員、それと今回、仕事をしてくれる人たちも、指定管理していただいたので、一生懸命、地元の観光地ですので管理していくつもりであります。こういう情報発信も、市役所と密に連携をとって魅力のあるキャンプ場につくっていきたいと思っておりますので、どうぞ市民の皆さんも協力していただいて活用していただければと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日22日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時42分

平成30年第1回曾於市議会定例会

平成30年2月22日

(第4日目)

平成30年第1回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成30年2月22日（木曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第4号)

第1 一般質問

通告第9 今鶴 治信 議員
通告第10 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 渕合昌昭	6番 上村龍生
7番 宮迫勝	8番 今鶴治信	9番 九日克典
10番 伊地知厚仁	11番 土屋健一	12番 山田義盛
13番 大川内富男	14番 渡辺利治	15番 海野隆平
16番 久長登良男	17番 谷口義則	18番 迫杉雄
19番 徳峰一成	20番 原田賢一郎	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜田政継 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 吉田宏明
専門員 津曲克彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長	五位塚剛	教育長	谷口孝志
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	中村涼一
総務課長	今村浩次	社会教育課長	河合邦彦
大隅支所長兼地域振興課長	東山登	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野実	商工観光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一

財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
稅務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	持留光一
介護福祉課長	小園正幸	農業委員会事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

8番、新生会の今鶴です。私は大きく3つの項目について市長に質問いたします。

まず第1に、定住・移住促進について。

①過去5年間の曾於市外への市民の転出と市内への転入の人数は。

②転出、転入の年代別、過去3年間。

続きまして、農業公社について。

①公社の事業内容と設置場所は。

②維持費はどれくらいか。

最後3番目に、林業振興について。

①過去5年間の山林伐採面積は。

②過去5年間の伐採後の植林面積は。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

今鶴議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、定住・移住促進についての①過去5年間の転出・転入についてお答えいたします。

住民基本台帳のデータから、転出は、平成24年度が1,347人、平成25年度が1,377人、平成26年度が1,314人、平成27年度が1,396人、平成28年度が1,282人で、転入は、平成24年度が1,297人、平成25年度が1,193人、平成26年度が1,272人、平成27年度が1,164人、平成28年度が969人となっております。

②過去3年間の転出、転入の年代別についてお答えいたします。住民基本台帳のデータから、平成26年度の転出は、20歳未満が291人、20代から30代が701人、40代

から50代が201人、60代から70代が63人、80歳以上が58人で、合計1,314人です。平成26年度の転入は、20歳未満が288人、20代から30代が609人、40代から50代が249人、60代から70代が89人、80歳以上が37人で、合計1,272人です。

平成27年度の転出は、20歳未満が312人、20代から30代が730人、40代から50代が207人、60代から70代が110人、80歳以上が37人で、合計1,396人です。平成27年度の転入は、20歳未満が244人、20代から30代が563人、40代から50代が238人、60代から70代が99人、80歳以上が20人で、合計1,164人です。

平成28年度の転出は、20歳未満が268人、20代から30代が662人、40代から50代が225人、60代から70代が80人、80歳以上が47人で、合計1,282人です。平成28年度の転入は、20歳未満が166人、20代から30代が495人、40代から50代が206人、60代から70代が91人、80歳以上が11人で、合計969人となっております。

2、農業公社についての①公社の事業内容と設置場所についてお答えいたします。

農業公社の事業内容は、耕種部門におきましては、農作業受委託作業と農作業サポート支援・自社直営事業を計画しております。畜産部門におきましては、公社設立後に国の補助事業を活用して、コントラクター事業の機械整備を図り、粗飼料の生産と販売、受委託作業に取り組む計画です。そのほか、新規就農者の支援事業も取り組んでいきます。設置場所については、JA農業管理センターを予定しております。

②維持費はどれぐらいかについてお答えいたします。

農業公社の経費は、農業機械の維持管理費、資材費、燃料費、人件費等で、発足当初の1年間で6,400万円程度と試算しております。事業収入から差し引きますと、約1,600万円程度の不足が生じる見込みであります。不足分経費の80%を市が負担する見込みです。

3、林業振興についての①過去5年間の山林の伐採面積についてお答えいたします。

平成25年度が177.8ha、平成26年度が316.1ha、平成27年度が322.5ha、平成28年度が403.9haで、平成29年度については1月15日現在で349.8haとなっております。

②過去5年間の伐採後の植林面積についてお答えいたします。

伐採後の植林面積は、県の再造林補助対象面積で、平成25年度が124.2ha、平成26年度が97.1ha、平成27年度が114.1ha、平成28年度が133.4haで、平成29年度見込みが164haとなっております。

以上でございます。

○8番（今鶴治信議員）

ただいま1回目の答弁をいただきました。私の一般質問の前に、同僚の伊地知議

員また渕合議員も同じような内容の質問があったとこは割愛させていただいて、新たな点について質問したいと思っております。

予想どおり、転出・転入割合は、学生の卒業生が市外に出た場合、なかなか地域に帰ってこないという現状もあると思うんですけど、転出のほうが超過しております。そして、過去3年間の年代別のデータを出していただきましたが、この中で特に転出も20代から30代が多いですから、転入もこの年代が多いというのを、今回出してもらって私も気づいたところでございますが、この点の要因はどういうことが考えられるか、市長はどう考えられていますか。

○市長（五位塚剛）

転出された方々、転入された方々に全て調査しているわけではありませんけど、基本的にはもう高校卒業後、また大学卒業後に新たな職場を求めて行く方々、場合によっては、大学を住所を残さないで行く方々、そういうことが、やはり転入より転出のほうが多いんじゃないかなというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、きのうの渕合議員の質問の中にもございましたが、地域振興住宅は、この間127棟でしたか、建設されて、これに効する効果が非常に高いと思われると思っていますが、きのうも全体で125戸に529名の入居者が、この間にふえたということでございます。市の総合振興計画を先日配付いただいて見たところ、平成30年度までは計画がされていますけど、今後31年、32年については、どういう振興住宅に対した考え方をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

もうこの間も何度もお話をしておりますように、地域振興住宅については、なるべく少なくしている方向で検討しているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

少なくということで、希望があれば、ゼロというわけではないのかをお伺いします。今後のことかもしれませんけど。

○市長（五位塚剛）

農村部の学校周りに帰ってきて、農業するとか、また仕事をするとかそういう確実な方が来る場合は、基本的にはそれに沿った形での対応は進めていきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

非常に予算が伴うということで、今後も130棟近くあるわけですので、今後は維持管理等とも、また出てくるという市長の考えも理解するところでございます。

その中で、今後は宅地造成事業に力を入れていくという説明でございましたが、

総務委員会で私も先日先立って柳迫、堂園地区と坂元を視察に行きました。

その中で、格安でということで、坪1万円から8,000円で売買されるということで、その中で企画が出していただいているという「曾於市で暮らす」パンフレットもいただいているんですが、やはりこの中で、これまで地域振興住宅が4LDKで2万1,000円という家賃で、すごく魅力のある事業だったと思っております。

この中に、移住の中で住宅に関する面は、祝い金制度、空き家バンク、地域振興住宅、そのほか格安分譲地の販売というのもありますけど、今後、農業振興地域の見直しを含めて、財部地区も考えていらっしゃるという市長答弁もきのうございましたが、この中で、やはりインパクトのある定住促進を目指すには、伊地知議員からもございましたけど、この住宅祝い金制度がもうちょっと拡充されて、宅地は安価で売るのはいいんだけど、それがただぐらいになるような施策というのは、今後考えておられるかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

宅地分譲でただになるようなことについては、まだなかなか議論はしておりませんけど、ただで土地を提供しますから曾於市に来てくださいという、非常にインパクトのあるものでありますけど、ただ、今まで曾於市内に来ていただいた方々とのやはり整合性とか、いろんなことを考えた場合に、ただが果たしていいのかというのも非常に考えるわけでございます。私たちもなるべく安価なものについては、努力はしていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

この間、会派制で以前の会派でもほかの市町村に研修に行った中、やはり定住促進が一番私たちの曾於市にも、どこの地域もですけど、人口をふやす施策ということを、宅地そのものをただにする必要はないんですけど、家族、世帯、3世代、2世代また家族構成、そういうもの含めて加算式にして、最高150万円、200万円とかいう最高に、その条件が整った場合ですけど、そうすると結果的に宅地が売買をしたときもただみたいなことになるということですね。

何かそういう組み合わせもやって、どうしても曾於市に来ていただきたいというのが、このパンフレットを見たところも、なかなかいろんな市町村も出していると思うんですけど、インパクトが欠ける点があると思うんですけど、そういうことも含めて、これまで地域振興住宅の1億五、六千万円ほどかかっていたのを考えると、一部をそういうふうにしていけないか、そういうのを以前から検討されるという説明がございましたので、そういうことを2期目に向けて訴えていかれるかと思ったんですけど、宅地分譲はわかるんですけど、そのほかの施策としては、今後考えてられるかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

いろんな人口増対策があるというふうに思っております。今内部でも、どのような形で曾於市を知ってもらって、曾於市に来てもらうかという、いろんな知恵を出し合っております。例えば、民間の方に住宅をつくってもらって、それに子供がいる世帯に補助を何年間限定でやるとか、いろんな方法があると思っております。

今後、さらに曾於市外の方々に対して、曾於市の魅力あるまちづくりをPRするために、さらに検討はさせていただきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

実際、そういうのを立ち上げて、現実に2期目でございますので、宅地分譲も非常にいいことだとは思っていますけど、やはりそこを早目に打ち出して、私たちもやっぱり曾於市の人団がふえるためには、予算が伴っても賛成していきたいと思っております。

そして、広報委員会の中でも「曾於市によるこそ」という記事を出しているんですけど、その中で住んでみたとき、地域振興住宅の方々が主なんんですけど、やはり曾於市に住んでみて、医療費の補助がある、そして保育園が安い、非常にすばらしいことですねとおっしゃるんですけど、それをわかっていて来たかというと、住んでみてわかったという意見なんですよ。

やはり、このパンフレットの中でも、非常にいろんな曾於市でも全国的にもすぐれた施策もあるんですが、もうちょっとチラシのほうも、初めてこの前いただいたんですけど、そういう医療費が無料とか、そういう太目にして赤字でずっと大きくして、インパクトのあるようなふうにしていかないと、全般的に弱い訴えで、曾於市でいうと全国的にすぐれている点は子育て支援だと思っております。

そういうのを前面に打ち出して、今ある施策の中でもちょっとでもアピールしていかなくちゃいけないと思うんですけど、そこら辺をパンフレットのつくり方等も、どう検討されるかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今言われますように、パンフレット作成にも一生懸命努力はいたしましたけど、今言われるような、やっぱりインパクトの強いものを作ったほうがいいんじゃないかなと思っております。もうせっかくですので、一生懸命つくった企画課長がいらっしゃいますので、答弁をさせたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

それでは、まずパンフレットの件でございますが、今配布しておりますパンフレットにつきましては、少ない予算の中で、まず1回目として2年前につくったものでございます。これも現状が非常に見やすいという意見もございました。また、い

いろいろ工夫してもらいたいという点も踏まえまして、今度の30年度の予算に、これがいわゆる簡易版でございます。簡易版とそれから若干詳しくしました十数ページのものと2つ予算をお願いしております。そういうのを作成し、足でいろんなところに配る、あるいはホームページ、あるいは動画サイト等に掲載したいと考えております。

○8番（今鶴治信議員）

パンフレットがちょうど、企画課長が答えられました。この表の表紙も見たところ水田等が多いようなふうに感じるんです。この左手の奥さん方が写していらっしゃるのは野菜畠だと思うんですけど。また、畜産とか農畜産業がうちの農業生産高でも高いわけで、そういうのをサツマイモとか、芋焼酎を写したりとか、何かそういう特色、曾於市の、このユズはいいと思うんですけど、曾於市特産のものをアピールして、なんかこういうところに行ってみたいなという感じを出すような工夫もお願いしたいと思いますけど、どうお考えですか。

○企画課長（橋口真人）

今いただいた御意見等を参考にしながら、いろんな課の事業も載せてまいりますので、各課と連携をとりながらつくっていきたいと考えております。

○8番（今鶴治信議員）

この中で、移住体験プログラムということで、以前やめる前にも聞いたことがあると思うんですけど、田舎体験で2泊3日、6泊7日コースがあると書いてありますけど、この参加状況、またこういう体験をして曾於市に移住しようとかいう問い合わせがあったかどうかを伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

この事業につきまして、28年度の決算で申し上げます。28年度につきましては、2泊3日コースを年3回開催し参加者が24名、6泊7日コースが年1回開催して3名、それから恋活事業を年2回開催しまして、合計で75名の参加がございました。この参加を通して、曾於市に移住相談をしていらっしゃる方が、今4名いらっしゃるところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

私も先日ある会で、たからべ森の学校で農業研修を踏んで、今どこに住んでらっしゃるんですかと言うたら、大崎町の農業法人のほうで今働いているという話でありましたけど、いろいろ経験を踏んで、今後また就農されるかどうか聞く時間がなかったんですけど、曾於市のそういうところで経験をされて、農業に取り組んでいらっしゃる方がいるんだ。それこそ大阪かどこから来られたということで、そ

いう方が曾於市のほうにぜひ来ていただければとは思うんですけど。

その中で後ほど公社のとこでもかぶるんですけど、新規就農支援事業は、曾於市独自で取り組んでおられます。本当の親から経営を受け継がない人が15万円とかいろいろ条件があるんですけど、もっとこれと、ちょっと名前が変わったんですけど、国の同じような新規就農支援事業もございます。

だから、曾於市でもこれを取り組んでいて、曾於市でも国のこの事業を取り組むんですよというのも、ぜひ県もあると思うんです、いろいろ。そういうもの訴えていかないと、ほかの市のやつをちょっときのう私も調べたところ、やはり特徴のあるのをやっているなと思ったのは、国のやつも書いてありました。

やはりそういう国のやつでは年間150万円、準備方まで入れると、四、五年いただけるということですね。今度制度が変わって、実績が伴わないと、最後は減らされたりもらえなくなるという場合、今度変わったということもありますけど。そういうのもぜひやって、曾於市に来たら農業をやって、そういうのもいただける、要するに対象にならない人は市でも2年間こういうのがあるんですよというふうに併記したほうが効果があると思うんですけど、その点についてはどうですか。

○市長（五位塚剛）

曾於市に体験移住をしてもらって、曾於市を知ってもらって、その中から曾於市内で農業をしてやってみようかという若者が、現実にふえてきております。私たちは、さらにこれは強化したいと思います。同時に、今言われるように、国の制度についても、ちゃんとお話をしております。そのことを含めて、今度は農業公社でそういう支援事業はできないかということを含めて、今後、さらに進めていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

あと公社のとこでも聞こうと思いますんで、そこのとこでもう一回聞きます。この中で農林業後継者結婚祝い金5万円、非常にいいことだと思うんですけど、もう今なかなか若者が晩婚化して、独身の方が女性、男性、農林業にかかるわらず多いと思うんです。

やはりその中で、ほかの市町村の中で、結婚、新婚支援制度ということで、曾於市内に新婚の方が来られた場合、それに助成をする。金額としては、そんなに大きい金額じゃない、でも二、三十万の金額です。そういうふうにして、都城は都城、霧島市が多いと思うんですけど、そこら辺で曾於市の出身者で、そこに住んでいたけど結婚を契機に曾於市のほうに住もうかなというとこの後押しになる可能性もありますので、結婚祝い金制度もそれはいいけど、移住政策としてそういうことも検討したらいいかと思うんですけど、そういう点に対してはどうでしょう。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、曾於市にどのような形で移住を進めるかということについて、一生懸命、今努力をしております。今言われるような、新婚さんに対して移住して来てもらったところにお祝い金ができないか、そういうことも含めて、総合的にちょっと検討をさらに進めさせていただきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、これからは宅地造成事業が一番手近なというか、今取り組んでいらっしゃる事業だと思うんですけど、均衡ある発展ということで、曾於市内なかなか自分たちで宅地がないということで、いろんな、私も田舎のほうに住んでいますから、曾於市の施策としてそういうのがあればいいとは思うんですけど、これからやっぱり戦略的に宅地造成も予算が伴うわけですので、一番そういう希望があるところはいいと思うんですけど、都城市、霧島市から曾於市にあそだつたら格安で住んでみたいなという、そういうメリットというか、曾於市で一番これから住みやすくなるような地域に、宅地分譲政策もやっていくのも大事だと思うんですけど、その点についてはどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

今、計画をしているのが、柳迫と大隅北小学校のところです。4月から販売をしたいと思います。30年度に大隅の南校区にいたしました。これは南校区は、特に若い人たちが一生懸命、今農業をして頑張っておられますけど、残念ながら住宅を建てるところがなくて非常に困っておりました。そういう意味で幸いにして、地元から土地の提供をしていただけることになりましたので、ここには特に南校区には若い人たちが農業を中心とした住宅建設ができるんじゃないかなと思っております。

今後、財部についても、非常に都城との境で立地条件がいいところがありますので、農振の見直しをして、やはりもうちょっと安い宅地分譲というのを進めていきたいと思います。また、今後は、総合的にいろんなことを考えて、さらに強化をしていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

そうやって私も南之郷地区ですので、ほとんど畠かんと第1種農地で宅地の許可が出にくいとこです。南地区は本当そういうて希望があるところに市が率先してやっていただくというのは、本当にありがたいことだと思っております。

しかしながら、柳迫、堂園も坂元も7区画です。今後一番心配しているのが、そうやって宅地分譲していく中で、すぐ売れればいいけど、すぐに売れ残った場合なんか、これまでではやはり宅地造成地区が売れた後に、また造成をするという感じが

あったと思うんです。

ただやはり、そういう地域ももちろんつくっていかなくちゃいけないけど、まず需要のあるところで、すぐ売れそうなところを開発していかなくちゃいけないところで、財部のほう考えてらっしゃるということをございましたけど、やっぱり大隅町、末吉町、そういう有利な地域と、またそうやってどうしても難しいところをということで必要だと思います。その点の考え方と、またその南地区は、今後のことでしょうけど、何棟ぐらいの住宅が何区画ぐらいの住宅が建つ予定の分譲を考えいらっしゃるか。

○市長（五位塚剛）

大隅南校区は、特に大型農家がたくさんいらっしゃいますので、ちょっと面積を広くして、12区画を今検討しているところでございます。また、ほかのところはできないかということでございますので、都城志布志道路の高規格道路が完成すると、やはり櫛校区も非常にいいところになると思います。あの近辺に、そのような条件のいい場所があれば、これも検討はしていきたいと思いますので。特に今鶴議員は地元の議員さんですので、また協力してもらえば、そのあたりは検討はしていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

今後の検討ということで、やはり伊地知議員からもございましたけど、自分の持ち家だったらまた夢もありますし、またそこに住み続けられていきます。そしてまた、固定資産税等もまた返ってくるということで、宅地分譲政策というのは、本当に今後進めていくことには賛成であります。

続きまして、移住のほうはここまでにしまして、2番目の農業公社についてお伺いいたします。

先日の伊地知議員の質問の中で、ある程度は事業内容はわかつてきましたが、最初畜産農家が高齢化で、そういう飼料提供をするために公社をつくりたいという市長の考えじゃなかったかと思うんですけど、この前も説明がありましたけど、最初は作業を受委託から取り組むということでございますが、将来的にそういう補助事業等があったら、コントラクター事業及びどういう粗飼料生産等を考えいらっしゃるのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回の農業公社については、JAさん、ナンチクさんを交えて、どのような農業公社をつくったらいいかというのを検討してきました。まず、一番今すぐにスタートできるのは、JAさんが持っていられます、この農家の受委託作業をやはり優先をさせる、これを自立させるというのが大事だらうということになりました。

同時に、その中で若い人たちが農業を始めたいけど、そういう支援事業を農業公社で進めながら、曾於市内の頑張っている農家に研修事業として支援をしていくて、自力でできるようになったら、また頑張ってもらおうという、いろんな意味での考え方です。

それと、コントラクター事業についても、農業公社が設立しないと補助事業の対象になりませんので、まず公社を立ち上げてから機械の導入を補助事業を受けてやっていくて、最終的には高齢の方々の飼料づくりを軽減する。要するにもう一定の高齢の人たちが、新しくトラクターとかほかの農機具買うというのをもうやめてもらって、飼料の蓄えで生産ができるということを今考えるところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

この中で、農業公社の設立に向けて、作業部会として、耕種部会、畜産部会等を協議して、設立準備委員会というのを立ち上げられたというのを、この前説明を伊地知議員のとき聞きましたけど、これまで4回そういう会をされたということでございますが、どういうメンバーが、この作業部会、設立準備委員会に入っしゃるのかお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうからお答えをいたします。

まず、設立の準備委員会でございます。一番トップのほうの会ということになりますが、これにつきましては、市のほうが市長、副市長、それから、そお鹿児島農協のほうが、代表理事組合長、それから経済担当常務、それから県の畠地かんがいセンターの所長さん、それから農業委員会長さん、共済組合の組合長理事、それから南九州畜産興業株式会社専務、それから曾於市の園芸振興会長さん、茶業振興会長さん、肉用牛の生産部会長さん、肥育部会長さんという形で入っていただいております。

あと、幹事会につきましては、それぞれ市の担当課長、それから農協のほうにつきましては、担当参事及び部長、それから県の畠かんセンターの農業普及課長、それから農業委員会の事務局長、そして共済組合の参事、そしてナンチクさんの次長さんという形でございます。

あと、作業部会につきましては、それぞれのいわゆる議連の中での担当者レベルという形になっております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

この中で、曾於市の出資額が7割、そして6,400万円利益もあるということで、

1,600万円程度、最初のうちは維持費はかかるということですが、これを80%市が持つということでございましたが。農協に対する非常にメリットも大きいと思うんですけど、この辺の負担割合が決定したのか、こういう割合になった経過はどういう経過になったかお伺いをします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

これにつきましては、準備委員会でも2回ほど協議がなされました。また、幹事会でも議論になったところでございますけれども、市のほうの思いとしては、やはり農協さんの方にも、もうちょっと担っていただきたいということも申し上げたところでございますが、そお鹿児島農協さんの方も、志布志市の農業公社、そして鹿屋市の農業公社にも出資あるいは運営補助をされております。そこと同等にしていただきたいということがございました。

志布志市の農業公社を見ましても、やはり出資割合は市のほうが7割ということで、志布志市さんにおかれましては、後継者研修というのが非常に盛んでございますけれども、その運営負担も29年度約3,000万円ほど、市のほうが負担されているようでございまして、やはり市のほうが8割ということでございましたので、農協さんとしては、そこの線を崩すということになると、ほかの市とのほかの公社との影響もあるということもございましたので、そういう形に落ちついたところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

志布志市、旧輝北町との兼ね合いでそういうふうになったということで理解をするところでございますが、その中でナンチクも入っていらっしゃる。普通の企業であるわけで、農協、市はそれなりの目的があるんですけど、ナンチク等は出資をしていただくということに関しては、ナンチク等にどういうメリットか何かがないと、なかなか理解をいただくのは難しいと思うんですけど、そこら辺のナンチクの負担割合、また協力体制は大丈夫なのかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

ナンチクさんにつきましては、私も市を代表いたしまして、取締役の一人でございます。ナンチクさんも将来的に1万6,000頭の牛の処分を将来的に保障できるかというと、非常に心配をされております。そのためには、畜産をしてもらう農家の育成というのは、やっぱりもう基本であるというふうに言われております。

その中で私もお願いして、将来のナンチクを守っていくためにも、またそこで働いている人たちの雇用を守るためにも、ナンチクさんにこの農業公社に参加してもらって、できることを支援していただきたいというお願いをいたしました。このこ

とも、今ナンチクさんのほうでも議論していただいているところでございまして、ナンチクさんにとっても、これは非常にメリットがあるというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、市のほうでも、まだ予算等が出ていないわけでございますが、市の予算等もございます。そしてまた、農協も理事会、総代会、ナンチクでもやはり取締役会議、株主総会の議決がないと進んでいかない事業だと思っていますが、市長の施政方針には書いてありましたけど、時期的にこれをクリアしていかなくちゃいけないんでしょうけど、いつぐらいをめどに公社を立ち上げられる予定かを伺います。

○市長（五位塚剛）

農協さんのほうも、当然農協の理事会での承認、また総会での承認が必要になってくると思います。また、ナンチクさんのほうも、取締役会での承認等が出てくると思いますので、できたら7月以降になるのかなという思いでございます。

○8番（今鶴治信議員）

当初は受委託ということで、それでも1年間に6,400万円程度いろいろ経費がかかるということで、利益もあるということでございますが、これを畜産部門のコントラクター事業までに広げた場合、もっと維持管理費としても多いと思うんです。

そしてまた、粗飼料も直接公社でつくっていくのか、その相当な農地も要ると思うんですけど、その辺の手だてとか計画はどういうふうになつてしまつるか。規模的なもんも、今は具体的にできないけど、おおよその計画でいいですけど、どういう考え方を伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

この当初の予算の見積もりにつきましては、現在の農業管理センターが行われている事業を継承していくという形で、初年度の計画を立てさせていただきました。もちろん、初年度コントラクター事業の部分については入っておりませんので、例えば31年度からコントラクター事業に取り組むという形になりますと、やはり機械の導入がございます。問題は、その事業主体はできますけれども、導入の経費をどこが持つかということになってくるかと思います。県内の公社におきましては、機械導入については市のほうが負担するとか、構成団体と折半するとか、そういうところもございます。そこはまた協議になろうかと思いますけれども、公社自体が導入するということになると、やはりそれだけの経費もかかってまいりますので、やはりはね返ってくるのは、市あるいは構成団体の負担額にはね返ってくるだろうというふうに考えております。

コントラクターの事業については、まだ詳細的に、どれぐらいの面積をというこ

とは考えておりませんが、現在、農協の管理センターのほうでも、農地のいわゆる賃貸借によって直営の事業もされておりますので、そういった部分の拡充とともに含めて、事業の展開をしていかなければならないだろうと思っております。

また、畜産農家の中でも、やはり全て使い切らないロール等も多々見受けられるようあります。そういったものも、いわゆる販売事業も手がけていけないかなということも、今考えているところでございまして、そういった部分での収入を得ていくということになります。

やはり、畜産分を入れたからといって、そこが黒字に転換していくかといいますと、なかなか早い段階では転換していかないだろうというふうには、予測はしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

確認でございますが、粗飼料生産、それと飼料収穫の受委託的なものが主だと思しますけど、直接的に肉用牛生産・肥育等の経営や考え、今のところは考えてないか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

当初は、繁殖センターという計画もございました。しかしながら、その構成団体、農協さん、ナンチクさんを含めて協議をする中で、やはり繁殖センター事業を行うとなると、初期投資がかなり要るだろうということもございました。そういったことで、協議の途中からでございますが、繁殖センター事業については、一旦この公社の運営の中で行うということについては、協議しないということになっておりまして、現在のところはコントラクター事業主体にやりたいということで、協議を進めているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

飼料、農作業等もそうですが、昨年の10月が本当稻刈りの時期に曇雨天で作業が相当おくれたということで、農協のコンバインの受委託も相当おくれて、農家の方も大変だったんですけど、そういう中で、市が受委託を力を入れるというのはあるんだけど、余り天候で、特に牧草の収穫等は天気を見ながらやるということで、雨の前になつたら一遍にお願いがあって、それで天気のときに計画的にできればいいんですけど、そういうふうに運営面に対しても、相当スムーズにはなかなかいかないんじゃないかなと思うんですけど。

そういう人的オペレーターの確保、また機械等も、ある程度1台等じや間に合わないと思うんですけど、最初のうちはたくさんはできないのかもしれませんけど、せっかく初期投資の機械を減らしていくという考えだった場合は、そういう受委託

的なもんもいいんですけど、たくさんそろえて、どこかの機械のリース会社が農業機械のリースも始めたというのもありましたけど、そういうことも今後、まだ時間があれなら考えていった場合は、人は機械を借りてやればいいわけですので、そういうのを考えられないか伺います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

今、議員のほうからありましたとおり、特に牧草収穫等につきましては、天候に左右されるところが多くて、一時期に集中するというところが考えられますけれども、作業機等につきましては、今のところ新規の導入も考えておりますけれども、既存の農家で作業機を保有されている方、また労力の余力のある方、こういう方々を外部オペレーターということでお願いしたいということで計画しているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

それを聞いて実現性がある計画だというのを理解しました。そういうふうにしないと、本当1人、2人のオペレーターが物すごい広い飼料畠を収穫するちゃあ、一時期は難しいと思うんで、今後のことですので、そういうふうに取り組んでいただきたいと思います。

先ほど途中でやめましたけど、志布志市、輝北町のように、農業公社として新規就農を目指す人たちの研修の場という考え方もあるという、市長の先ほどの答弁でございましたけど、志布志はもうピーマンに特化していまして、今はピーマンが単価がいいということで成功事例だと思っております。全国的にも話題にもなっております。

しかしながら、輝北がスプレー菊が一時はよかつたんですけど、今花が非常に輸入もんやらいろんなことで低迷するということで、曾於市の考えでは、どういうふうな、この前何かハウスのほうがどうのこうという、ちょっと市長の考えを述べられましたけど、そういう研修制度をされたとしたら、どういうことを考えていらっしゃるかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

まだ作物について確定をしているわけではありませんけど、市の持っているハウスといったら、南之郷のほうにカンショの育苗センターがありますので、そういうものを利用できないかということも検討しております。

また、今後は新規で農業する方は、やはり天候に左右されないハウス栽培で農業を希望する人もいらっしゃいます。財部ではやっぱりネギの栽培も盛んでありますし、またいろんな作物もあります。ゴボウについても非常に今伸びておりますので、

そういう露地栽培でゴボウの問題、またいろんな形での、今後は作物選定を含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

その中で提案でございますが、私も指導農業士をもう十何年やっています。ここにいらっしゃる原田議長もそうですけど、やはりその指導農業士にこだわらずに、茶業から畜産、施設園芸、いろんな方が先進的に頑張っている、また法人化されているのもたくさんいらっしゃいます。そういうのをマイスター制度じゃないんですけど、師匠にして、国の支援事業、市の2年間の支援事業を生かして、そうすると、そのところでも少しは手当を払っていただければいいんですけど、手当は払わなくとも15万円のその助成をいただいている間に、いろんなところに3ヵ月でも半年でもいいんですけど、取り組んでいって、自分に合う経営はこれじゃないかというのを自分でわかっていていただければ、一番リスクもなく続けていかれると思うんですけど。

そういうふうにして、先進的な農家、法人等を選別して、そこに協力をお願いして、そうすると労力も欲しいわけで、なかなか最初はなれなくても種まきから収穫ぐらいまで体験されると、こういうのがいいのかな。畜産部門に行かれた場合も、そういうふうにいろいろ生産から肥育ございますので、そういうところで経験踏んで、またそうすることによって、私も農大生をずっと受け入れていますけど、今でもいろんなことで、たまには訪ねてくる人もいます。

そうやって師匠と弟子の関係をつくると、何か異常気象やらいろんなことで難しいこともあるんですけど、やはり何十年も続けていられる農家の方は、そういうノウハウも持って生き残ってられるので、普通はなかなか同業者には教えてくれないんですけど、弟子だったら教えてくれますので、そういう制度も取り組んでいかれれば、さっきの市長の考えに合うんじゃないかと思うです。今後のことですけど検討していただきたいと思いますけど、どうお考えかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

農業公社のだから大きな目的の中に、新規で農業をされる方、また親の経営を引き継ぎながらやっていく方々を、やっぱり受け入れる体制がないといけないと思っております。市内の農家の頑張っている農家のなかから、自分の農業を幾らでも参考として提供するから、そういう若い人たちが研修を望むんであれば協力したいという方が何人もいらっしゃいますので、これはもう当然ながら、そういう方々に、やっぱり成功しているところに研修生として派遣をしながら、自力でできるように支援をしていきたいという、これも大きな農業公社の目的でありますので、さらに進めていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

それとあそこのすみよしの里のあれば、カンショの育苗ハウスであって老朽化しておりますので、今後のことですけど、市が土地を確保して、台風なんかでもなかなか破れない最新のハウスを立てて、そこでいろんな研修をやるというぐらいな本格的にやらないと、今ある施設でやるといつても、なかなか限度がありますので、やはり将来的はそのぐらい思い切ってやって、志布志市のように、今度は独立する場合は補助事業を含めてハウスも建てて、その土地も見つけてやるというふうに体制ができておりますので、曾於市がすぐにそういうことはできないと思うんですけど、今後取り組んでいく中で、やっぱりそういうハウスとかそういう研修の場も農家もあるし、市のほうでも、そういう確保をするぐらいの意気込みでやらないと、この事業はなかなか成功しないと思うんですけど、その点についてはどうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

東部畑かん、また北部畑かんを考えた場合に、露地栽培で水を使うとなつた場合に、非常に限られています。ですから、今後畑かん事業で水の利用量をふやさないと、これはまた農家の負担もふえできますし、やはりこの天候に左右されない農業という意味では、やはりハウス栽培というのは、非常に大事になってくると思っております。そういう意味でも、水を使った農業という意味で、私たちもどういう形ができるかということをいろいろ勉強もさせていただき、また議員の方々、またそういう専門的な方々の知恵をいただきながら、進めていきたいというふうに思っています。

○8番（今鶴治信議員）

公社につきましては、これで終わります。

○議長（原田賢一郎）

今鶴議員、休憩します。

今鶴議員の質問を一時中止して10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○8番（今鶴治信議員）

続きまして、林業振興について質問いたします。

伊地知議員も先日質問されましたので、かぶるところは割愛させていただきたいと思います。その中で、平成25年から28年まで、伐採面積は相当ふえております。その中で、森林組合等の努力もございまして、植林も結構されているんですけど、なかなか伐採面積に追いついていかないという状況でございます。

この中で、苗の杉苗が特に植林は多いと思うんですけど、苗の供給体制は十二分であるかどうか把握されているか伺います。

○市長（五位塚剛）

苗については、基本的には森林組合のほうで委託して確保しておりますけど、去年、おととしあたりが、苗が足らなかつたということは聞いておりますけど、今後の見通しを含めて担当課長から答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

うちの担当のほうにその部分を聞きましたけれども、供給体制が確かに一昨年ほど不足した部分もあったようでございます。今、県のほうとしましても、その供給に応えられるようにということで、苗の育成ということに取り組んでいるようでございます。

今年度、供給不足というところは聞いていないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

県のほうも、新規に森林資源循環利用促進に関する鹿児島県民条例というのが、議員提案でこの前可決したということで新聞等に載っておりました。その中で、県内は再造林率は43%、お隣の宮崎県は、森林面積も大きいですけど六、七十%いっているということで載っていましたが、以前、曾於市は県内でも58%か60%で再造林率は一番だということ聞いておりましたが、先ほどいただいたデータでいうと、25年ぐらいはそうであったのかなという感じでございますが、28年のこれを数字を出せばいいんですけど、28年度ではどのくらいの率になっているかが、これを計算すればわかるんでしょうけど、電卓がないもんですから伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

資料でお示ししました分につきましては、28年度で計算しますと33%になります。私どもが出している再造林率というのは、これは資料で出してあるのは、県の再造林の補助対象部分という形になります。

伐採届が出されたときに、ちょうどその伐採届の欄に再造林の計画を記入していくところがございます。そこで集計しますと50%は超えているわけですけれども、現状として先般申し上げたとおり、やはり人手不足という部分もあったりいた

しまして、そこまで再造林が進捗していないという状況があるのかなというふうに判断しているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

その中で国のほうも環境税を導入するということで、国会が通っていかないと将来的なことでございますが、その中で森林經營管理法案というのが、国会のほうでできたということで、今後は市町村のほうにおいても管理できない山林については、市町村が中心になって、そういう計画をやっていかなくちゃいけないという将来的なことも、これから簡単にはいかないでしょうけど、そういう計画も今後あるということです。

本当25年度、この数字をいただいた中でいくと、造林もこれからプラスされていくわけですから、相当ことしなんか見込みが164haということで頑張っていらっしゃると思うんですけど、その中でいかんせん伐採面積が年々ふえていて、市内業者、市外からも、相当私も回っている中で市外の業者もたくさんいらっしゃるということで、以前は人がチェーンソーでやって、結構時間がかかるあれだけ、高性能作業機械を入れて、ほとんどの業者がそういうのをやられているということで、そういう機械を入れた場合は、面積をこなしていかないとコストが出ないということです。どんどんこの数字は、今後もふえる可能性はあると思うんですけど、市内、市外業者の伐採のそういう率はどんなもんかは把握されとったらお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この3年間を見ますと、27年度が74業者が伐採届を出されておりまして、そのうち市内が26、市外が48というふうになっております。28年度が98の事業者が伐採届を出されております。そのうち市内が42、市外が56、今年度まだ年度途中ではございますが、73の業者が伐採届出されておりまして、市内が30、市外が43という結果になっております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

市内、市外を問わず、事業でございますので、これは伐期が来ていますので、切るのは、それはもう事業として当たり前のことだとは思うんですけど。やはりその中で、農業用施設または市道等の側溝、道路等の、先日もそういう説明がございましたが、かなりそういうのに不満が市民から来ているということで、伐採届を出して現場には行かれるのかしれませんけど、そういう後の指導体制等はどうなっているかお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおりでございまして、最近の伐採におきましては、高性能機械が入った関係で運搬車両もかなり大型化してきておりまして、特に林道等につきましては、その過重に耐えられないというところも出てまいりました。

今年度も私どもに寄せられた苦情が5件ほどございまして、現場を見に行きましたら、側溝が割れておったり、あるいは林道がやはり路面が非常に荒れた状態になっているということがございます。当該の業者には御連絡を差し上げて、従前復旧をしていただきたいということで要請をしているところでございます。

それを受けまして、やはり伐採届を出されたときに、現地を見まして適合通知を出すわけですが、その際にやはり林道、市道、農道を搬出される場合については、使用許可願を出していただくということでお願いをしております。そして、やはり従前の現状に復して、戻していただくということで指導はしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

本当事業として、山林を切られるは当たり前のことですけど、そういう公共施設を壊した場合は徹底した指導で復元するように指導していただきたいと思います。

そして、今後ついに400haを超える伐採がある中で、森林組合等の仕事を以前聞いたことは、民間業者が切った後の山林は、森林組合も受けたくないということで、枝葉等が、ただ利益を追求するで早く切って次の山に行くのを最優先にして、後の植林をするための伐採をしていないんです。この中で、そういう民間業者も含めて話し合いの場があったということでございましたけど、そういうメンバーはどういう方々になるのかお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この再造林推進協議会については、やはり国、県においても非常に深刻に捉えておりまして、やはり民間事業者が非常に最近多くなってきまして、そういう再造林ができない状況がふえているというようなこともあります。

そこで、市のほうとしましても、市内のいわゆる大きな民間の事業所、それから伐採届を出されている近隣の市外の業者、都城市、志布志市ですけれども、その事業者を一応8事業者参加していただきまして、その再造林に向けた協議、そういう再造林をするためのやはり環境整備、いわゆる地ごしらえですけれども、そういうものの協力体制、そういうことをお互いに連携を取り合ってできないかということで、今協議をしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

県内でも曾於市は再造林に向けた事業を以前から取り組んでいるということで、すごく評価があるということも聞いております。

その中で、やはり業者の方にどこが一番問題かというと、現在3年間の下払いの補助がございますが、今は杉の苗も早く大きく成長する杉の苗が普及していることで、せめて5年間下払いをすれば、ほっといても山林になるというのを聞いているんですけど、すごく予算を伴うことでございますが、3年間を5年間に延ばせば、また植林もふえていくんじゃないかということで、人手不足の折にもっと大変なことにはなるんですけど、その辺を率先して予算が伴うことではございますが、曾於市ではモデル的に、いち早く取り組む考えはできないかお伺いいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに今その下刈り補助というのが3年間ということになっておりますが、確かに5年間延長できれば、非常にありがたいなと思っておりますが。あと問題になるのが、人の手配ができるかというところが大変問題になるかと思います。その部分と、あとはやはり苗の問題ですけれども、今ポット苗というのが普及してきているようでございますので、若干価格が高いようでございます。その辺の問題がクリアできれば非常にありがたいなと思っているところですが、下刈りの補助につきましては、またこちらのほうでも打ち合わせをしながら、5年間できるかどうか検討してみたいというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

それこそ、予算がふんだんにあれば、いろいろ事業も打っていけるんでしょうけど、環境税もまだ先のことということで、国のはうもようやく、県、国も乗り出してきたということではございますが、現場はどんどん伐採が進んでいるということで、400haも10年たつたら4,000ha、その中で植林をしていくけど、伐採してすぐだったら植林もまだ早いんですけど、もう植林をする態勢にするのも民間業者が、みんなではないんでしょうけど、ただ切り散らかした場合は、なかなか植林をする段階にもいかないということで、伐採した後の年が植林は一番チャンスだと思うので、そこら辺を指導を徹底していく。

また、山林も不在地主というか、もうなかなか価格が安いということで、名義変更等も進んでない山林が非常に多いと思いますけど、今後、森林組合のほうでも本當苦慮されているんですけど、立ち木は切ってしまえばすぐお金にかえられるからいいんですけど、切った後の山林が10a当たり5,000円でも買い手がつかないとかいう話もありますけど、そこら辺の指導を地元の人はいいけど、市外にいらっしゃる方に対しての、そういう固定資産税を払っている方をたどつていけば通知もでき

ると思うんですけど、農業委員会の荒廃農地の指導的なことみたいに、山林のほうもそういうのは取り組んでいけないかどうかお伺いいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今回、国が森林管理制度の部分で、今政府のほうが出されておりますけれども、やはり不在といいますか、所有者がわからない部分については、今後、市町村が管理をしていきなさいというようなのが出されているようでございますけれども、森林所有者が相続未登記地であった場合に、非常にもう何代も前の方の名前で森林が残っていると。まだ固定資産税の課税台帳上で、課税がされておられればわかるんですけれども、その課税がされていないという状況の山林もあるようでございます。というのは、やはり山林のその固定資産税上の評価が低いという部分もあって、免税転嫁の方がいらっしゃると思います。そういった場合に、自分が、いわゆる自分の祖先が山林を所有しているのを知らない方もいらっしゃるんじゃないかなというのが一番問題であろうと思います。

市のほうでは、森林管理台帳で整備しておりますけれども、なかなかもう相続者がどこにいらっしゃるかわからないという山林もかなりふえているようでございます。やはりこういった部分は、市単独では非常に厳しい問題もあろうかと思います。所有者がわかっている分については、今議員からおっしゃられた部分については対応できるかと思いますので、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

これまで戦後、祖先が一生懸命山林を育ててこられて、3世代ぐらいかかるという話ですけど、それが資源として、今やっと全伐の時期が来て、お金にかかるということは、本当にいいことだと思うんですけど、その後の諦めムードで植林をなかなかしていかない。その中で、理解を得るためにには、ほとんど地主さんが何もせずに、もう5年間下刈りをしたら山林に返るんですよという感じで、そういうふうに進めて、3年でも大分効果があったんですけど、それが伐採のほうが多くて追いついていかないということで。また、事業者も利益を出さないと高性能機械に相当投資しておりますので、植林するのはもう森林組合にお願いしますという、森林組合も本当真面目に3年間ぐらいはもうずっと詰まっていて、伐採ができないという話も聞いております。

そこで、伊地知議員からもありましたけど、受委託作業のところと一緒にやるというのも大変なことなんんですけど、やっぱり林業も公社的なものを立ち上げて、担い手を育てて、下刈り、植林、間伐、そうやって食べていいけるように森林組合等を中心にして、そういう組織をつくっていかないと、もう国も多分、三、四年後はそ

ういう指導は来ると思うんですけど。私が思うには、これまで鹿児島県で再造林率が、もう25年度ベースで60%で、非常に誇れる曾於市だったんですけど、これが今は大体33%ということで、もうちょっとこれを50%ぐらいに伸ばして、そういう取り組みはできないかお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおりだと私も思っております。森林組合のほうとしましても、やはり、上限があるということでございます。今後、国が、森林環境譲与税が31年度から各市町村に配分になるということになっております。今、曾於市のほうにも31年からの譲与額というのが、案が示されているところでございまして、それにつきましては、やはり森林に携わる方々の手数料であったり、そういうものの使途についていくかと思います。

やはり人を集め、人が人海で下刈りであったり、そういう作業をしていかなければならぬということになりますので、これを公社で取り組めるかどうか、またこれから議論だというふうに思っておりますけれども。やはり、そういうところで取り組んでいかなければ、再造林の面積はふえていかないというふうに思っておりますので、また関係機関と森林組合を含めて協議をしていきたいというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

課長等の答弁が多いんですけど、市長にも提案でございますが、やはり予算が伴うということで、国のそういうのが充実する前に、曾於市が独自に早く取り組むべきだということで、地方創生の応援税制ということで、企業版ふるさと納税が今このほうでも認められております。

その中で、25年度ベースで訴えていたほうがいいと思うんですけど、曾於市は60%再造林をして、森林また水源地を守っている施策をいち早く取り組んでいるというように訴えて、大手の企業等に、この森林を守る、国土を守るということで、ぜひ賛同していただきたいということで訴えて、基金を起こして、そういうものを原資にしながら、そういう公社でも何でもいいんですけど、森林組合等に人手を確保するための施策とかそういうのに訴えていけば、またいち早く曾於市の取り組みがモデル的になって、このほうのそういう補助事業も、最初にモデルで来ていただけるんじゃないかなと思うんですけど。

やはり提案型になっておりますので、いち早く曾於市が、そういうメリットを打ち出してやっていくべきだと思うんですけど、今ふるさと納税も曾於市も頑張っていますけど、こういう返礼品等だけじゃなくて、企業の場合はもう返礼品は、そ

いうことは違法らしいですので、純粹に曾於市のこの鹿児島県の森林、また水を守るために協力していただく、企業を募ってそういうのを起こしていけば、基金として使っていけるんじやないかと思うんですけど、市長、こういうことに取り組むお考えないか伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於の森林組合は、鹿児島県の中でもトップクラスの事業を展開しております。いろんな意味で頑張っているところでございます。

また、今言われるよう、非常に問題点もたくさんあります。ふるさと納税にしても、一生懸命、また取り組んでまいりますけど、そのことも含めて参考にさせていただきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

これは、私の考えなんですけど、特に林業に突出して、そのための目的的な企業のふるさと納税を募るということで、いち早くこれも取り組まないと、ああいうミネラルウォーター、飲料水、企業を言うともだけど林業関係の大企業もございます。そういうところも、それにはやはり再造林が先にふえないと、ほかの地方自治体に戦略的に負けますので、早く曾於市が、そういうのを最初予算が伴いますけど、そういう実績を出して名乗りを上げていくと、いち早くそういう制度が整って、また国も後押しをしてくれるんじやないかと思いますので、いち早くそういうことを取り組んでいただきたいと思います。

それと、農業公社にもつながることでございますが、やはりこれからは外国人労働者も、そういう担い手の山林も農業現場もたくさんフィリピン、ベトナム、中国からもこの地域にも入ってきてていますので、そういうことも公社等でも取り組んで、民間でそういうことをやっていらっしゃるということだけど、ナンチク等もベトナム人が来ている、太陽漬物も人手不足で、そういう人が入っているということで、研修制度ということで、林業のほうもそういうふうな視点も、市が直接やるのも難しいので、森林組合等に助成を出しながら、そういうのを取り組んでいただければ人手不足も少しはいいんじゃないかと思いますので。

ああいう高性能機械でオペレーターが木を切ったり、ああいうことはだんだん進んでいますけど、最終的には植林とか下払いは人間がしなくちゃいけませんので、そういうことも含めて、今後取り組んでいただければと思いますので、市長はどうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

本当に伐採した後の再造林対策が望まれるところであります。今、この再造林の下刈りについても、ロボットが、今もう誕生しているところが出てきております。

いろんなことが今から出てくるでしょうけど、いろんな知恵を出しながら、また森林組合とも相談しながら、曾於市の山を守るために、引き続き努力していきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

ぜひ、先進地的にモデル的に、いち早く取り組んでいただきたいということを願いまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時41分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。

平成30年度予算案が提案されましたが、施政方針を見て、近々の課題である建てかえが必要な公共施設、大隅支所や各町にある老朽化した公民館や、平成30年度から建てかえ計画がされていた岩川小学校改築事業が明記されていない。住民サービスとして特色ある提案がありますが、将来を見据えて計画的に取り組まなければならぬ公共施設の更新を後回しにすることには、それなりの根拠が必要ではないかと思います。防災拠点の役割を持つ公共施設の改築は、後回しにはできない重要な課題であります。これを踏まえ、次の3点について伺います。

まず1番目に、思いやりふるさと寄附金推進事業についてであります。

今年度も寄附額を10億円見込んでいるようですが、総額だけが大きく取り上げられ、大きな経済効果をもたらす面は評価できますが、これにかかる経費が明確に説明されていない面があるようです。

そこで、まず寄附金にかかる経費は、返礼品、PR等、それぞれ幾らになるか伺います。

②として、実質曾於市として活用できる金額は幾らになるか伺います。

3番目に、曾於市民が他市町村に寄附金をして、住民税から控除された金額は過去3年、それぞれ幾らになるか伺います。

④使用目的を特定された寄附金の内訳を伺います。

次に、岩川小学校改築の計画についてであります。

岩川高校跡に改築すると、たびたび説明がありますが、①30年度予算に計上されていないが、今後の計画はどのようになっているかを伺います。

②岩川高校跡地の県からの譲渡予定、譲渡条件について示してください。

最後に、桜ヶ丘市営住宅建てかえについてであります。

平成25年に地元に説明があつてから、たびたび計画が見直されています。まず、30年度予算を見ると、移転建てかえ計画の見直しと考えてよいのか伺います。

2番目に、今後の計画内容を伺います。

誠意ある答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と3については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については、教育長に後から答弁をさせます。

1、思いやりふるさと寄附金推進事業についての①寄附金にかかる経費は幾らになるかについてお答えいたします。

平成29年度の寄附金額及び経費につきましては、決算見込み額で説明をいたします。平成29年度の寄附見込み額は10億5,000万円としており、これに対する経費の主なものは、返礼品委託料5億8,558万円、インターネット等広告料7,668万円、さまざまな広告媒体で、本市の思いやりふるさと寄附金をPRするメディアミックス委託料5,000万円等です。これにパンフレット等の印刷費や臨時職員賃金、他の経費4,406万円を合計して、7億5,632万円が決算見込み額となります。

②の実質曾於市として活用できる金額についてお答えいたします。

先ほどの寄附見込み額10億5,000万円から経費7億5,632万円を差し引いた、約2億9,000万円が活用できる金額となります。

③他市町村への過去3年間の寄附額についてお答えいたします。

平成26年1月から12月までに寄附された方が29名で671万5,000円、平成27年1月から12月までに寄附された方が97名で698万6,000円、平成28年1月から12月までに寄附された方が173名で1,084万4,000円となっております。

④使用目的を特定された寄附金の内訳についてお答えいたします。

本市への寄附金の使い道については、寄附申し込みの際に、次の6項目から選択していただいているので、平成29年分について、区分ごとに件数と金額を報告いたします。

活力あふれるふるさとづくりに1万5,635件で3億7,685万1,000円、少子高齢化及び定住対策に8,275件で1億7,669万3,000円、福祉及び医療関係に5,844件で1億

3,257万1,000円、教育・文化及びスポーツ振興に6,315件で1億3,159万7,000円、地場産業の振興に5,567件で1億2,300万9,000円、環境の整備関係に2,997件で6,227万8,000円、合計で4万4,633件、金額は10億299万9,000円となります。

3の桜ヶ丘市営住宅建てかえについての①移転建てかえ計画の見直しについてお答えいたします。

桜ヶ丘団地の建てかえ計画について、入居者への説明会やアンケート調査を実施し、今回改めて入居者に対して、今後の意向調査を聞き取りで実施し、建てかえ計画を再検討した結果、建設予定地を現在の桜ヶ丘団地での現地建てかえといたしました。

②今後の計画内容についてお答えいたします。

桜ヶ丘団地の建てかえについては、入居者の意向調査をもとに、入居戸数を60戸程度と想定して、鉄筋コンクリートづくり4階から5階建てと木造2階建て2棟程度を併設する実施方針案を計画しているところです。

今後の計画として、平成30年度においてPFI事業を導入するため、アドバイザー契約を締結し、事業実施案の策定・公表、民間企業への説明会、ヒアリングの開催、事業者選定委員会等の開催を計画しているところです。

この後に債務負担行為を議会にお願いし、事業者を決定した後、契約を締結し、事業者による基本設計・実施設計、建設工事や解体工事等に着手し、平成32年度末の竣工を予定し、事業者から市への引き渡しとなる計画です。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（谷口孝志）

岩水議員の大きな2項目めの質問についてお答えいたします。

岩川小学校改築の計画についての①平成30年度予算計上されていないが、今後の計画はどのようになるのかということですが、当初予算計上を見送った理由につきましては、現時点において県との譲渡契約が締結されていないことからであります。今後、県との無償譲渡契約締結後に関連予算を計上することとしております。

②の岩川高校跡地の県からの譲渡予定、譲渡条件についてお答えいたします。

県は、岩川高校の廃校後、本市との無償譲渡契約を結ぶに先立ち、調査の必要性が生じたため、土壤汚染対策法に基づき、土地の土壤汚染状況調査を平成29年5月から11月までの工期で実施しました。その後、追加調査等を実施し、平成30年1月、ことしの1月でありますが、調査の結果、問題はない旨の連絡があつたところです。

今後、県との間で、本年4月の早い時期に無償譲渡契約を締結したいと考えております。なお、無償譲渡を受けるためには、跡地を公共施設として活用することが譲渡条件となっております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでは順次、2回目の質問をさしていただきます。

まず、思いやりふるさと寄附金推進事業についてであります。市長、いろいろなところで今回の施政方針でもありますが、寄附総額の10億円、10億円という話が非常に出ております。

また、先日、私の月野の生涯学習振興大会にもおいでいただきまして説明があつたときに、新地公園のグラウンドゴルフ場の件、言わされましたね。ふるさと寄附金を使って、市の自治体の持ち出しは一千数百万円だったと。私ちょっと100万円単位の数字は聞きとれなかったんですが、説明があったと思うんですが。これを見てみると、今回、実質活用できる金額はたったの2億9,000万円、この中に職員給与等もまだ入っておりませんね。ですから、この前説明市民にされたときに、あくまでも市の直接の持ち出しはわずかであるような印象を非常に与えております。その辺についての再度の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の市への28年、29年も10億円の寄附がありました。これは事実であります。それで当然ながら、そのお金からナンチクさんとかいろんな企業の方々に、その素材、お返しする返礼品をしたわけですので、当然地元の方々にお金が落ちております。

そのほか、PR活動に一定のお金を使っております。これはもう当然のことであります。そのように、基本的にはふるさと納税は10億円ありましたよというの、決して間違っているわけではありません。

あとグラウンドゴルフ場の問題ですが、1億6,000万円をかけて工事をいたしました。県からの補助金は2,500万円いただきました。実際のこの工事にふるさと納税のお金を1億3,500万円ほど充てました。市の純粋な持ち出しといいますか、それは約10万円ちょっとであります。これも事実でありますので、そのようにお伝えいたしました。

○4番（岩水 豊議員）

今回の予算書を見た場合も、10億4,000万円の思いやりふるさと基金の繰入金が出ております。その中で、返礼品等で5億5,000万円ほどですか、これは返礼品に充てるということで出ております。

しかし、実際には17億円の予算の中に、基金繰り入れを10億円見てありますので、差し引きだんだんといきますと、一般財源からふるさと返礼品を発送したり、いろんな、先ほど今、市長が言わされた、インターネット関係の広告料を含めて費用が

かかるわけですね。明らかに、市が実際に使える金額というのは2億円ちょっとしかないというのは、もう明確なわけです。

しかし、今回の予算で見ても、それ以外の費用に10億円を充てて、明らかにふるさと納税の10億円がそのまま市の財源というような扱いになっておりますが、よく考えてみてください。毎年それにかかる返礼品は、ふるさと納税された分を基金を取り崩して使っています。しかし、それ以外の部分については、一般財源から出ているわけです。ですから、結局最終的に我が市が、変な言い方ですが、利益として剰余金として実際使える金額というのは2億円しかない、1回目の答弁にも出ております。

ですから、本当だったらこの予算編成のときには、明らかになっているわけで、その部分は、一般財源からもこうして出た一般財源を活用したのが10億円になったんだよというところは、明確に市民に説明する必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税については、仕組み的にはこのようになっており、一旦市が寄附金を受けて、それをちゃんと寄附された方々に証明書を発行してやっております。その中から、当然、商品を出してもらっているところに、市にちゃんと請求書が来ますのでそこから出しております。これも当たり前のことでございます。経費についてもちゃんと出しております。

今、議員が、わずか2億円とか3億円とかと言われましたけど、これは大変なことであります。今、国からも県からも1,000万円の補助金をもらうのに、もう大変な思いでやっております。その中で、全国から3億円近い純粋な一般財源をいただいていることは、これは大変すばらしいことであり、大変貴重な財源だと思っております。私たちはわずかな金とは思っておりません。

○4番（岩水 豊議員）

わずかのという意味は、私は10億円からの兼ね合いで数値であり、2億9,000万円という金がわずかな金といった考えではありませんので、つけ加えておきます。

また、ふるさと納税を他市町村にした分が約1,000万円あります。そして、商工観光課の職員給が約五千数百万、5,500万円でしたかな、あると思います。ざつと見て、これだけの事業をするに当たり、職員給の約半分ぐらいは、このふるさと納税の事業にかかったんじゃないかと思うんですが、大体感覚で結構です、商工観光課長、いかがなもんでしょうか。

○商工観光課長（荒武圭一）

人件費について、私も詳しくは計算をしていないところでございますが、商工観

光課の職員が7名おります。そのうち、ふるさと納税を取り扱う特産品、ブランド推進係が3名おりまして、その事業の中でも、ふるさと納税を専門にしている職員は2人というようなところでございますので、7名中2人が専属でふるさと納税をやっているというような状況でございます。

○4番（岩水 豊議員）

7名中2人ということであれば、そこに少なくとも1,000万円はかかっているだろうと推測されます。ですから、私が申し上げたいのは、10億円という金がひとり歩きしておりますが、10億円のうちの実際に使える金というのも明らかにする必要があると思います。いかがでしょう、市長。実際に我が市として、純粋に我が市にふるさと納税してくださった方々の経費を差し引いた場合は、実際は2億数千万円あります。他町村にしたのを差し引いて考えると、2億5,000万円前後じゃなかろうかと推測されるんですが、その辺を明確に発信するということは必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

決算でふるさと納税の実質の寄附の金額、かかった経費、また返礼品の金額、またそのことで最終的に幾ら市に残ったかというのは、議会のほうから求められれば、ちゃんと報告は基本的にはしたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

市民に向けても明確に広報していただきたいと。これは市民は10億円、市がもうかったという表現は変ですが、10億円、金が全く純粋に10億円あるような錯覚、受けている方もたくさんいらっしゃいます。ですので、返礼品、そしてそういう経費等を考えれば、幾らになったということを2億9,000万円になったということを、明確に市民のほうにも機会を見てアピールしていただきたいと思うんですが、その辺は御了解いただけますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

まず、ふるさと納税の仕組みについて、基本的にはまだ理解されていらっしゃらない方がいるかもしれませんので、それについては報告したいと思います。

また、大部分が、曾於市内の農家を含め、いろんな業者の方々に返礼品としてお金がここに落ちているという、要するに市民にお金が回っているということは、これ大原則であります。その中から全部を引いた残りが、約3億近く純粋に使えるお金がありますということは、それは何も問題ありませんので、市政報告会がありますので、それは説明はさせていただきたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

私、1回目の登壇しての質問の中でも申し上げたとおり、我が市に10億円の中で

返礼品に関する件につきましては、大きな経済効果をもたらす面は評価できると申し上げております。ですから、私は返礼品に関する部分については、5億円という大きな市の市民の中に経済効果をもたらしたということについては評価しております。この件については、もう市長のほうから、私が否定的であるよう言われますが、これについては明確に私も認めております。ただし、それ以外の経費がかかってることが、明確にしていただきたいということは一番大きな考えであります。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、岩水議員の一般質問を一時中止して、休憩いたします。

午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○4番（岩水 豊議員）

先ほどの寄附金の実質、曾於市として活用できる金額の件で確認ですが、財政課長でも結構です。今まず現在の寄附金額、平成29年度の今現在での直近の寄附金額は幾らになっているか、おわかりであれば示してください。ごめんなさい。

○商工観光課長（荒武圭一）

平成29年度、今現在の直近ということですけれども、申請額で約10億1,800万円程度となっております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、財政課長のほうに確認ですが、これは10億5,000万円を基準に考えておられますので、若干この辺で3,000万円程度の差が出るかとは思いますが、今、当初答弁ありました2億9,000万円を基準にした場合、それにかかる職員給与約1,000万円、それと他市町村への寄附を1,000万円と想定しますと、2億7,000万円が市として実質活用できる金額と考えてよろしいか伺います。

○財政課長（上鶴明人）

ただいまの質問にお答えいたします。

この思いやりふると基金につきましては、29年度当該年度基金を寄附金として市が受けます。市が受けた後に、全て全額積み立てをして、今、平成29年度寄附金あった額は、全て平成30年度で繰り出しをしようとするものでありますので、今言われたのは、29年度ということでよろしいでしょうか。29年度になると、

寄附金の額がまた違つてまいりますので、28年度の寄附金を今29年度にということになりますので、今この29年度で、先ほどありました10億1,800万円の寄附金額につきましては、ことし補正予算を組みまして10億5,000万円にしたんですけども、これは平成29年度全て受け入れをして、平成30年度の予算で活用したいと考えているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

私、説明がありました10億5,000万円を基準にして考えた場合の、単年度での寄附総額から、返礼品かれこれの経費を差し引いたら、答弁書の2ページにあります2億9,000万円が活用できる金額となりますという説明がありました。

それにプラス、これにかかった職員給与が1,000万円と他市町村への寄附金が約1,000万円程度と想定しますと、差し引きすれば2億7,000万円になるということを考えますが、それでよろしいかということです。翌年度に繰り越したとかいう問題ではなくて、単年度の実質収支として考えた場合ですね。

○財政課長（上鶴明人）

今言われました、そのままの単純な形でいきますと、当然寄附金があった額から、その必要経費を差し引いていきますので、そういう考え方もあると思います。

○4番（岩水 豊議員）

それで市長、お伺いいたしますが、このふるさと寄附金推進事業、これは恒久的な財源としての位置づけを考えてらっしゃるのか。それともこれは时限的なもので、いつこれが廃止になるか、事業の中身が変わってくるかということは考えてられるか、その辺の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

このふるさと納税の仕組みについては、国から示された事業でありまして、国がこの事業をやめるという話は全く今来ておりませんので、市といたしましては、できる限りふるさと納税の仕組みをさらに活用していきたいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

財源として恒久的なものとしての位置づけを、今の現段階では考えているかということです。

○市長（五位塚剛）

国のこの制度が認めてもらえば、恒久的に考えております。

○4番（岩水 豊議員）

私もこれが恒久的な財源になればとは思っておりますが、東京都都内の各市町村、区が相当な税収減になっているという中で、どのように動くかなという心配、危惧

はしているところがありますが、恒久的財源として取り扱われるよう、市としてもいろんな機会で、国に対するこの制度の要望をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

都会の一部の自治体のほうから、ふるさと納税に対する不満の声が出ているようでございます。しかし、都会の自治体というのは、かなりの自主財源もありますし、また、私たち地方から都会のほうにたくさんの人材を送ってやっておりますので、そういう意味では、私は引き続きこの問題は、国民がちゃんと判断できる問題だと思いますので、なるべくふるさと納税制度は、恒久的にしていただきたいというふうに思っておりますので、そういう機会があれば要望申し上げたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

ぜひ積極的に働きかけをしてください。

また次に、使用目的を特定された寄附の内訳ということでありましたが、これについて今回新年度の予算で基金の繰り入れのところで、何ページだったかな、出ておりましたが、36ページに出ていますが、総額で出ておりますので、歳出のほうから引き出したりしてみたところでしたが、使途目的についての問題は、この寄附者との間に出来ている中で、使途、使い道としては問題なく使われているという判断でよろしいか伺います。

○市長（五位塚剛）

このふるさと納税に対する本人の寄附をされる方々の意思を一応確認するようになっておりますので、それを前提として、先ほど出ました数字が結果でございます。ですから、それに沿った形での事業の取り組みということを考えております。

○4番（岩水 豊議員）

ふるさと納税についての総括としての希望ですが、やはり寄附金を受け入れする経費が一般財源から出ているのは、もう明白であります。できるだけここを明確にするためには、ふるさと納税にかかる経費を基金の繰り入れで賄うように、今後考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました質問に対しましては、あくまでも、今議員が言われました当時の考え方もあるんですが、今現在、基金で積み立てた金額を、翌年度の、先ほど言われました36ページですかね、そちらのほうの事業に充てるという形でしております。一応、趣旨に沿った形で基金の充当を考えておりますので、一般財源、今言われました、もし仮にそれを入れますと、いろいろな形で、また寄附者等もいろいろ寄附者の意向にもちょっとそぐわない部分も出てくるかと思いますので、現在として

は、今のような形で行いたいと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、一般財源からの繰り入れが、歳出が支出が寄附金を集めるに当たっての経費はどれだけかかっているということも、あらゆる機会で市民に説明していただきたいと思います。

次に、岩川高校改築の計画についての件に入ります。

まず、今回2月16日、第2次曾於市総合振興計画、第3期実施計画が出されました。私たちの議員のロッカーに入っておりました。見直しの中身が非常にわかりづらいんです。新規事業については新規と明記されております。変更や廃止は明記されていない。いかがでしょう。私どもはこの第3期が出る前の第2期を基準に今回の議会には考えて、一般質問の質問内容にしてもしかり、予算編成についても、それを基準に見ていくわけであります。

ただ、これが何も説明なく、議員のロッカーに入れてあるだけ、これでは我々も議員として、30年度予算とこの実施計画との整合性の確認ができないんです。まして、今から今質問しようとしている岩川小学校改築の問題が30年度からということで、私はもう考えておりました。これ見たら31年度になっているんです。これは、新規の分は新規として書いてあるけど、廃止を含め変更があった分については、それすら明記がない。いかがでしょう。もう少しこの辺は我々議員にもわかりやすく明確にするべきじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

それでは、お答えいたします。

総合振興計画の実施計画の毎年度のローリングでございますが、基本的には当年度予算が、翌年度予算が確定した時点で、各課にその次年度、その翌年度の事業計画の変更があれば変更、新規があれば新規という形でしているところでございます。その内容を市長まで協議をしました後、総合企画審議会にかけます。経緯だけを先に説明いたしますが、その後、冊子という形で公表する形にしております。

御存じのとおり、この総合振興計画の実施計画につきましては、他の町村に比べまして非常に詳しく書いてあるという自負はあるところでございます。そういう意味では、新規だけを書いておりましたが、変更につきまして、当初予算につきましては、ほとんど額的な変更が出てくると思います。

議員のおっしゃるとおり、例えば年度が変更になるとか、それにつきましては、今後また表示したいと考えております。

○4番（岩水 豊議員）

それが明記されていないから、こういうまた質問しなければならないことになつ

てくるんです。私どもとすれば、手元に届いたこれがロッカーに入っているだけ。ましてや変更になったことは何ら記載されていない。予算書を見比べて、この事業はたしか、自分の記憶の中では30年度から岩川小学校は始まるという認識でおりましたが、それすらチェックをしよう、予算がないからチェックをしようと思えば載っていない。31年度に書いてあるんです。これはやっぱり議会サイドからいえば、こういうようなやり方というのはけしからんと思います。もう少し我々に、議会側にもわかりやすい形での記載というのはするべきじゃないですか。今からでも結構です。今会期中にその辺のをまとめて、変更のあった部分については、明確に出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○企画課長（橋口真人）

総合振興計画、新規分につきましては表示をしているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、例えば年度がずれたとか、いわゆる事業費は、例えば道路できますと、延長は変わらないけども予算を組む段階で事業費が変わる場合ございます。こういうのは私どもも軽微の変更だと思っておりますので、議員がおっしゃるとおり、年度が変わるのは確かに大幅な変更だと思いますので、それにつきましては、精査いたしまして提出したいと考えております。

○4番（岩水 豊議員）

それを見てですが、昨年の9月の9月議会で、市長が2期目の所信表明されたときに、「岩川小学校の移転計画は重要課題と位置づけている」と、重要課題と受け付けているということで表明されておられます。私どもとしては、「こういう老朽化施設については、計画的に整備を進めてまいります」ということで、9月に言ってらっしゃるんです。そのときの計画書では30年度なんです。

ですから、市長が9月に所信表明をされた時点の岩川小学校の移転建設は、私どもがもらっていたこのローリングする前のやつですので、誰が考へても30年度と思いますよ。これが31年度になるということであれば、これは市長、所信表明として言われた内容が大幅に変わってくるわけです、1年変わるということは。これについて、しっかりと説明をしていただきたいと思いますが、こういうふうに事業が変更になったりした場合と所信表明された中身が変わった場合は、しっかりと、今回の議会の中でも施政方針の中でも説明されるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

岩川小学校の改築工事については、昨年度の所信表明でそのような形で県とも打ち合わせをしてまいりました。ただ、何でこうなったかということも、この間説明をしております。県のほうが再度土壤の検査をしたいということになりました、私

たちもなるべく早くそれも済ましていただきたいということで、去年の12月前までにしてもらえば予算計上をする予定でおりました。

最終的には、その検査も終わりましたけど、まだ今から無償譲渡の締結をいたしますけど、これができますと30年度6月の議会で、新たな基本設計を含めた提案をしたいと思っておりますので、30年度で何にもできないということじゃありませんので、了解をいただきたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

先ほど教育長の答弁の中でもありましたが、4月の早い時期に無償譲渡の契約を締結すると、したいと考えているという説明がありました。ということは、4月にするわけです。事業が動いているわけです。でしたら、30年度予算の当初に、こんな重要な大きな事業ですよ、財政負担等を鑑みた場合、入れるのが普通じゃないんでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのことも含めて、私たち当局はちゃんと検討いたしました。30年度の当初予算には入れられませんでしたので、今言ったように、まず譲渡契約ができないと、こういうような予算というのはできないわけですので、当然時期が来ましたら議会の皆さんたちに予算の提案をしたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

例えば、新地公園と契約が、土地買収契約が進まないうちに着工されましたよね。事業するとわかつっていたから、もう進められましたよね。工事まで始められたんです。譲渡が全部完了しないうちに。

ですから、こういう大きな事業は、我々としては市民は見ておるんです。今後、岩川小学校、末吉小学校、また最初の質問で言いましたとおり、庁舎の建てかえに対して本庁の耐震補強とか、いろんな事業が出てきます。重要な案件の一つだと思うんです。それを補正で上げるというよりも、やはりこれだけ大きな事業については、当初予算の中でしっかりと予算組みをして上げるべきじゃないでしょうか。

そして4月には締結できる、我々も新生会で県のほうに12月に参りました。そして、教育委員会次長とも直接面談いたしました。また、福祉部長とも面談する機会をいただいて、救急病院の件、そして今度のこの学校の件についても、我々議員として市民のためにと思って、少しでも活用できない古い建物、またもう壊れかかったもんがいろいろあります。そういうもんについても、少しでも県でしてくれと。少しでももう使い道のないとわかつているやつについては、市も当時は大隅町ですが、無償譲渡してここを誘致した経緯もあるわけで、できるだけそういう財政的な支援を含めてという後押しをする意味で言っているんです。

ですから、向こうも無償譲渡しますと言っているわけですから、ただ契約が進まないだけで。これは新地公園なんか、用地買収が進まないうちから工事を着工するようなことを踏まえれば、これだけ大きな事業を当初予算に組まないなんて、補正予算で対応するなんていうのは、我々議会サイドに対して本当に失礼な話じゃないかと思うんです。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

新地公園が、土地買収が進まない中で着工されたという話をされますけど、そういうことはないというふうに思っております。当然ながら、やはり契約に基づいて、工事をする場合は、ちゃんと譲渡を受けたところについては事業をしておりますし、また、今度の問題については、県とも十分打ち合わせをした結果でございます。私たちも30年度の当初予算に出したいということで、かなりお願ひもいたしましたけど、県のほうに、どうしても土壤の検査をしなければならないという、そういうやむを得ない理由がありましたので、当初予算には入れることができませんでした。

そのことを前提として、今も話をしておりますけど、6月の議会で、この事業についての提案をお願いをしたいということでおりますので、何もそのことは議会軽視とかそういうことではないんじゃないかなと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

やはり新地公園について、私は契約が済んでいないところを工事したなんていうのは言っていないんです。用地買収が全部済んでからこそ着工するべきではなかつたかというのは、前々から言っておりますが。ですからここは無償譲渡が決まらないとしないということじゃなく、我々も12月行ったときには中間報告の中で、土壤については問題なかろうというような推測を持っているという説明を聞きました。正式に調査機関からの資料が上がってくるのがもう少しかかるよというような話で聞いておりましたので、十分私は予算化できるんじゃないかなと思っております。

また、今回のこういう大型事業、岩川小学校を含め、先ほど言った中央公民館、庁舎等の大きな事業が何となく先送り、先送りされているような気がするんです。検討して進めたいとかいうそういう話は出ますが、五位塚市長になられて、こういう重要案件について、もうちょっと英断に、財政負担はふえます。しかし、しなければならないことについては、どうでしょう。もう庁舎問題にしても、今検討会始めておりますが、32年度までに進めないと、予算的な面でも合併特例債や緊急防災・減災事業債とか等の活用もできなくなってしまいます。いかがでしょう、この辺は確約できるもんですか。

○市長（五位塚剛）

心配をしていただいてありがたいなと思っております。私たちも財政状況を見な

がら、また市が今後どういう事業を進めていかなきやならないかということも十分検討しております。

その前提として、県との打ち合わせもしながら進めているところでございます。そのために、まず公共的な施設含めて、市庁舎の問題も含めて、まず内部的に私たち行政がどうあるべきかというのをまず十分検討しないと、これをまた市民の皆さんたち、また議会の皆さんたちに示すことはできませんので、その内部検討も含めて、今やっているところでございます。

財政的な問題を含めて、一応財政課長から答弁しますか。もういい、もういいということですので。

○4番（岩水 豊議員）

タイムリミットが迫っていると思います、たった3年というのは。ですから3年内にこの辺の問題は検討委員会の中で、庁舎等の本庁・支所機能再編、それと防災を兼ねた施設を含めた事業は、今後3年以内に随時できるという約束はできますか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

何年度にどこをするということをまだ確定しておりませんので、約束はできませんけど、これに対して、八木副市長が中心的に頑張っておりますので、少し意見を述べさせたいと思います。

○副市長（八木達範）

それでは、今この前全協で報告しましたとおり、内部で検討いたしております。ただしかし、外部、要するに大隅地区、財部地区の市民の方々の意見も聞くことになりますので、そこら辺を総合的に含めて、そして合併特例債が、一応ひょっとしたら5年延びるんじやなかろうかという話もあるようでございますので、あわせてできたら緊急防災債も延びれば、まだ余裕があるんだがなと思っていますけども、できるだけ32年を目標に計画を立てていきたいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

言うだけだという話がよく出ますが、施政方針並びに所信表明等で言われておられます。ということは、我々考えれば、昨年の9月に言わされました、昨年の7月に当選されて、そして所信表明で言われております。これはやっぱり任期中に実現するべきです。公約です、大きな。

そして、財政的に大変だとは思います。しかし、一昨日来ております、財政の健全比率と将来負担比率等も出ておりますが。大型事業とまでは言いません、必要な事業ですので。こういう必要な事業について取り組まなければ、財政は健全なんです。取り組めば厳しくなるんです。でも、取り組まないわけにはいかないんです。

ですから、市長も所信表明で言われているわけですから。いかがですか、それはこれだけ言っているんですから、やるという決意、できるという自信があつてのことじやないんでしょうか。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

所信表明についても、これはやはり各課を含めて、今後事業をどうすべきかということを検討した結果の表明になります。当然財政的な裏づけをしなきやなりません。当然掲げた政策、掲げた事業については、確固たる決意のもと、国の応援をもらいながら進めていきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

「全身全霊をかけて市政運営に邁進する所存でございます」と結んであります。これ市長です。ですから、ぜひ、これはもう全身全霊かければ必ずできるということで、確約をしていただきたいと思っております。

次に、桜ヶ丘住宅の件についてお伺いします。

答弁でありましたので、下塙町への移転建設は、再度ですが、ないと考えてよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、個別的に職員のほうが居住者の方、ちょっとお話をいたしました。その中で、最終的には現地での建てかえということを、内部検討を含めていたしましたので、今のところで建築をしたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

お世話になっている方々からは、二転三転していったことでの心理的な不安というのは、非常に大きいものがあったんです。これについていかがですか。

○市長（五位塚剛）

市が古くなった市営住宅を建てかえる場合は、いろんな側面から検討して提案をいたしていきます。一番財政負担がかからない方法を含めて、またそこに住んでいらっしゃる方が、転居の費用とか転居を何度もしなきやならないという、そういうことがないように、私たちも相当検討いたしました。その結果、別なところのお願いをしましたけど、今のところがいいという方がたくさんいらっしゃいましたので、そちらのほうに決定をいたしました。そういう意味では、心労を重ねて、住民の方にしたということは申しわけないというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

予算書のほうを見ていきますと、今年度PFIによる検討を進めるということと、あわせて仮移転だと思うんですが、そういう予算が計上されております。どのような、具体的にどこに移って、そしてまた戻って、その期間がどれぐらいとかいうよ

うな見通しを示していただきたいんですが。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは説明いたします。

今回、30年度予算の中で議員がおっしゃいましたように、移転のための協力費、それから移転料等を計上させていただくことになりますが、今回の桜ヶ丘団地の入居者の方々につきましては、今回、今年度の30年度から31年度前半にかけて、早いうちにかけて移転をしていただくということになります。その移転先につきましては、市の市営住宅を中心に、特に大隅の市営住宅の空き家を利用していただいて、一時引っ越しをしていただくということになります。

それで、完成した後に、また改めて新しい住宅のほうに帰ってきていただくといいますか、移転をしていただくということになります。その帰ってきていただく時期につきましては、事業者によってまだはっきりしておりませんが、近いうちに先ほど言いました、PFIの委託契約の中で、ある程度お示しできるんではないかと考えています。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それこそ実施計画、振興計画の中で見ますと、32年度、それ答弁でも出ましたが、32年度の完成を予定しているということですので、移転としてはもう一括して全員移転をしてもらって、今現在の建物を取り壊して更地にして着工か。もしくは当初説明があった平成25年か26年だったと思うんですが、そのときは一部分ずつ取り壊ししていくかという話があったんですね。その辺について具体的に、全部移転してつくるのか、それとも部分的に何件か移転してつくる予定なのか、それをお示しください。

○建設課長（新澤津順郎）

先ほども申しましたが、そのPFIの今からの打ち合わせの中で、事業者を決定するわけでございますが、その事業者の提案によって異なるわけでございますが、今、市の考え方といたしましては、全部一挙に移転をしていただくわけではなくて、残せる限りは残していただいて、入居者の方が1回の引っ越しで対応できるといいますか、先ほど市長も申しましたが、苦労をかけないようにするには、1回の引っ越しでしていただけるようにということで、残せる分については残して施工していただいて、それから先ほど申しましたが、どうしても移転を必要とする方に移転していただいてということになります。ですから、一部の団地といいますか、住宅につきましては、残すこともあり得ると思います。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、確認です。PFI方式でされるわけで、事業者との間での取り決めで、幾分か流動的な部分もあるとは思います、今回の予算から64戸数、入居者全員が仮移転をして、また戻ってくるというような予算処置はされておりますが、これについては流動的と思ってよろしいわけですか。

○建設課長（新澤津順郎）

先ほど説明したとおりですので、流動的であります。

○4番（岩水 豊議員）

また、建物について、四、五階建て、それと木造2階建て2棟という説明、実施方針案を出されました、鉄筋コンクリート高層階のほうには何戸数、木造2階建てのほうには何戸数というような考え方でおられるところでどうでしょうか。

○建設課長（新澤津順郎）

説明いたしますが、これも現段階の案でありますので確実ではありませんが、鉄筋コンクリート4階建てから5階建てのほうには、約40戸程度の建物ができるかと計画しております。それに合わせまして、不足する20戸程度の分を木造2階建てで対応していきたいと思っています。

○4番（岩水 豊議員）

今現在住んでいる方当人からの話で、高齢者の方、独居暮らしの方等結構いらっしゃいまして、できれば、今現在住んでいるような平屋がいいんだけどなという話があるんですが、その辺については現実味がない話かどうか伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

入居者へ対しましての説明会の中でも申しましたが、4階建て、5階建ての住宅になりますと、エレベーターがついてバリアフリー化もできるということで、大変苦労はするわけでございますが、そういうところで対応していきたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

今の桜ヶ丘住宅があるあの市有地、面積はどれぐらいありますか。

○建設課長（新澤津順郎）

説明いたします。

全体で2万1,196m²あると思います。

○4番（岩水 豊議員）

今回、高層階建て1つと木造2階建て2棟、20戸数の住宅が入るとした場合には、もちろん公園とか必要でしょう。いろんな集会施設等も必要でしょう。そういうのを見込んだ形でいった場合、相当数の面積の土地が余るんじゃないかと思うんですが、その辺の活用方法とか、きょうもきのうからの一般質問の中で出ておりますが、

分譲とかそういう考え方というのも、やはり PFI の中で取り入れていかれる考え方のかどうかお伺いします。

○建設課長（新澤津順郎）

その件につきましても、議員がおっしゃったとおり、残地が幾分か出ると思いますので、それについては、この PFI の計画の中で検討していきたいと思ってます。

○4番（岩水 豊議員）

PFI 方式でする場合に、十分気をつけていただきたいのが、やはり市の基本的な考え方、それを提示しつかりした上で、そして PFI で事業計画案を企業側に募ると。現実味あるかどうかはわかりませんが、そういうような形というのが非常に重要ななると思うんです。

ですから、やはりことし動いて来年度着工になればいいと思います。来年度着工の予定になっておりますので、その辺の事前の我々側の市側の意見、それと地域の、今住まわれている方々の意見というのを十分考えていただきたいと思っております。

また、お伺いしたいのが、高齢者のひとり住まいの方が非常に多いので、一時移転、また何回か移転ということについても非常に大変な分があります。先ほど市長からもいただきましたが、十分その辺についての配慮をしていただきたいと思っております。

これに向けての国庫支出金を2分の1見込んでいるようですが、これについては今からのことでしょうが、どうでしょう、国、県との協議とかその辺については、いかがなもんでしょうか、予算処置として。

○建設課長（新澤津順郎）

今回の桜ヶ丘団地の建設につきましては、まだ建築確認あわせて開発行為等の審査並びに委託、そういうのも関係するわけでございますが、その件につきましても PFI 事業の中で、その業者と打ち合わせをしながら決定していきたいと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

建てかえが必要であって建てかえをする、PFI を導入してやる、もう十分わかるところでありますが、やはり予算というものについて確固たる計画性、それと国、県と事前協議等を十分に進めていただきたいと思いますが、現在のところ、そういう予算処置としての話はしているんでしょうか。幾らこうやってやりたい、やりたいということで、市側が我々側がしても、国、国庫支出金のほうが補助金のほうがそれなりに来るという確約はないわけです。ですから、その辺の問題というのも十分にクリアできるということで、何らかの下話とか進んでいるのかなと思うんです

が、いかがですか。なければいいです。

○建設課長（新澤津順郎）

先ほども申しましたが、その委託契約の中で、事業者を選定するわけでございますが、その事業者が決定したといいますか、その提案の中で、こういう提案をする、しましたというその中で、例えば基本設計あるいは実施設計、それから開発行為等の書類等も成果分をつくっていただいてということになりますので、事業者がそういうところを提案してくるということになります。

○4番（岩水 豊議員）

今回3つの件について質問いたしました。ふるさと納税寄附金が、実際手元に使えるお金としては約2億7,000万円ぐらいしかないということ、また岩川小学校移転についても、市長が所信表明で言っていることあります。先延ばしすることなく、そしてこれから出てくる庁舎の再編、建てかえ、そういう大きな問題を抱えております。大型事業しなければ、健全財政は続いていきます。しかし、そこを乗り越えなければならない、しないとならない事業があるということも十分考えて、市政に当たっていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日23日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時47分

平成30年第1回曾於市議会定例会

平成30年2月23日

(第5日目)

平成30年第1回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成30年2月23日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第5号)

(以下2件一括議題)

第1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）

第2 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）

(以下2件一括議題)

第3 議案第3号 曽於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について

第4 議案第19号 曽於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(以下2件一括議題)

第5 議案第4号 曽於市工場立地法地域準則条例の一部改正について

第6 議案第20号 財産の無償貸付けについて

(以下2件一括議題)

第7 議案第5号 曽於市税条例の一部改正について

第8 議案第6号 曽於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について

(以下3件一括議題)

第9 議案第7号 曽於市国民健康保険条例の一部改正について

第10 議案第8号 曽於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第11 議案第12号 曽於市介護保険条例の一部改正について

(以下3件一括議題)

第12 議案第9号 曽於市地域福祉基金条例の一部改正について

第13 議案第10号 曽於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第14 議案第11号 曽於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(以下3件一括議題)

- 第15 議案第13号 曽於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第16 議案第14号 曽於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第17 議案第15号 曽於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について

(以下3件一括議題)

- 第18 議案第16号 曽於市都市公園条例の一部改正について
第19 議案第17号 曽於市地域振興住宅条例の一部改正について
第20 議案第18号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第21 議案第21号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

(以下3件一括議題)

- 第22 議案第22号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
第23 議案第23号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
第24 議案第24号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

(以下4件一括議題)

- 第25 議案第25号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第26 議案第26号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
第27 議案第27号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第28 議案第28号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

第29 陳情第1号 高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジ設置に関する陳情書について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重 久 昌 樹	2番	松ノ下 いずみ	3番	鈴 木 栄 一
4番	岩 水 豊	5番	渕 合 昭	6番	上 村 龍 生
7番	宮 迫 勝	8番	今 鶴 治 信	9番	九 日 克 典
10番	伊地知 厚 仁	11番	土 屋 健 一	12番	山 田 義 盛
13番	大川内 富 男	14番	渡 辺 利 治	15番	海 野 隆 平

16番 久長登良男 17番 谷口義則 18番 迫 杉雄
19番 徳峰一成 20番 原田賢一郎

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜田政継 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 吉田宏明
専門員 津曲克彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市長	五位塚剛	教育長	谷口孝志
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	中村涼一
総務課長	今村浩次	社会教育課長	河合邦彦
大隅支所長兼地域振興課長	東山登	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野実	商工觀光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	持留光一
介護福祉課長	小園正幸	農業委員会事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）

日程第2 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）及び日程第2、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）までの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第1号と第2号をまとめて質問いたします。

毎回この種の議案が提案されたときにはお聞きしている点が、辺地債についての定義といいますか、考え方についてでございます。

まず、第1点お聞きいたしますが、辺地債は、現在曾於市が使っている各種の借り入れ起債の中でも最も内容的にも条件のよい起債ですが、その辺地債の交付税措置やあるいは償還年度を初めとした充当率を初めとした特徴について、まず報告してください。これが第1点。

それから、辺地債は過疎地域が対象となっておりますが、どういったこの辺地債の適用となる場合の適用要件があるのか、もちろん人口もそうでありますけれども、例えば、教育委員会サイドでは、へき地地域の学校に対しては、職員に対して、教職員に対してプラスアルファの給料が支払われております。その場合は、例えば、役所からの距離とか、あるいは近くに交通に対してのどういった状況があるかなど幾つかの要件がありますが、辺地債の場合は、人口を初めとしてどういった要件が対象となっているのか、あわせてこの辺地債についての適用範囲というか、面積についても一定の制約を含めた基準があるのかも報告してください。なぜかといいますと、今回提案されておる2つの地域についても、その点があるからでございます。

大きな2点目、具体的に議案の1号と2号についてでございます。私も何回か足を運んでいる地域でありますけれども、今回この添付資料にもありますように、数カ年事業で、これまで改良が進んでいたところの、いわゆる未整備についての整備の計画でございます。基本的には、このことで、どれだけ残りの未整備地域が残るのかどうかを含めて報告してください。幅員が5mと6mというふうなことではありますが、この点についてもあわせて考え方を示してください。

特に、この議案の2号については、荒川内、八ヶ代については、全体として金額も少なく、予算額は少ないよう思います。例えば、一般財源の支出は、わずかに数カ年で3,400万円前後であります。もっと予算額がふやした対応がせっかくの辺地債の適用事業でありますので、いいのではないかといった疑問もございますが、これらも含めて、1号、2号について説明をしてください。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、最初の辺地債の内容でございますが、まず、これにつきましては、借入額に対しまして原則100%の充当がされます。その後、利息も含めました返済額に対しまして80%の交付税措置がされる大変有利な起債措置がされるところでございます。

それから、辺地債が、2年据え置きの全部で10年償還となっております。ちなみに、2月現在の利率は0.01%となっているところでございます。

それから、辺地債が適用となる条件でございますが、これにつきましては、いわゆる山間部等のへんびな地域となっておりますが、例えば、病院や市役所、小中学校等への距離を単位距離で除した数が100点以上の地域が対象となるところでございます。

それから、適用の範囲で申し上げますが、例えばでございますが、今回の市道整備等で申し上げますと、これは、改良する地点を含み、固定資産税課税台帳に登録された宅地の1坪当たりの価格が最高の地点を含む5km以内の面積の中に、最低50人以上の人口を有しとなっております。この区域でないと辺地計画が立てられなく、辺地債が対象とならないところでございます。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（橋口真人）

大変申しわけございませんでした。まず、高塚、桐原、溝ノ口線の高塚線でございますが、残が3,611mでございます。それから、桐原溝ノ口線でございますが、2,492mでございます。それから、古井荒川内線でございますが、残が1,707m、それから、荒川内八ヶ代線、これが1,899mでございます。

幅員につきましては、継続事業で行っておりますので、その範囲で行っていると考えているところでございます。

2号の件でございますが、これにつきましては、この計画は変更でございまして、あと2年でございます。2年間でこの3,000万円ほどの計画になりますが、その後、この31年度までの計画が、32年度以降はまた継続して辺地整備計画を計画する予定でございます。

○19番（徳峰一成議員）

再度まとめて質問いたします。

辺地債は、確認されたように、非常に有利な市町村にとって起債の一つであります。

質問でありますが、これは、曾於市として市民サイドから見たらもう思う存分どんどん使ったほうがいいと思うんですが、やはり、上限があるのでしょうか。旧大隅町を初めとして、もちろん末吉町の一部を含めて、この対象要件となるところは少なからずあります。そういうところは、まず、1つは、道路整備が非常に不十分であります。どんどん使ったらいいと思うんです。今の議案1号、2号を初めとして、制約が、上限あるのかどうか、これが第1点であります。

第2点目は、関連いたしまして、今課長が答弁があったのは、一応今度整備を行ったとして、それでも残された未改良の区間についての答弁であったですよね、課長、そうじゃないんですか、ですよね。これは、どなたがいいですか、質問いたしますが、小出しにやって事業を進めるんじゃなくて、もうせっかく同じ区域だから、もっと改良の整備期間を短くして思い切ってやるべきだと思うんです。特に議案第2号についてはそのことを感じます。その点で、市の考え方について聞かせてください。

それから、大きな第2点目です。市道を整備する中の一つの方法論としての今回の辺地債の一応議案でございますが、そもそもこの曾於市の市道整備について、これは、市長か副市長にお聞きいたします。合併後、まだ非常にあり方がアンバランス

スで実際ございます。例えば、旧末吉町の場合は、長年田崎町長が続いたということで、基本的には、町道は幅を1.5幅員にいたしました。どうしても、交通量の多いところは例外的に2車線といたしております。

今まで、同僚議員もそうだと思うんですが、利用してみて毎日、あるいは市民から見ても、大きな支障はないようでございます。合併後、大隅、財部を含めて、これが統一されておりません。今の1号、2号とも関連いたしますが、未整備のところは、やはり市民サイドから見たら、なるだけ1年でも早く整備していただきたいという気持ちが強いんじゃないでしょうか。そうした点で、そろそろ幅員についても、ここの場合は2車線、ここのは1.5車線とか、あるいは今回も出ましたけども、6m、あるいは5mの幅員もあります。何を根拠として5mにしたり、今回の場合も6mとしているのか、私たちは議会にははつきりわかりません。その点でしっかりと、市の市道整備についての、特に幅についての考え方を統一見解を持つべきじゃないでしょうか。統一見解が一応議論されて持たれておりますか、その点もお聞きいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

市道の整備につきましては、基本的には有利な事業を受けながら進めていきたいというふうに思っております。

ただ、新たに道路を新設をするという計画は、今のところ持っておりません。狭い道路について離合ができるように拡幅したり、また、曲がり角のところを、最低限のカットをしてやるとか、そういうことと、あと農作業の関係で、作業車が離合ができないという要望がありますので、そういうところで、ちゃんと離合場所は設けられるようなやり方ということで、ただ、旧町時代に、やはり大隅町時代は、ちょっと広くとっているところはありますけど、そのまま広げていくという考えは持っておりません。状況に応じて、どの事業がいいか、また、いろいろ地域の住民の声を聞きながら、計画的に進めていきたいというふうに思っております。

○企画課長（橋口真人）

それでは、私のほうから、辺地債の上限があるのかについてお答えいたします。

辺地債につきましては、国の枠の中で行っておりますが、この国の枠というのは、自治体のほうには通知されないところでございます。その中で、例えば、平成30年度の国の地方債計画でございます。辺地債につきましては485億円、これに対して、過疎対策は4,605配分があるところでございます。そういうわけでございまして、辺地債につきましては、曾於市の場合は、大体1億前後で今まで借りているところだと考えております。1億円前後で推移していると考えているところでござい

ます。

また、29年度の辺地債につきましても、原則は100%でございますが、国の枠等があるということで、充当率も100から97.3%という配分があるところでござります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

再度、市長ですか、市道に対しての基本的な考え方についてお聞きいたします。

これは、大隅町云々じゃなくて、やはり市の予算というのは、道路整備は、建設課長10億円になります。これは大変な事業費なんです。また、それだけ必要としているわけです。ですから、やっぱり、市として、市道整備の場合は、やはり幅については、状況も見ながら、今後も利用状況も考えながら、幾つかのやはり基本的な考え方を持つべきだと思うんです。そして、市民から質問があつたら、それに、市の考え方を説明する、もちろん議会でもそうありますけども、これは、議論されておりますか。議論されていたら、議論されたもとでの考え方を答弁してください。議論されてなかつたら、やっぱり議論をしてやはり対応をすべきじゃないか、予算化をするべきじゃないかと思っておりますので、率直にお答え願いたいと思っております。これが第1点です。

それから、第2点目は、課長答弁にありますように、辺地債は1億円前後で推移しているということで、もっと予算要求をしていいのじゃないですか、国に対して。それで、やはり一定の制約がはつきりわかると思うんです。ああ経験的にどれぐらいまでやつたら使えるなということを、いわば消極的な予算要求というか、国に対して——いう感じがするんです。ですから、もっと辺地債をどんどん利用するというか、それも利用できなかつたら、ほかの事業でやっぱりセットして、早目に終わるというか、お聞きをいたします。

例えば、1号と2号で最終的には改良が終わるのは平成何年を計画しておりますか。あくまで今回はその1過程に過ぎません。ですから、残された区間を含めて、最終的には平成何年度を終了期間としているでしょうか。4つの路線があります。それも当然検討されていると思うし、検討してなければなりません。ですから、最終的な改良が行われる年度についても、どなたでもいいですので答えてください。もう3回目ですので、以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

市道の道路改良等についての考え方についてお答えいたします。

以前は、結構予算に余裕がありましたので、既存の道路をそのまま継続をしておりましたけれども、最近決められた予算の中で、3支所それぞれ話をいたしまして、

幅員については、例えばの話、大隅の飛佐線、あれは県代行でやっているわけですがけれども、ああいうものについては決められた条件がございますので、6mなりの歩道つきのものをしていかないといけません。それ以外につきましては、その状況、あるいはそこの交通量とかを判断をしまして、交通量の少ないところにつきましては1.5車線とか、そういうものを3支所で話をして、1.5という話じゃなくて、そこに合わせて狭くはいたします。一刻も早く道路延長を長くすると、整備を早くするということで考えております。当然そこの状況を見ながらですけれども、そこはもう臨機応変に協議をしながら、一刻も早く開通できるような形で今とっているところです。

市道は4m以上が基本ですから、そこを超して1.5になるか、1車線はないと思いますが、大体1.5から2車線、そこを基本にして、できたら1.5がやっぱり一番いいわけですけども、あと離合の場所等もあります。

あと先ほどありましたこの辺地につきましても、この路線、荒川内線とか、そこは見られたと思いますが、結構曲がりくねっておりまして、あと交通量の問題、それも含めますと、一挙に全部整備するという考えはございません。待機場所とか、曲がったところのショートカットとか、そこをしながら考えていくと。限りある予算ですから、一挙にやるという考えはございませんので、いつ終わるということは、ちょっと今言えないところです。

(「予算要求していいんじゃないかという質問です」と言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

予算は、先ほどありました辺地の1億円というのがありますから、その中で、どこを優先的にやっていくか、今ちょっとそういうショートカットが一番大事になつておりますからやっておりますけども、状況を見ながら、それぞれまた3支所の考えもございますので、踏まえて検討していくところでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第3号 曽於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について

日程第4 議案第19号 曽於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議案第3号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について及び日程第4、議案第19号、曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

議案第3号と19号ですね。議案の19号についての非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、非常勤職員等については、臨時職員を含めて、先日も同僚の宮迫議員からも質問がありましたけども、これについての今回のこの改正の内容と、それから、重ねて非常勤職員についての市長の考え方を聞かせてください。合併後も職員が少なくなる中において、総体としても非常勤職員がふえている状況にありますのでお聞きいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

非常勤職員の全体の考え方につきましては、きのう質疑でお答えしたとおりでございますが、平成32年度に大きな改正が待っておりますけども、それまでの間は、それぞれの専門性等の業務量等も勘案いたしまして、決定していくといきたいところでございます。

今回の19号の内容についてでございますが、この中身につきましては、農業委員会と、それから、監査委員事務局の関係でございますが、2つの委員会にまたがるということで、私のほうでまず1回目は答弁をさせていただきたいと思います。

議案の内容等でございます。今回の改正につきましては、農業委員会委員及び農業委員会農地利用最適化推進委員と、識見を有する者の中から選任されました監査委員の2つの月額報酬について改正を行うものでございます。

農業委員会委員及び農業委員会農地利用最適化推進委員につきましては、これまでそれぞれの職名に応じまして月額報酬を定めておりましたけれども、新制度への移行に際しまして、農地利用の最適化の促進が、農業委員会の義務業務ということで位置づけられましたことから、農地利用最適化交付金事業が創設されたところでございます。これに伴いまして、それぞれの月額報酬額は変わらないわけでございますが、これに加算額といたしまして5万8,000円以内ということを加えるものでございます。

それから、監査委員の関係でございますが、識見を有する者の中から選任された

監査委員、この月額報酬額につきましては、合併前からの金額を引き継いでいる金額で7万400円という金額でございます。これにつきましては、19市の中で一番低いという状況があることから、今回9万200円に引き上げをするものでございます。

なお、議会議員の中から選任された監査委員につきましては、そのまま据え置くものでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの答弁にありましたように、一つは農業委員会関係、もう一つは監査委員関係、監査委員は課長から説明がありましたように、明確な数字をもっての改正額であります。

しかし、農業委員会関係は、この資料にありますように、加算額ということで5万8,000円以内とするということで、明確な数字が一応記入されておりません。これは、もう会長代理等を含めて全部そうであります。なぜ明記できなかったのか、これが第1点であります。

こういったことも、私、経験的にあったかもしれませんのが記憶にございません。

2点目は、もし最終的には、市長の裁量判断で、会長の月額についても、加算額を決められるわけでございますけれども、であるならば、新年度の何月の段階で、この金額がはっきりされるのか、これが2点目。

そして、その場合、結果的に、もう議会との関係においては、事後、また条例改正の明確な月額についての提案がされるのか、非常に回りくどくなります。これが第3点目。

それから、第4点目、新年度、平成30年度予算には、この加算額については、予算計上が一定額をされているのか、されているとして、加算額をどれだけの加算額でもって予算計上されているのか。

以上、4点であります。非常に回りくどいというか、条例改正の内容であるから、その立場からの質問であります。

○農業委員会事務局長（吉元 剛）

それでは、お答えいたします。

まず、第1点目のなぜ定額でない規定を設けているのかということでございますが、これにつきましては、先ほど総務課長から答弁ありましたように、この交付金につきましては、活動に応じて、それぞれの委員、それから、最適化推進委員、それぞれの委員の活動に応じて加算をされる交付金でございます。

したがいまして、委員によって、活動の回数等が違つてまいります。その中で交付金としていただく事業費の中で、それを、活動の実績、それぞれの委員、推進委

員の実績に応じて、それぞれ支給するということで、5万8,000円以内という規定を設けたところでございます。

それから、いつはっきりしてくるのかということなんですけども、これにつきましては、30年度につきましては、4番目と関連ございますけども、30年度につきましても、153万6,000円の当初予算としてお願いをしているところでございまして、その後、活動の状況がよければ、増額の補正等もお願いすることになるかと思います。

議員おっしゃるように、確かに回りくどいといいますか、1人当たりの月額が、国のはうが、月額5万8,000円を上限として、この中には、活動に実績に応じた報酬、それから、成果に応じた報酬、二本立てでいくわけですけども、それぞれの活動に応じて交付されるものでございまして、上限を定めさせていただきまして、その中で、それぞれの委員、それから、最適化推進委員に報酬として支給をさせていただくということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

こうしたあり方がいいのかどうか、非常に考えさせられるというか、異様な点でございます。

いわば、議会でいうと、議長、私たち議員に、月額報酬幾らと、それに活動量に応じて幾らというのを、いわば市長判断、農業委員会、どこが判断するんでしょうか。これからまずお聞きいたします。トップの方が、あるいは事務局になるわけですか、この加算額を決めるのは、どこが決めるのか、もうそこで決めてもらうということですね。こういったあり方がいいのかどうか疑問でありますけども、まずどこが決めるのかについてお聞きいたします。

それから、例えば、会長でいうと、会長も月によって、活動実績等によって違うから、この報酬額が結果的に違ってくるということになりますよね。これも確認いたします。

それじゃったら、平成30年度どれだけ支給されたかも、終わってみないとわからんというか、決算の段階で、そうなりますよね、これも確認いたします。

農業委員会では、こういった点は、市長の答弁事項ではないかもしれません、一応了解しているんでしょうか。農業委員会でこれやってみてからでもいいんだけど、おかしかったら、全国の農業委員会がやっぱり、国にこれはおかしんじゃないかと意見を上げることも大事じゃないですか。農業委員会が、こうした国の交付金によって、手の平で動かれているような感じです、これは。明確に、自分たちの報酬は幾らって決めてもらうというか——いうやり方がいいんじゃないかと思うん

ですけども、そのあたりも含めて議論がされてたらお聞かせ願いたいと思っております。

○農業委員会事務局長（吉元 剛）

お答えいたします。

まず、どこで決定するのかということでございますけども、これにつきましては、予算は当然市的一般会計予算から歳出をされるということでございます。

それから、どうやって、額等については、農業委員会事務局のほうで、会長決済で金額等は支給をするということになるかと思います。

それから、おっしゃったように、3月の活動の末を待たないと実績として上がつてこないというのは、確かにそうでございまして、この交付金事業につきましては、3月の31日までの活動に応じて支給をするということでございまして、この交付金の目的につきましては、先ほど総務課長も答弁いたしましたように、農業委員会の今回制度改正によりまして、農地等への集積、それから、遊休農地の解消、これが今まで義務活動ではございませんでした。今回の移行によりまして、これが義務活動となります。そのために、国といたしましては、その活動に応じた金額で、例えば、ある委員さんは100日、ある委員さんは50日というふうに、この目的に向かつて活動する日数がそれぞれ違つてまいりということで、その動きに応じて支給をするというようなことの規定を定めているものでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付をいたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第4号 曽於市工場立地法地域準則条例の一部改正について

日程第6 議案第20号 財産の無償貸付けについて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第4号、曾於市工場立地法地域準則条例の一部改正について及び日程第6、議案第20号、財産の無償貸付けについてまでの以上2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いた

します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の4号について質問いたします。これまでには、条例にありますように、曾於市における工場立地等の指定地域は、財部の工業団地、末吉の坂元、内村、そして、大隅町の坂元の3つの団地に一応限定されていたと理解いたしております。それが、今回のこの法改正等に伴いまして、文章的に文言が非常に抽象的、一般的でありますけども、製造業等にかかる工場、または事業所の緑地及び環境施設の面積の規制を緩和するということを、はっきり想像ができませんけれども——に拡大を面積をすることによりまして、条例も曾於市の場合、一応変更するということで、今回のこの条例については、これまでには、さっき言いましたように、内村、財部、坂元の3つの団地でありましたけども、もうそこもなくなって、都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域の定めのない地域ということで、はっきりわかりません。ほかの要件は、これまた同じであります。敷地全体の面積に対する割合が100分の5とか、あるいは敷地全体の面積に対する環境施設の面積が全体の10%の100分の10ということで、この文言が、特定の用地を指定した文言から、一般論的な抽象的な文言に変わっております。

質問でありますが、このことで、曾於市にとって、どういった影響があるのか、今後、また考えられるのかまずその点から質問いたします。これが議案の4号でございます。

議案の次に20号です。飛び飛びになって非常に質問がしづらいんですけども、20号について質問いたします。

議案の20号は、財産の無償貸付けということで、具体的には、旧財部町の財部北中学校の校舎跡地を一応更新ということで、有限会社サイバーウェーブに一応無償で貸し付けるということでございます。

質問の第1点でございます。このサイバーウェーブの現在の会社の経営環境について、人的体制を含めてお聞きをいたします。答えられる範囲内で、これははっきりいって経営がうまくいっているのかどうかを含めて質問をいたします。これが、第1点でございます。

関連して第2点目、今、この種の会社等に曾於市が無償で貸し付けている事業所は全部で幾つになりますか。これもお聞きいたします。この点も、これまで議会でさんざん議論がされていた点ですが、現状ではどうでございましょうか。この間の一定の1年前に見直しもされていますけれども、無償貸付の状況についてお答え願いたいと思います。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

それでは、議案第4号について説明いたします。

まず、その前に、甲地域、乙地域、丙地域につきまして簡単に説明いたします。

まず、甲地域でございます。甲地域とは、準工業地域を指しますが、いわゆる住宅と工場が混在している地域でございまして、そうしますと、都市計画で定めておりますが、末吉のメセナ食彩センターからサンテグレ、旧片倉工場跡地周辺から、旧大東電子周辺、それから、大隅町のJAそお鹿児島本所から北山商店地域、これが準工業地帯と定めております。それから、乙地域でございますが、これは、末吉町のナンチクの敷地、ここを工業地域と定めております。今回、改正しました丙地域の考え方でございますけども、先ほど説明したところの都市計画区域外がございます。都市計画区域につきましては、財部町区域、それから、末吉町区域、大隅町区域と定めておりますが、まず、その都市計画区域以外の全てを指します。それから、都市計画区域内でも、例えば、第1種低層住宅専用地域あるいは第2種低層住宅専用地域、商業地域、こういうのは除かれているところでございます。

それでは、これに伴いまして、曾於市にとっての影響を説明いたします。

まず、この工場立地法地域準則条例でございますが、これにつきましては、平成25年3月に議会に提案し、25年の4月1日から施行したところでございます。

本来この緑地につきましては、原則緑地が20%以上、環境施設が25%以上となっております。それを自治体の判断で下げられるということになっております。この25年当時は、工業団地等への誘致等を推進するために、この範囲につきまして、財部、内村、坂元工業団地に限定したところでございました。現在、この工業団地が全て販売のめども立ったためと、それから、周辺自治体、志布志市等を調査した結果、都市計画区域の定めのない地域につきましても、そういう自治体は5%以上と規制を緩和しているところでございました。そこで、本市におきましても、今回条例を改正して、企業が立地しやすい環境を整えたところでございます。

それから、議案20号について説明いたします。

サイバーウェーブ社の経営環境でございます。まず、サイバーウェーブ社でございますが、平成17年1月に創業しております。資本金は500万円でございまして、経営環境でございますが、29年8月期の決算では、売上高7,185万円、経常利益は56万7,000円でございました。社員でございますが、鹿児島の本社を合わせまして10名でございます。平成25年に、旧財部北中学校を貸し付けたときには、その場所では、勤務者3名でございましたが、現在は、その場所では7名の勤務となっているところでございます。

それから、会社に無償で貸し付けている団体があるかということでございますが、

公共的団体ということで、シルバー人材、あるいは社会福祉法人南の郷等を含めまして、6団体に無償で貸し付けております。

以上です。

(「岩北小学校はどういう形になっておりますか」と言う者あり)

○企画課長（橋口真人）

申しわけございません。岩北小学校の旧給食施設ですね。もう一回申し上げます。岩北の旧共同調理場跡でございますが、土地と中の設備費につきましては有償でございます。建物は国庫補助で整備しておりますので無償としております。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の4号について、課長答弁でおおむねわかりました。2回目の質問でございます。

内村、財部、坂元は、一応ほぼ目的を達成したということで、新たな今後の整備等にかかる工場誘致のための今回の条例改正というふうに理解したいと思います。

あえて条例改正をするからには、市としては当然議論されて、今後一定の法人目的を持っての条例改正であると受けとめております。具体的に今後市が考えている工場誘致の考え方について、またその地域について、当然一定の整備を初めとした予算措置が必要ですが、議論されていると思いますので、これについても答えてください。これが第1点であります。

次に、財産の貸付について、これも一般質問を初めとして、私取り上げて、見直しをこれまでしていただいた経過がありますが、市長にお聞きします。基本的には、現在の公共的用地についての無償というのは、もう法的にも以前から認められている点で問題ないと思いますが、問題は、民間に対しての貸付についての市長の考え方を聞かせいただきたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

曾於市の財産でありますいろんな施設がありますが、その施設が最終的には、もう活用がされなくなったときに、公共的なところからの申し入れ、また、民間からの申し入れがあったときには、当然有効活用するために必要な議論をして提案したいというふうに思います。

国の補助事業を受けてしている分については、当然無償貸付というのが基本になってしまいますけど、しかし、場合によっては、返済をして有償にするという方法もあります。いろんな案件が違いますので、そのときそのときに十分議論し、また、地元住民の方からも批判のないように対応はしていきたいというふうに思っております。

あと工業団地についての今後の考え方ですけど、今のところほぼ売却というか方向性が決まってきた。今後はやはり、企業が来たいというときにそういうものがないといけませんので検討したいというふうに思っております。例えばのことですが、場合によってはフランワーパーク跡地のところも企業誘致にもできるというふうに思っております。

また、今櫻校区のところに山がありまして、今度の高規格道路の残土の捨て場所ということで今話を受けておりますので、これも基本的にはちゃんと整備すれば工業団地になるのかなという感じも持っております。

また、財部のところにおいても、個人の大きな畠がありまして、工業団地の隣接というところもありまして、これも要望があれば、そういう方向づけもできるのかなというふうに思っております。

いろいろ検討して、最終的には何らかの手立てをしなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

市長のほうが新規の工場等の誘致につきまして申しましたので、私のほうからは既存の企業のことについてお答えいたしたいと思います。

まず、この条例の対象になるのは、敷地面積が9,000m²以上あるいは建築面積が3,000m²以上の工場が対象となるところでございます。

曾於市内には、例えば鹿児島くみあいチキンフーズ、コーキン化学、太陽漬物、ヤゴローフーズ等ございますが、こういうところがこの対象の条件となりますので、この企業が今後増設をする場合は、今まで緑地面積が20%以上なければいけなかつたんですけども、この条例が成立すれば5%で済むということで非常に有利になると思っております。

○19番（徳峰一成議員）

市長が2回目答弁した、基本的に私も同じ考え方でございます。やはりもう昔から3カ町もそうだと思うんですが、議会でいろいろ議論された企業誘致だったんですね。雇用の確保を初めとして、これが今ちょっと情勢が厳しいということで弱くなっています。

ただ、予算としては曾於市の予算も、企業誘致のための企画課中心だった予算が、課長、計上されていますよね、以前から。またその推進も市外県外含めてあるかと思っております。

ですから、やはりこれは議論して、やっぱり一定の調査費を含めて、そう性急になる必要はないんですけども、少なくともやはりこの議論とそのための調査費と、や

はり検討は必要じゃないでしょうか。それがこの新年度予算の分に入りますけど、まだ見られてないんじゃないでしょうか。それに対して、せっかく今回条例改正を行っておりますので、それにセットする形で、あわせる形での今後の対応が大事じゃないでしょうか。

急ぎ過ぎてはいけないと思うんですが、しかしやっぱり取り組むべき大事な課題の一つと思っておりますので、重ねて考え方をお聞かせください。今後の方向性について、段取りを含めて。

○市長（五位塚剛）

先ほど答弁いたしましたように、櫻のところに大きな山がありまして、そこに高規格道路の残土を入れるということで、今進めているところでございます。最終的にそこを市が購入をして、造成をして、将来的な企業誘致の場所になるのではないかなと思っております。それについては予算が入っているのかな。今回の30年度の中に予算も入れてあります。

また、フローラパークのところについても、この間もともとの事業との変更についての同意も、ほぼ同意がいただけるところに来ましたので、伐採をして、やっぱり企業誘致ができるような形、また多目的に使えるような状況で進めていきたいというふうに思っております。

また、言われるように、やっぱり将来的な展望のもと、企業が来やすいような条件づくりという意味では、もうちょっと積極的に取り組みを開始したいというふうに思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第5号 曽於市税条例の一部改正について

日程第8 議案第6号 曽於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の
一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第5号、曾於市税条例の一部改正について及び日程第8、

議案第6号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第7号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第12号 曾於市介護保険条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、議案第7号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第11、議案第12号、曾於市介護保険条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、今鶴治信議員の発言を許可します。

○8番（今鶴治信議員）

8番、今鶴です。今回、鹿児島県内の国民健康保険の統一的運営方針の中で、一部葬祭費の3万円を2万円にする案でございますが、国民健康保険連合会に入るわけで、いたし方のないことだと思いますが、市民からしたら1万円ということでも改悪な条例改正ではないかと思っています。

後期高齢の方々の分を一般会計から葬祭費、鍼灸費なども助成がありますが、この不足分の1万円をそちらのほうで補填する考えはないか、お伺いいたします。

○保健課長（桐野重仁）

今、今鶴議員からありました国保の2万円になった残りの1万円を補助できない

かということですけれど、国民健康保険制度と後期高齢者医療制度、後期高齢者医療制度は75歳以上の一般市民が加入されております。国民健康保険はそれぞれの保険制度の中で違いますので、国保は国保の制度の中の予算で支出すべきであって、後期の方々につきましては、一般市民ですので、一般会計から支出しているということで、今現在3万円を支給しております。

今回、この条例の改正に至った点につきましては、県と43市町村と合同でこの国民健康保険制度を運営していくわけでありまして、当然ながら各県下一致の支給額になるということでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

市民からした場合は広域になっていって、これから運営も確定していくと思いますけど、3万円だったのが、連合になって1万円減ったということで。国民健康保険が普通の社会保険の方々と比べると、自営業者等が加入になっていますので、全体的に後期高齢のようにはいかないとは思うんですけど、国民健康保険を払っているらっしゃる方々の気持ちを含んで。

前に温泉保養券もこういう感じで65歳以上の全市民を対象ということになって、本来温泉保養券というのは医療費抑制のためにあったのが、65歳以上は国民健康保険が対象にならないということがありました。やはり県の連合の中にいくわけですけど、今、牛等も高くて、たくさん養っている方々は国民健康保険も最高額を払っているらっしゃいます。

そういう中で、わずか1万円でございますが、連合になったところで引き下げるということで、市民の理解を受けるのはちょっと難しいんじゃないかなと思います。今後、その点はやはり非常に難しいことなのか、もう一回伺います。

○市長（五位塚剛）

家族の方が亡くなられた方に対して、今まで3万円お支払いをしておりましたけど、今回の制度改革で2万円ということになりました。

亡くなられた方に対しては申しわけないなという気持ちもありますけど、どうしても県との統一ということで、このような提案をさせていただきました。

御了承をお願いしたいというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

次に、宮迫議員の発言を許可します。

○7番（宮迫 勝議員）

私は、議案第12号、介護保険条例の一部改正についてお尋ねいたします。

12月議会では、介護保険基金を投入して、値上げ幅を抑えたいという答弁であり

ました。今回の中で、月額基準額で159円、年額で1,900円の上げ幅になると思します。

では、基金を投入しなかった場合の保険料は計算上幾らになるのか、まずこれが1点目です。

2番目に、ほかの市町村との比較も多分出ていると思いますので、保険料の値上げ幅と改定率の比較はどうであるのか。

まず、この2点をお尋ねいたします。

○介護福祉課長（小園正幸）

それではお答えいたします。

まず、基金を投入しなかった場合の保険料ということでございますが、基金を投入しなかった場合は517円多くなります。6,333円になり、値上げ幅といたしましては11.9%になるところでございます。

県内の状況でいきますと、県内の平均が6,185円で、最高が7,800円、最低が4,900円という状況になっているところです。

そして、他の市町村との基準額の比較でございますけれども、基準額で159円、1,900円、先ほど申されましたとおりです。2.8%ですが、これが43の市町村の中で比較をいたしますと、曾於市は35番目になるところでございます。市だけで見ますと、19の市のうちの16番目の金額ということになります。改定率で見ましても、同じく35番目と16番目ということです。

値上げ幅の県内の平均は、588円の11.6%というところになっております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

大体月額で国の方針からいって、基金を投入しなかった場合の差額が358円じゃないかなと思っています。

根本的に聞きたいんですけども、今回の場合は国の制度上の値上げになったわけですけども、この値上げになった経緯を若干簡単に説明してください。

それと、この前の審議で答弁を聞いている中で、平成30年度は黒字にならなければならぬというニュアンスが伝わってきたんですけども、その理由は何なのか。

この2点をお尋ねいたします。

○介護福祉課長（小園正幸）

制度的に御説明申し上げますと、まず、介護保険制度というのは、3年を1期として財政計画を立ててまいります。ですので、今回提案する分は30年から31年、32年までの3年間に必要な保険料を設定しているところでございます。まずこれが1点目です。

今回値上げになった制度上の大きな背景といたしましては、まず一番大きなものが、保険料の負担率が上がったということでございます。第1号被保険者、22%だったのが、今度は23%に上がってまいります。

それと、国から交付される調整交付金というのがございますけれども、調整交付金が今まで11%の後半で進んでまいりました。この11%というのは、調整交付金は国の20%プラス5%の分でございます。5%が11%ですので、6%ほど多いということになります。これが少しづつ下がってきておりますので、この下がった分と負担率の上がった分、これは直接保険料の計算に響くところでございます。

そして、さらに年々上がってまいります介護報酬です。介護報酬が改定されました。介護報酬が改定されましたので、今度30年度は0.54%報酬が上がるということで、改定がされました。

そして、31年の10月からは消費税が8%から10%に上がる予定でございます。

このような感じで諸経費が上がっていく、そして負担率が上がっていくことを計算しますと、30年、31年、32年までの保険料を設定しないといけませんので、30年度に大きな黒字が出て、その30年度の黒字を翌年度へ繰り越して、31年度はできればとんとん、32年度に当然経費が上がりますので、30年度の黒字を32年度に補填するという形です。これが一般的な介護保険の制度上の財政になっているところでございます。

今申し上げましたように、一番大事なのは30年度に黒字にならないと、それ以降の運営に非常に支障が出てくるという形になります。今ぎりぎりのところで設定をしておりますけれども、決算では黒字になるようにもっていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第9号 曽於市地域福祉基金条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 曽於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

日程第14 議案第11号 曽於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第12、議案第9号、曾於市地域福祉基金条例の一部改正についてから、日程第14、議案第11号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

今回、曾於市地域福祉基金、これまで預金利息を高齢者福祉事業に充当しているということで、先日の議会運営委員会で利息分が73万円ほどであるということございました。この73万円を、これまで高齢者福祉事業のどういう事業に使っていったのか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、お答えいたします。

28年度決算で申し上げますと、寝たきり介護手当の助成事業の充当をしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

今回、地域福祉基金の元金が3億8,397万ほど積んでいたので、利息分を使っていたということでございました。これを取り崩し可能な条例改正となっておりますけれど、やはり今後も福祉目的に取り崩した分を使うのか。また、その場合、年間どのくらいを予定しているのか、どういう事業に使うのか、考えがありましたらお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今の質問にお答えいたします。

地域福祉基金につきましては、条例の第1条にありますとおり、本格的な高齢者社会の到来に備え、本市における保健福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等、市民の福祉の増進を図るため設置するということで、同目的においては、処分をすることができるという形に今回お願いするところでございます。

具体的な数字としましては、そのときの扶助費の動向、今伸びておりますそういう動向を見ながら、平成31年度の当初予算のときに、基金繰入を考えているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

これまで利息分の73万円で利用していくということでございましたが、今回これを取り崩し可能な条例改正するということは、考えとして3億8,000万円というお金を手つかずのままやっているより有効に利用するという目的でやったのか。また、財政的な厳しさが増してくる予想があるので、そういうふうに今回条例改正されるのかを伺います。

○市長（五位塚剛）

基金を今まで積んでおりましたけれど、今の金利の状況はなかなか果実たくさん出ておりません。やはり、この基金の目的は市民のために有効活用することが大事だろうと思いまして、今後この基金の中から具体的な手立てとして活用したいということで、今回条例提案をお願いしたところでございます。

また、具体的にどうするかというのは、今後十分検討したいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第13号 曽於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 曽於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第15号 曽於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第15、議案第13号、曾於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、日程第17、議案第15号、曾於市思いやりふるさと基金条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の13号について質問いたします。

議案13号はメセナ住吉交流センターの利用料金について、年齢を75歳から70歳に

引き下げて、そして内容的に若干整理する内容でございます。これは先日の市長提案でも報告がありました。

質問の第1点であります、このことで財部と大隅の温泉との整合性をもたせたことになろうかと思いますが、整理した上でその点を答弁してください。

それから、全体の中での直近の高齢者の利用状況について報告してください。

次に、議案第14号、これは末吉の道の駅の整備拡張に伴う利用料金の引き上げの条例改正でございます。

例えば農産物直販もレストランもそれぞれ3万4,800円引き上げられておりますが、この引き上げ額の基本的な考え方について聞かせてください。

第2点目、これも1日あるいは1カ月当たりの道の駅を利用する直近の利用状況についても報告してください。

3点目、関連いたしまして、今後、この道の駅のさらなる売り場、店舗、敷地を含めた改善、拡大の計画はないのかどうか。特に末吉の道の駅は、曾於市の運営するこの種の公共施設の中でも最も利用されている一つだと思っております。旧池田市政のときに、福岡の業者に委託して、結果として3カ所が指定されまして今の道の駅になったということで、交通量調査を含めて十分調査を行った下地があったために、今回大きな前進を来していると思います。

今後順調にいけば、ますます利用が広がるのではないかと期待もいたしておりますが、今後の施設拡張、面積を含めて、考え方をもしあったら聞かせていただきたいと思っております。

以上2つです。

○市長（五位塚剛）

末吉の道の駅に関するご質問について、お答えしたいと思います。

この間、利用者が相当ふえておりまして、レストランの部分においてはお客様を長いときは2時間待たせるという状況がありまして、今回の国の補助事業をいただいて拡張いたしました。大分緩和されたようでございます。昨年度は、道の駅ができまして、最高の1日の売り上げもふえております。具体的にまた担当課長から答弁させますけど。

現段階において、今何かしなきやならないという計画は持っておりません。ただ、非常にお客様が多いために、駐車場がまだ手狭になっていることもありますので、また今後の課題として検討はしたいというふうに思います。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうからメセナ住吉交流センターにつきまして、まず利用料の引

き下げにつきまして、財部及び大隅の温泉との整合性ということでございます。やはり利用者のほうから、財部と大隅のほうは70歳以上が220円の適用を受けているというふうなことで、メセナのほうも引き下げるやしないかという要望が多々あったところでございます。今回、福祉サイドとも打ち合わせをさせていただきまして、この年齢を75歳から70歳へ引き下げるお願いするということの経過でございます。

それから、直近の高齢者の利用状況ですが、券売機のほうで75歳以上という券売機をつけておりますので、それでいきますと、75歳以上が28年度の実績で3万5,343名でございます。1日の1回の利用者数は、それを省いた利用者数ですが、28年度で11万5,501人の方が330円で入浴されているということになります。

この中で、恐らく70歳から75歳までの年齢幅というのは把握はできないわけですが、交流センターのお話を伺いましたところ、多くて3割くらいかということでございました。その3割で見ますと、約3万5,000人弱が新たな対象になるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

それでは、道の駅末吉の料金の改定についての御質問について、お答えいたします。

まず、貸し付け料金の値上げについての考え方ということでございますが、これまでの道の駅の使用料につきましては、合併当時の使用料を基礎にしてやってきておりまして、今回の値上げにつきましては、面積がふえた分を従前の面積で案分いたしまして、ふえた面積分を案分しまして、料金を値上げしたということになっております。

また、今後はその施設を利用して、収益が出てきたり、売り上げが上がったりしてまいりますので、3つの道の駅の整合性をとる意味でも、収支でありましたり、売り上げの金額であったりというものを勘案して、整合性がとれるように見直しをしていかないといけないのかなというふうには考えているところでございます。

1日当たりの利用状況ということでございますが、直近の1月でございます。レジ通過数で申し上げますけれども、1カ月で2万9,950人がレジを通過しているということでございます。済みません、これはレストランと直売所は分けた数字を持っておりませんが、1日当たり1,000人ほどがレジを利用しているということになります。

このレジ通過者数の売り上げですけれども、1月の売り上げが3,955万6,000円ということでございまして、1日当たり約130万円を売り上げているということでござ

ざいます。

先ほど市長のほうからもありましたとおり、面積を広げたことによりまして、レストランの回転が上がってきていますので、売り上げが伸びてきているという状況もございます。

今後の売り場、それから敷地の改善計画についてということでございますが、大きな改善については、今回の増築の部分が終わったということで、大きな計画はないところでございますが。今現在は、駐車場のラインが消えかかっておりますので、駐車場のラインの引きかえ、それから、屋外のほうで花の苗等を販売しておりますが、そこに屋根がほしいというような御要望も出ておりますので、それについても対応をしていくということを考えております。

今後は、出荷者協議会の皆さん、それから道の駅の職員の皆さんとるる協議を重ねながら、改善をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

道の駅については、先日一般質問の答弁の中でも、全体の出荷者の4人に3人が60歳以上の高齢者ということです。大事にしていかなければならない施策の一つだと思っております。

末吉メセナ温泉について、一言質問いたします。

20年以上前にこれが設置されまして、これも成功している事例の一つでありますけれども。全体として老朽化が進んでいる、あるいは進みつつあります。

1つの質問でありますけれども、5年、10年先を見据えた対応が大事かと思っております。その点で、施設の老朽化の中の例でありますけれども例えば宿泊施設、これも改善の立場からの検討課題の一つじゃないかと思っておりますが。これについては、全くまだ議論、検討がされていないんでしょうか。

ほかにもありますけど、この点が特に代表例の一つだと思っておりますので、聞かせてください。常に先を見越した対応が大事じゃないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

末吉のメセナ温泉も、大変利用者も多くなりまして、市民からも、また都城、志布志のほうからもたくさんの方々が利用者があるところでございます。

今心配されているのが、お湯を沸かすボイラーが非常に古くなってきておりますので、この取りかえ工事をしなければならないと思っております。

空調工事については、全て取りかえをいたしました。

今、ホテルの誘致のことを検討しておりますので、これを誘致した場合にお風呂の利用者が相当ふえますので、当然洗い場を含めた施設が狭くなってしまいます。これ

も対応しなければなりません。

今言われますように、宿泊施設が和室でありまして、今ほとんどが洋室というふうになっておりますので、そのことも検討しなければなりません。

総合的に末吉のメセナ温泉の利用をどういうふうにふやすかということを含めて、さらに検討していきたいというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第16号 曽於市都市公園条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 曽於市地域振興住宅条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第18、議案第16号、曾於市都市公園条例の一部改正についてから、日程第20、議案第18号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案16号の都市公園の整備状況についての質問であります。

質問の第1点は、現在の曾於市には都市公園が全部で何カ所指定されておりますか。例規集を見たら分かることでありますけど。

その中で、今回新たに追加されましたけれども、質問の第2点目はその管理状況でございます。

これは全て建設課が管理しているのでしょうか、これは確認。

次に、この中で整備をどんどん進めるということは、本当に大事なことでありますけれども、あわせて管理、私が見受けたところでも、経験したところでも公園によって管理の細やかさが大分違います。場所はあえて言いませんけれども、夏になると草が生えてほったらかしの公園もあります。

あるいは、トイレの管理がやはり箇所によって大分違います。はつきり言って、

公園の大事な点はやっぱりトイレだと思うのですが、せっかくのトイレが管理が非常に不十分であるという点もあります。

そうした管理のあり方を含めて、どのような管理体制になっているか、お聞きいたします。

次に、議案第17号、地域振興住宅の条例改正についてです。

今回6戸分が追加されております。質問でございますけども、このカットされた分は補正予算でお聞きいたします。この6戸については、当然のこととして入居予定者は内定していると思うんですけども、それとも、これからでしょうか。内定していたら、どこからの転入か、家族構成はどうなっているかをお聞きいたします。

第2点目は、この地域振興住宅の位置づけです。

これも一般質問等で議論がされておりますけども、宅地分譲がされていないところは、その地域の子供たちの人数をふやすという点、小学校を残すという観点からも一定程度は残していくかなければ、結果として後になって大きな悔いを残すんじゃないかなと思います。地域振興住宅についての基本的な考え方、非常に大事だと思いますので、お聞かせください。

3点目、これも関連いたしまして、もし建設課のほうでつかんでいたら、地域振興住宅の全体の戸数の中での空き戸数、その中で、わかっていると思うのですが、子供の数、大体どれくらい入居しているか、お聞きいたします。

4点目、古いのはもう大分たちました。修繕を必要としているのがそろそろ出でないかどうか、お聞かせください。

次に、議案第18号について質問いたします。

これは、末吉の上水と簡易水道の統合についてでございます。先日も全員協議会で説明がありました。

質問でありますけども、この統合によりましてのメリット面はお聞きいたしましたけども、マイナス面は見られないかについて率直にお聞きをいたします。

2点目、統合することによって、末吉上水の従来の利用者にとってのメリットはあるのかどうかでございます。

統合することによりまして、簡易水道の方々の利用はメリットが見られると思うのですが、これは第2点目。

第3点目、私が一番気がかりなのが、財政上の問題でございます。

統合によって、財政上の変化なり影響があるのかどうか、具体的には一般会計からの繰り入れはどうなるのかでございます。

ちなみに平成29年度の本年度は、末吉の簡易水道に関する一般会計からの繰り入れ援助は幾らですか。30年度との関連で、これもあわせて報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

地域振興住宅のことについて、お答えしたいと思います。

一般質問でもお答えいたしておりますから、基本的には農村部の小学校のほうに、曾於市外から転入されて、地域のところの学校に入りたいという希望が具体的にあれば、当然ながら予算化をしてまいりたいと思います。

全体的には5戸ぐらいにとどめたいというふうに思っております。

今も大きな役割を果たしてきておりますし、また、現実問題、せっかくの建物をつくったんですけど、いろんな諸事情がありまして、転居される方がちょっと出ておりまます。そのあたりのこともあり、また、旧末吉町時代の活性化住宅については、今希望があれば売却を始めております。今の振興住宅も、一定の年数が過ぎたら売却が具体的にできるかということを、担当課のほうで十分詰めておりますので、希望者によってはそういう形での売却を含めて進めていきたいというふうに思っております。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えいたします。

まず、議案第16号の曾於市都市公園についての質問でございますが、都市公園の数でございますが、現在19ヵ所の都市公園を管理しておりますので、今回、大隅下窪の東旭ヶ丘公園を追加いたしまして、20ヵ所の公園となるところでございます。

それから、都市公園の管理についてでございますが、今回設置する公園も含めまして、建設課が管理することになります。一部につきましては、教育委員会の管理の分もありますが、それを除きますと建設課の管理ということになります。建設課は一応20ヵ所全部にかかわってくるわけでございますが、そのうち末吉の栄楽公園、大隅の弥五郎公園、財部の城山公園の管理につきましては、教育委員会の管理になるところが一部あるところでございます。

トイレの管理ということでございますが、トイレの管理につきましては、シルバーパートナーセンター及び建設課の職員が週1回程度の見回りと清掃を行っているところでございます。

草払いにつきましても、公園によっては異なってまいりますが、年に1回やる公園もありますし、年に3回程度実施する箇所もございます。

地域振興住宅についてでございますが、この6名の方については、入居者は決定しているところでございます。

その家族構成でございますが、大隅管内の中野地区におきましては、一家族が3名、もう一家族が2名ということになっているところでございます。

財部南の泊ヶ山の家族構成につきましては、1戸でございますが、家族が6名ということになっております。

財部の片平地区につきましては、1戸で世帯人が3名ということになります。

末吉の櫛地区の見帰団地でございますが、一家族が3名、それからもう一家族が7名の家族構成となっているところでございます。

それから、地域振興住宅の管理についてでございますが、古いものになりますと築10年を迎えるところでございます。ですので、今から建物が傷んでくるということになりますが、現在におきましてもいろいろな修繕を行っているところでございます。一番心配するのは、木造でございますので、修繕が大きくなるのはこれからだと予想しているところでございます。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

議案18号についてでございますが、末吉上水と末吉簡水の統合によるメリット、マイナス面を言わされましたけど、今回は区域の変更でありまして、今区域が末吉地区でいいますと大字ごとに分かれております。この簡水を末吉一つにするということでの改正になっております。

上水への統合によってのマイナスはございません、今のところ。

上水のメリットなんですが、これについても区域が変わるだけであります、利用者の方へのメリットもマイナスもございません。

財政上の問題なんですが、一般からの繰り入れで、今末吉簡水は28年度の決算におきましては、3,365万8,000円の一般からの繰り入れを行っておりますけど、今後につきましては、今財政課とも協議をしておりますので、末吉の上水、簡水については今のところ今までどおりと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

地域振興住宅、以前の旧末吉町の活性化住宅を初めとして、この役割りは非常に大きいと思っております。これがもしとられてなかつたら、極端な言い方であります、幾つかの小学校はもうなくなっているんじゃないでしょうか。それほど重要な役割であります、特に宅地造成の計画は今後ないところは、今の子供の数、乳幼児を含めて考えながら対応していくべきだと思っております、そういう位置づけのもと。

先ほどの質問の繰り返しになりますけれども、建設課長のほうで地域振興住宅が何戸あって、空き戸数は何戸、特に乳幼児、児童生徒数が何名であるか、トータルをつかんでいたらお答え願いたいと考えております。この報告があつたら、役割

が物すごく大きいということが共通の認識にならうかと思っているからでございます。軽視しては絶対ならないと思っております。

次に、市長に1点だけ上簡水の統合について質問いたします。

この点は、合併後池田市政のときに当時の末廣部長を中心としての議論がされました。私も何回か本会議で質問いたしました。この統合については、手元にありますけども、審議会というのがつくられまして、10項目の答申が出されております。これは大事にしたいと、私は今でも思っております。

あわせて、私の質問に当時の池田市長は一緒になったとしても、末吉簡水だけではないんですが、簡易水道に対する市の一般会計からの繰り入れ補助は今後も継続していくきたいと答弁がされております。

ただいまの担当課長の答弁も、それに沿った答弁じゃないかと思っておりますが、非常に大事な問題であり、また金額は大きいし、長年の歴史、経過がありますので、この点はしっかりと守っていただきたいと思っております。市長の考え方を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

上水と簡水の問題ですが、国のはうから法的に簡水も一本化しなさいということになってきましたので、当然簡水の本管と上水の本管も接続できるようになってきております。

そういう意味では、市民全て平等に水を供給できるという形になると思います。

簡水地域において、大きな事業費が伴うことが出る場合は、当然一般会計からの繰り入れも可能でありますので、それはまた引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えいたします。

入居状況でございますが、現在127戸を管理しております、そのうち2戸の空き家があって、現在125戸入居しているところでございます。

状況といたしましては、退去者が年々ふえている状況にはございます。

それから、子供の数ということでございましたが、未就学児ということになりますが、小学校に入る前の子供は現在159名、それから小学生が92名、中学生が20名、それからそれ以上、高校生以上が16名の合わせまして287名の子供が今入居しているという状況でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいま課長答弁ありましたように、地域振興住宅実に287名、約300名近い乳幼

児、子供が住んでいるということですね。曾於市全体の小中学生のこれは1割から2割ですよね、大変な数なんですよ。それが特に農村地域の小学校の存続を支えているという点がありますので大事にしていきたい点であります。

市長に重ねてくどいようでありますけど質問いたします。私がこの簡易水道に対する補助というのは、例えば水道課長も答弁がありましたけど、28年度で3,365万8,000円が末吉の簡水には一応一般会計から繰り入れやっております。こうした運営費に対する補助のことでございます。長年の歴史がありますので、これはぜひ続けていただきたいという点での確認を含めた質問であります。

○市長（五位塚剛）

そのことについても十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（上村龍生議員）

通告外ではありますけど、1点だけ。議案第16号の公園のところで、今回東旭ヶ丘公園の整備が終わっての提案でありますけども、地元の方の意見なんすけども、公園が整備されるのを非常に心待ちにしていたと。その理由は、私も一般質問でも約4年前にしたんですけども、非常に荒れて景観が悪い、衛生上も悪い。公園整備を急いでくださいというような意向で整備をお願いをして、新しくでき上がったんですけども。

その状況をちょっと感想をもらったんですが、公園ができたらそこでグラウンドゴルフなり、子供たちが遊んだり、そういう広場として使用したいという期待感が非常に大きかったということの関連、それから公園の機能として緊急時にはそこに人が集まることも避難場所としてあるんじゃないかなというような話をされた中で、最終的なグラウンドの整備の状況、グラウンドといいますか公園の、そこが当初考えていたような状況になっていたのではないかなど、とてもグラウンドゴルフできるような状況になっていないと。

現に子供たちも集まっている様子ないんですけども、先ほど徳峰議員の質問にも関連しますけども、草が放っておいたら今の状況はどこも一緒だと思うんですけどもね、非常に厳しい状況があるということで、そのグラウンドといいますか、最終的な整備のところの考え方、今後の整備も関係あると思うんですけどね、が1点。

避難場所に関しては、新しい公園はフェンスが張りめぐらされているんですよね、周囲にずっと。ぱっと一目で見て、入りづらいんですね、公園に。入り口が1カ所か2カ所ぐらいしかなくて、周囲がずっと囲ってあるもんですから、これ避難場所としては適切なのかなという疑問を、私じゃないですよ、地元の人がもって僕に

話をされたんですけどね。設計段階といいますか、そういうときに、フェンスを張った理由もあるとは思うんですけども、違うところも見てもフェンスが張ってあるのが多い、ないところもあるようですが。そのところ、もし議論がされていたり、考え方があれば、ちょっと示してください。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

今議員がおっしゃいましたが、現在大隅の八合原の付近に幾つか公園を整備中でございますが、設計につきましては、職員みずからが現場を見ていいろいろな調査をしながら設計しているわけでございますが、確かに言われるとおり芝の状況も余りよくない箇所もありますし、遊びづらいといいますか、例えばグラウンドゴルフの競技をしづらい、そういう状況ではございますが、それについては建設水道課のほうでも把握しておりますので、このまま対応していきたいと思っているところでございます。

それから、もう一つフェンスのことを言わましたが、このフェンスにつきましては、担当の中で話をする中で、やはり子供の遊び場として設計する場合に、ボール等で遊ぶ場合に、ボールが飛び出したときの事故防止も含めてフェンスをやっているということでございます。あわせまして、どこからでも入れる状態だと防犯上もよくないのではないかということで、設置を今しているところでございます。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

防犯上の理由ということで理解できるところもありますけども、現状では子供がいません、公園に。それよりも今の状況で言うと、人が集まりやすい状況をつくることのほうが先なのではないかという意向の話をされていました。そのようなところも考慮をされながら、今後設計段階でまた話をしていただければと思っております。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

今指導いただいたことは、また今後十分に検討しながら対処したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○17番（谷口義則議員）

今の上村議員の質疑にちょっと関連するんですが、都市公園の公園法に基づいた場合、グラウンドゴルフはできるんですか、課長。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

公園によって、もちろん違うわけでございますが、今大部分の公園につきましては、公園内での大会とか例えばグラウンドゴルフの大会とか、そういう開催については遠慮していただいているところでございます。グラウンドゴルフをされる場合も、練習をするのはいいんですが、利用されるのはいいんですが、大会の開催等は控えていただくような状況でございます。

それから、一部につきましては、グラウンドゴルフの専門の公園もありますので、それについてはそういう規制はないと思っているところでございます。

○17番（谷口義則議員）

ですから、新地公園の場合の議論があったときに、教育委員会が管理するようになったでしょう。でしょう、今さつき教育委員会が管理している場所、建設課が管理すると。これら辺は公園法に基づいた場合は、どこかがしなきやならないというのが決まってくるわけじゃないですか。だから新地公園が単なるグラウンドゴルフ場じゃなくて、公園になったのはそこら辺の理由からなんです。そこら辺の理由があるから、教育委員会いったんですよ。だから、これら辺の解釈の仕方、明確にしておかないとおかしくなりますから、そういう意味でこれから対応していただければ。

終わります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第21号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第21、議案第21号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

一般会計の補正について、約10項目質問いたします。

まず、説明書に沿ってページ数は申し上げます。

歳入の中で3ページの交付金あるいは交付税について、金額は小さいんですけども、まず、3ページ見ますと、地方特例交付金というのがあります。名前のとおり特例交付金。金額はそう大きくないんですが、この備考欄では、減収補填特例交付金とあります。この内容を含めて説明してください。あわせて、この特例交付金は、関連する特例、曾於市における特例交付金はこれを含めて全部で何本あるのか、説明してください。昔は、たしか、この項目はなかったと思うんですけども。

2番目に、歳入では12ページ、歳出でも30ページ、再三出てきます思いやりふるさと基金について、歳入では基金繰り入れが2,500万円、総額で6億6,550万円となっております。一方、歳出でも、本年度末における事業支出のための一応調整があります。この支出は昨日の岩水議員の質問にも関連いたしますが、あくまでも返戻金等に対する寄附金でありまして、あわせて、やはり、PR事業を初めとした少なからず事業費がありますが、これらを含めて答えていただきたいと思っております。

次に、関連いたしまして、この思いやりふるさと基金の寄附金のあり方の広報のあり方について、昨日岩水議員からも率直な質問がありましたけれども、基本的には私も同じ考え方であります。10億円という金額自体は大変ありがたい金額で、これは大変な努力によりまして行ったものであります、これはこれとして、もちろん大きな柱として、市民を含めて対外的にも広報活動を行っているのは、これは当然のことであります。あわせて、やはり、どうしても、市民の中にも誤解が少なからずあります。これを誤解を払拭するというか、取り除くことは、私は大事なことだと思うんです。ですから、例えば、広報活動の中でも、寄附金が総額幾ら、ありがとうございますございましたって。一方、各地の返礼等を含めて経費がこれだけかかるって、実際使える大事な貴重な2億8,000万円、9,000万円はこれだけありますって。いう形で、市民にも理解をしていただくというのは、私は大きな立場から見て大事なことだと思っております。こうした中で、市民の共通の認識になろうかと思ってお

ります。そうでなければ、この思いやりふるさとの寄附金のお金だけが市民の中にもひとり歩きしていくって、これを使って、どんどん事業やつたらいいんじゃないかということにもなりかねません。例えば、関連して言いますと、このグラウンドゴルフ場も2億幾らのお金の中で、その半分ぐらいに当たる1億円をふるさと資金を活用したっていうことですね。そうした中で、毎年3億近い貴重な寄附金が集まっています。その中で、1億幾らをこれに使いましたって言ったほうが、むしろ、グラウンドゴルフを利用する愛好者にとっても、それだけお金をかけていただいているんか、ありがたいということになると思うんです。こうした意味のいわば懐の深い対応の仕方、教宣活動が私は大事じゃないかと思っておりますので、その点でも、今後大事な財源として、2億、3億円近いお金というのは、これは大変な財源なんです。これは財政分析したら、本当一目瞭然でありますので、大事に使っていく。今後大事な事業として育てていくという観点からも、広報のあり方についても、懐の深いというか、理解をいただく形での広報活動が大事じゃないかと率直に思っておりますので、市長の考え方を重ねて聞かせてください。

次に、12ページ、12ページの各基金の繰入金についてでございます。

これも年度末、毎回私質問しているわけでございますけども、この年度末の最終の補正予算の中で、現段階における各種基金の残高、あるいは、本年度における曾於市のこの各基金への取り崩し、並びに積み立てについての概要がわかります。

ここに記載されているのは、財調、あるいは、ふるさと、思いやりふるさと基金が金額の大きなものになりますけれども、そのほかに、例えば、今、曾於市が保有する大きな目的の基金としては、例えば、減債基金、これが7億円であります。あるいは、地域福祉基金、さつきも議論されました3億8,000万円、あるいは、ふるさと開発基金、これが10億円であります。市立学校施設整備基金、これが5億6,000万、あるいは、青少年図書購入基金が1億円。このままでは、市長、これも30年度とうとう1億円割ります。合併後初めてでございますが、こうした図書購入基金のあり方、あるいは、まちづくり基金、これが20億円、これが本当に大きな金額であります。これが大きな金額ですね。こうした中で、やはり、今後の曾於市の事業展開を行うに当たって、どこに、どこに、もし、余裕ある財源があったら、新たな積み立てを行うかというのが議論されていると思います。率直に申し上げて、本年度、29年度、そうしたとこに積み立てについての資金の配分はほとんど見られておりません。この点で、まず基本的な財政の中での基金の、主な基金において、今後の捉え方、考え方について、聞かせていただきたいと思っております。

今後の各種の事業計画の関連でやはり考えていかなければなりませんけれども、一般論的な質問でありますけども、答弁をしてください。

財政調整基金については、30億円をめどといった議論がありますが、29年度末は、28億6,491万円でございます。何が何でも30億円を積み立てなければならないという議論の立場には立ちませんけれども、基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

次に、25ページのクリーンセンターの施設整備の1,226万8,000円の減と29年度の整備内容について聞かせてください。本格的には、平成30年度、31年度にクリーンセンターの整備事業が始まりますが、その前段として、既に、29年度におきましても、設計関連を含めて、あるいは部分的な改良整備工事が行われております。その内容について説明してください。

そして、2番目、順調に経過どおりに事業は進められているか。これは第2点目であります。

さらに、この基幹的設置改良工事の内容7,770万6,000円についても説明をしてください。

4点目、先ほど順調に工事が行われているかの関連で、これはごみを搬出する市民との関連においても問題なくスムーズに工事等が行われてきたか。今後の教訓点はないか。特に、事業が来年度、再来年度に行われますと、これを踏まえた反省材料が必要じゃないかと思っておりますので、お聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

次に、28ページの畜産クラスター事業1億9,344万6,000円の減とこの事業の各年度の今後の計画等についても聞かせていただきたいと考えております。

私が、この補正予算書を見て、真っ先に最も強く感じたのが、この事業でございます。この事業は安倍内閣のもとで、いわゆるTPPの対策として、急遽出された事業でございます。間違っていたら訂正いただきたいんですが、29年度からの事業でございますが、既に28年度におきましても畜産競争力強化対策整備事業というものが顔を出しまして、そして、当初の予算は4億6,111万円がありましたけども、昨年も最終末で4分の3の3億円以上が減額されて、わずか使われたのが1億2,800万円がありました。今回のクラスター事業につきましても、これまで4億3,398万円予算化されております。これがこの最終末で、その45%に当たる1億9,344万6,000円が減額となって、結果として、2億3,684万円の補正予算となっております。余りにも、市長あるいは担当課長、予算の積み立て方と使い方、そして、補正残というの落とし方がもう乱暴過ぎるんじゃないでしょうか。幾らトンネル事業とはいっても、ぼんぼん、1億、2億、3億円のお金が出したり入ったりしているんですよ。非常に計画性がないって。基本的には国のあり方に大きな問題があるんですけども、もっともっと、これは考えるべきじゃないかと思います。具体的には、2回

目以降、質問いたしますが、まず、このあたりの経過等について、説明をしていただきたいと思っております。

次に、29ページの負担金等の1億6,198万6,000円の減についてでございます。

まず、質問の第1点でございますが、この当初の予算額は幾らであったのでしょうか。また、この1億6,198万6,000円が不明確でございます。ちょっと説明をしてください。これは、私だけじゃなくて、恐らく議員の方々も見たら、ちょっとはつきりしないと思っております。この予算の説明書と一方で関連する委員会の説明資料ですね、これを見ても十分な内容ではございません。もっと整理が必要でございます。この点でも説明をしていただきたいと思います。

関連して、2番目でございますけども、この県営の中山間地域所得向上支援対策事業の補助です。これがこの年度末になって、ゼロ円から今回4,650万円、一応予算計上されています。新規であるかどうかわかりませんけども、今後の事業としては、これは繰り越ししかないですよね。実質30年度予算であります。なぜ、今になっての急遽予算提案であるのか。それであつたら、30年度当初予算に入れたほうがよっぽどすっきりするちゅうか、自然なんですね。この事業の内容、あるいは事業の実施時期。また、これは振興計画や財政計画にも入っておりますか。この確認の質問でございます。以上です。

次に、31ページの企画振興費の中の負担金等の4,280万円の減額についてでございます。これも説明資料に記載が見られません。これは市長なりあるいは副市長に質問したいんですが、今回のこの補正予算の中で、これは副市長もよく聞いてください。この説明書とこの説明資料です。これが整理されてないんです。例えば、これ2カ所あります。今回のこの補正の中では、この企画振興費の中と一番最後の公債費ですね、公債費について、この説明書の中では、例えば、公債費は、これは昔からでございますけども、最初の一番最後の項目にあります。昔から、これは。40年前から。ところが、この公債費も説明書の中では財政課にあるために、この一番最後じゃなくて、財政課の項目にありますよね。そして、また、今質問したい企画振興費の負担金、企画振興費の負担金についても、これは30ページの商工費ですね。ちょっと訂正。30ページの商工振興費についても、説明資料の場合は農林振興課の後にあります。以前、農林振興課と今の商工観光課一緒だったって流れもあるかもしれませんが、しかし、この説明資料では違います。この建設課の前にあります。ということで、整理されてないんですよ。これは見たらすぐわかります。これは当然のことながら今後改善が必要かと思っております。

あわせて、この31ページの企業振興費の中の負担金等の4,280万円についても説明をしてください。

また、30ページの商工業振興費の中の委託料、直產品のPR推進委託料だと思うんですけども、説明をしていただきたいと考えております。

次に、32ページの市道整備についても、先ほど午前中議論があった辺地事業に当たりますけども、5,855万2,000円減額。非常に減額額が大きいですけども、その事業等についても内容を含めて説明してください。

次に、34ページの住宅振興費の工事費3,750万円の減の理由について説明してください。これは地域振興住宅であります。何カ所分であるでしょうか。せっかくの大事な事業でありますけども、3カ所分であるかどうかわかりませんけども、3,750万円も減になっているということはもったいないというか、事業と受けとめております。減額について、説明をしてください。

次に、43ページの先ほども言いましたが公債費です。これは1億5,589万7,000円のいわゆる繰り上げ償還等でございますけども、利率等を含めて、どこまで、今回は、どういった内容で繰り上げ償還を行うのか。これは池田市政のときもそうでありましたけども、当然のこととして、やらなければなりません。また、評価したい項目でございます。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の問題でありますが、ふるさと納税については、担当課を中心として、また、市内の業者の方々の協力を持ちながら、いろいろと議論してきた事業でございます。当然ながら、ふるさと納税は精いっぱい努力をして、少しでもたくさんの方々の寄附をもらうようにしております。寄附金の事業というのは、全体的の寄附の金額ということが数字になります。その中で、その中から、特産品の返礼品ということで、このように約半分は返しますよということをこの間も一貫して説明しております。当然ながら、この事業をするためのコマーシャル、宣伝費というのがかかります。そういう意味での実際使える金額が約3億円近く、この間は出てきております。それの積み立ての金額であります、非常にありがたいなと思っております。今後も努力してまいりますが、特に市の職員の方々にも、たくさんの市外の方々の紹介をしていただきました。600名を超える人たちの紹介をしていただきましたけど、今からは、私が今話しているのは、市民の皆さんたちにも、ぜひ、市外の東京とか、いろんなところにいらっしゃる身内の方々に曾於市を応援していただきたいと、そういう紹介を今積極的に声かけております。そういう意味での今後の御支援をお願いしたいと思います。

基金の問題ですが、当然基金というのは目的がありますので、目的に沿った基金の積み立てをしております。また、使い方も、当然ながら、そのような使い方をし

ております。常に基金のあり方の見直し、今回の福祉基金を含めて、やはり、もう、基本的には見直ししながら、一般財源化できるものは、そういうことを含めて、やるということも含めて、十分検討しているところでございます。

以上です。

あと、クラスター事業については、当然ながら、当初目的があつて計画いたしました。結果的には、事業者の変更がありまして、やつたというふうに思います。

詳しいことについては、全て担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、質問のありましたP3ページの交付金の関係についてでございます。

地方特例交付金につきましてですが、地方特例交付金、これは9款で設定をしてあるものでございます。款項目節につきましては、先ほど言わされましたとおり、減収補填特例交付金となっておりまして、内容につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う減収を補填するために交付されるものでございます。

平成29年度の適用者数373名でございました。控除額は1,162万4,000円でしたが、これに交付としましては、0.9605931という率を掛けて、国のほうから交付されたものでございます。

今現在、地方特例交付金とついているものは、この減収補填特例交付金のみでございます。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

私のほうでは、12ページ、そして歳出のほうでは30ページになりますけども、思いやりふるさと寄附金について、御説明したいと思います。

歳入につきましては、きのうからありますとおり、本年度の寄附見込み額が10億円を突破いたしましたので、現在の10億円の予算額を10億5,000万円に変更するものでございます。

歳出につきましては、予算委員会説明資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。256ページになりますけれども、歳出のほうの主なものにつきましては、特産品PR推進委託料でございます。予算現額が現在5億円でございますけれども、これを5億8,558万円に増額するものでございます。これは寄附額の増加。そして、キャンペーン等を行いまして、少しお得な商品を期間限定で提供いたしますよというようなPRを打ちますと、それが全国に広告として流れていきますので、そういうキャンペーンを行ったものが加算をされているというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

また、積立金でございますが、寄附額の増加によりまして、予算現額10億円のところを補正予算額で10億5,000万円に増額するものでございます。PRの仕方につきましては、市外の方々、要するに寄附をしていただく方々に向けてのPRの仕方と、そして、それを使う住民、市民側に向けてのPRの仕方があると思います。これからは、市内でどのように、このふるさと納税、ふるさと思いやり寄附金が使われたかと、どのような使い方がされたかということをやはり市民の皆さんにPRしていくことが重要であるというふうに考えます。先ほど市長も申しましたとおり、職員のほうから、ふるさと納税の寄附者を紹介してくださいというようなことをしておりますが、これをやはり市民の皆様にも使い道をよく知っていただいた上で、それでは私の知人であるこの人を紹介しましょう、私の息子を紹介しましょうというような形で、思いやりふるさと寄附金の純粋なといいますか、この曾於市を応援したいと思う方々を募っていきたいというふうに思っております。また、PRにつきましては、市外もどこの自治体もそうですけれども、ふるさと納税の制度を大いに活用しようということで、現在PR合戦になっておりますので、ある程度の予算をかけていかないと、PR合戦に負けてしまうというような状況もございますので、今後も頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどありました基金の関係について御説明をいたします。

今回、基金の繰入金で財政調整基金を繰り入れております。今回の補正におきまして、5億5,628万8,000円の繰り戻しを実施しております。これにつきましては、利子分も含めてですが、平成29年度末の残高見込み額を28億6,491万8,000円となるところでございます。今後は、最終的な執行残額等を財源といたしまして、曾於市で一応目標30億円というのがございますので、ここにしたいと考えているところでございます。

続きまして、ふるさと開発基金でございますが、1,050万円の繰り戻しを実施しております。これにつきましては、当初予算で、ふるさと開発基金の充当事業を見込んでおったものが最終的な対象事業の執行見込みの減によりまして、1,050万円を基金へ繰り戻すものでございます。

それから、思いやりふるさと基金2,500万円を今度は繰り入れしておりますが、これにつきましては、対象事業の執行状況による基金への繰り戻し分、これが6,050万円。それと思いやりふるさと基金の今回補正で上げておりますPR推進委託料の追加分8,550万円によるものでございます。

それから、そのほかの関係では、基金の目的ということでございましたが、今現

在、先ほど議員も言われましたとおり、財政調整基金を初め各種基金がございます。目的を持っているものでも、市立学校施設整備基金等のように、今現在、29年度末見込みを5億6,000万円ほど見込んでおりますが、これにつきましては、次の岩川小学校等そういったものについて、事業のときに充当していかねばと考えております。

そのほかでは、ふるさと開発基金。これも繰り戻しをしたもの、前年度から比べると減少となっております。こういったものを考えますと、最終的な余剰があれば、少しでも基金に繰り戻し、もしくは積み立てをしていきたいと考えているところでございます。

それと、今回、予算書のページと、ページといいますか、申しわけございませんでした。予算書の予算に関する説明書とそれからこれが款項目順に並んでいるんですけども、委員会説明資料がばらばらだということにつきましてですが、予算に関する説明書につきましては、款項目順に並んでおりますが、委員会説明資料につきましては、あくまでも説明資料ということで、皆さんに見ていただくとき、各課ごとにまとめてあるものでございます。

それと、繰り上げ償還の関係でございます。公債費についてですが、今回公債費は繰り上げ償還による償還元金1億7,233万4,000円の増と償還利子1,837万9,000円の減が主なものでございます。償還につきましては、繰り上げ償還は平成24年度に借り入れをしたものでございます。市債名は合併特例債でございます。借入額は2億4,340万円で、利率は0.77%でございました。借入先はそお鹿児島農業協同組合となっております。今後につきましても、財政的な部分で許していただけるんであれば、繰り上げ償還は後年度の負担にならないように実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○市民課長（内山和浩）

それでは、25ページのクリーンセンター施設の1,226万8,000円の減と29年度の整備内容についてお答えいたします。

クリーンセンターの施設整備事業の減額は、委託料が176万7,000円の減と工事請負費が1,050万1,000円の減であります。

29年度の整備内容等について主なものを説明をいたします。

委託料につきましては、本工事の入札に係る事前審査支援業務委託183万6,000円であります。これにつきましては、もう終わっているところでございます。

ごみ処理施設の基幹的設備改良工事監理業務委託につきましては、設計図書により工事が行われているか、監理を行うもので、平成29年度は284万9,040円となって

いるところです。

工事請負費については、ごみ処理施設基幹的設備改良工事が平成29年度は7,770万6,000円でございます。このほか、車庫ほか敷地造成工事が529万2,000円で、造成面積は1,700m²です。

収集車等車庫新築工事につきましては、3,584万8,440円で、車庫の面積は272m²でございます。

ストックヤード増築ほか工事につきましては、2,069万2,800円で、面積は144.63m²になっているところです。

ここまででは、もう既に済んでいるところでございます。車庫周辺の外構工事が残っております。これにつきましては、1,004万4,000円で、面積が1,480m²です。3月までには完了する予定になっているところです。

それから、先ほど質問をいただきました2番目の30年度、31年度の工事等についてということでございますけれども、こちらにつきましては、前回も申し上げましたけれども、30年度につきましては、現在の2号炉の解体といいますか、改修工事に入るところでございます。こちらのほうにつきましては、2月から3月に向けて、試運転ができるまでに完成を目指しまして、運転指導等も終えて、31年度からは本格的に焼却ができるような体制を整えたいと考えているところです。

31年度につきましては、現在の1号炉のほうを修繕を行いまして、3月までに完成を目指して取り組みをしていきたいというふうに考えているところです。その間、新しくできました1号炉で焼却を行っていきたいというふうに思っているところです。

それから、全体事業費のこの基幹的工事が15億5,412万円のうちの5%、7,770万6,000円の工事の内容になります。今年度の内容になりますけれども、こちらにつきましては、設計図書の作成が主なもので、現在でき上っております。細かいところの修正作業を今担当者と行っているところでございます。あと、発注等の状況につきましては、クレーン等の製作を急がないといけませんので、クレーン等の製作にも入っているところでございます。

あと、一番大事なものになりますけれども、送風機等の製作等にも取り組んでおりまして、今現在作成中でございます。

以上のようなのが、7,770万6,000円の内訳となります。

それから、今回の改良工事によりまして、ごみの搬出等のことについて申し上げます。

まず、今年度から、今年度いろいろ車庫とかをつくっていただきましたので、今、一般の方がクリーンセンターにお見えになる際にごみを出す流れ、スムーズに流れ

るよう検討して、順路的なものを今検討が終わりつつあるところでございます。安全に捨てられるような確保をしているところでございます。

それから来年度になりますけれども、来年度になりますと、各自治会のごみの収集運搬の件がまた出てまいります。1号炉とまっていますので、残りの焼却できない物を埋め立てをしなければなりませんので、それにつきましては、収集運搬の業者、可燃物、不燃物等についての搬入の仕方についても打ち合わせを進めているところでございます。搬入経路も含めまして、今、話を進めているところでございます。

それから、当然、30年度からになりますけれども、埋め立て処分場の管理の部分も出てまいります。こちらが、今、大隅の埋め立て処分場が1.5人体制で、ごみの受け入れ等をしておりましたけれども、収集運搬者が大分入ってきますので、3人体制で管理をするようなことで、今、搬出等については検討をいたしているところでございます。

以上で終わりたいと思います。

○畜産課長（野村伸一）

ページ28ページの畜産クラスター事業についてお答えいたしたいと思います。

この畜産クラスター事業につきましては、TPPの対策の関連事業ということで、平成28年創設されたわけでございますけれども、まず、1億9,344万6,000円の減額についての理由でございますけれども、本年度、平成29年度につきましては2経営体の方が取り組みを実施されております。その中で減額の主なものは、有限会社大成畜産が事業の計画をしておりましたけれども、事業採択のおくれというようなものがありまして、事業を一部取り下げるということが主な減額の理由でございます。それと、平成28年度が事業費、年度ごとの事業費ですけれども、平成28年度が事業費9億3,758万4,000円でありまして、補助金が4億6,111万4,000円で、28年度の最終補正額が354万1,000円の減額でございました。ただ、平成28年度につきましても、同じように採択がおくれ……。

（「354万円の減額」と言う者あり）

○畜産課長（野村伸一）

354万1,000円でございます。この28年度につきましても、採択等がおくれた関係で、繰り越し、そのうち繰り越しが3億3,285万円というようなものが繰り越されているところでございます。

また、平成29年度の事業費の見込みでございますけれども、9,374万4,000円、補助金が4,339万8,000円であります。これも同じように本年度繰り越しということで、全額繰り越しということで、させていただきたいということで、今のところ、計画

しているところでございます。

以上でございます。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、29ページの農地整備費の負担金等の減額の理由について御説明申し上げます。

減額の主な理由につきましては、県が事業主体となって実施していただいております県営事業、曾於市管内では8つの県営事業を行っておりますが、その県営事業の事業費が確定したことによりまして、市の負担金が減額になったところでございます。

ご質問にありました中山間地域所得向上支援対策事業についてですけれども、委員会説明資料の273ページになるかと思いますが、この事業につきましては国の補正によるものでございまして、名称はこの名称なんですが、中身につきましては、現在大隅のほうで実施しております中山間地域総合整備事業、これに事業費として、追加で、3,000万円追加がございました。

それから、もう一つは、大隅南の畠かん事業がございますが、これに2億円の追加がありまして、その分で増額になったところでございます。

あと、この中山間地域所得向上支援対策事業について、総合振興計画に載せてあるかということでございますが、これにつきましては、大隅南の畠かんとそれから中山間の総合整備事業について載せてありますが、これは名称だけということで、しかも、国の補正の分ということで、掲載はされてないところでございます。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

それでは私のほうから、予算説明書の31ページの企業振興費につきまして説明いたします。

内容につきましては、予算委員会説明資料の162ページになります。162ページに4,280万円の内容が5項目で書いておりますが、それにつきまして、内容を説明いたしたいと思います。

まず、雇用促進補助金でございます。当初予算で、目標としまして、100人分1,000万円を計上しておりましたが、対象企業が2社で20人の雇用となりましたので、200万円を執行し、800万円を減額しております。

また、工場設置補助金でございますが、当初予算で2社分6,000万円を計上いたしておりました。1社分の設備投資が終わりまして、今後4,000万円を執行予定でございますが、1社分が設備投資がされなかつたので、2,000万円を減額しております。

それから、雇用創出関連施設等整備補助金でございます。内容は、水道や排水路等がない地域に工場等を設置した場合に、その水道設備あるいは排水路設備に対しての補助をするものでございますが、これにつきましては、当初予算で1社分1,000万円を計上しておりましたが、申請がなかつたため、1,000万円全額を減額しております。

それから、企業人材育成補助金でございます。市内の企業が社員を研修等した場合は、対象事業費の2分の1、20万円上限で支払うものでございますが、これにつきましては、1社分20万円の執行となりまして、180万円を減額しております。

それから、地域雇用開発補助金でございます。これにつきましては、曾於市の工業開発促進条例の対象とならない企業が対象となっておりますが、厚生労働省、いわゆるハローワークのほうで実施している事業でございまして、設備投資とそれから雇用が発生した場合、国のほうで補助金を交付する事業でございます。それに上乗せして、その2分の1を補助するものでございますが、これも国のほうの補助申請がなかつたため、曾於市のほうも全額300万円を減額しております。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、説明いたします。32ページの道路新設改良費の市道整備事業5,855万2,000円の減についてをお答えいたします。

道路新設改良費の工事請負費の減額の主なものについては、辺地対策事業ではなく、合併特例事業でございます。本町、末吉管内で計画いたしました合併特例事業の湯之尻・福留線の大手橋の橋梁工事に伴います請負工事費5,000万円の減でございますが、次年度への先送りしたことが原因でございます。詳細につきましては、この大手橋の基本設計は架設時の昭和54年当時の基礎データをもとに概算工事を算出し、当初予算をお願いしたところでございますが、今回改めて、橋台の基礎地盤の支持力を調査した結果をもとに詳細設計をし、基礎組みの設置した結果、詳細設計をした結果、基礎組みの設置が予想以上に深くなり、工事費が高額になったためにそれを原因に次年度以降への先送りをしたものでございます。

それから、34ページの住宅対策費の工事請負費3,750万円の減についてお答えいたします。

住宅対策費の工事請負費減額の主なものにつきましては、地域振興住宅の建設棟数の減でございます。本年度当初予算では建設棟数を8棟と計画しておりましたが、2棟減らして6棟としたものでございます。この減らした2棟のうち、1棟につきましては、一昨年火災で焼失した末吉町高岡団地の市営住宅を建設したときに、焼失したときに、地域振興住宅として建て直す計画でございましたが、この当団地、

高岡団地に申し込みがなく、建設を次年度以降へ先送りするものでございます。

もう1棟につきましては、入居者の選考委員会を開催し、入居決定後に本人から入居の辞退届が出されたところでございます。この2件分の新築本体、敷地造成、外構等の工事請負費の減額が3,750万円となったところでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

はい。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

財部南団地でございます。財部南でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、これは市長か副市長か、再度質問いたします。

先ほども指摘いたしましたけど、これ、説明書と委員会説明資料が順序が統一されていないという点について、公債費についてはいたし方ない面もありますけども、これ、商工観光課については、これは統一というか手直しできる点ですよね。従来、どこの市町村でも商工関係は農業関係の後、いわば、土木あるいは建設課の間に入っているでしょう。ですから、当然のことながら、説明書もその中に入っています。課長、そうですよね。これはもう、当たり前のことでございます。

ところが、この説明資料、分厚いほうの説明資料は、これまで曾於市の場合は、今の農林振興課の中に入っていたということで、商工観光課ができた後も、農林振興課の後に、つまり耕地課関係の前に入っていますよ。だから、これをだから整理すべきではないかという単純な質問なんですよ。ですね。

どっちに統一すべきかというのは当然のことながら、説明書に沿った順番で当然やるべきでありますけども、このあたりはもう、法律のほうはともかくとして、この見やすい意味でも順序良くしていただきたいと思っておりますが、答弁をしてください。

次の質問でございます。

二、三に絞って質問いたします。

まずは、この順序がちょっと前後いたしますけれども、クラスター事業について、再度質問いたします。

これはもう申し込みが辞退があった、あるいは間に合わなかつたということを含めての説明がありましたが、課長答弁でありましたように、前年度も事業の減と、

また事業についても、翌年度、29年度への繰越明許の扱い、結構金額的にも大きいのがあったですよね。今回も、だから今出されているように、補正減がクラスター事業の名称で45%はありますよ。予算化された45%の1億9,000万円、約2億円近い金額が減額となっているという、こうした1億円単位の大きな事業が、幾らトンネル的事業とはいえ、扱っていいものかどうかという、率直な感じがいたします。普通の予算というのは1,000万円、2,000万円を予算計上するのも、一般財源を使うんだったら、市も大変だと思うし、私たち議員もそのように受けとめておりますが、トンネル事業とはいえ、こういった大きな事業について、もっとこの大事にというか慎重に、やはり予算化を進めるべきじゃないでしょうか。

なぜそのことを言うかと言いますと、今後、先日提出となった総合振興計画ですね、総合振興計画の中でも、この31年度と32年度に、このクラスター事業については大変な金額が計上されているでしょう。何億円ですかね、3億円とか、もっと大きかったです。これ、もう総合振興計画をいただいて、まずびっくりしたのはこの金額の大きさなんですね。49ページにありますけど、31年度、実に4億7,900万円、大変な金額です。あるいは32年度も3億4,730万円という、こうした大きな金額なんですね。

これがいいとか悪いとか言っているんじゃなくて、今回の補正予算の教訓点、あるいは名称は違ったけど昨年の大幅に、同じく減額になった教訓点を踏まえながら、もし使うんだったら、この大事にちゅうか丁寧に予算提出と執行をしていただきたいと思うんですよ。その点での、しっかりと、やはりこの申し込みについて受けとめてから、本当に使えるのかどうか、事前チェックを行いながらやっていかなければいけないと。もう申し込んでから、予算化してから辞退があったって。じゃあ、それは話にならんでしょう。一般の事業だったら考えられないことですね。それも1億円単位のお金やから。だから、その点については、もっと慎重に、丁寧に、使うんだったら使うんだったでもういいんですけども、もっと大事な取り扱いをしていただきたいと思う。議会はこの点で、最終議会でもう振り回されている感じですよ、1億円単位のお金がですね。その点で、教訓化していただきたいと思いますので、どなたでもいいから答えていただきたいと考えています。それにしても大変な大きな事業ですね、こりやあ。ぽんと出てきた安倍内閣の、これはトンネル事業でありますけども。

次に、この地域振興住宅の点についても、これも池田市政になってから、途中から行われてきて、毎年10戸以上、多いときには十数戸以上建設をされてきましたけれども、今回も6戸というのは五位塙市政になってから初めてだと思うんです。これもやはり教訓化すべきじゃないでしょうか。やはり、申し込みがなかった、事情

があったらほかのところに場所を変えてつくることはできなかつたのかどうかを含めて、やはりすべきじゃないでしょうか。大事な事業でありますので、やはり簡単に補正減で落とさないという取り組みが必要かと思っておりますが、これも教訓化していただきたいと思っておりますので、どなたでもいいから答えてください。

最後に、クリーンセンターについて質問をいたします。

課長から詳しい、丁寧な説明がありました。お聞きいたしまして、大体、本年度、29年度は計画どおりに順調に、大きな問題もなく行われているようございますけども、課長、そのように受けとめていいですかね。問題はこれからですよね。30年度、31年度、本格事業に入りますので、基本的な考え方については課長から説明もありました。今後のこの入札のあり方を含めて、今はいわば準備段階、予備的な段階でありますので、今後の基本的な対応も、既に予算化、当初予算でされておりますけれども、これについても、これまでの取り組みを踏まえながら、一応スムーズに流れて、なれるようやつていただきたいと思っています。これはもう答弁よろしいです。

以上です。

○市長（五位塚剛）

クラスター事業を含めて、国の事業に、トンネル事業を含めてもそうですけど、非常に審査が厳しくなっております。市内のいろんな畜産農家を含めて、大手の企業の方々も、なるべく補助事業をもらおうということで、二、三年前から準備をして、進めてきております。採択がなかなかならない中で、予算化をしておかないと、事業が、県、国からの内定をもらってもできないことがありますので、基本的には乗せるようにいたしております。

ただ、今回の場合は、なかなか内定が来なくて、やむを得ず、もう自力でやられたという経過があるようでございます。今後についても、なるべく採択になるように努力はしてまいりたいというふうに思います。

あと、地域振興住宅の問題ですけど、これも何度もお答えいたしますように、当初は7戸を準備の予算をいたしました。1つは高岡のところを、火災でありましたので、そこに振興住宅という形でしようということで応募をかけましたけど、なかなか来られませんでしたので、今回は建設しませんでしたけど、やはり振興住宅を建てるためには土地取得が基本と、また、その対象者になる方が確実に入ってもらうかという保証がないと建てませんので、そういうことで執行はいたしませんでした。引き続き、農村部の学校の近くに、希望があれば最低限は進めてはいきたいというふうに思っております。

○企画課長（橋口真人）

それでは、私のほうからは予算説明書の順番について、若干説明いたしたいと思います。

まず、この予算委員会説明資料でございます。

この様式につきましては、任意の様式でございまして、平成17年の合併をするときに、当時の財政係長あるいは財政を担当する課長等で様式は検討されたところでございます。これを検討するに当たって、一番何が重要かと申しますと、委員会説明資料でございますので、委員会で説明する、しやすい形が一番いい、また、わかつていただきたい形が一番かと思いました。で、様式が定められたところでございますが、その中で、委員会につきましては、各課ごとで対応することになっております。ゆえに、この委員会説明資料につきましては、各課ごとで作成しているところでございます。

そういうわけで、私ども企画課におきましては、2款の総務費、それから7款の商工費を所管しております。ゆえに、商工費が企画課のところに、7款が入ってきております。同じように、例えば総務課におきましては、2款の総務費と9款の消防費がございます。そういう意味で、9款も総務費のほうで前のほうに来ております。そういうのが、例えば市民課であったり、ほかの課にもあると思いますので、私どもも委員会で説明しやすい順番と形で決めたところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○畜産課長（野村伸一）

ただいま議員のほうから御指摘のありました予算化等についてでございますが、畜産課といたしましては、このクラスター事業を含め、全ての国庫事業につきましては、前年、1年前の年度で県との協議を行っております。その中で、慎重な計画とか、そういうものをやりながら、そして市の当初予算等にも計上しているところでございますけれども、今回のクラスター事業の29年度につきましては、事業採択がおくれたというようなことで、先ほど市長のほうからもありましたとおり、事業参加者自体がどうしても豚を早急に入れないといけないというような、こういう損耗防止適正出荷を図るために、どうしても自己資金でやるということ等で取り下げをしたということでございます。

なお、また、事業費等につきましては、今回の有限会社大成畜産につきましても5億円というような、5億円を超える事業費であったわけでございます。また、28年度におきましても、1経営体で、5億円の事業費の中で実施、翌年、翌債まで繰り越しまでして実施したというような農家等も、経営体もありまして、今後はより慎重に経営体と協議しながら予算化等にも努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

次に、久長登良男議員の発言を許可します。

○16番（久長登良男議員）

それでは、簡潔に質疑を申し上げますので、通告いたしておったとおり、説明資料の274ページ、農林水産業費、農道等維持補修費が農道伐採作業委託料270万9,000円が減になっております。あと、3月まであるわけですが、事業をするところがなかったのかどうかですね。

それと、次に287ページ、土木費、道路維持費、作業員賃金が175万8,000円減になっております。これも同じように、もう3月までの事業をする箇所がなかったのか、減にした、された内容をお聞かせください。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

農道の伐採作業についての減額でございますが、この理由につきましては、災害復旧事業の関係で執行できなかった箇所があったことや、それから、逆に、災害の応急作業委託料で対応した箇所があったことなどによるものでございます。

事業する箇所はなかったのかということでございますけれども、農道伐採作業につきましては、交通量の多い広域農道、それから農免農道、過疎基幹農道を主に実施しております。計画に基づき、年次的に伐採作業を行っております。災害関連以外は計画どおり執行したところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、287ページの道路維持費の作業員賃金175万8,000円の減額についてお答えいたします。

この道路維持作業員につきましては、監督員3名、重機運転手3名、それから作業員3名のうち、大隅支所の作業員1名が欠員となっております。年度当初からハローワークを通じて募集いたしましたが、現在も応募がなく、欠員となったままの状態でございます。

作業につきましては、災害対応や草刈り作業等の人手が不足する場合には、シルバーパートナーズの協力を得ながら、作業員を依頼して対応しているところでございます。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

先日、知事と語る会がありました。その中でも、県道については、議員の方々、

市民の方々が、道路の管理について、たくさんのお問い合わせを出されたところであります。私も聞いておりましたが、市道についてもいろいろ、私なんかに要望がくるわけですので、こういう補正減ということじゃなくて、3月いっぱい一生懸命頑張って、そういうところがあれば伐採なり、あるいは軽微な修理等が発生した場合には、今言われたような道路作業員か、そういう人たちで、できるところはしていただければいいんじゃないかなというふうに思ったもんですから、申し上げたところであります。

まだ1ヶ月ありますので、繰り越しをするのがいいということばっかりではないんじゃないかなというふうに思いますので、まだそういう要望が来ておれば、早急にする必要があるんじゃないかということでの質疑ですので、十分検討しながら進めさせていただけばいいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

今、議員から御指導いただきましたので対応したいと思いますが、ただ、この作業員賃金につきましては、シルバー人材センターのほうに作業委託しますと委託費のほうで対応できると思いますので、そちらのほうで対応させていただきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第22号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

日程第23 議案第23号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について

日程第24 議案第24号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第22、議案第22号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから日程第24、議案第24号、平成29年度曾於市介護保険特別会

計補正予算（第4号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

これ、私の所属する文厚関係でありますけども、これを統括するのは大休寺副市長ですかね。場合によっては副市長にも来ていただくことになるかもしれないけども、1点だけ質問をいたします。介護保険関係についてでございます。

この議案の24号の、介護保険特別会計補正予算ですね、含めて、市としての、いわゆるこの繰越金の捉え方の基本的な考え方についてお聞かせください。一般会計並びに各特別会計について、どのような、基本的に決算段階で繰越金を、計上額をほぼ妥当とするか、やはり市としての基本的な目標なり、統一見解を、私は持つべきじゃないかと思っております。

例えば、今はさほど議論されませんが、一般会計については昔から、昔というと30年、40年前ですね、これは旧末吉町だけじゃなくて、全国的に一般会計における前年度からの繰越金は、ほぼ決算歳出総額の3%から5%程度がおおむね妥当であるということで、教育的指導が議員にも、新人議員にはなされてきました。それもずっと念頭に、私自身がこれまであります。その後、現在、特別会計が曾於市の場合あって、特別会計が介護を含めて百数十億円近い、一般会計の大きな割合的にも金額を占めるようになっておって、無視できない、いわば予算額となっております。

その中で、例えば介護保険ですね、介護保険については曾於市として、あるいは大休寺副市長として、予算をつくるに当たって、結果としてどれほどの繰越金、前年度繰越金を妥当とするか、当然考えなければいけないし、考えていると思うんですよ。この繰越金をどれぐらいの結果するかによって、歳入も違うし、また今回値上げ提案がされている介護保険の値上げにも、これは関連いたしますよ。その点でお聞かせ願いたいと考えております。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

今の議員が言われましたとおりに、予算規模の3%から5%がほぼ基本だと思います。そうした場合に、国民健康保険も大体65億円ほどでしたので、大体2億円から3億円が繰り越しであれば、次期年度の運営資金、突発的な医療費の増高とかあれば、すぐ2億円、3億円、上がっていきますので、それはもう妥当だと思っております。

介護保険におきましても、先般、今でもですけど、大体55億円ほどの予算になっております。そうした場合に、3%から5%というのをかけますと、大体2億円くらいが妥当だろうということで、第6期の介護保険を見た場合にも、大体2億

円ほど繰り越しで残しております。それは実質の繰り越しでありますから、これから前年度の繰越金、あるいは積立金、そういうものを引きますと、例えばの話ですが、第6期の場合が、25年度が実質单年度で言えば2,400万円の赤字、26年度が4,600万円の赤字というふうになっております。これは当然、介護福祉課長が午前中申し上げましたとおりに、24年度は当然黒字です。3年間を、24年度ですね、24、25、26の話をしてますから、初年度で黒字で、後で赤になっていきます。3年間トータルをして、介護保険がもつように介護保険料を設定しますので、そのような結果になります。ですので、单年度といいますか次年度に繰り越す繰り越しについては、3から5%の2億円が妥当だろうと、我々は今までずっとやってきましたけれども、それでうまくいっておりますので、妥当だと思っております。

今期、第6期につきましても、大体2億3,000万円、2億円、大体そういう推移をしておりますので、若干、繰越金、積み立て等は7,000万円ありました関係で、大体2億2,000万円という基金が残っておりますけれども、そこが実際は介護保険料に充てたわけですけれども、通常ベースだと引き上げはしなくてもよかったです。ただしながら、介護福祉課長が申し上げたとおりに、いろんな介護報酬の改定とか、諸事情がありまして、消費税の関係、そういう関係で、百五十幾つの値上げをせざるを得なかったというのが現状でございます。我々としては極力抑えたつもりでございます。

○19番（徳峰一成議員）

もう3回以上は質問いたしませんけれども、本年度がこの最終で提案されている2億3,000万円、昨年が2億5,000万円ですよね。昨年の場合は積立金のほうにまた7,000万円戻しているわけですよ。今回はこの6,000万円については戻していないんですよ。この分も繰越金で考えていかなければなりませんよね。いわば、お金はだぶついているんですよ。

それから、値上げ値上げというのは、歳出がふえるからということで、そういう側面ありますけど、私は、議員は目がくらまれる感じがいたしますけど、もう1つは新年度から地域包括センターのほうに、民間委託と、あえて民間という言葉を使いましたけども、社会福祉協議会への丸投げといいますか、委託費が計上されておりますよ。この予算待遇をどう一般財源でするかが、これは今後議論いたしますけれども、はつきり言って不十分じゃないか。これが三千七、八百万円だけでも、今後これは確実にふえますよね。これは断言していいですよ。副市長、ふえますよね。4,000万円から5,000万円から6,000万円台にはなるでしょう。これは100%なるでしょう。このあたりの取り扱いも、また考えていかなければ不十分であるということは、指摘したいと思います。何かコメントあつたら答弁してください。

○副市長（大休寺拓夫）

今回、地域包括支援センターを民間委託したということでございますが、これは充実したものにしたいということが原因であります。実際、あそこのスタッフは3業種ありまして、保健師、ケアマネージャー、社会福祉士、この3職種を3名、さざんが9名配置をしないといけないところを、今までスタッフ体制がとれておりませんでした。本来はこれは適當ではなかったんですけども、市の職員の関係で、そこを抑えてまいりたところです。しかしながら、そこの指摘等も毎年ございましたので、それも全てスタッフをそろえると。

このスタッフにつきましては、ちゃんと地域支援事業、そういうものにかかわりますので、これ一般財源で全部充当はしておりません。それぞれが補助対象になつておりますので、100%一般財源がふえるということはないところであります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第25号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第26 議案第26号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第27 議案第27号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第28 議案第28号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第25、議案第25号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてから日程第28、議案第28号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

質問はもう、簡単に1点だけあります。

平成29年度の曾於市の簡水を含めた利用状況等運営状況等について、質問をいたします。

繰り返しますが、いわゆる内部留保金が9億円あるんですね。これを十分計画的に、今後使っていかなければなりませんけれども、新年度予算との関係もありますけれども、新たにどれぐらいのこの内部留保金がふえることになる見込みであるのかを含めて、運営状況についても説明してください。

○水道課長（徳元一浩）

水道事業の利用状況についての御質問でございますが、一応29年度、まだ年度の途中でありますて、直近の数字といたしまして、本市の水道、本市の人口動態の減少と同様に、水道給水人口も、給水人口が今、3万2,072人でありますて、配水水量が37万2,143m³、有水水量が329万8,609m³でございます。

給水収益といたしましては、一応、今、4億9,500万円程度に減少する見込みでありますて、今後につきましても、恐らく給水人口、配水水量、有水水量、給水収益は、恐らく人口動態に比例しまして減少に伴い、右肩下がりに減少すると見込まれております。

財政状況につきましてですが、29年度の決算見込みで、29年度につきましては、整備工事に伴う設計及び、今度の条例改正でも出しておるんですけど、認可等の変更の委託費等の増額があったために、利益に関しましては昨年とか例年に比べると、若干減少するとは見込まれております。

純利益の、一応今の状況でございますが、約1,800万円程度の減額になると思っております。昨年が、一応6,300万円程度の純利益になっておりましたので、4,500万円程度の純利益を一応見込んでいます、今のところはですね。

今後の財政状況につきましてですが、一応水道に関しましては、使用料が主なものでありますて、私なんかも使用料というのはもう即座に使用者の方に反映しますので、その辺に関しましては、いろんなまたことを考えまして、使用者には迷惑をかけない程度で、ちゃんと財政を考えていきたいと思っております。運営のほうは、健全な運営を今のところは行っているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これも水道課を統括する大休寺副市長に質問いたします。

先ほど、この特別会計については一般会計と同様、前年度は繰越金は3%あるいはそれ以上ということで言いましたけれども、個人的にはこれはちょっと見解の相違があるんですよ。単純化して一律に考えるべきではないと、特別会計では思っていますが、それとして、水道事業における本市の、曾於市の内部留保金については、

妥当額はどれぐらいと考えているかですね。

合併当初後はこれが数億円だったんですね。これがもう9億円。ただいまの担当課長の説明でも少なくなったとはいえ、またふえますと、4,500万円ですよね、新たにふえます。これまでも10億円以上になりますよ。せっかく市民の苦労して納めた使用料ですから、やはり計画的に、今後の事業に投資的な意味合いも含めてやっていくべきじゃないかって。もちろん、この南之郷を含めての事業ありますけども、それだけでは私は全体的な体系だったり計画にはなっていないんじゃないかと思うんですよね、これは2年後、3年後わかりますよ。私の指摘が正しいかどうかというの。

だから、そのあたりは、やはりそれを統括する市長並びに副市長が非常に、特に副市長の役割は細かく知っているはずでありますので、号令はかけなければいけないと思うんですよね。

その点で、まずこの大事でありますけども、この10億円近い内部留保金についての基本的な考え方、今後の活用を含めて、再度お聞かせ願いたいと考えております。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

決算審査でもありましたとおり、予算でもあったんですが、大体9億6,000万円という内部留保と数字がでております。この考え方につきましては、先般の一般質問でもありましたとおり、その分を水道料金の引き下げに還元できないかという御意見もありまして、我々も内部検討、十分いたしました。

そういう中で、今後20年間、どういう水道事業がハード的に見込まれるかというところで、それぞれ精査したところ、今言いました南之郷簡水、深川簡水の施設整備、それと合併ですね、それから高松水源地の問題、あと内村配水池、あとそれから、災害のときの重要な幹線につきましては、直で結ぶ幹線を引く必要がございます。そういうものの計画、あと、住吉城山配水池の更新やら、大隅の低いところの配水池の更新、それからあと、布設替バイパス等あります。そういうものをもうもろ足し込んでいきますと、大体35億円ほどかかると。そうなった場合に、この内部留保金というのが一番の財源になりますので、そこは大事にさせていただきたいというのが、今の基本的な考え方でございます。

○19番（徳峰一成議員）

大事な点であり、考え方でありますので、やっぱり議会に基本的な考え方をちょっと伝えていただきたいと思っております。そして、議会の、私たち議員の意見も聞きながら、それをまた反映していくつちゅうか、修正していくという双方向的な対応が大事じゃないかと思うんですよね。その点で、答弁はよろしいので、御意見

申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第29 陳情第1号 高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジ設置に関する陳情書について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第29、陳情第1号、高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジ設置に関する陳情書については、配付いたしております陳情文書表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月6日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時23分

平成30年第1回曾於市議会定例会

平成30年3月6日

(第6日目)

平成30年第1回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成30年3月6日（火曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第6号)

(以下2件一括議題)

- 第1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）
第2 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）

(総務常任委員長報告)

(以下2件一括議題)

- 第3 議案第3号 曽於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について
第4 議案第19号 曽於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(総務常任委員長報告)

(以下2件一括議題)

- 第5 議案第4号 曽於市工場立地法地域準則条例の一部改正について
第6 議案第20号 財産の無償貸付けについて

(総務常任委員長報告)

(以下2件一括議題)

- 第7 議案第5号 曽於市税条例の一部改正について
第8 議案第6号 曽於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について

(総務常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

- 第9 議案第7号 曽於市国民健康保険条例の一部改正について
第10 議案第8号 曽於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第11 議案第12号 曽於市介護保険条例の一部改正について

(文教厚生常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

- 第12 議案第9号 曽於市地域福祉基金条例の一部改正について

- 第13 議案第10号 曽於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第14 議案第11号 曽於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(文教厚生常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

- 第15 議案第13号 曽於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第16 議案第14号 曽於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第17 議案第15号 曽於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について
(建設経済常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

- 第18 議案第16号 曽於市都市公園条例の一部改正について
第19 議案第17号 曽於市地域振興住宅条例の一部改正について
第20 議案第18号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
(建設経済常任委員長報告)

- 第21 議案第21号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

- 第22 議案第22号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
第23 議案第23号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
第24 議案第24号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
(文教厚生常任委員長報告)

(以下4件一括議題)

- 第25 議案第25号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第26 議案第26号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
第27 議案第27号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第28 議案第28号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について
(総務常任委員長・建設経済常任委員長報告)

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重 久 昌 樹	2番	松ノ下 いづみ	3番	鈴 木 栄 一
4番	岩 水 豊	5番	渕 合 昌 昭	6番	上 村 龍 生
7番	宮 迫 勝	8番	今 鶴 治 信	9番	九 日 克 典
10番	伊地知 厚 仁	11番	土 屋 健 一	12番	山 田 義 盛
13番	大川内 富 男	14番	渡 辺 利 治	15番	海 野 隆 平
16番	久 長 登良男	17番	谷 口 義 則	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 繼 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市 長	五位塚 �剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 觀 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 务 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）

日程第2 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）及び日程第2、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）までの2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

おはようございます。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案10件を、2月26日、27日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案10件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）。

本案は、平成30年度から平成34年度までの5年間の総合整備計画を新たに策定するもので、事業費合計は1億8,124万1,000円であります。

事業内容は、財部町の市道桐原・溝ノ口線と市道高塚線の2路線を改良、舗装工事する整備計画です。両路線は幅員が狭く急カーブが多いため、交通の安全性の確保と地域住民の利便性の向上を図るための道路改良工事を行うものです。市道桐原・溝ノ口線は、平成30年度に300mの測量設計を行い、平成31年度より平成34年度まで、順次改良舗装工事、市道高塚線は、平成30年度に200mの測量設計と150mの改良舗装工事を行うとの説明がありました。

委員より、幅員の6mと5mの違いの質疑に対し、幅員はケースバイケースによるが、市道桐原・溝ノ口線の6mは、現場が三連轟付近で、観光バスの通行を見越して6mにしたとの答弁がありました。

委員より、市道高塚線は県境の都城側に工場があり、道路が改良されれば車の通行量が多くなるので対策を講じてほしい、また、市道改良の際、耕地課と連携して、農道や農地の基盤整備を進めてほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）。

本案は、平成27年度から平成31年度までの5年間で整備中の市道荒川内・八ヶ代線の整備計画に、市道古井・荒川内線の改良工事を追加するものであります。

市道古井・荒川内線は、幅員が狭小で急カーブが多く、地域内の畜産関連施設への飼料配給や出荷車両等もあり、一般車両等の離合に支障を来しているため、交通の安全性の確保と地域住民の利便性の向上を図るための道路改良工事を行うものです。

工事内容は、本路線の急カーブの部分をショートカットするもので、平成30年度、31年度の2年間で、事業費2,600万円、延伸100m、幅員6mの盛り土・改良工事を行う計画であるとの説明がありました。

委員より、市道古井・荒川内線は幅員が狭く、畜産施設の多いところであるので、早く全面改良するようにとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第1号、2号をまとめて質問をいたします。

先日の議案提案の質問を踏まえて、また、ただいまの委員長の報告を踏まえての質問をいたします。

辺地債を使ってこうした市道の整備を積極的に行なうことは、非常に大事な施策の一つだと考えております。ただ、先日の議案質問でもいたしましたが、この辺地債を使って、例えばこの高塚・桐原・溝ノ口辺地については、平成34年までのいわゆる5ヵ年事業で、1億8,000万円ほどの事業費でございます。このことによって、これは議案第2号についても言えますが、第2号は委員長からお答えあったように、

全面的な改良ではなくて、いわば非常に交通に支障があるところを中心とした、いわゆるショートカット的な手法もとっているようでございますが、いずれにいたしましても、この辺地債を使った事業で、最終的には残りの未整備区間がどれぐらいになるか議論がされていたら、お答え願いたいと考えております。

そして、残りの未整備区間についての市の今後の考え方、方針ですね、引き続き辺地債を使っての事業であるのか、議論がされていたらあわせてお答え願いたいと考えております。

さらに、先日の議案提案でも質問いたしましたが、例えばこの辺地債は、先日の当局答弁では1年間に大体曾於市の場合1億円前後ほどが使えるのじやないかといった答弁でありましたが、もっとこれを金額をふやして、この路線のスピードアップを図る形でのこの整備はできないものであったのか、その点も議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

せっかくのこの辺地債を使った有利な事業でありますので、もっとこのピッチを上げて予算をふやし、できないものかどうか、この点での質問でございます。

旧末吉町においてもこのような教訓は幾つかあるんです。例えば、南之郷の新田山・花房間など、あるいは平沢津あたりの市道整備についてもこの種の事業が行われてきたんです。当時もその立場から再三質問いたしましたけども、やはり教訓とすべきじやないかという点での質問であります。

以上です。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

委員会の中では、先ほども述べましたけども、早く全面改良するようにという意見は出ました。ただ、辺地債の中での枠が決められているので、そんなにできないという話もありました。国の持ち分が確かに400億円だったかな、その中の各自治体の割り当てということで、そんなに、今、大隅をやっているわけですけども、部分部分しかやるしかないのかなという意見ではありました。ただし、今言ったように、全面改良を急ぐようにという意見があったことを紹介しておきます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ、再度質問いたします。

例えば、この総合整備計画に基づいて、事業が34年度あるいは31年度で終わったとして、残りの未整備分についてはどういった手法で、どういった起債を使って、それ以降、市としては事業を行う予定であるのか、当然質問があったと思いますので、今後の事業のあり方について、どういった起債を使って、引き続き未整備分については事業を行う考え方であるのか、市の考え方を聞かれたと思いますので、答

弁をしてください。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

期待に沿えませんけども、委員会ではそこは話題になりませんでした。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（高塚・桐原・溝ノ口辺地）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（古井・荒川内辺地）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 曽於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について

日程第4 議案第19号 曽於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議案第3号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について及び日程第4、議案第19号、曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第3号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について。

本案は、地方公務員の給与制度の総合的見直し及び平成29年人事院勧告に倣い、一般職の職員の諸給与支給内容を改正するための条例改正で、大きく3点の改正があります。

まず、1番目に、平成26年の法律改正により、これまで実施されていた55歳を超える課長職の給与、期末手当及び勤勉手当の1.5%減額については、昨年の人事院勧告により、平成30年3月31日で廃止することになり、もとに戻ることになった。これにより、28名の課長のうち25名が該当し、年間最大10万円ぐらい復活する職員もいる。

2番目、職務の級と職務の記述の関係で、旧条例では1級と2級の職務が同じ字句であったので、「特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う」の字句を追加したもので、金額等に影響はない。

3番目、平成27年度より給与制度の総合的な見直しが始まり、給与の引き下げが実施されたが、国においては「平成30年3月31日までの間」と明記し、激変緩和措置として、3年に限り現給補償をするように定めている。他の多くの自治体でも、国に倣い、期限を「平成30年3月31日までの間」と明記していたが、曾於市は条例改正時に期限を設けていなかったため、今回、「平成30年3月31日までの間」と期限を設け、現給補償を平成30年3月31日で廃止するものである。これにより減額となる職員は、平成30年度で34名であり、年齢は全て54歳以上、金額はそれぞれの職

員で異なるが、年間最大の職員で15万5,640円、最小の職員で2,680円の減額であるとの説明がありました。

委員より、現給補償の廃止は全国的なものか、曾於市だけのものか。減額の総計は幾らになるのかとの質疑があり、現給補償の廃止は人事院勧告によるもので全国的なものであるが、自治体によっては期限を先延ばしする動きもあると聞いていたが、結果は聞いていない。曾於市の平成30年度減額の総計は、231万9,000円になるとの答弁がありました。

次に、労働組合との合意はできたのかとの質疑に対し、組合の了承は得ているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

本案は農業委員会委員、農業委員会農地利用最適化推進委員と識見を有する者の中から選任された監査委員の報酬等を改正するため、条例を一部改正するものです。

農業委員会等に関する法律改正に伴い、農地利用最適化の促進、遊休農地の発生防止が農業委員会の義務業務として位置づけられ、この業務の積極的な活動を推進するために、農地利用最適化交付金事業が創設され、この交付金により、次の4つの活動に加算を行うものです。

1番目、担い手の農地集積、集約化の推進活動。

2番目、遊休農地の発生防止、解消活動。

3番目、農地中間管理機構との連携活動。

4番目、新規参入の促進活動。

加算額については、活動実績等に応じて月額5万8,000円以内とし、条例の規定は平成29年7月20日から適用するとの説明がありました。

委員より、今まで支払われていた売買やあっせん等の成功報酬はどうなるのかとの質疑に対し、今までの成功報酬の支払いは変わらないとの答弁がありました。

どのような方法で活動実績を調べるのかとの質疑に対し、月1回活動報告を上げるようになっているので、日誌から活動を拾い上げて、実績として支払うとの答弁がありました。

第3条第6項の農業委員会の会長、会長代理、委員及び農地利用最適化推進委員の加算額の支払方法について、条文中の別に定めるとはどういう意味かとの質疑に対し、今、規則を策定し、決済待ちであるが、規則の中身は、活動の内容や活動実績に応じて支払うこと等を明記したものであるとの答弁がありました。

次に、識見を有する者の中から選任された監査委員の現在の報酬額7万400円は、合併前の3町の額のままであり、19市の中で一番低いものとなっている。今回9万200円に改定することで、19市の真ん中くらいになるとの説明がありました。この条例の改正は、平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の19号について、1点だけ確認かたがた質問いたします。

先日の議案提案でも質問いたしましたし、ただいまの委員長報告にもありましたけども、特に今回のこの条例改正の中心点は、農業委員会の会長以下委員のこの月額報酬に加えて、いわゆるこの加算額を加えるということでございます。質問でありますけども、この委員会としては加算額のいわば設定といいますか、月額、加算額加えるこの設定のあり方については、これはもういいことだ、やむを得ないことだということを前提としての議論だったんでしょうか。今後、これが可決されましらずっと今後これが中心となって、農業委員のこの月額を含めた報酬等が支給されることになりますけども、そもそも論的な質問でありますけど、これはいたしかたないというか、これは必要であるという受けとめ方で議論が進められたのか、その1点だけ確認をさせてください。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

市が出すんではなくて、国からの農地利用最適化交付金事業、これに伴って加算するものであり、今の曾於市だけの手当てが高いのか低いのか、それもあったけども、やっぱり農業委員会関係の方々の働いた分だけ、活動した分だけ加算されれば励みになるというような委員会の中での話でした。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第3号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第5 議案第4号 曽於市工場立地法地域準則条例の一部改正について

日程第6 議案第20号 財産の無償貸付けについて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第4号、曾於市工場立地法地域準則条例の一部改正について及び日程第6、議案第20号、財産の無償貸付けについてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了

されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第4号、曾於市工場立地法地域準則条例の一部改正について。

本案は、工場立地法の製造業等に係る工場または事業場の緑地等の割合を緩和することにより、企業の設備投資を促進するために条例改正を行うものです。

内村工業団地、財部工業団地、坂元工業団地が満杯になり、企業が立地しやすいように条件の緩和を行うものであります。これまで敷地面積9,000m²以上、建物面積3,000m²以上は緑地面積の割合を100分の20、環境施設面積の割合を100分の25としていたものを、緑地100分の5、環境施設を100分の10に規制緩和するものであるとの説明がありました。

委員より、どのようなメリットがあるのかとの質疑に対し、緑地面積の確保が20%から5%になることで、工場を建てやすい、増設しやすいことになるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、財産の無償貸し付けについて。

本案は、旧財部北中学校校舎棟、特別活動室棟、便所、倉庫、自転車置き場、配膳室、敷地の一部を無償貸し付けするものであります。

その理由として、平成25年4月1日から同施設を無償貸し付けしている誘致企業の有限会社サイバーウェーブが、今後も継続して事業展開することにより、地域での雇用、労働力の創出及び地域の活性化につながるためという説明がありました。

有限会社サイバーウェーブと「たからべ森の学校」の関係については、有限会社サイバーウェーブはホームページ制作、企画、職業訓練事業、地域活性化事業の3つの事業を展開しています。

「たからべ森の学校」は、有限会社サイバーウェーブの運営する職業訓練施設の名称として使用されている。職業訓練校として使用するほか、地域活性化事業やイベントの実施、地域交流拠点として活用するうちに、「通称」として定着した。また、森の学校への視察、研修では、この5年間で31団体の334名の方々を受け入れたとの説明がありました。

委員より、この5年間の地域活性化の状況はどうかとの質疑に対し、中学校があったときよりも地域が活性化しているという声もあるとの答弁がありました。

委員より、各事業の事績はどうであったかとの質疑に対し、女性起業家応援プロジェクトは平成28年度39名、29年度178名。移住・田舎暮らし事業はこの3年間で248名。星空映画館や学校へ泊まろうなどのイベント事業には、28年、29年で825名

が参加されたとの答弁がありました。

また、せっかく森の学校で職業訓練を受けても曾於市には受け入れ先や住むところがないために、志布志市や大崎町へ移住したのは非常にもったいない。独身の方が市営住宅へ入れるような対策や、民間の住宅を市が借り上げて貸し出す等改善すべきである。さらに、森の学校に対して継続的に支援すべきとの意見が出ました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の4号の工場立地関連の条例改正について、1点質問いたします。

先日の議案提案でも質問いたしましたし、ただいまの委員長報告にも若干ダブりますけれども、報告にありましたように、この条例第3条の丙地域をいわば緩和することによって、今後、曾於市における工場を農村地域でも積極的に誘致したいという立場からの条例改正ではないかと受けとめております。

質問でありますけれども、先日のこの議案に対する市長答弁でも、これを踏まえての今後の誘致場所としては、例えば旧末吉町の2カ所が挙げられました。ただ、これまでの、私の場合は内村工業団地の事例しか経過は知っておりませんけども、やはりこの計画に入れてから、あるいは必要な予算対応をとりながらも、実際、工場が入ってくるためには一定の、あるいは相当期間の時間が、年月が必要であります。

ですから、申し上げたいのは、せっかく今回条例改正を行ったわけでありますから、セットとは言わなくても早急に、やはりこの振興計画に入れて、一定の必要な予算措置を整えながら、目的意識性を持った工場誘致が、私は必要じゃないかと思っております。これが、この長年における経験、教訓ではないでしょうか。そういった点で、委員会審議の中で、今後こうした市の方針なり計画なり考え方方がどこまで踏み込んで示されたか、もし聞かれていたらお答え願いたいと考えております。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

前回の本会議の中で徳峰議員が聞かれて、末吉の中の2カ所が出たところでした。ただ、委員会としては、具体的にどの場所を考えているのかというのでは出ないところがありました。ただ、企業の増設に関しては、例えばチキンフーズ、ここが9,000m²を超える敷地を持ってますけども、ここが増設する場合にはこの条例が適用になるとか、そういうわかりやすいところの事例は出たところでした。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第4号、曾於市工場立地法地域準則条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、財産の無償貸し付けについて討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第7 議案第5号 曽於市税条例の一部改正について
日程第8 議案第6号 曽於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の
一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第5号、曾於市税条例の一部改正について及び日程第8、議案第6号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了しております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第5号、曾於市税条例の一部改正について。

本案は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い条ずれが生じたために、条例の項を繰り下げるものであるとの説明がありました。

委員より、内容に変更があるのかとの質疑に対して、施行令、施行規則に追加があつたために条の繰り下げを行うだけで、内容に変更はないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について。

本案は、農業災害補償法の改正に伴い、関連する規定を改正するものです。

第6条第3項の規定は、災害による農作物の減収があった場合の市民税の減免規定であるが、その損失額については、農作物の損失額から農業災害補償法によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額となっている。改正の内容は、引用している「農業災害補償法」の法律名が「農業保険法」に改正されたために条例改正をするもので、背景には、現行の農業災害補償法では自然災害による収量減収が対象であり、価格低下等は対象になっていない。また、対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない等、農業経営の安定のための補償として課題があった。

このような現行制度の課題を受けて、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、総合的に対応し得る保険制度として、青色申告を選択している人を対象に、収入保険制度が創設されたこと等が主な内容であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入れます。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第5号、曾於市税条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

----- · ----- · -----

日程第9 議案第7号 曽於市国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 曽於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第12号 曽於市介護保険条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、議案第7号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についてから
日程第11、議案第12号、曾於市介護保険条例の一部改正についてまでの以上3件を
一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を
終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案10件を、2月26日に委員会を開き、執行部
の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

まず、議案第7号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

国民健康保険法の改正に伴い、関連する規定を改正するとともに、県内の国民健
康保険の統一的な運営が定められ、県内市町村の葬祭費の支給額が統一されるため、
改正するものであります。

これまで、本市の被保険者の葬祭費が3万円であったものを、2万円に引き下げる
内容であります。本委員会では大休寺副市長の出席を求め、審査を行いました。

委員より、なぜ1万円引き下げるのか。差額分の1万円は一般会計で対応すべき
ではなかったのかとの質疑があり、県内の市町村は1万円から3万円の支給であり、
その中で2万円の支給の市町村が多かったため、2万円で統一することとなった。
一般会計での対応も検討したが、一般会計は国民健康保険加入者だけではないため、
その措置はとらなかったとの答弁がありました。

委員より、国民健康保険に加入する市民の立場に立つ検討とは言えないと、強い
意見が出されました。

本委員会では、この条例をどう判断し対処するか、率直な議論を行った結果、全
委員の意見として、葬祭費を3万円から2万円に引き下げるには賛成できない
という結論に達しました。

その上で、条例改正について修正はできないのかという議論がありましたが、改
正内容が3万円から2万円に引き下げるものが主な内容であるため、修正にはなじ
まない。賛成、反対の二者択一しかないとの結論に至りました。

このため、現行3万円の葬祭費の支給を続けながら、ことし6月議会までに本市独自の支援策が検討されれば、再度、今回と同じ内容の議案提出があったとしても、その表決に対してスムーズな対応ができるのではないかとの議論が交わされました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で否決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の規定を改正するものであります。これは、国民健康保険の被保険者で、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、75歳に到達し、後期高齢者医療制度の加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるように見直されたものであります。

委員より、今回の条例改正は県内の市町村だけでなく、宮崎県を含め全国統一かとの質疑があり、全国統一で行われるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号、曾於市介護保険条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

介護保険法第129条の規定により、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料額を定めるため、改正するものであります。保険料率については、曾於市介護保険条例新旧対照表を御参照ください。

委員より、保険料の引き上げはどうしても必要か。また、介護保険特別会計の財政状況など、次の3点について議論が交わされました。

第1点、介護保険は積み立て基金2億2,000万円を保有している。加えて、平成29年度の財政運営は余裕のある財政状態ではないかとの質疑に対し、今後、国の介護保険の制度改革を考えた場合、基金を投入してもなお財源に不足を生じる可能性があるため、保険料の引き上げで財源の確保を行うことが必要であるとの答弁。

第2点、今回提案の引き上げ率についての質疑に対し、平均で2.8%の引き上げであり、このことで年間2,150万円の収入増になるとの答弁。

第3点、今回提案されている介護保険特別会計補正予算（第4号）を見ると、保険料の歳入で2,060万2,000円の増額補正が見られる。この2,060万2,000円は、平成30年度の增收分として、介護保険特別会計の歳入には積算してあるのかとの質疑に対し、平成30年度予算の歳入には積算していないとの答弁。

これらの答弁に対して委員より、今後こうした歳入増が続くのであれば、保険料

の引き上げは必要ないのではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

議案第7号につきまして、お聞きしたいと存じます。

今の委員長の報告では、かなりのやりとりがあった、委員会の中でもかなり突っ込んだ意見が出たのではないかというふうに思うところであります、今回、県との共同事業ということで、43市町村、県下一斉の、一斉の支給額を統一すると、3万円を2万円に統一するというふうなことで、今回の条例が出たというふうに思っておりますけど、条例案になったと思っておりますけど、県内で、今現在、3万円のところと、2万円の葬祭費を支給しているところがあると思うわけでありますけど、3万円支給しているところは何市町村あるのか、まずお聞きしたいと存じます。

それと、あと、次、また2回目で質問いたします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

3万円支給のところは、曾於市を含めて5市町村であります。残りが2万円ということではなくて、1万円段階から3万円台までまちまちであるようでございます。

○15番（海野隆平議員）

今回、全会一致で否決という形になっているわけでありますけど、審査の過程でいろいろ意見が出たと思うんです。賛成のほうの意見はなかったのか。それと、あと、今回6月議会までに本市独自の支援策が検討されればというようなことも書いてあるわけでありますけど、6月までに出される可能性、案が十分あるのか、そのような形になるのか、再度お聞きしたいと存じます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まず、賛成はなかったのかということでございます。賛成の意見はありませんでした。

2項目の質間に答える前に、ちょっとこの、同僚議員の海野議員も長年議員活動をされておりまして、理解を深めていただくということで一言状況を説明いたします。

国民健康保険会計は、曾於市にとっても独立会計の中で非常に被保険者の方も多くて、大きなことでございましたけれども、そうした中で、今回、曾於市はほかの市町村と足並みをそろえて、一応、県に入っていこうという、その流れの中での今

回の条例改正でありますよね。今後もこの種のことは、はつきり言って幾つか続けます。そうした中での今回の条例改正であります。

ですから、その意味で、今回この議会が反対したのは、後でも申し上げましたけども、市民にとって、これは端的に申し上げてプラスとならないと、そのことでございます。市民にとってプラスとなることで県に入っていこうと。それがもう出足からプラスとならないと。これはいけないのでないかと。もうちょっと市としても、一般会計での対応を含めて考えるべきではないかと。いわば猶予期間として、3月から4、5、6、3ヶ月間あります。

そうした問題提起を含めての、この反対であり、先ほどの委員長報告でございます。理解をいただきたいと考えております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

第7号の曾於市国民保険条例に伺います。

私も総括質疑で同じような質問をしたところでございますが、全会一致で否決ということでございました。その中で、広域連合会に入っていくわけでございますけど、今回の曾於市が否決ということで、広域連合に対する影響はなかったか、説明がなかったか、1点だけ伺います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

そのことで議論はしておりません。というのは、その統一段階まで当局としてはそのことは想定していなくて、答弁ができなかつたという経過があろうかと思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（山田義盛議員）

今鶴議員の質問に重なるところもありますが、本条例は全会一致で否決を委員会で出されております。これは本会議でどうなるかわかりませんけど、もし否決した場合、市にとって県からの不利益はないものか、そういう議論をなされたか、あつたら報告していただきたいと思います。

以上であります。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

そのことについての深い質疑はなかつたし、また、大休寺副市長も出席していたんですけども、副市長からも明確な、立ち入っての答弁はなかつたように理

解いたしております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

議案第7号について、お伺いいたします。

今回の委員会での否決ということありますが、社会保険加入者との間での整合性、また、国民健康保険国保会計に与える大きな歳入の一つである、各自負担されている保険料に対する影響等は議論なかったか伺います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

本年度予算あるいは平成30年度の予算を見ましても、この国民健康保険あるいは公共下水道、旧財部町の生活排水あるいは水道事業、いずれも一般会計から独自の補填措置が財源的に行っております。その流れとして、社会保険云々という議論や質問はございませんでした。

○4番（岩水 豊議員）

それと、議案7号の最後の、後ろから3行目なんですが、3行目、4行目ですね、表決に対してスムーズな対応ができるのではないかとの議論が交わされましたとあります、これ、具体的にどういう、スムーズな対応という意味がちょっと理解しづらいんですが、これについての内容を具体的に示してください。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

岩水議員の質問も当然だと思います。そもそもこれは完全に議論し尽くしたわけじゃないんですけども、この私を含めて文厚の委員会としては、県連合へのことに、参加に否定的、反対じゃないんです。ただ、今回のこの提案が、やはり出だしからまずいんじゃないかと。その点で、先ほど猶予期間ということで6月議会までと申し上げましたけども、6月議会までに、市独自の補填措置を含めて十分に研究していただきたいと。今後、そこで第二、第三の考えられるもっとより大きな問題が出てくることは確実でありますので、その教訓にもしていただきたいと。そのことを踏まえて、委員会としては何がなんでも頭から反対という立場じゃあ全員ございませんので、当局のそうした十分尽くされた検討の結果を見て、スムーズに対応できるんじゃないかといった意味合いの報告でございます。理解をいただきたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（迫 杉雄議員）

それぞれの委員が意見、質疑をされましたか、再度確認をいたします。

言葉に、上意下達という言葉も感じもありますが、県下43市町村の中の広域連合という立場において、曾於市の今後の方針のあり方と、過去3万円が2万円平均という意味合いで、市民に不利益という言葉もつきますが、これについて、今後、市としてはどのような対応をする議論がされたのか、今までの3万円支給というのをやっぱりこう念頭に置くとなると、市の自助努力も必要じゃないかなと思いますし、審査の過程でそのような議論はされなかったのかという質問です。

あとは、今言いますように、2万円に下げる1万円の差額をどうするかという議論になりますと、どのような手立てがあるのか。また副市長も出席されていると報告ですが、その議論がなかったのがちょっとこう、報告で理解できません。委員長報告ではなかったという報告でしたけど、再度お聞きいたします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

2つの質問に対する答弁に入る前に、また繰り返しますが、委員会審議の中で、これは私の率直な質問であったんですけども、担当課長等に対して、もともとこの国民健康保険の県内統一への参加というのは、市民にとって、被保険者にとってプラスになるということでの加入であったのかということで、プラスになるという答弁であり、また、あるならば、今度の3万円から2万円に引き下げるのはプラスにならないんじゃないかと。こうしたものを、最初の統一参加への、もう出だしからこれじやますいんじやないかという点を踏まえての議論であったんです。

1つは、この一般会計での対応を含めてやること自体が、この方法論がないわけではありません、法律上。その点については当局の問題でありますので、当局として十分今後検討していただきたいといった、委員会からの当局への意見であり要望でございました。ですから、その場で、じゃあ当局がやりますということであつたら、言い忘れましたけども、全会一致で賛成だったんですよ。そのことも、もう副市長にも伝えました。一般会計からの繰り入れを含めて、市民に不利益にならないよう補填措置がとられたら、全会一致で賛成ですと。このことも、委員会全体で、事前に僕らも合意できていました。それが、その場で一応明確な答弁がされなかつたために、やむなくというか否決に至った経過があります。御理解をいただきたいと考えております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第7号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。原案に賛成の討論はありませんか。

○11番（土屋健一議員）

本案は、新年度から県も共同の保険者になる、運営をともにするという制度でございまして、その目的は、将来にわたって制度を維持していくこうという措置でございます。その中で、葬祭費が2万円に統一されていくという話でございますが、私は、やはり県下で考えられたのであれば、まず足並みをそろえるのが第一義的なことではないかと、そのように考えております。

次に、一般会計からの繰入金が1億5,000万円、毎年見込まれておりますが、本来は、特別会計は被保険者の税金で賄っていくのが当然な措置でございまして、したがって、一般会計から支出するのは、法令外負担金となっていると私は思っています。これはなるだけ少ないほうが、いや、本当はゼロのほうがいいわけで、なるだけ少ないほうが正しいやり方だろうと、そのように思っています。なぜかといいますと、国保世帯はおよそ30%です。残りは被用者等の保険でございますので、7割のその被用者保険のほうから文句が出ても仕方のない措置だろうと、そのように思っております。

その1億5,000万円の問題でもありますけれども、一般会計においては、今から交付税等の減額措置も、年々年々出てくるわけであります。1億5,000万円の行政需要というのはやっぱりあるわけです、一般会計において。その行政需要をやっぱり果たせなくなっていくんではないかという気がいたします。いや、国保に応援するのが行政需要だよということもあるかもしれません、7割の市民のためには、行政需要を満たしていないということに、私は尽きると思っています。

そういう意味で、財政上の視点から、一般会計の財政上の視点から、これはやっぱり県と共同事業というものを持ちつ、支えていかなければいけないと、そのように思っています。

3番目に、市民への説明をしっかりと行えば、私は、本件は理解される範囲だらうと、そのように思っています。ちなみに、日曜日、自治会の総会がございましたので、お茶飲み話に、今、こういうことも出ておりますがと、3万円ですが2万円になるかもわかりませんということをお話しまして、県下統一の意見なんですよったら、じゃあ、それはもう仕方ないなというのが、もう大半のお答えでございました。ですから、当局側が説明をしっかりと行えば、これは市民の理解は得られるものだと、そのように考えておりまして、賛成討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

原案に反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は国民健康保険条例の一部改正には反対いたします。

もともと国民健康保険の県内市町村統一への曾於市の参加は、市民にとって、よりプラス効果が大きいという判断理由で参加に踏み切った経過があるのではないでしょうか。ところが、当初から、葬祭費の現行3万円から2万円の引き下げは、市民の利益を損なうものでございます。こうした場合、市としてはやはり経過措置、今後動きます、これが。ですから、経過措置として、市は一般会計で差額分の1万円は補助すべきだと言えます。

一般会計からこの国民健康保険会計への繰り入れを含めてのあり方の是非については議論が分かれることでございますが、先ほども申し上げましたように、国保会計だけではなく、例えば財部町の生活排水、あるいは末吉町の公共下水道、あるいは水道事業での末吉の簡易水道、あるいは独立会計ですが、大隅町の笠木簡水、いずれも法定外ではありますけれども、一般会計からの繰り入れを毎年行っている経過がございます。その点で、予算的には年間100万円あれば対応できます。次の6月議会までに何らかの対応をすべきではないかと思っております。

あわせて、国民健康保険の県統一には、今後、この種の問題、さらにこれ以上にはるかに大きな問題が幾つか起こり得ることが考えられます。市当局は、今回の葬祭費のあり方の問題点、一つの大きな教訓点にすべきではないかと言えます。

以上で、反対討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり採決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立少數であります。よって、議案第7号は否決されました。

次に、議案第8号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について討論

を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、曾於市介護保険条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第12号の介護保険条例の一部改正には反対いたします。

反対の理由の第1点は、介護保険に加入する65歳以上の1号被保険者は、年金生活者の方々でございます。特に、曾於市では、少ない年金額の国民年金加入者が1万4,000人と、非常に多い状況がございます。こうした市民にとって、介護保険料は国民健康保険税や後期高齢医療保険料と同じ、あるいはそれ以上に大変大きな負担額となっている現状がございます。そうした中での値上げには、賛成はできません。

第2点目は、現在の曾於市の介護保険の財源、財政状況をどう見るかでございます。本当に値上げが必要であるかについてであります。この3月議会に提案されている介護保険の補正予算を見ますと、2,060万2,000円の保険料の収入増が計上されております。この2,060万円は、今回の2.8%の値上げの収入増の2,150万円とほぼ同額であります。のこと1つとっても、値上げは必要ないのではないかと思います。

さらに、市は介護積立金2億2,000万円は取り崩す方針であり、そのこと自体は評価いたしますが、この数年間の曾於市の介護保険の財政状況と財政運営を見た場合に、率直に言って、現状ではゆとりある状態と受けとめております。値上げはすべきではなく、必要ないと考えており、今回提案された税率改正には反対いたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第9号 曽於市地域福祉基金条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 曽於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

日程第14 議案第11号 曽於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第12、議案第9号、曾於市地域福祉基金条例の一部改正についてから
日程第14、議案第11号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を
終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第9号、曾於市地域福祉基金条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

第1条中の名称を曾於市福祉基金から曾於市地域福祉基金に改め、現行の条例では基金の預金利息の運用しかできなかつたものを、取り崩し可能な基金とするため、改正するものであります。

委員より、平成28年度の預金利息と基金残高についての質疑があり、預金利息は73万2,077円。基金残高は3億8,397万900円であるとの答弁がありました。

また、条例改正後の基金活用についての質疑があり、生活困窮者支援や給食サービスへの活用など考えたいとの答弁がありました。

これらの答弁に対して委員より、大事な基金の取り崩しとなるため、基金の活用はしっかりした計画を立て、運用されたいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、曾於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財部温泉健康センターの利用に関し、利用料の区分の見直しをするため、改正するものであります。

改正点は、次の3点であります。

1点目は、「一般（15歳以上）、子供（小中学生）」を、15歳以上を削除し「一般、子供（小中学生）」と変更。

2点目は、「回数券（11回）」を、「1回入浴回数券（11回）」と「1日入浴回数券（11回）」に変更。

3点目は、「家族湯」を、「家族湯利用料及び入浴料」に変更するものであります。

委員より、区分見直しの理由について質疑があり、末吉のメセナ温泉に統一する形で、入浴料の規定をわかりやすくするための見直しであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に

伴い、認定こども園など、特定教育、保育の規定について、一部文言修正などを行うもので、内容上の変更はないものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第9号、曾於市地域福祉基金条例の一部改正についての討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、曾於市財部温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 曽於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 曽於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第15号 曽於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第15、議案第13号、曾於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから日程第17、議案第15号、曾於市思いやりふるさと基金条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案10件を、2月26日に委員会を開き、執行部

の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第13号、曾於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、メセナ住吉交流センターの利用料区分の75歳以上を70歳以上へ引き下げ、宿泊利用者の利用開始時間を1時間30分早めて午後3時からに、また、利用終了時間を30分おそい午前10時までとして、それに伴い、宿泊施設及び野外宿泊棟の休憩終了時刻を1時間短縮し、午後3時までとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

宿泊施設の休憩時間を午後3時にして宿泊利用者への影響はないかとの質疑があり、ほとんど部屋休憩はないが、臨機応変に対応したいとの答弁がありました。

また、利用区分の70歳以上への引き下げの経緯は何かとの質疑があり、財部・大隅の利用区分に合わせるものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設を増築し、施設の使用面積がふえたことに伴い、農産物等直販施設とレストラン施設の使用料を、月額16万470円から月額19万5,270円に、それぞれ改正するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

レストラン増築部分の料理陳列がよくないととの声があるが、ホテル等への研修等を実施すべきではないかとの質疑があり、増築による防火壁の設置で、料理陳列や動線が悪い状況である。研修やアドバイザーによる指導は行っていないとの答弁がありました。

また、平成29年4月にリニューアルオープンして、1年おくれの使用料値上げの経緯について質疑があり、広域農道の通行どめによる売り上げの減少に伴い、道の駅すえよしと協議し、今回、条例改正することとなったとの答弁がありました。

委員より、今回の条例改正の提案は、平成29年3月定例会で行うべきものであり、条例改正のないまま平成29年度当初予算が計上されたことは整合性がとれないとの強い意見がありました。

委員会では、総務課文書法制係の出席を求め、予算提案と条例改正の整合性について議論がなされました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号、曾於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について。

本案は、平成30年3月31日をもってかごしま応援寄附金募集推進協議会が廃止され、平成29年8月で市町村交付金事業も終了したことから、第2条のかごしま応援寄附金募集推進協議会からの交付金の条項を削除するためのものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案13号について質問いたします。

先日の議案提案でも質問し、1点の市長答弁もありましたけれども、今後このメセナ温泉の利用の促進を一層図る立場から、施設改善について議論がなされていたら報告してください。この総合振興計画でも、市長答弁のほんの一部しかまだ振興計画の中に入っていないために、そういう立場からの質問であります。

それと、同僚の迫議員には通告は出しておりませんでしたけども、このただいまの議案14号について、1点だけ確認がたの質問でございます。

委員長報告の中で、委員より、今回の条例改正の提案は、平成29年3月定例会で行うべきであり、条例改正のないまま平成29年度当初予算が計上されたことは整合性がとれないとの強い意見がありましたと、ちょっと詳しく説明をいただけんでしょうか。また、これに対する当局の答弁は、対応はどうであったのかもあわせて答弁してください。

以上、2点でございます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

まず、議案第13号、市のメセナ住吉交流センター、温泉のことですが、今回の提案は条例の一部改正ということで、報告いたしました内容が審査の過程です。今質問されております温泉センターの施設自体についての意見、質疑等は出ておりませんし、また、委員会の中では、近況の温泉の状況も聞き出しておりません。

次が14号になりますが、今、質疑の中身について、平成29年3月31日、平成29年3月定例議会で予算が出ておりました……

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

ちょっとお待ちください。平成29年3月定例会で、この使用料の予算が計上されておりました。そして、俗に言いますと、そのままでは今日に来ましたので、条例

改正が今回になったということで、1年おくれてしまったと。当局との整合性はないのかということで、先ほど報告しました総務課の文書法制係に出席してもらって、説明を受けました。当然、地方自治法の第222条の1項、2項に抵触しているということ等の整合性の意見であります。担当課におきましては、早目に出すべきであったということの陳謝といいますか、今日に至った内容の説明を受けたところです。自治法の222条を読み上げんでもいいですか。いいですね。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案14号について、再度確認をさせてください。

つまり、この昨年の3月の29年度の当初予算の中において、条例改正がされないまま、いわばその改正を前提とした予算措置がとられて、1年たっての今回、条例改正がおくれた形で一応提案されたというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

確認がてらですが、そのとおりで、審査の中で、先ほど言いましたように、総務課の文書法制係等のいろいろ聞き出しをしましたが、222条に基づいて行いました。この内容的に、私も法的に余り詳しいものではありませんが、3月定例会で予算計上、そして4月1日以降施設がオープンしました。できれば予算提案と即6月定例議会に間に合うように条例改正をすればという内容に、法的には幅があると思っております。それが1年おくれたということについては、それなりに強い意見が出たというふうに報告いたしました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第13号、曾於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、曾於市思いやりふるさと基金条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 曽於市都市公園条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 曽於市地域振興住宅条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 曽於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第18、議案第16号、曾於市都市公園条例の一部改正についてから日程第20、議案第18号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

報告申し上げます。

議案第16号、曾於市都市公園条例の一部改正について。

本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園の公園施設の設置基準について政令で定める割合を参照し、条例で定めることとなった。

また、八合原土地区画整理事業において設置された東旭ヶ丘公園を再整備（トイレ、あずまや、フェンス等の設置及び公園法面の張りコン）したことにより、当該公演を都市公園として管理するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

敷地の芝の整備状況について質疑があり、まき芝で対応したとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

本案は、平成29年度地域振興住宅建設事業において、見帰団地に2戸、中野団地に2戸、泊ヶ山団地1戸及び片平団地に1戸の地域振興住宅を新設したことに伴い、関連する規定を改正するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

地域振興住宅入居希望者の選定した地域と人口増対策の地域との兼ね合いはどうなっているのかとの質疑があり、入居者選考審査会で申し込み者の子供数や地域性

等の選考基準をもとに審査し、入居優先順位を決定し、参考にして、入居者を決定しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

本案は、末吉上水道5地区と末吉簡易水道4地区が、末吉地区1地区に統合することにより、補助金を活用した新たな水源確保及び施設整備が図られるためのものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

市民平等な対応として、市内全域を1つにできないかとの質疑があり、小規模水道を含めるには、現在の企業会計では対応できないので、一般会計での予算措置が必要なため、今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、使用者のメリット、デメリットはないのかとの質疑があり、使用者に対してのメリット、デメリットではなく、不便をかけないようにするのが基本であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第17号の地域振興住宅の委員会としての位置づけがされているかどうか、質問いたします。

御承知のように、この合併後、地域振興住宅は曾於市における少子化、地域活性化、ある面では人口増対策に、いわば太い柱といいますか、ある面では中心的な役割を担ってきたと言ってもいいのではないかと思います。池田市政時代で最も多かったのが二十数戸であります。また、五位塚市政になってからも、少なくなったとはいえ、毎年10戸をめどに行い、今回はいろいろ事情があつて6戸となりました。

今後、地域振興住宅にかわる、例えば人口増対策として採算議論され、また、五位塚市政の今後の大きな方針となっている宅地分譲政策との兼ね合いです。例えば、宅地分譲が今後全くこの計画がない農村地域においての、地域振興住宅の位置づけ等についての委員会としての議論がもしなされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

次に、議案の第18号でございます。

この上水道と簡易水道のいわゆるこの統合についてでございますが、委員長報告

の中の質問としても、この小規模な水道も含めるには現在の企業会計では対応できないので、一般会計での予算措置が必要なため、今後検討していきたいと答弁がありました。もうちょっと踏み込んだ議論がされていたら、非常にこれは大事な問題でありますので、報告をお聞かせ願いたいと思っております。

以上2点です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第17号の地域振興住宅の今後の対応ですが、報告の中にも入れましたが、今日までに133戸、旧町時代からのものがあります。今回、8戸予定が2戸減の6戸になりましたが、それについての議論は出たとおりであります。

そのほかの地域性やいろいろ議論的には出るんですが、肝心な議論だおれで、それ以上は進んでおりませんので、今回の改正の内容だけを報告したところです。今後この住宅についての、まだ、継続、ふやせというような議論はなかったと思いますが、先ほども言いましたように、宅地分譲については、それなりの各委員が思惑を持った議論的なものがあったように思います。

次に、18号ですが、質問の内容について、小規模と申しますと、戸数で言いますと、101人から5,000人までが小規模の水道になると。そして、5,000人以上ですか、水道事業となることで、当局のほうの答弁かれこれについては、報告いたしましたように、小規模戸数についての対応の云々かんぬんは、答弁等でも議論されておりませんので、報告に入れたとおり、今後検討していきたいというふうに、審査の中では終えました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第16号、曾於市都市公園条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について討論を行います。
反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第21、議案第21号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第21号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について、所管分を報告いたします。

今回の補正予算は、それぞれの事業の確定及び執行見込みによる精算的なものであります。

審査過程での主な質疑内容と結果について報告いたします。

まず、総務課関係で、消防設備整備事業で減額補正された理由について質疑があり、防火水槽設置は、今回5基分を申請したが、国の採択が2基分しかなかったとの答弁がありました。

選舉関係について、投票所の段差等の解消に向けての議論はされたのかとの質疑に対し、投票所の段差や駐車場の問題、冷暖房がないところがある。平成30年度に現地調査を行い、検証、検討したいとの答弁がありました。

市民提案型地域づくり事業が減額補正された理由について質疑があり、新規の申請が3団体で、見込みより少なかったとの答弁がありました。

次に、企画課関係で、山中貞則顕彰館の入館者数、基金の実績についての質疑があり、入館者数は、開館当初は年間6,000名であった。その後は月300名程度で推移している。平成29年12月末で2,510名となっている。基金は現在約2億9,800万円であるとの答弁がありました。

地域おこし協力隊員が7名から2名に減った理由の質疑があり、1名が他の大きな企業へ転職、2名ほどが体調不良、あとは個人的な理由によるとの答弁がありました。

有線放送の古柱の払い下げ状況の質疑に対し、現在1,083本を受け付けて、450本の払い下げができたところであるとの答弁がありました。

次に、財政課関係で、歳入についてはほとんどが交付決定等に伴うもので、主なものは、地方交付税の普通交付税3億4,407万3,000円を追加し、補正後の金額は82億7,407万3,000円となります。

財政調整基金繰入金については、5億5,628万8,000円を繰り戻して、補正後の予算額は6億2,756万円となります。

財政調整基金は想定内か、また執行残をどのくらい見込んでいるのかとの質疑に対し、想定内と考えており、特別交付税を3億円、執行残を3億円、合わせて6億円ぐらいを予想しているとの答弁がありました。

次に、市民課関係で、ごみ収集車の安全管理の指導についての質疑に対し、2人で収集運搬作業するように、交通事故のないように指示をしているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第21号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）についての所管分。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、各課における事業費の確定及び精算的な内容の増減が主なものであります。

福祉事務所関係では、老人福祉費の金婚式開催の取り扱いについて質疑があり、今後、出席者の把握や集約等について、改善点があるところは見直していくたいとの答弁がありました。なお、平成29年度の出席者は70組120人であります。

放課後児童健全育成事業費1,603万7,000円の増額は、23児童クラブへの補助単価の増、処遇改善の加算分、障害児に関する加算分であります。補正後の予算額は1億1,357万7,000円となります。

委員より、予算が適正に使われるよう、実態把握と指導に努められたいとの意見がありました。

児童福祉総務費の施設型給付費9,808万9,000円の増額は、認定こども園、保育園への処遇改善等の加算分、単価の増額分、認定こども園への移行に伴う増額分、途中入所者に対する増額分であります。補正後の予算額は13億6,104万9,000円となります。

委員より、多額な予算であるため、予算が適正に、さらに人件費などに確実に使われるよう、実態把握と指導に努められたいとの意見がありました。

保健課関係では、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金1,113万6,000円の減額は、国民健康保険税の軽減世帯の対象者の減によるものであります。子牛の価格が上がっており、畜産農家の所得がふえていることで軽減世帯が減少したので

はないかとの説明がありました。

老人福祉費の前期・後期高齢者医療事業費4,904万6,000円の減額は、医療費が当初の見込みより7.8%減少したことにより、大きな減額となったものであります。

同じく、老人福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金1,139万8,000円の減額は、保険料の軽減世帯の対象者の減によるものであり、国民健康保険税と同様、畜産農家の所得がふえているためではないかとの説明がありました。

予防事業費の1,633万円と健康増進事業費1,187万4,000円は、実績に伴う減額であります。

教育委員会総務課関係では、小学校、中学校の修学援助費の対象者について質疑があり、平成29年度は小学生で192人、中学生で96人が対象である。これは全児童生徒の11%となる。また、県内の市町村では20%から30%の対象者が見られるとの答弁がありました。

委員より、以前から本市は対象者が少なく、今後の取り組みについて検証が必要ではないかとの意見がありました。

学校教育課関係では、ALT語学指導事業について、現在、3名の外国人が指導に当たっており、特に、小学生の語学教育に力を入れているとの説明がありました。

委員より、今後3名の外国人教師を議会でも紹介するなど検討していただきたいとの意見がありました。

社会教育課関係では、末吉総合センター事業費の中の舞台機構設備改修工事費370万8,000円の減額は入札残によるもので、入札には県外の7社が参加、入札額は予定価格比88.5%であるとの説明がありました。

委員より、経費節減の教訓とのなるため、今後の入札に生かしていくべきではないかとの意見がありました。

図書購入基金については、平成29年度は700万円の基金の取り崩しがあり、基金残高は1億618万3,585円、平成29年度の寄附は5件で160万円であります。

委員より、このままでは平成30年度に基金残高が1億円を割るのではないか。教育委員会は市長部局とも協議をし、図書購入についての寄附は、もっと力を入れて取り組むべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第21号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について、所管分。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なものであります。

農業委員会関係では、機構集積支援事業費補助金の減について質疑があり、事業費の減によるものであるとの答弁がありました。

最適化交付金の法的なものは何かとの質疑があり、担い手農家等への農地集積、遊休農地の解消等の業務が必須となり、平成28年度の農地法改正によるものであるとの答弁がありました。

農家台帳システム改修委託料の減について質疑があり、事務量がふえたが職員で対応した。今後も職員で対応するとの答弁がありました。

委員より、事務量の増加により職員の負担にならないよう考慮してほしいとの意見がありました。

農林振興課関係では、廃プラ置き場造成工事について質疑があり、今までクリーンセンター敷地及び計量器で対応していたが、クリーンセンター改修工事に伴い、有機センター敷地内に仮置き場を造成し、同センターの計量器で対応するとの答弁がありました。

新規商品開発補助金の状況について質疑があり、株式会社津曲食品と曾於高等学校がコラボした「あくまきどら焼き」1件の申請であったとの答弁がありました。

商工観光課関係では、歳入の四季祭市場施設使用料の83万5,000円の減額について、委員より、今回上程されている曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設の設置及び管理に関する条例が整備されないまま、平成29年度当初予算で計上されていることに整合性がないのではないか。今後、予算編成に対して地方自治法第222条に抵触しないよう、また、早い段階で減額補正の処理をすべきであるとの強い意見がありました。

寄附金の使途については、財政課と協議しているのかとの質疑があり、曾於市思いやりふるさと寄附条例第2条の項目に当てはまるよう対応しているとの答弁がありました。

畜産課関係では、畜産振興基金貸付金償還滞金の状況について質疑があり、廃業した農家の過年度分が滞っているところがあるとの答弁がありました。

畜産クラスター事業の大成畜産が辞退した理由について質疑があり、肉豚の損耗防止と適正出荷を図るために早急に豚舎39棟の改修を行う必要が生じたため、既設部分は自力で対応し、新設部分は事業で対応するとの答弁がありました。

耕地課関係では、広域農道は激甚災害ではなかったのかとの質疑があり、激甚災害ではないが、補助率が96%であるとの答弁がありました。

建設課関係では、市営住宅の滞納状況はどうであるかの質疑があり、滞納者は少

なくなってきたが、高額滞納は過年度分が多く、不納欠損の対象者が多いとの答弁がありました。

市道新設改良工事の5,279万8,000円減額についての質疑があり、湯之尻・福留線の大手橋歩道橋について、当初は、計画当初5,000万円の工事費を見込んでいたが、現在は9,000万円の工事費が必要となり、再検討することになったとの答弁がありました。

地域振興住宅8戸の計画が2戸減になった理由と他地区に回すことはできないかとの質疑があり、高岡団地1戸は焼失後、振興住宅で対応する計画であったが応募がなかった。もう1戸は、入居者決定後に家を建てたことによる辞退があったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

完結に4点ほど、2人の委員長に質問いたします。

1つは、総務委員長について2点質問いたします。

委員長報告の中にもありましたけれども、主な基金の繰り入れあるいは積み立てについての基本的な市の考え方でございます。当然、大切な市民の税金等で成り立っておりますので、積み立て等についても、やはり今後の市の事業の計画を見ながら、やはり目的意識性のある積み立てが必要じゃないかと思います。

一方、市債のあり方についても、もう大分、今回の提案されているのでも、利率の小さいものまで一応繰り上げ償還が行われておりますが、これについての市の考え方を含めて、委員会で審議、質疑がなされていたら報告してください。

次に、255ページの地域商品券の発行事業400万円、今回追加して9,550万円であります、現在、本年度組んで、どれだけこの効果、実績があるのか、一定、検証が必要だと思いますが、その観点からの議論がされていたら報告してください。

次に、建経委員長に2点ほど質問いたします。

クラスター事業はもう報告ありますんでよろしいです。

質問の第1点でありますけれども、質問が前後いたしますが、274ページの農道の維持補修費302万1,000円についてでございます。現在、この種のいわゆる市単独事業を中心とした農道整備について、市民からの要望に、早目に十分応えられているような予算措置であるのか、この1点の確認でございます。

合併後、大分この積み残しがありますて、御承知のように2年ぐらいかかるとい

るところもありました。現在は29年度、どうでございましょうか。もし報告できたらお願ひいたします。

次に、委員長報告の中にもありましたけれども、市道新設改良工事の5,279万8,000円の減額、先月の市長報告でもありましたけれども、計画当初の5,000万円の工事費を見込んでいたが、現在は9,000万円の工事費が必要となり、債権とすることになったという説明でありますね。素人から見て、5,000万円と9,000万円と、余りに開きが大きいんですよ。だから、最初の5,000万円は何だったのかということにやっぱりなるんです。だから、どういった過程で5,000万円でやって、その倍に近い9,000万円となったのか。どういったこの、いわば調査が行われてのこのような説明であったのか、もし質疑がなされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

まず、基金関係についてですけども、説明では補正の第8号で、先ほども報告しましたけども、繰り入れが5億5,628万8,000円、これが財調です。思いやりふるさと基金に2,500万円の繰り入れ、こういう報告があったのと、それから基金の活用については、ふるさと開発基金を、前回、全協で説明がありました公民館等のほうに使えないかとか、そういう議論はあったところでした。

それから、繰り上げ償還については説明資料の171ページになりますけれども、基本的に後年度に影響を、なるべく緩和するために、今後も繰り上げ償還はしていくというのが、一貫した財政課の考え方であると認識しております。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

まず、前後しますけど、274ページの農道の積み残し等については、委員会の中ではそういう意見やら議論は出ておりません。ですから、報告ももらっておりません。

次が、合併、建設課の合併特例債ですね、この5,000万円については、報告があって、今後検討するというような意味で、何で9,000万円に見積れるのかということの質疑内容はありませんでした。ただ、繰り越しになるということで、今後の当初以降の審査となるという観念がありました。

当初に出てくると思っております。

あと、商品券については、今回8,000万円の増刷をすること等で、補正が400万円出ましたが、これについて、いろいろ、今、質疑のとおり、状況、結果はどうなのかというふうには日ごろ考えるわけですが、委員会の中で、各委員から

の質疑がありませんでしたので、今後の所管としての方向づけだというふうに思つております。状況については出ておりません、報告を受けておりません。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

建経委員長のほうに1点だけお尋ねいたします。

農林振興課の廃プラの関係です。

これでは、クリーンセンターを改修に入るための暫定措置として、有機センターのほうへ場所がえをするとうたってありますが、これはいつからこのような形になるのか、質疑等は出なかつたんでしょうか。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

委員が、議員が御承知のとおり、クリーンセンターの工事のために、今回、有機センターのほうに移転して、有機センターの一角に置き場を造成して、そして、今回、次回、当初で予算を出して、5月末をめどに稼働をするといいますか、そういうふうに準備を進めているという説明を受けました。

○14番（渡辺利治議員）

5月末でということでお答えをいただきました。これにつきましては、園芸振興会のほうも携わっておりますので、まだ全然聞いておりませんので、そしてまた、この廃プラに対しては、市のほうから助成もいただいておりますけど、この金額というものは今後変更はないのか、そういう質疑はなかつたでしょうか。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

補正でしたので、あとは当初のほうを審査したいというふうに考えておりますので、そういう質疑はありませんでした。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

2点だけ伺います。

文厚委員長に、老人福祉費が医療費の当初見込みより7.8%減少したと、大きな減額になったその理由が、もし質疑されておつたら伺います。

それと、建設経済委員長に伺います。

振興住宅につきましてですが、高岡団地の火事の後の1戸はわかるんですけど、もう1棟は入居者が決定後に辞退があったということでございましたが、いろいろ理由もあると思いますけど、こういう場合の曾於市の規定とか条例等の、その人に対する罰則じゃないんですけど、そういうのはないのか。また、入居者決定の、先ほ

ど家族の人数とかそういうことで決めるという説明がございましたけど、そういうときにはこの辞退は予測できなかつたか、そういう質疑はなかつたか伺います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

今鶴議員に答弁いたします。

後期高齢医療が報告にも7.8%医療費が減になっております。これは大変な金額でありまして、当然、委員会でも質問がありましたけれども、御承知のように後期高齢は鹿児島県で統一して運営されている、全く蚊帳のそとといいますか、答弁ができないような会計のあり方であるために、金額大きくて非常に大事な問題でありますけども、答弁ができなかつた経過がございます。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

2点あったよな、住宅だけ。じゃあ、お答えいたします。

今回の補正については、住宅戸数を8戸見て、そして御存じのとおり、高岡団地の分が焼失して、その後の保険関係だと思いますけど、やっぱりこの振興住宅を設置するということで応募したが、応募がなかつたということの減額と、今出ましたように、あと1軒分が、もう待たずに家を建てられたということで2軒分。それに対する議論としては、ほかのところに回すとかできないのかという意見もありましたけど、今回は補正ということで、それ以上の議論は進みませんでした。

その規定とか、規約とか、そういう分に充てるべきじゃないかと、今後の問題になればそういうことも考えられますから、そういう類いの質疑、意見、議論はされませんでした。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

私が誤解をしていたみたいで、振興住宅は建った後に辞退があったと誤解しましたが、本人が家を建てられたということですね。今理解しました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

日程第23 議案第23号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について

日程第24 議案第24号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第22、議案第22号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから日程第24、議案第24号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第22号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて。

議案第23号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につ
いて。

議案第24号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

以上、3議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたし
ます。

国民健康保険特別会計予算の補正は、歳入について、収入見込みにより国民健康保険税5,855万8,000円の増額であります。

一方、国庫補助金の中の普通調整交付金は6,117万8,000円の減額であります。こ

れは国民健康保険税の歳入がふえたことが、減額となった主な要因であるとの説明がありました。

さらに、前年度繰越金は7,506万3,000円増額となり、総額で1億2,301万1,021円と大きな額あります。

歳出では、80万円を超える医療費が対象の高額医療費拠出金4,508万円の減額は、実績減によるもの、同じく、80万円未満の医療費が対象の保険財政共同安定化事業拠出金8,216万1,000円の減額も実績減によるものであります。

委員より、平成29年度の医療費の伸び率についての質疑があり、当初の予想4%に対して、今までのところ2.8%であるとの答弁がありました。

後期高齢者医療特別会計予算の補正は、歳入について、保険基盤安定繰入金1,106万円の減額は、当初の見込みより被保険者の保険料の軽減世帯が少なかったための減額であります。

介護保険特別会計予算の補正は、歳入について、65歳以上の第1号被保険者保険料2,060万2,000円の増額であります。

前年度繰越金は8,715万2,000円増額となり、総額2億197万9,000円であります。

一方、歳出の中心をなす保険給付費は、360万円の減額、平成29年度末の見込みで、総額は51億3,827万円となり、介護保険の財政を安定したものにしています。このため、予備費は5,631万1,000円増額され、総額は7,218万8,000円となりました。

これら3つの特別会計について、それぞれ歳入の増額補正が見られます。これは、被保険者の中で、100万円以上の子牛を初め、子牛の高値がつづき、畜産農家の所得がふえたことが一つの要因として考えられるものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第22号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

1点だけ伺います。

国民健康保険の医療費の伸び率が、29年度が当初4%の予想に反して、今のところ2.8%の伸び率であるということで、29年度の決算が済まないとそこら辺の要因が確定しないのかと思いますけど、どういうことが要因で、4%が2.8%にし、喜

るべき数字であると思うんですけど、何か意見はなかったですか。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

一口に言って、大きな医療費が全体として少なかったから、顕著な大きな歳出の増がみられなかつたということです、高額関係について。それに尽くるということです。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第22号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で

あります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第26 議案第26号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第27 議案第27号 平成29年度曾於市笠木水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第28 議案第28号 平成29年度曾於市水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第25、議案第25号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてから日程第28、議案第28号、平成29年度曾於市水道事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第26号、平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成29年度は浄化槽の設置基数を50基予算化していましたが、31基の実績となり、これまでの設置基数は1,007基になるとの説明がありました。

委員より、基金残高の質疑があり、平成29年度末で1,956万7,633円になるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第25号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、事業費の確定によるもので、歳入については、繰入金を580万2,000円、市債を930万円減額し、繰越金を504万4,000円、諸収入を446万8,000円追加しています。

歳出は、執行見込みにより公共下水道事業費を559万円減額しております。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号、平成29年度曾於市笠木水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

本案は事業費の確定によるもので、歳入については、使用料及び手数料を8万1,000円、諸収入を935万9,000円、繰越金を2,190万1,000円追加し、繰入金を35万8,000円減額し、予備費を3,257万7,000円追加しています。

次に、質疑の概要を申し上げます。

消費税還付金はいつごろ入るのかとの質疑があり、6月に申請して9月に入る。平成30年度からはなくなるとの答弁がありました。

予算に対して予備費の割合が大きすぎるとの質疑があり、今後、財政課と調整したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号、平成29年度曾於市水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

収益的収入については、収入見込みにより雑収益を140万4,000円追加をするものが主なものです。収益的支出については、執行見込みより動力費を400万円、消費

税および地方消費税を710万3,000円減額するものが主なものです。資本的支出については、執行見込みにより取水設備改良費を57万2,000円、配水設備改良費を3,838万円減額しています。

次に、質疑の概要を申し上げます。

配水施設改良費3,838万円の減額について質疑があり、主なものは道路改良や突発的な工事に対応する費用だが、今回はなかったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ、議案27号について質問いたします。

委員長報告の中で、予備費が3,257万7,000円ということで、当然の意見だと思うんですが、これは大きいんじやないかということに対しての、財政課と調整したいとの答弁がありましたって、これは財政課と調整したというはどういったことでしょうか。

例えば、考えられるのは一般会計の繰り入れをもっと少なくして、一応調整を図るということでございましょうか。一つの方法論として言えば私はあり得るとおもいますけども、お答え願いたいと考えております。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

審査の過程で予備費が大きいということで、それぞれありますが、今、質問の中で出ましたように、財政課と調整して、今後の対応を考えるということで、委員会では了承しています。それ以上の議論は出ておりません。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第25号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成29年度曾於市笠木水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成29年度曾於市水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日7日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

—————・—————

散会 午後 零時32分

平成30年第1回曾於市議会定例会

平成30年3月7日

(第7日目)

平成30年第1回曾於市議会定例会会議録（第7号）

平成30年3月7日（水曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第7号)

第1 議案第29号 平成30年度曾於市一般会計予算について

(以下3件一括議題)

第2 議案第30号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

第3 議案第31号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

第4 議案第32号 平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について

(以下4件一括議題)

第5 議案第33号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

第6 議案第34号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

第7 議案第35号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について

第8 議案第36号 平成30年度曾於市水道事業会計予算について

第9 議案第37号 曽於市国民健康保険税条例の一部改正について

第10 議案第38号 繰末耕28災217-1001・1017号御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負契約の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重 久 昌 樹	2番	松ノ下 いづみ	3番	鈴 木 栄 一
4番	岩 水 豊	5番	渕 合 昭	6番	上 村 龍 生
7番	宮 迫 勝	8番	今 鶴 治 信	9番	九 日 克 典
10番	伊地知 厚 仁	11番	土 屋 健 一	12番	山 田 義 盛
13番	大川内 富 男	14番	渡 辺 利 治	15番	海 野 隆 平
16番	久 長 登良男	17番	谷 口 義 則	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 繼 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明

専門員 津曲克彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長	五位塚剛	教育長	谷口孝志
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	中村涼一
総務課長	今村浩次	社会教育課長	河合邦彦
大隅支所長兼地域振興課長	東山登	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野実	商工觀光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	持留光一
介護福祉課長	小園正幸	農業委員会事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一		

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第29号 平成30年度曾於市一般会計予算について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

市長以下担当課長に、一般会計についての17項目に当たる質問をいたします。簡潔に質問いたしますが、基本的な立場としては、疑問点を正し、そして問題点はよりよき方向に改善をしていただく立場から全て質問したいと思います。

まず、質問の第1点でございますけれども、毎年質問していますが、各課の当初予算の過程での予算要求、そして査定、予算化の流れについて報告してください。

第2点目、各起債の平成30年度の一般会計での活用総額、あるいは、例えば過疎債だったら過疎債を使った主な事業について説明してください。

3点目、委員会説明資料でページ数は質問いたしますが、34ページから36ページについて、各基金の取り崩し等、あるいはその使途について記載がされております。このことについて少し詳しく説明をしてください。

次に、4点目、税収の中の一つは、市民税と固定資産税の税収について、説明資料では48ページから50ページに記載されております。この新年度の主な税収の内容と、あるいは算定基礎の考え方についてお聞きいたします。

例えば、市民税については、関連いたしますと、前年度比約2,500万円の増加でございます。増加とするのは当然のことですが、個人的にはもっと増額を多く計上しても問題なかったのじやないかとも考えており、これらを含めての説明をしてください。

次に5番目、税収の中の大変大きくなっている償却資産税について、これは50ページでありますけれども説明してください。特に、この償却資産のその分類についても、例えば太陽光の場合が何千万円とか、分類できる範囲内で分類して報告し

てください。

あわせて疑問点の一つが、その中で約1,000万円の前年度比が減となっております。御承知のように償却資産は税収の中でも合併後最も大きく税収入が伸びた項目であり、これは毎年例外がございません。

ところが、前年度対比約1,000万円の減となっておりますが、その理由についても報告してください。

次に、6番目、一方歳出についてでございます。歳出の場合は、当然のことながら、各、特に大きな事業を抱えた歳出については、総合振興計画や市の財政計画との、いわば整合性のある予算措置が、これは不可欠、あるいは前提条件となります。その中で、もし例外的に総合振興計画や財政計画に入ってないまま当初に予算化されている事業があったら、各課のほうでその理由を含めて説明してください。ないとは思うんですけども、一応念のためお聞きいたします。

次に、7番目、この245ページの企画課でございますが、工場設置補助の5,000万円を含む企業振興費の主な支出内容について説明してください。

昨日のこの一般会計の最終の補正予算でも、29年度におきましては、この事業は当初予算で6,000万円の予算計上でしたが、結果的に使ったのは2,000万円であり、4,000万円が昨日カットされて、一応議決がありました。本年度、30年度の当初予算では、1,000万円減らして5,000万円の予算計上でございます。

質問の第1点でありますと、この5,000万円は何を根拠として5,000万円と設定されたのか。昨年の場合は6,000万円、それなら根拠があると思うんですね。これが第1点。

その5,000万円の中で、第2点目の質問は、現在、確実に30年度にこの支出が見込まれるのは、どういった項目で何千万円であるのかですね。確実な予算措置と不確定的なのと2つあると思うんですね。この点を含めて、そして全体として5,000万円の予算計上の根拠についても説明していただきたいと思います。

次に、8番目、255ページのまちづくり基金、過疎地域基金の積み立ての考え方についてお聞きをいたします。

今回、まちづくり基金は5,400万円が計上されており、積立基金としてですね。この3月現在で、今まちづくり基金は、曾於市の各基金の中でも最も額が大きい20億1,971万円でございます。これは大変な、ある面ではありがたいといいますか、今後、自由に使える基金でございますが、やはりこの基金をどのように活用するか、計画というか目的姿勢がなければならないと言えます。その点で、5,000万円、400万円の追加分を含めて、考え方を聞かせてください。

関連いたしまして、過疎地域基金積み立て、これも本年度から新たに計上されま

して、29年度に1億円が当初の段階で積み立てられました。そして2回目となる30年度、1億円、新たな予算計上がされております。この過疎地域基金の積み立ても、この目的が当然あると思いますので、あるいは計画がですね。その目的、あるいは計画、そして最終的には目標額を何億ほどに持っていくたいと考えているかですね。

過疎債も非常にこの活用が範囲が広くて、特に合併特例債がなくなる平成33年度以降は、これまで以上に過疎債の役割というか、非常に大きいと思うんですね。そうした中で、そう30年度以降は自由には積み立てられない、その点で目標額を含めてお聞かせ願いたいと考えております。

次に、9番目、285ページのクリーンセンター事業費についてでございます。先日の補正予算でも質問いたしましたので、この点で簡潔に、この点については新年度の30年度を中心としてお答え願いたいと考えております。

事業は実施という、これからでございますが、現段階で設計変更などは全く考えられないかを含めて、あわせて報告してください。

次に、10番目、370ページの農業公社関連の予算と今後の運営、収支計画について説明してください。

質問の第1点は、この説明資料を370ページを中心として見ましたが、この公社関連の予算が全体で幾らであるかは非常にわかりづらいというか、はっきり言って明確に算定ができません、確かにですね。その点で予算支出は30年度、幾らであるのか、これが第1点。

それから第2点目は、収支計画、収支計画が6,398万円でございます。昨日、全協で資料提出のあった、この収支計画の6,398万円の根拠についても説明してください。

あわせて、振興計画ですね。振興計画では、平成30年度のこの公社の事業費が1,411万1,000円でございます。この数字の上での整合性がございませんけれども、これについても整合性のある報告をしていただきたいと思っています。この30年度の予算計上との関連で説明してください。

最後に4点目、平成31年度・32年度の収支計画はどうなっているかを報告してください。この振興計画でありますけれども、振興計画でいいのかどうかを含めての確認方々の予算関連での質問でございます。

以上、4点でございます。

次に、11番目、404ページの農林振興課の市内の山の植林、間伐等の予算計上、1,769万3,000円の予算計上についてでございます。これは前年度と金額は同額でございます。特に質問でありますが、この中身についての説明をしてください。

あわせて2番目、特に再造林の補助金を使ったこの予算計上、予算説明書を見ま

しても定かでございません、はつきりわかりません。これは前年度に比べて、特にこの補助金の中で、再造林関係は同額であるのか、あるいはふえているのかを含めて説明してください。

次に12番目、426ページの宅配サービス業務費の589万7,000円についてでございます。これまで私を含めて同僚議員から質問がある項目、事業の一つであります、質問の第1点、平成30年度のこの取り組み、特に前年度29年度に比べて、どれだけ、やはりこの新たな業務を広げていきたい、いわば、このサービスを受ける方々を広げていきたいと考えているかですね。その数値目標、数値目標を含めて、この予算計上との関連で説明してください。

次に13番目、428ページの特色ある観光誘致業務委託料2,645万6,000円についての概要説明をしてください。

次に14番目、443ページの畜産関連ですが、1つは、畜産基盤再編総合整備事業の2,467万6,000円について説明してください。

あわせて、この中で、その他の財源として2,467万5,000円が財源内訳であります、このその他の財源についても説明してください。

同じく畜産課の443ページの資源リサイクル畜産環境整備事業1億4,603万円の事業内容についても、また関連いたしまして、その他の財源が1億四千、全てになっていますね、このその他の財源というのは、どういった財源であるのかを説明してください。

この事業は、前年度は3,288万7,000円でございました。これが今回は1億4,603万という、4倍以上にふえておりますが、その理由についても説明してください。

関連いたしまして、この先日の補正予算でも質問いたしましたクラスター事業の予算がございません。これは総合振興計画に計上がされておりますが、なぜ計上されてなかつたのか、年度途中での計上が考えられるのか、説明してください。

次に、15番目、建設課関係ですが、473ページ以降の建設課関係の30年度の道路関連のこれは排水等を含めて、あるいは橋梁を含めて、予算の総額と各起債の活用総額について説明してください。約10億円からなりますけども、その中のこの起債は、どういった起債をどれだけ使っているか、さらに主な事業について、細かいことはともかくとして、主な事業について説明してください。

最後に、関連いたしまして、この約10億円の旧町ごとの30年度の市道の配分額はどのような金額になっているか、説明してください。

次に、通告にありませんでしたけども、課長には申し上げております耕地課関係でございます。

まず、耕地課関係では、この461ページ、市単独の土地改良事業費735万2,000円

でございます。これは前年度は1,688万5,000円で約半分に減らされております。これは用排水路関係の単独事業であります、質問の第1点であります、こうした減額した予算で十分対応できるのか、いわゆる住民からの前年度を含めた積み残しは全くないのか、これを含めた質問でございます。

また、467ページの農業基盤整備促進事業2,279万6,000円、これも前年度は3,162万3,000円でしたが、この新年度は、2,279万6,000円に約1,000万円減額されております。これは農道、あるいは用排水路関係の整備事業でございますが、これも住民から見て積み残しはないのかどうか、要望されてもすぐ対応できているのかどうかを含めて、この事業内容について説明してください。

最後に、503ページの簡易水道関連の繰出金4,109万5,000円ですね。これは、特別会計でも若干質問いたしましたが、この金額について、予算算定の考え方、あるいは基礎計算について説明をしてください。

あわせて、この額については、どれだけ交付税措置が30年度は考えられるのか、交付税の金額についても説明してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

30年度の一般会計予算を立てるに当たり、各課からいろいろ要望あったものを今回お願いをいたしました。29年度に比べて、9億4,800万円ほど予算がふえました。全体的に約29億円の財源不足、ありましたけど、副市長査定、また市長査定を含めて、いろいろ検討した結果のお願いであります。

詳しいことについては、各担当課長から答弁をさせますけど、まちづくり基金、過疎地域基金の積み立てが幾らに持っていくのかということですけど、具体的にどこまで持っていくということについては決めてないところでございます。今後、合併特例債を含めて、期限の延長はなるようございますけれど、金額の上乗せというのではなくて、限られた予算の中で今後いろんな事業でできますので、そういう意味での一定の基金を積まないと今後の事業はできないかということで、いろいろ苦労してやっているところでございます。

あとは、順次、担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、徳峰議員からあった質問にお答えいたします。

まず、一般会計についての中の各課の予算要求、査定、予算化の流れについて報告をされたいということについてお答えいたします。

平成30年度当初予算の編成につきましては、まず9月1日に、各課に対しまして、当初予算における各課一般財源枠を通知したところでございます。これは、各課に

一定額の財源を割り当て、各課がその範囲内で予算を策定する方式により編成を行うようにしたところでございます。

次に、10月2日に、各課に対しまして、基本的な方針としまして、先般、市長が施政方針でも述べられましたとおり、市長の市政運営の5項目に基づく予算要求を各課に指示したところでございます。

その後、各課からの要求に対しまして、11月16日から副市長査定を延べ17日間、12月27日に市長・両副市長による現地調査、1月15日から市長査定を3日間行い、当初予算を編成したところでございます。

当初予算につきましては、各課からの要求枠は、歳入が207億3,357万4,000円、歳出が236億5,801万5,000円であり、歳入不足額が29億2,444万1,000円でございました。

市長査定による不足額の調整を行った結果、歳出額を5億2,401万5,000円削減し、歳入額を2億667万6,000円調整をいたしまして、最終的な財源調整として、基金繰入金を21億9,375万円計上したところでございます。

続きまして、②のほうの各起債の平成30年度の活用総額と起債を使った主な事業についてお答えいたします。

一般会計における平成30年度の市債額は27億760万円でございます。事業ごとに申し上げますと……

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

済みません、30年度の市債額は27億760万円でございました。事業ごとに申し上げますと、過疎対策事業債が12億9,870万円、主な事業といたしまして、クリーンセンターの施設修繕工事、これが4億9,060万円、それから市道の整備事業、これが3億3,580万円、それから過疎ソフトの基金プラス事業分でございますが、これが3億100万円といったものが主なところでございます。

続きまして、辺地対策事業債が1億2,330万円でございます。主な事業といたしましては、市道の神牟礼沖上線を含む8線で、1億2,330万円となっております。

続きまして、合併特例事業債が7億4,170万円でございました。主な内容といたしましては、市道整備事業、椿井岩南線を含む8線で1億2,590万円、それから県営畠地帯の総合整備事業負担金に2億6,640万円、それから、まちづくり基金の積立金に5,100万円といったものが主なものでございます。

続きまして、臨時財政対策債が5億4,000万円、それと緊急防災・減災事業債が390万円がありました。

以上が主な内容でございます。

続きまして、③のほうでございます。各基金の取り崩しと、その使途についてお答えいたします。

まず、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により一般財源として9億8,405万円を繰り入れております。ふるさと開発基金につきましては、施設整備事業等に充当するため、1億5,000万円を繰り入れたところでございます。

基金を充当した主な事業は、市道整備事業の市単独事業に5,300万円、小学校改修工事に2,900万円、曾於市クリーンセンターの焼却粗大ごみ処理施設等修繕費に2,500万円でございます。

続きまして、思いやりふるさと基金の繰入金につきましては、寄附事業に充当するため、10億4,050万円を繰り入れております。基金を充当しました主な事業につきましては、思いやりふるさと寄附金の推進事業の特産品PR推進委託料、これが5億5,750万円、企業誘致起業創業促進対策費が6,300万円、自治会振興費が6,000万円、宅地分譲整備事業が2,400万円が主なものでございました。

続きまして、⑥の歳出について、総合振興計画や財政計画に入っていない事業があるなら報告されたいということについての財政計画分についてお答えいたします。

財政計画につきましては、将来にわたって健全な財政運営の確立のために策定をしております。社会経済情勢や国県の地方財政に対する動向等に応じ、毎年度見直しを行っているところでございます。

平成29年度策定の財政計画におきましては、特に後年度の財政の影響があると見られる市債等を活用した大型の事業、平成30年度でいきますとクリーンセンター整備事業等については、計画の中に見込んでいるところでございます。

続きまして、⑧のほうでございますが、まちづくり基金、過疎地域基金。

(「財政はもう一応全部入っているということですね」と言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

入っています、はい。⑧のほうのまちづくり基金、過疎地域基金積立金の考え方についてお答えいたします。

まちづくり基金につきましては、平成21年度から積み立てを行っており、平成29年度末の基金残高見込み額は20億1,971万9,000円で、うち19億円については、合併特例債を借り入れて積み立てたところでございます。最終的な30年度まで起債の借り入れ等を行って、最終的な目標額としては20億5,400万円を積み立てたいと考えているところでございます。

まちづくり基金の創設した理由としましては、合併特例による普通交付税の特例措置が、平成28年度以降に縮減されることに備えて積み立てを行うものであります。これまで基金の取り崩しは行っていないところでございます。

過疎地域自立促進特別事業基金につきましては、平成29年度から、いわゆる過疎債のソフト分で1億円の借り入れを行い、基金へ積み立てを行っているところでございます。基金の活用につきましては、今後の過疎ソフト事業分の充当財源として考えておりますが、平成30年度での基金の取り崩しは行っていないところでございます。

以上です。

○税務課長（桂原光一）

それでは、④の市民税、固定資産税の税収についてお答えいたします。

市民税の平成30年度の当初予算は11億468万4,000円で、前年度に比べまして、3,638万5,000円の増額となっているところでございます。内訳としまして、個人市民税の均等割額につきましては、納税義務者数の変動は少ないものの、ここ数年の傾向により、所得の増加が見込まれることから、さらに納税義務者がふえることが予想されるため、前年度より39万4,000円増の5,206万円を見込んだところでございます。

所得割額につきましては、所得の増加や控除額の減額、特別徴収の前年度分を勘案しまして、前年度より2,477万7,000円増の8億8,052万7,000円を見込んだところでございます。

また、法人市民税につきましては、法人数が前年度より5社の増となり、均等割額は6万2,000円増の5,766万6,000円、法人税割額につきましては、業績が向上している申告がふえていることから、前年度より1,027万7,000円増の1億557万6,000円を見込んだところでございます。

次に、固定資産税につきましては、前年度より1億451万4,000円増の16億3,814万3,000円を見込んでおります。土地につきましては、評価がえに伴う地価下落及び地目変更や負担調整による減額分を1,946万円と見込みまして、それに減免分を勘案しまして、前年度より1,040万4,000円減額の3億5,788万8,000円と見込んだところでございます。

家屋につきましては、新增築分を1,689万6,000円と見込み、それに新築住宅軽減の終了分や減免額分を勘案しまして、前年度より3,182万円増額の7億9,070万3,000円と見込んだところでございます。

償却資産につきましては、新設分を977万1,000円、増設分を7,420万円と見込みまして、前年度より8,401万1,000円増の4億8,124万5,000円と見込んだところでございます。

続きまして、⑤の償却資産の税収入について、分類して報告されたいについてお答えいたします。

償却資産の平成30年度の当初予算は、4億8,124万5,000円で、前年度に比べて

8,401万1,000円の増を見込んでおります。

償却資産の種類としましては、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等がありますが、まず構築物につきましては、前年度より183万円減の1億2,110万8,000円を見込んでおります。次に、機械及び装置につきましては、前年度より8,375万1,000円増の1億9,877万9,000円を見込んでおります。うち太陽光発電につきましては、977万1,000円の増額を見込んでいるところでございます。

次に、車両及び運搬具につきましては、前年度より13万円増の179万5,000円を見込んでおります。

次に、工具・器具及び備品につきましては、前年度より196万円増の1,795万9,000円を見込んでおります。

そのほか、大臣配分及び県知事配分を1億4,160万2,000円を見込んだところでございます。

以上でございます。

○企画課長（橋口真人）

それでは、企画課分につきまして、お答えいたします。

まず、⑥の歳出において、総合振興計画に入っていない事業があるなら報告されたいということでございます。

まず、総合振興計画実施計画でございますが、まちづくりに影響を持つ政策的要素の高いものを中心に、建設事業及びソフト事業を掲載しております。ゆえに事務的経費や他団体への負担金は掲載していないところでございますが、先般お配りしました30年度から32年度までの実施計画でございます。

これにつきましては、今回の30年度当初予算編成におきまして、各課で見直し作業を行いましたが、今回、改めて精査した結果、地域や利用者からの要望がありました建設課の新築公園整備事業及び財部児童公園整備事業、それから持留・あけぼの線市道改良事業が掲載漏れでございました。おわびいたしますとともに、後日、3事業を追加して差しかえさせていただきたいと考えております。

それから⑦企業誘致対策費の工場設置補助5,000万円を含む企業振興費の主な支出内容でございます。

補助金のほうでございますが、まず、雇用促進補助金でございます。50人分500万円を計上しておりますが、確実なものにつきましては、ニチレイ・ロジスティクスと、それから横山食品分、15人分150万円は確実だと考えているところでございます。

それから、工場設置補助金でございます。5,000万円計上しております。これにつきましては、横山食品分が4,000万円、それからアグロテクノサービス分が500万

円、4,500万円分が確実だと考えております。

それから、雇用創出関連施設等整備補助金でございます。

まずこの内容でございますが、これにつきましては、水道施設、いわゆる上水、簡水がない区域、あるいは排水施設、いわゆる側溝がない区域に工場を立地した場合に、そういう水道施設、排水施設を整備する場合の補助でございまして、これにつきましては、以前から1社、そういう動きがあるところでございますが、まだ直接申請がないところでございます。ゆえに1社分という形で500万円を計上して、見込んでおります。確実ではございません。

それから、企業人材育成補助金の200万円でございます。これにつきましては、予算が成立しましてから4月に市内の企業に募集通知を出します。一応上限が10万円で20社分を見込んでおりまして、確実という、どこの会社が来るというのではないところでございますが、広報していきたいと思っております。

それから最後に、地域雇用開発補助金でございます。これにつきましては、厚生労働省の地域雇用開発奨励金の対象となった事業へ、上乗せ交付するものでございまして、30年度につきましては、この地域の雇用環境が改善されているところから対象地域として外れではおりますが、万一の雇用環境の悪化に備えて、1社分を計上しております。

以上です。

○市民課長（内山和浩）

市民課分でございます。⑨の285ページ、クリーンセンター事業についてお答えをいたします。

クリーンセンターの事業内容は、今年度は設計施工監理業務委託につきましては、今年度983万1,000円でございます。

内容としましては設計施工監理業務の設計に関する業務としましては、2項目ございます。1つ目は、実施設計図書及び関連図書の精査、2つ目は、交付金の申請書等の精査を行う業務でございます。

次に、施工監理に関する業務につきましては、4項目ございます。1つ目は、施工承認申請図書の精査、2つ目は、行程会議及び定例会議に関する業務、3つ目は、現場監督を行う業務、4つ目は、竣工検査に関する業務というのになります。

それから基幹的設備改良工事につきましては、今年度は8億5,476万6,000円です。平成29年度は実施設計、通風設備等の製作を実施しております。30年度におきましては、いよいよ現地での工事に着手いたしますので、現時点での工程について説明をいたします。

5月から6月にかけて、現在の2号炉の解体を行い、並行して燃焼施設、排ガス

処理施設、灰出し設備等の製作を行います。7月から8月にかけては、燃焼施設の据えつけを行いまして、12月までには耐火物の施工を行います。10月から現在の1号炉も停止し、排ガス処理施設整備、灰出し設備の据えつけ、通風設備の据えつけを行いまして、年明けから新炉1基が運転できる予定となっております。

本年度が最も重要な事業量の多い工事となります。設計変更等はないところでございます。この工事期間における収集業務とクリーンセンターの利用者につきましては、通常どおり、ごみの搬入はできるよう、安全に十分配慮して施工をしてまいります。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうからは、まず農業公社の関係でございますが、全体の予算額をということでございますが、説明資料の370ページの農業総務事務費の中でいきますと、農業公社の準備の委員会の出会謝礼、それから支援業務の委託料、これは登記事務の委託になります。32万5,000円、それから、バスの借り上げ料、これは先進地研修の借り上げ料です。それから、賃金もございます。賃金がお一人分の143万7,600円。それから、運営の負担金でございます、これが975万円。それから出資金、準備金の負担210万円。合わせますと1,384万6,600円ということになります。

この中で、いわゆる振興計画との整合性ということですが、当初、振興計画を提出する際の当初予算を編成する段階では、1,411万1,000円という数字が出たところでございます。精査いたしまして、1,384万6,600円という当初予算額になっているところでございます。

あと収支計画について、6,398万円の根拠をということでございます。これにつきましては、平成30年度の収支計画で出しておるわけですが、農業管理センター、今のJAさんの農業管理センターが、今作業をされている中で、実績として3,938万1,000円という実績を上げられております、この受委託作業につきましては。そういうことで、その農業管理センターの、いわゆるこの作業分を収入分を計上させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

あと、直接費用等の支出の部分につきましては、この部分もかかる経費につきましては、農業管理センターの実績に応じて算入してございます。若干違いますのが、やはりこの労務費であったり人件費であったりという部分が若干上乗せをした形で計上させていただいておりまして、そういう形で、根拠としましては、農業管理センターの実績をもとに計上させていただいているということでございます。

あと振興計画につきまして、1,411万1,000円、31年度が1,489万4,000円という、32年度も同額1,489万4,000円ですけども、これにつきましては、コントラクター事

業の導入の時期によりまして、例えば31年度にコントラクター事業を導入した場合には、今試算をしている中では、31年で恐らく負担額が3,000万円を超えるんではないかというふうに考えております。

その後につきましては、コントラクター事業、それから自主事業の展開を図つていきながら、約33年度以降の見込みが、不足額が1,200万円ほど出るかなというふうに、今予測しております。したがいまして、その8割ですので、1,000万円程度が市の負担になろうかというふうに、今計画を立てているところでございます。

それから続きまして、404ページでございます。間伐・再造林・下刈り対策事業予算についてでございます。

これにつきましては、森林組合のほうが事業主体でございまして、森林組合が県のいわゆる間伐・再造林・下刈りの補助金の申請をされます。県の補助金の実績に応じて、市のはうが上乗せの補助をするという考え方でございます。

私どもも当初予算に組む段階で、森林組合と協議しまして、次年度の面積について協議をいたしますけれども、森林組合のほうも29年度とほぼ同じ面積ということでございましたので、同額を計上させていただいているということでございます。もちろん、この増減がございましたら補正予算でお願いするという形になろうかというふうに思っております。

（「再造林の面積は幾らですか」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

実績で申し上げますと、平成28年の実績が、再造林で市内居住者が101haでございます。市外の居住者が30ha、30haとなっております。そのほか、下刈りにつきましては、若干ふえておりまして、実績で市内居住者が326ha、市外の居住者が112haということで、下刈りのほうが若干ふえてきているというような状況でございます。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

私のほうでは、426ページの宅配サービス業務589万7,000円についてお答えいたします。

内訳といたしましては、宅配サービスを行っている職員3名の人工費161万376円の3名分、483万1,128円と諸経費35万5,000円の3カ所分ということで、106万5,000円を計上しております。利用者も増加傾向にありますので、この事業のPRをさらに図っていくことが大事であろうと思っております。当初は道の駅の商品のみを扱っておりましたが、日用生活用品等も取り扱ってお届けするというような改正を行っております。

また、今後は、総菜や弁当等のリストを提示いたしまして、注文をとるような形

も検討していきまして、売り上げを伸ばしていきたいというふうに考えております。
数値目標といたしましては……

(何ごとか言う者あり)

○商工観光課長（荒武圭一）

数値目標といたしましては、登録者数が平成28年度で53名、平成29年度で70名となっていましたので、平成30年度は登録者数を100名として頑張っていきたいと思っております。

次に、428ページの特色ある観光誘致業務委託料2,645万6,000円についてお答えいたします。

特色ある観光誘致業務は、曾於市の観光PR、観光資源や特産品の開発を図る事業でありまして、曾於市観光特産開発センターを活用して事業を行っております。観光特産開発センターは、職員5名により、日帰りツアーや特産品のネット販売などを主な業務としております。

内訳としましては、人件費分が1,231万7,600円、諸経費といたしまして1,252万4,500円でございまして、本年度は、さらに鹿児島市内の会場を借り上げまして曾於市フェアの計画をいたしておりますので、この経費161万3,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。まず、ページ443ページの畜産基盤再編総合整備事業についてでございますけれども、この事業は、飼料畑等の基盤整備と畜舎や農業用機械設備など畜産経営に必要な施設を整備する事業でございます。

この事業主体につきましては、公益財団法人鹿児島県地域振興公社で、事業参加者は事業後に事業負担金を納入して、公社は事業参加者へ施設等を引き渡す内容となっております。

質問の2,467万5,000円の内訳につきましては、先ほど申し上げました事業参加者の事業者負担金でございます。事業費のおおむね27.5%となっているところでございます。

続きまして、ページ444ページの資源リサイクル畜産環境整備事業でございますけれども、この事業につきましては、堆肥処理施設や浄化処理施設の糞尿処理施設とあわせて、機械等を整備する事業でございます。

この事業も、事業主体は公益財団法人鹿児島県地域振興公社でございまして、事業参加者が事業完了後に事業負担金を納入して、公社は事業参加者へ施設等を引き渡す内容となっているところでございます。

御質問の平成27年度より大幅な予算増となったことにつきましては……

(「27年じゃないですよ」と言う者あり)

○畜産課長（野村伸一）

29年度より大幅な予算増となったことにつきましては、取り組む事業内容等によって事業費の増減があるところでございます。事業参加経営体の平成29年度の取り組みが3経営体でありましたけれども、内容につきましては、測量・設計業務委託、こういうものが2件で、残りの1件が堆肥化処理施設等の施設整備を行ったところでございます。平成30年度につきましては、3経営体での取り組みでございますけれども、全ての経営体で施設整備等のハード事業、これが計画されているため、事業費、負担金ともに増額となったところでございます。

それと3番目のクラスター事業につきましては、現在のところ計画してあるところが1カ所ございますけれども、今まで国の予算等がついていないため、一般会計予算、または総合振興計画ともに計上していないところでございます。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、473ページからの建設課関係の道路関連予算についてお答えいたします。

建設課の道路関連の予算総額につきましては、11億268万7,000円でございます。そのうちの起債額につきましては、辺地債1億2,330万円、過疎債3億3,580万円、合併特例債2億1,950万円の、合わせまして6億7,860万円でございます。

それから、建設課関係の道路関連の主な事業でございますが、地域高規格道路都城志布志道路の県境付近、「末吉道路」の用地取得が今回完了いたしましたので、早期供用開始に向けて、国県への要望活動に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

また、市道につきましては、地域の実情に合った道路整備と予防保全型の維持管理に努めてまいるところでございます。

それから、この道路関連予算の旧町ごとの市道の整備費でございますが、末吉管内が3億9,489万2,000円、それから大隅管内が3億9,059万2,000円、それから財部管内が3億1,720万3,000円となっているところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、私のほうからは、委員会説明資料の461ページの市単独土地改良事業費の御質問についてお答えします。

この事業は、国県の補助事業に該当しない農道、排水路等の小規模な工事を行う

事業でございます。29年度に比べまして、約900万円ぐらいですが、減額になっておりますが、この理由につきましては、平成29年度は排水路を2本実施しましたけれども、30年度は1本ということで減額になっているところでございます。

それと、地元からの申請によりまして、補助金で対応する分がございますが、これは10万円以上150万円以下の道路、用水路について行う事業でございますけれども、これにつきましては、地元からの要望をお聞きしまして予算化しておりますので、積み残しはないところでございます。

続きまして、467ページの農業基盤整備促進事業でございます。この事業は、国からの補助55%の事業でございます。内容につきましては、農道、それから水路等の整備を行う事業でございます。

この事業につきましては、ここ二、三年、国からの内示というか、予算の配分率が大変低うございまして、29年度が10%の要求額に対して予算配分率が10%、それから28年度と27年度につきましても、配分率は約20%という配分率で、なかなか思うように事業が進んでいないところでございます。

ということで、平成27年度から大隅の中崎の農道、それから大久保ヶ段地区、それから貝ヶ塚地区、そして末吉の大路地区と、3年続けて要望しておりますけれども、なかなか予算がつかずに実施できていないところでございます。

これにつきましては、今後、県単事業とか、ほかの事業で乗りかえも考えながら検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

ページ503ページの簡水繰出金の4,109万5,000円の予算算定についての考え方でございますが、まず、4つの簡水事業に繰り出しでございます。折田と大隅南、馬立簡水につきましては、毎年の元利償還額の100%と、あと末吉簡水につきましては、毎年の元利の70%の繰り出しとしております。

質問のありました交付税についてでございますが、30年度につきましては、まだ算定上の係数が定まっておりませんので、まだ算定はされておりません。

（「29年度でいいです」と言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

参考までに、29年度におきましては3,981万8,000円でございます。

○議長（原田賢一郎）

ここで、議案29号の質疑を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第29号に対する質疑を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

まず、質問の第1点、質問の最初の予算要求の質問でございます。

1回目の答弁では、この各課の要求、歳入が207億円、約。歳出が約236億円で、29億円のいわば不足が生じたということで説明がありました。その対応についてもです。

質問でございますけれども、各課から要求が出された236億5,801万円は、基本的には全額、この30年度予算で一応対応できたのか。説明によりますと、対応できたようなふうに受けとめたんですけども、この確認かたがたの質問であります。

それから、質問の大きな2点目の起債関係でございます。過疎・辺地特例債、臨時債を含めて説明がありました。特例債についての2回目の質問でございます。特例債は、この平成30年度を全額使ったとして、総額で、合併後どれだけ一応使ったことになりますか。それから、2点目。残りの、使える特例債額は幾らになるか。以上、2点でございます。

次に、市民税・固定資産税について質問をいたします。

もう答弁よろしいんですけど、正確だったら。1回目の質問の中で私、「市民税の中の所得割が前年度対比2,500万円の増だが、これは少なく計上しているんじゃないかな」ということで、それに対しての前年度実績、29年度実績を踏まえたということでありましたので、受けとめ方に間違いがなければ、もう答弁よろしいです。ちょっと少ないなという感じがしたものですから。

質問の、関連して1点目でございます。固定資産税については、前年度に比べて1億円増の16億約3,000万円でございますが、29年度に課税対象となった固定資産税のいわゆる構築物は、何戸であるか。これが第1点。

それから、第2点目は、私が、一昨年だったですか、一般質問でも取り上げました——末吉・財部の境界を中心とした山林など、評価のあり方について正確でない面があるんじゃないかなということで、これに対しては市長は「見直しを行っていかたい」ということでございましたが、見直しを前提とした、行った上での30年度は、この固定資産税の土地についての評価がされているのか。評価がえが行われていると思いますので、お答え願いたいと考えております。

次に、償却資産について質問いたします。1回目の答弁の中で、各償却資産の分

類の中で、その他、いわゆる県との関連で1億4,160万円が説明がありましたが、もっと、この1億4,160万円について内容の詳しい説明をしていただきたいと考えております。金額が非常に大きいからでございます。

次に、まちづくり基金について、過疎基金を含めて質問をいたします。

課長の説明では、あるいは市長の答弁では、まちづくりについては、今回5,400万円を計上いたしますと20億約6,000万円ほど、なります。これを今度どのように使うか、議論がされているんでしょうか。

やはり、この将来に備えてという気持ちはわかるんですね、特例債もなくなりますから。その気持ちはわかるし、もちろん、一定増額しなければならないというのは、これは当然のことであると私も受けとめてありますが、しかし、議論した上で、やはり一定の方向性は出すべきじゃないでしょうか。「特に今後予想される何と何の事業に充てることを含めて」って、もう細かいことはともかくとして、金額の。その方向性は市として議論した上で、やはり、この20億円という、これ大変な金額であるし、今回も5,400万円計上いたしておりますので、説明する気はないでしょうか。当初の予算質疑でありますので、お答え願いたいと考えております。

それから、過疎地域基金についても同様でございます。今回30年度で新たに1億円を積み立てますと、2億円でございます。もう平成32年度ごろまでしか、もうなかなかこれは積み立てることが難しいんじゃないかと思うんですが、これも、まちづくり基金に関連いたしまして、今後どういった分野、事業にこれを充てたいと考えているか。説明では、過疎債の充当に使うという説明もありましたけれども、そのことを含めて答弁をしてください。

次に、農業公社関連について少し、幾つかの観点から質問をいたします。

農業公社については、第2期の五位塚市政にとって公約の観点でも一つの大きな柱となるように受けとめています。五位塚市長も、議員時代が長かったから経験もあるんですけども、やはり、こうした新たな事業を立ち上げて成功させる、少なくとも絶対失敗はさせないという点から見た場合、私は——いろいろ取り組むべき大事な点がありますけれども、現段階で、一つは、やはり収支計画をしっかり立てる。数年間のです。これに尽きるのではないかと思っております。

これは旧町時代含めて幾つも事例を挙げたら、言えます。それが——これは、課長の責任じゃないんですよ。課長、本当に忙しい中で上から指示があって、本当頑張っていると思うんですが、課長の説明では、あるいは、この総合振興計画の関連性とも、はっきり言って整合性が見られないということでございます。見られないという。もう、あと、32年、33年については「コントラクターが入りますけど」云々ということで、もうそこで終わっちゃっているて。それが収支計画入っていな

いんですね。で、これは五位塚市政にとって少なくとも失敗はさせない、できたら1点ずつ成功させるという意味からの質問なんですけれども。

幾つも事例があるんですが、例えば堆肥センター。堆肥センターについても、もう当初の段階から資料持ってきてているんですが、もう6年間の収支計画をしっかりと立てております。これを2回、3回も見直しております。当初の段階から。だから、これまで比較的スムーズにいったと。有機センターの場合も、じんかい処理施設も同様でございます。ですから、これが余りにも弱いと言わざるを得ません。

この点ですね、もっとしっかりと収支計画を議会に示し、そして予算審議の中でも、この収支計画とセットで、議会としても議論をしたい。そのことが回り回って市にとっても大きな、いい意味での効果あるんじゃないかと思っております。その点で少なくとも、この夏までには、この数年間の、しっかりと収支計画を議会に報告できるように準備されたいと思っています。そうでなければ、これ以上審議ができないんですよ、この予算審議においても。その点で、答弁してください。

そして2番目、附帯的な質問として。では、30年度の事業内容。予算計上は1,384万6,600円されましたけども、この中の具体的な事業は何と何を30年度行う計画であるのか。この2点の質問でございます。

次に、農林振興課の山の再造林関係に質問をいたします。

1回目、課長から説明がありましたが、これは先日、一般質問でも同僚の岩水議員からも質問がありまして、答弁では、例えば30年度、植林は全体の40%、28年度は全体の33%ということで、ほぼ、この数年間、30%から40%台でございます。半分にも満たりません。県が受けての補助事業といえ、もっと市独自の独自性が必要じゃないか。その点で、30年度において、この届け出制について一定踏み込んだ対応は、市としては考えていないのかどうか。それを行っていかなければ、このまま、残念ながら低い、再造林の、このパーセントが続くんじゃないかと心配しております。その点、もっと一歩前に出た対応を30年度は期待したいと思っておりますので、考え方を示していただきたいと思っております。

宅配サービスについては、見守っていきたいと思っております。

あと、畜産課についても一応見守ってまいります。

建設課についても見守ってまいります。

あと、耕地課関係、これは市長に質問いたします。

耕地課長から、1回目答弁があったように、例えば農業基盤整備促進事業は、課長説明にありますように、29年度要望した中のたった10%、1割、1割しか配分がなかったと。それから27、28年度も2割、20%。配分がなかったと。残りの90%あるいは80%、受益者の方々、農家の方々、結局当てがないまま市に要望している。

これが現実であるって。実際私が知っている範囲内でも、これは末吉町内でありますけれども、おととしの台風で、この30年度も課長に聞いたら、はつきり言って、当たがないって。もう予算配分がこういった現状ですから。ただ、1年、2年、3年待って、どうであるか。もうこれでは、当然、五位塚市政に批判が出るんですよ。これは届いてないかもしだれんけど。だから、非常にこれは残念なことであります。まあ、そう金額とは大きくなないって。これは、住民の目線で見て対応をしていくべきじゃないか。課長答弁では、県単の乗りかえもと、「乗りかえ」って表現だったけども、県単に乗りかえたとして、確実に全てがこの住民の要望を満たすかどうかは、課長、回答はできないでしょう。——うなずいておられますよ。おりますよ。

(笑声)

○19番（徳峰一成議員）

ですから、その点は、やっぱり市長、特に副市長ですね、やっぱりせっかくの五位塚市政でありますので、住民の目線に、この点は早急に、いわば積み残しがないようにしていただきたく考えております。

幸い、この農道関係は積み残しが、課長、ないということだったですね。これ合併はやっぱり2,000万円前後あったんですね。それがないということで、池田市長を含めての、この間の取り組む努力で解消をされております。そういう取り組みは、もうトップ側でしないとどうしようもないですので、していただきたく考えております。

あと、水道関係については、また特別会計で質問いたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

予算の関係でございますが、各課から要望のあった予算について、全て事業として網羅できたのかということでございますけど、事業を縮小して入れたものも、たくさんあります。どうしても来年度以降に先送りした事業もあります。そういうことで、各課と詰めながら、最終的には、いたしました。

まちづくり基金の問題についても、基本的にはいろいろと検討しながら、今後いろんな事業が出てきます。学校建設についても、また公民館の件についても補助金制度がありませんので、やはり独自の基金をつくって対応しなきゃならないというふうになってくると思います。そういう意味で、限られた予算をどのように有効活用するかという意味でも、どうしても、まちづくり基金というのは重要になってくるんじゃないかなと思っております。

耕地課関係の事業でありますが、これについても、なるべく対応できるように努

力をしたいと思っております。予算の中で、やはり十分また検討はしていきたいなと思っております。

あとについては、また担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員から質問のありました合併特例債の借入額の関係について御説明を申し上げます。

合併特例債につきましては、平成32年度まで借り入れができることとなっております。平成29年度末で、今回平成30年度で7億4,170万円を借り入れることになっております予算措置をしているところでございます。合計で、そうしますと、14億2,000万円ほど借り入れをすることになりまして、残額としましては、約29億8,000万円が今後、借入残として——借入残というのは、申しわけございません。借り入れができる額として残ってまいりということでございます。それ……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

14億二千……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

済いません、申しわけございません。桁を間違っておりました。142億でした。申しわけございません。約142億が、借り入れる借入額となります。申しわけございました。

それと、過疎地域自立促進特別事業基金についてでございますが、この基金につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の第12条第2項の中で、過疎ソフト分の事業に充当するために積み立てができるとなっているところでございます。今後につきましては、先ほどもありましたとおり、事業の過疎ソフト分に充てるんですが、普通交付税の減額、そういったもので、一般財源、そうしたものが、過疎ソフトに充てられなくなった部分について重点的に充当していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○税務課長（桂原光一）

最初の2,500万円が少ないんではないかということで、一応29年度の課税状況の実績を見込んで、こういう金額を出したところでございます。

固定資産税の新規の家屋の戸数、木造家屋につきまして171軒の増を見込んでいるところでございます。

それと、一応、28年3月議会におきまして、……

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（桂原光一）

申しわけございませんでした。木造以外につきましては30戸を見込んでいるところでございます。

3番目の固定資産税の田畠、山林につきましての評価がえにつきましては、28年3月議会におきまして、議員から質問があったところでございます。その中で答弁といたしまして、36年度までに見直しを行うということで答弁しておりますので、その分については見込んでないところでございます。

それから、4番目のその他償却1億4,160万円の内容ということでございましたが、これは大臣配分と県知事配分の分でございます。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（桂原光一）

申しわけございません。大臣配分につきましては、九州旅客鉄道、九州電力、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、KDDI、九州通信ネットワーク等について配分がされるものでございます。それと、BTVケーブルのほうから配分される分が知事配分となっております。知事配分につきましては、税額としましては1万4,000円ほどなんですけども、残りの分について、公共物ということで金額が多くなっているところでございます。

以上でございます。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうからは、まず農業公社の収支の関係についてお答え申し上げます。

農業公社の長期的な収支計画をということでございまして、事務局のほうでは一応30年から34年までの5カ年の収支計画を今、作成はしているところでございます。先ほど申しましたコントラクター事業、この導入時期によるわけですが、コントラクター事業の収支が、一応、事業として5,200万円ほど想定しております。これが、国の2分の1の助成があるわけですけれども、それでも、それを使っての作業収入を得たとしても、このコントラクター事業を入れた年には約2,000万円ほどの赤字になるだろうというふうに予測しております。その後の年度につきましては、今試算しているところでは約1,200万円ほどの運営の不足額が出るのではないかというふうに今予測を立てているところでございまして、これにつきましては、今月15日の日に、また準備委員会を開催することになっております。その中で、準備委員会にお示しをして、この承認をいただきましたら、また議会のほうにも、この収支計画を提出させていただきたいというふうに思っております。

それから、30年度の事業内容、具体的な……

(「収支計画は、何年から何年」と言う者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

今、立てていますのは、30年から34年まで、5年間は今試算はしているところでございます。

それから、30年度の主な具体的な事業はということでございますが、これにつきましては、耕種部門の農作業の受委託事業が中心でございます。主には、水田の荒起こしから田植え、それから収穫、これが約、収穫になりますと、130haほど見込んでおります。作物におきましては、ごぼうのロータリー、播種、収穫、こういったものを計画しております。カンショにつきましては、掘り取り、マルチ作業、これも約130haほど。それから、一般作業といたしまして、一番ありますのが土壌消毒でございます。これも約120から130ha。これは、実績として農業管理センターが行っておりますので、この分で主体的な事業としましては3,900万円ほど。あと、農業管理センターさんのほうが独自でカンショをやられております。これが3haほどございますので、この分の収入を具体的には見込んでいるところでございます。

それから、市単独間伐・再造林の関係でございます。

先般、一般質問の中でもございましたけれども、やはり、我々のほうには間伐の届け出という形で、いわゆる許可制度ではなく届け出制度ということでございます。非常に、制約といいますか、そういった縛りがなかなかできないところでございます。加えまして、どうしても、再造林をするに当たりましては、森林組合が主体になっていくというような状況で、森林組合のほうも、人的な配置を考えますと、非常に面積にも限りがあるということでございます。

そういった部分で、今後問題になってくるのは、やはり人的な手配。そして、やはり民間事業者の方々の再造林への誘導ということが大事になってくるかと思います。現状の森林法の中では、そういった、市町村が制約をできないという状況にございますので、再造林の推進検討委員会というものを持っております。民間事業者の方も入っていただいておりますので、その中で、やはり再造林をいかにしていくかということを具体的な形で協議を進めていかなければならぬと思っておりますが、現在のところまでの協議の中では、具体的な結論は出てないところでございます。30年度も引き続き、そういった方向に向けて、再造林の率を上げていくということで協議は進めたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

質問が前後しますが、三、四点、質問いたします。

ただいまの農林振興課長の答弁に踏まえて、届け出制が基本ということで、30年

度に、この縛りを強化することは具体的にできないのかという質問でございます。答えられたら、答えてください。これが第1点。

それから、基金の積み立てについて。答弁漏れであります、まちづくり基金について、20億からありますので、少なくともどういった方向に、もう細かくなる点はともかくとして、議論がされているのかどうかです。やはり一定の議論を踏まえての、この積み立てを行うべきじゃないかという観点からの質問でございます。一定の方向性が出ていたら、どういった分野に使うという答弁をしてください。まだされていなかつたら、今後の検討課題じゃないかと思いますので、答弁をしてください。

次に第3点目。農業公社については、課長答弁で、30年度の時期に5年間の収支計画を議会に出したいということでありますので、それを踏まえて、また議会で議論をしていきたいと思っています。答弁よろしいです。

次に、耕地課関係について、これは市長でも副市長でも、どちらでもよろしいんですが、やはり10%から20%の配分しかないということが続くようなやり方については、やはり市が独自に、住民に対してサービスが、早めに対応できるよう、事業としてですね。手立てが必要だと思っております。伸ばしちゃいけないと思っております。この点で、もっと責任ある答弁をしていただきたいと考えております。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、山林の再造林推進においてでございます。

この今の伐採の届け出制にどれだけ縛りが強化できるかということでございますが、現状の方法の中では、この縛りの強化はできないというふうに思っております。

非常に今、山林の需要期を迎えておりまして、特にまた志布志からの輸出も今後ふえていくというような状況で、伐採面積、今400haほどございます。それもふえていくのではないかというふうに思っておりますが、やはり民間事業者の方々がほとんどでございますので、民間事業者の方々には再造林の推進をお願いするという形でしか我々のほうも、「お願い」という形になろうかというふうに思っているところです。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ただいまの再造林の問題でありますが、今、課長が答弁したのが基本であります。これは、私たち曾於市だけじゃなくて、県内全ての自治体が非常に苦慮している問題でありますので、この問題については、やっぱり県のほうは指導していただいて、県の条例等をつくっていただければ非常にありがたいなと思っております。

そのことを含めて、今、県のほうにも問題提起しておりますので、引き続き問題提起を進めていきたいというふうに思っております。

まちづくり基金の問題については、今後、合併特例債がなくなりますので、それを見込んで算定替えをどうしてもしなきゃなりませんので、今後、一定の方向づけをしていきたいと思います。ただ、やっぱり今後、学校建設、公民館やら、いろんな事業が出てきますので、具体的にはそのときに出でくるんだと思いますけど、まだ、どういうものをつくるというのが来ておりませんので、それが、計画が明るくなりましたら、また提案をしたいなというように思います。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

(笑声)

○副市長（大休寺拓夫）

耕地課の件について、農業基盤整備事業の補助率、大変、私ども残念でならないんですが、これにつきましては、市民の方から来ている、急がないといけないものについては優先順位をつけて先にやっていきたいと思います。大きな事業になりますと、なかなか補助事業をしないと、市の持ち出しも多いもんですから、課長が申し上げたとおりに、ほかの事業へのくらがえをやっていきたいと思います。小さいものについては、規定の予算もございますので、その範囲で優先順位をつけながらやっていきたいと思います。

(何ごとか言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

はい。大きなものについてはすぐにできませんので、小さなものについては、なるべく既定予算の中で対応できていけたらと思います。また、30年度から調査計画係を新設をいたしますので、その中でも、曾於市全体、財部、大隅、末吉、それぞれ要望が上がっておりますから、そういうものを中山間なり、いろんな、農業基盤なり、ありますので、そこで調査をし、計画をし、県にまた要望をしていきたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

次に、久長登良男議員の発言を許可します。

○16番（久長登良男議員）

質疑の通告をいたしておりましたが、今、徳峰議員やら、きのうの全協の中で説明があったことがたくさん出てきておりますので、かいつまんで申し上げます。

370ページ、農林水産業費の中の農業公社設立準備委員会についての流れというのは、きのう、全協の中ですっと説明がありました。ありましたので、もう、これ

はいいです。総合振興計画での整合性も今ありましたので、もう、これも省きますが。

(笑声)

○16番（久長登良男議員）

次は、370ページの中で、きのう説明がありました収支計画、この中に、この370ページから支出しているものが、1,625万円の中の内訳という形で、どれとどれが、この中に入っているのか。私の試算では——まあ、課長の説明を求めてから。私が余り言うといけませんので、もう言うことがなくなるといけませんので、質疑をいたしておきます。

(笑声)

○16番（久長登良男議員）

それと、454ページ、農林水産業費の和牛日本一鹿児島黒牛P R事業についての内容ということでお聞きいたしますが、これは末吉道の駅に日本一のモニュメントをつくるということありますので、具体的にどういうもので、道の駅はどの辺かなというのをお伺いしておきたいと思います。

516ページ、教育費、学校給食費負担軽減補助事業の内容でございますが、これも3分の1ということで1,000円が見込まれております。3,000円の3分の1かなというふうに思うわけですが、これは、給食費を3,000円であれば2,000円にするのか、あるいは後から1,000円を支給するのか。どういう方向での補助をするのかですね。

それと、地産地消という形で曾於市内の食材を使うということで、いろいろ言われておりますが、その分に補助をして価格を安くするのか。このあたりの内容等をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

牛のモニュメントのことについて、畜産課長も答弁したいんでしょうけど、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

これについては、昨年、沖縄に米の販売に行きました、沖縄の沖縄ハムという、ナンチクと同じような食肉加工場がありまして、その正門の前にモニュメントがありました。私、見て、本当にびっくりしまして、高さが3.8m、長さが6mという大きな牛がありました。それを見たときに、私たち鹿児島県が今回の全国共進会で日本一になりましたので、どうしても、この曾於市が宮崎県とのちょうど県境になりますし、今後また5年間「日本一」を使う、また5年後も日本一を目指すという意味で何らかの手立てが必要だろうと思って、今回お願いいたしました。

場所については、国道10号線沿いの末吉の道の駅の、大きなバスがとまるところ

の、そこを越えた花壇になっておりますけど、そのところに設置をしたいなというふうに思っております。

後はまた、補足は答弁をさせますけども、そういう方向で進めたいというふうに思っております。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、農業公社の1,625万円というのが、昨日全協で説明させていただきましたけれども、この部分についての御説明をさせていただきたいと思います。

説明資料の370ページになりますが、主な支出の内訳のちょうど7行目に書いてございます。農業公社の運営負担金ということで1,625万円、これの不足額が生じた分の8割を市が負担するということで準備委員会で決定していただいておりますので、この80%ということで——これは、年間を通して、これだけの不足額が出るという試算をしておりますので、そのうちの——最短で農業公社が設立されるのが7月と見込んでおります、あくまでもこれが最短ということで、そうしますと残りが、年度でいきますと9カ月残りますので、この1,625万円の8割の、さらに12分の9カ月分ということで975万円を計上をさせていただいているということでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（外山直英）

それでは、学校給食費負担軽減補助事業について説明をさせていただきます。

まず、目的になりますけれども、市長の施政方針にもありました、子育て支援の立場から保護者の学校給食費の負担軽減を図り、あわせて地場産物の活用を促進することとしております。

次に、内容ですけれども、児童生徒1人当たりの月額給食費に1,000円、年額で1万1,000円を補助するものでございます。

また、支払いといいますか、給食費の支払い方法ですけれども、保護者のほうは補助金を差し引いた残りを支払うことになります。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

簡単にまた質疑をしますが、今、公社の問題は975万円だけということのように聞こえたんですが、その以外に、この公社の300万円の70%を210万円、それと、この上のほうの公社設立準備員の143万7,600円、この3つの項目が、きのう説明があった、収入の部に市のほうから持ち出しというような、そういうふうに理解すればいいのかどうか、再度お伺いします。

学校給食費の場合は、未納というのはないのかどうか、それだけお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

大変申しわけありませんでした。きのう皆様に御説明申し上げました初年度の収支計画の中には、この370ページで申し上げますと、この975万円分が、いわゆる1,625万円の中に入っているということで、そのほか、人件費の143万7,600円、それから出会謝礼の4万2,000円、委託料の32万5,000円、バスの借り上げ19万2,000円、それから出資金の210万円、この分は、この公社の中の予算ではなくて、市のほうの一般財源で支出という考え方でございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（外山直英）

お尋ねの未納についてですけれども、今年度、今現在では、まだ未納はございません。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○8番（今鶴治信議員）

1つだけ通告外がございます。一番最初に、327ページの放課後児童健全育成事業について漏れていきましたので、これにつきまして質問をいたします。

この中の柳迫児童クラブプレハブ借り上げ料、190万円とございますが、この借り上げる理由と建設予定時期を伺います。

それと、363ページ、多世代交流事業につきまして質問いたします。

これは、県の派出所跡をということで、柳迫地区の皆さん方に活動をしていただいておりますが、県の助成がもう終了したのか大分予算が減っておりますが、この中で、これまでいろいろ文厚委員会でも所管事務調査であそこの皆来館を行ったときもありましたけど、やはり、その中でもうちょっと人件費等の予算をいただきたいという要望もございましたが、今回大分減らされておりますので、その辺が、事業を継続していくのか伺います。

それと、400ページの農業次世代人材投資事業につきまして質問をいたします。

私の一般質問の中でもちょっと触れたんですけど、これまであった国の青年就農給付金がこの事業に変わったと思いますけど、その中で、詳しくはわかりませんが、いろいろ制限があったというのも以前聞いたことがありますけど、以前の事業と今回の事業について、特にどこが大きく変わったかどうかを伺います。

405ページの有害鳥獣駆除事業につきまして、県内全ての議員の方々だと思いますけど、私たちを含めまして、本当にイノシシ、財部に至っては鹿の被害が年々ふえているということで、その中で、市のほうでも努力はいただいているんですけど、

予算措置が大体昨年度と同じか少し減っているということで、イノシシわな等の一個ということ、こういうのも、わなが効果があるとも聞いていますので、もうちょっと予算措置を今後検討して実利のある有害鳥獣事業をしていただかないと、市での対応も大変なんでしょうけど、非常にこの問題が農地荒廃にもつながっていって、年々、私の地元も含めて要望が多いで、今後のことですけど、ちょっとやり方をどういうふうに検討していただきたいということで、もう一回質問いたします。予算が少な過ぎるんじゃないかということでございます。

そして、424ページの思いやりふるさと寄附金事業につきまして、昨年、総務大臣の各都市の中が、税収が減るということで、「おおむね上限を3割」にという大臣、総務省のほうから指示があったということで、曾於市のほうもそういうふうに対応されたのかとは思いますが、また、そうして大臣がかわった中で、その上限を撤廃するということで元の、各市町村の裁量に任されると思いませんけど、今後、この返礼品の割合、また高額返礼品は控えるということで、曾於市の場合も——あれはテントウムシですかね、あれがすごく人気があったということでございましたけど、あの返礼品は、ことしは使えるのかどうか、伺います。

それと、ことしの目標ふるさと納税額についても伺います。

426ページの地域内交流促進事業につきましては、先ほど徳峰議員からもございました。これが、地方創生の国から来る予算であったということで、この事業が、いつまで国から助成が来るのか。

それと、登録者数はふえているということでございましたけど、利用の金額等はふえているのかどうか、伺います。

そして、454ページの、先ほど同僚の久長議員の質問にもございましたが、和牛日本一のモニュメントをつくる事業ということで、場所等は先ほど市長から説明がございましたので省略をしますが、このモデルとなる牛ですね。牛は、ただ漠然と、その牛をモデルにするのか。旧末吉町の、この役所の前にも宝春号と言って種牛の実在するのをモデルにしているんです。曾於市からも和牛能力オリンピックにも参加しましたけど、残念ながら日本一ではなかったわけですので、うちの出品牛は。そういうのは、どういうモデルを考えているのか。

それと、県のほうからも助成がございますが、先ほど市長は、そういう、精肉会社に行ってアイデアが浮かんだということで、今回曾於市だけ、この事業が認められるかどうか伺います。

そして、489ページの都市公園管理費につきまして、その中の新地公園の駐車場整備事業の1,600万円ほどの予算が出ていますけど、どこの駐車場を整備する……、用地取得をです、どこの場所なのか。

それと、その面積がどのぐらいか。

そして、今回これを整備した場合、車がどのぐらい台数が駐車可能かどうかを伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

まず、柳迫小の公民館運営の児童クラブ、学童のことについてお答えしたいと思います。

ありがたいことに、柳迫小学校は非常に生徒数が、児童数がふえまして、学童が今、高学年まで対象になっております。そういう意味で今の状況では対応できないという相談を受けましたので、検討をいたしました。それで、当初はもうやっぱり半永久的にちゃんとしたものを作ったほうがいいだろうと思って検討をいたしましたけど、補助事業に間に合いませんでしたので、とりあえず今回はプレハブで対応をして、国の補助事業の申請をしたいなと思っております。

それで、設置場所については、将来的には今ある研修センターの隣に建物をつくりたいと思いますので、そこにプレハブを置くとまた二度手間になりますので、場所について、また学校やら公民館とよく相談して設置はしたいなと思っております。

あと、ふるさと納税の関係ですが、テントむしについて、ことしもするのかという御質問がありました。29年度も5台お願ひいたしましたが、すぐに完売をいたしました。本当にありがたいなと思っております。一時は「高額商品」ということで言われましたが、非常にこれは曾於市の手づくり品でありますので、できるならば、数は少なくとも、曾於市のPRになるから、できたら、許せるなら出したいなという気持ちを持っています。まだ具体的には相談してはいないところでございます。

あと、牛の関係ですね。このモニュメントについては、県のほうとも相談いたしました、県から補助金をいただけることになりました。ほかの市町村は多分こういうの取り組みはないんだろうと思っておりますけど、確認はしていないところでございます。

これについては、モデルはどの牛をということはしていないんですけど、やはり曾於市の生産の母牛を中心にするのか種牛にするのか総合的に判断して、曾於高校の先生方の知恵をいただきながら、また畜産農家の声を聞きながら、最終的には曾於高校の子供たちにこのモニュメントづくりに協力していただいて進めたいというふうに思っております。

後については、各担当課長から答弁をさせます。

○介護福祉課長（小園正幸）

それでは、363ページの多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業について御説明をいたします。

この事業は、平成27年度から29年度までの3年間の事業として、末吉の柳迫校区を中心に、旧派出所を拠点として事業を実施しております。御指摘のとおりでございます。

この事業を実施したことによりまして、柳迫地区の地域づくりが活性化し、さまざまな活動を行っております。高齢者向けの食事会や子育てサロン、児童クラブ、子供からお年寄りまでを対象としたさまざまな行事を実施しております。地域の方々は、この3年間で自主運営をするためにいろんなアイデアを出し、楽しみながらも活動を続けているところでございます。

平成30年度は、施設で世話をされる方々の入件費を、市も助成をいたします。そして、あらゆる手段をつけまして、共同募金からも助成をいただくということになっております。

前年度より減額になった予算は、今まで社会福祉協議会に管理を委託しておりましたので、社会福祉協議会の管理費、入件費等が減っております。地元の皆さんは自主運営に向けて有償ボランティア的な活動を行っておりますので、その分につきましては、共同募金と市の助成により確保されているところでございます。今後も活動が途絶えることのないように市も助成をしているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、まず農業次世代人材投資事業についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、青年就農給付金から、この事業に事業名が変更したものでございます。

内容的には、ほぼ同等と思っていただければよろしいかと思います。以前と変わった項目はないのかということの御質問でございますが、変わった点でいいますと、親からの経営継承というところで、独立した経営部門を行うことが対象ということになりますけれども、ただ、29年度の対象から、この農地関係は、賃借でよろしいわけですけれども、この交付期間中にその農地をいわゆる所有権移転しないといけないということがございます。お一人だけ、この所有権移転がなされていなくて指摘を国から受けまして、その期間の交付停止というのがございました。早急に所有権移転をしていただいて、また交付再開という形になっているところでございます。

それから、有害鳥獣の予算関係でございます。

有害鳥獣の予算につきましては、特にイノシシ、鹿、この分の予算が250頭、計上してございます。これ、国の交付金が、いわゆる上限がございまして、それに合

わせて一応計上させていただいているだけでも、実績としましては、28年もイノシシだけでも338頭ということでございますので、もちろん、足りなくなつた予算につきましては補正をさせていただいて交付するという考え方であります。

また、新たな取り組みといたしまして、30年度から鳥獣のわなの監視装置をモデル的に導入したいというふうに思っております。と申しますのが、わなを設置して、毎日見に行かないといけないという手間がありまして、それを、監視装置を設置して、それが携帯電話等に——いわゆる入ったときには、そのお知らせが入ってくるというようなシステムでございまして、それを30年度から一部試験的に導入をしていきたいと思っております。

もちろん、この駆除の補助金につきましては、また増額補正をお願いすることになろうかというふうに思っております。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

私のほうからは、思いやりふるさと寄附金推進事業についてお答えしたいと思います。

昨年の平成29年9月の26日に、総務大臣の野田大臣からの通知といいますか、「ふるさと納税のさらなる活用について」というようなことで文書が参りました。ふるさと納税が、地方において非常に有効に使われている。今後も発展していくことを願うというようなことでございまして、また、ふるさと納税の使い道などを寄附者にPRすること。アピールして、今後もこの制度の発展をともに築いていきたいというようなことがありました。また、この中でも適正な取り組みを続けていただきたいと、健全な制度の運営を図っていただきたいというようなことがありました。

本市におきましては、返礼品の割合については、発送費、こん包費、それから包装代、冷却資材などを含めて50%を委託料としてお支払いしております。「3割」と申しますのは原材料の調達費というような考え方で捉えているところでございますが、今のところ大体平均して35%ぐらいの原材料の調達費ではなかろうかということで、来年度のふるさと納税の返礼品については、本年度29年度と同じ内容で進めていくというふうに考えております。

ただ、今市長が申し上げましたとおり、高額で資産性のあるものについては今回は計上はしていないところですが、ほかの自治体の動向などを見きわめながら、また国の方とも交渉をしていきたいというふうにも思っております。

次に、地域内交流促進事業の地方創生の交付金でございますが、対象といたしますは、平成30年度までとなっております。

利用金額についてふえているかというような御質問をいただきました。利用者数が、ふえておりまして、平成28年度の総額に比べまして、本年度の1月分で、まずは末吉のほうの売り上げですが、平成28年度が21万8,000円であったものに対しまして、29年度は36万8,000円と、ふえております。大隅のほうですけれども、28年度が24万6,000円でございましたが、本年度は37万1,000円と、ふえております。財部のほうも、約12万円でございましたが、本年度は17万4,000円と、ふえているところでございます。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、489ページの都市公園管理費についてお答えいたします。

本年度の都市公園整備工事の中で、新地公園の駐車場を整備する計画を立てたところでございますが、この場所につきましては、今の新地公園の南側の現在の駐車場に隣接する場所でございますが、市道掛上川内線に隣接する土地で、畠と山林でございます。それを整備して駐車場とする計画であります。

取得を予定している面積につきましては4筆で2,836m²、それから、その駐車台数といいますか、整備した後の駐車台数といたしましては約80台を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで議案第29号の質疑を一時中止して、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第29号に対する質疑を続行いたします。

○財政課長（上鶴明人）

まことに申しわけございません、訂正の申し入れをお願いしたいと思います。午前中に徳峰議員からございました質問の中で、平成30年度における合併特例債の借入累計額と今後借り入れる額の質問に対しまして答えました額が違っていましたので、訂正をお願いいたします。

正しくは、平成30年度までの現在の借入額の合計額が141億4,970万円でございました。そして、今後借り入れる可能額といいますのが、30億3,260万円でございま

した。まことに申しわけございませんでした。

○8番（今鶴治信議員）

何か言つくいやつとかと思って、失礼しました。2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、放課後児童クラブのことでございます。

今回、将来的な国の事業で永久的なものをつくるという市長の説明でございましたが、聞くところによりますと、特別支援学級をこれまで使わせていただいていたんだけど、今回こういうプレハブをつくられるというのは、そこに対象になる児童が来ることになって、ほかを放課後児童クラブで使うようになって、プレハブをつくられるになったのか。もし、そうだった場合は、4月からすぐそのクラスを使うことになると思うんですけど、プレハブは、先ほどの中で説明がなかったんですけど、建設時期は間に合うのかということを伺います。

そして、多世代交流事業につきましても、国、県の事業は済んだということで、今後は自主運営ということでございました。これまで社協の職員の賃金をその中で賄ってきたところであります、赤い羽根募金を利用するということでございましたが、これは、この予算の中には入らずに、社協の中の職員の賃金に使われるのか。また、これまでかなりのその方が役割を果たしてきたんですけど、今後も皆来館に対応できるのか、伺います。

有害鳥獣のほうは、今後も——そういうITを使ったわなの監視装置というのもございましたが、やはり、国のはうの中にも、こういうIT技術を使った、これまでの電気柵ばかりじゃなくて、センサーつきで反応してイノシシが逃げるとか、そういうのもいろいろ市からも提案して、モデル事業としてそういうことも今後取り組んでいくべきではないかと思います。これまでの電気柵も非常に効果があるんですけど、そういう新たな情報があったら。とにかく、市単独でもいいんですけど、国、県にもそういうのを要請して、モデル的にも早急に取り組むべきだと思いますから、そのことについて質問いたします。

そして、思いやりふるさと寄附金でございますが、テントむしが我が市が誇るすばらしい返礼品でございましたけど、これが、国のはうとの許可等も要るんでしょうけど、できればこういうのも、市長がおっしゃるように宣伝がてらに、すごく情報発信にもなると思いますので、そういうのにも使っていただきたいということと、先ほど私が聞いた中の、ことしの寄附金をどのぐらい見込んでいるか。17億ほど予算的には書いてありましたけど、どのぐらい見込んでいらっしゃるのかを伺います。

そして、地域内交流促進事業は、この事業はもう30年度までで終わるということございました。いろいろ、利用者が少ないときはよかったですけど、こうやつ

て努力がありまして利用者と売り上げがふえている中で、国からのそういう補助が来なくなつた場合、すぐにやめるというわけにもいかないと思うんですけど、今後それが終了した後の考えはどうか、伺います。

それと、和牛日本一の事業は今後、曾於高校を中心にされるということで、駐車場等の手狭にならないような配慮を——花壇のことということでございます。市長がそういうことでアイデアを出されたということで、非常に「畜産の町、曾於市」のPRにもなると思いますので、立派なものをつくっていただきたいということで、これは、それでよろしいと思います。

そして、新地公園の駐車場でございますけど、南側に設置して80台ぐらいの車が、これがスムーズにいった場合、できるんじゃないかという説明でございましたが、曾於市全体の大会をした場合、最初から一般質問等でも駐車場が手狭じゃないかというので質問が大分あったんですけど、この80台と既存の駐車場を利用すれば大体これで対応できるのかどうか、伺います。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

牛のモニュメントの件でございますが、当初は産業道路のところの市の土地にと思っていたんですけど——ちょうど10号線沿いの角っこですね。各職員といろいろ検討した結果、この駐車場の横っちょの花壇のところが非常にいいのではないかということで、なりました。基本的には問題がないというふうに思っております。

また、グラウンドゴルフ場の駐車場の問題ですが、大きな大会をしたときには、800人前後の方々が参加されるようでございます。その大会についても、また3月の21日、市長杯がありますけど、この日はちょうど水曜日で休みで、いろんな方々が乗り合わせでしてもらっても十分対応が、今のところはできております。

今回はたまたま、隣の山畠持っている方が杉を全部伐採されまして、市のほうにぜひ購入していただきたいという要請がありまして、今は駐車場として区画整理の保留地所分を3カ所準備しておりましたけど、すぐ隣地になりますので、そのほうが利用者のためになるのかなということで、提案をしたところでございます。

全体の駐車場の状況については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

柳迫の学童児童クラブの問題については、プレハブのリースを持ってきて基本的には置くという形で固定をしてですね、したいと思いますけど、予算が通れば4月初めにすぐに入札を行って、早く対応ができるようにしたいというように思っております。

後は、担当課長から答弁をさせます。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

柳迫の放課後児童クラブのことでございますが、設置をすることになった理由は、議員がおっしゃったとおりでございまして、特別支援の教室ができる見込みでございます。これに伴いまして、教室と柳迫の地区の研修センターを使って2カ所で児童クラブをやっておりましたけども、学校の教室のほうが使えなくなるということで、場所が、その分がないということでございました。で、4月に入ってから確定するわけなんですけども、その間は研修センターの、実は半分の板間の部分を今使っておりまして、和室の部分をしばらく使わせていただいて、使っていただいて、プレハブができるまでは対応していただくような話で、今話をしているところでございます。

以上でございます。

○介護福祉課長（小園正幸）

共同募金のことでございますけども、共同募金は直接、皆来館のほうの経営に入っています。それを、向こうで当番をされる方の入件費に使うということになります。

あと、当番の方がそこに入りますので、今までいた社協の方は、もう、そこに行かないということになりますけども、全然行かないわけではなくて、側面的には市も社協も支援をしていくという形で進めていきたいと思います。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

有害鳥獣の対策についてでございます。

新たな対策としてモデル的に取り組む計画はということでございます。私どもも有害鳥獣対策協議会というのを市の単位あるいは大隅半島で、その協議会を持っておりますので、そういう中で情報を共有しながら、また農業新聞等にもいろいろなモデルが載っているようありますので、取り組める事業については取り組んでいきたいというふうに思っております。

○商工観光課長（荒武圭一）

思いやりふるさと寄附金の目標額ということについてですけれども、予算上は歳入10億円ということで計上をしておりますが、15億円を目指したいと考えているところでございます。

次に、地域内交流促進事業の、国——地方創生交付金がなくなった場合の継続についてということでございますが、なくなった場合は、新たな補助金あるいは交付金等がないかを検討をさせていただきまして、この事業の継続を考えていきたいというふうに思っているところです。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、新地公園の駐車場について説明いたします。

今市長が答弁したような状況ではございますが、現在、上町の区画整理内の保留地を3ヵ所、40台程度を確保しているわけでございますが、今後はこれを保留地として、分譲地として売り出すということで、これを解消したいという目的もあるところでございます。

今後につきましては、その80台を含めまして410台程度の駐車場を確保できることになります。生きいきセンターの利用者と重なるところがありますし、調整しながら、あわせて参加者に対しましては乗り合わせ等をお願いをしてことで、対応はできるのではないかと思っているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

最後の質問になりますが、放課後児童クラブは、特別支援教室ができるということで、早急な対応ですね。心配したのは、プレハブが設置されるまでの間どうなるかということで、今、研修センターの和室を使うという、検討されているということで、安心したところでございます。

あと、多世代交流事業につきましてです。

この中で、社協の方はアドバイザー的で、もうほとんどは、そこには来られないというみたいな感じですけど、ボランティアの4時間の14日6ヵ月ということで、たった16万8,000円の運営補助金でございます。あとはもう動力費とか、動力光熱費でございますので、聞くところになりますけど、公民館総会を済ませないとまだ定かではないということでございますが、現在、公民館費を校区民に1,000円というのを、これの運営に全て使うというわけじゃないけど、200円ほど、理解があれば値上げをしたいという提案もあるということです。

せっかく市のモデルとしまして、この皆来館を立ち上げていただきまして、いい感じで利用者も得まして、地域の方々も非常にボランティアで取り組んでいらっしゃるんですけど、やはり、私たちが文厚で調査に行ったとき、担当のボランティアの人が有償ボランティアで、1人分いただくときも、周りの方々は無料ボランティアで来る。それで、またほかの人がもらうときは、また、そのもらわない人もボランティアで来るということで、本当、そういう人たちの善意で成り立って今まで運営をされてきました。

その中で、社協の方のが手となり足となり、いろいろ協力していただいて、もしその人が来なくなったら、自分たちができるんだろうかという、すごい不安の声もございましたので、今後、運営をしながらですけど、この金額では、せっかく立ち上げ——できれば文厚の中でも、これをモデルにして、大隅町、財部町にもこう

いうのをつくっていけばいいんじゃないかという意見だったんですけど、柳迫がモデルですね、これが自主運営になっても続いていくような方法を市のほうでも十二分に助成をしていかないといけないんじゃないかと思っております。

その中で、ほとんどボランティア的事業が多かったんですけど、市の介護保険のほうで住民主体型の収益事業等も今、新しく昨年からやれるという説明が以前、文厚にいるとき、あつたんですけど、こういう事業もやっぱりお金がないと運営もしていけないので、ボランティアだけじゃなくて、それが対象にならないのか、この地区で。そういうことも含めて提案を市のほうもして、やはり収益事業も取り組みながらボランティアもやっていくべきじゃないかと思うんですけど、その点について考えていらっしゃらないか、伺います。

思いやりふるさと寄附金につきましても、10億だけど15億を目指しているという課長の説明でございました。それに向けて、きのうの、何か補正のときだったかな、津曲食品と曾於高校が新しいのを開発したというのもございましたけど、やはり、新たな魅力ある返礼品の開発。

私も、太陽漬物の社長とお話ししたとき、太陽漬物でどのぐらいふるさと納税の返礼品がありますかと言ったら、10万円ぐらいの——じゃなかったかという、まあ詳しい数字はわかりませんけど、やはり既存にある太陽漬物さんとか市内の企業にも相談して、返礼品の35%が最高原材料とした場合に、1万円のうち5,000円、3,500円ぐらいで、そういう魅力ある——特に、返礼品用の漬物とともに、お願いをして、企業のほうも協力をもらって、少しでも地元のそういう製品が売れるようなものも声をかけていくべきだと思うので、そういうことも取り組んでくれる覚悟があるのか、伺います。

そして、都市公園管理のほうも、410台——休みの日に、市長が先ほど言われましたけど、大会を組めば、そこの駐車場も使えるということで、今後保留地分をこちらのほうに回すということで、より市民が使いやすくなる方向ですので、喜ばれるんじゃないかなと思っています。今後とも、駐車場整備等は十二分にやっていただきたいと思うんです。

以上で3回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税につきましては、やはり魅力ある返礼品をどれだけPRできるかということですので、引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

また、柳迫の皆来館については、公民館からの相談もありましたので、新年度予算で人的な支援を少し予算化しているところでございます。当初の計画が限定した期間でありましたので、その後については社協のほうからも支援ができるということ

でありましたので進めたところでございますけど、今後、県、国からの、このような事業に対する支援事業があれば、大隅、財部のほうにも広げていきたいというのは非常に考えているんだけど、なかなか今そういうのがないところで、さらにまた検討をさせていただきたいと思います。

○介護福祉課長（小園正幸）

今、市長が申し上げたとおりでございますけども、あと住民主体型の介護保険の該当事業ができないのかということでございましたので。

当然、スタッフがそろって、その条件を満たせば、住民主体型の介護サービスはできることになります。

○商工観光課長（荒武圭一）

思いやりふるさと寄附金の返礼品についての御提案、御意見をいただきました。

新たな返礼品の開発ということで、平成30年度の寄附者に対する返礼品のカタログを今、作成途中でございます。事業者数も36の事業所、そして返礼品目で255品目という形でふえてきております。

この中身については、例えば肉とユズゴショウのコラボ製品であるとか、そういうようなコラボ商品を開発いたしましたり、多額の寄附が最近ふえておりますので、「定期便」という形で焼酎なり肉なりを3ヵ月連続——3月分、4月分、5月分というふうに返礼品を送るというような工夫もしているところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、海野隆平議員の発言を許可します。

○15番（海野隆平議員）

通告いたしておりましたので、数点お聞きいたします。同僚議員のほうで、もう質問内容がダブるものもありますが、角度を変えて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、400ページですけど、農林振興課ですね。先ほども今鶴議員のほうからも出ましたけど、農業次世代人材投資事業についてお聞きするところであります。これは、45歳未満で自営就農する、いわゆる認定新規就農者に対し、年間最大で150万円を最長で5年間交付するというような形になっているようですが、まず、農業人材力強化総合支援事業実施要綱としてですよ、平成24年4月6日に交付されたわけでありますけど、なぜ、この事業が今に至ったのか、まずお聞きしたいと存じます。

それと、372ページに、新規就農者補助金という感じあるわけでありますけど、やっぱりこれはこれでいい事業なわけですけど、これの違いですよね。どう違うの

か、お答えいただきたいと存じます。

次に、405ページ、これも先ほど出ましたけど、有害鳥獣等駆除被害防止事業についてであります。最近、もう御承知のとおり、カラスやイノシシ等による、いわゆる農作物への被害が非常に多く聞かれるわけであります。年間の駆除数はどのようになっているのか、まあ昨年度実績でもよろしいですけど、お答えいただきたいと存じます。

そして、駆除についてでありますけど、いつ、どのような形で実施されているのか、お聞きしたいと存じます。

次に、424ページ、商工観光課の思いやりふるさと寄附金推進事業についてであります。これも先ほど出たとこでありますが、これは、地方自治体にとりましては大きな財源でありまして、やはり力を入れていかなければいけない事業ではないかなというふうに思っておりますけど、今年度も10億4,000万円の大きな予算が組まれているところであります。ナンチクの和牛を中心にながら地元の特産品が出ておるわけでありますが、現在のアイテム数、先ほど255品目という話も聞きましたけど、これでよろしいのか。

それと、最高額のもの。さっき、これも、テントむしの話が出ました。二百何万円すると思うんですけど、総務省あたりが非常に大きな金額については検討してくださいというような指示もあるんじゃないかと思うんですけど、今現在、最高額のものは何なのか、お聞きしたいと存じます。

特産品PR推進委託料として5億円、これも返礼品だろうと思うんですけど、地元業者をほとんど利用されているのか。

それと、出荷額の大きい、ベストストリーで結構ですので、お答えいただきたいというふうに存じます。

ふるさと納税メディアミックス委託料4,200万円の中身、内容について御答弁いただきたいと思います。

次に、426ページ、これも商工観光課になりますけど、地域内交流促進事業についてお聞きいたしますが、道の駅の宅配事業であります、これは。先ほど徳峰議員からも質疑があったとこでありますが、これは福祉的な要素もあり福祉的な目的もあるわけでありますが、宅配の実績、まあ昨年の決算では余りよくなかったというふうに思っているとこでありますが、本年度の計画はどのようになっているのか。

それと、利用者数、そしてまた売上目標とあわせてお聞きしたいと存じます。

次に、524ページの教育委員会総務課の中学校管理費についてお聞きいたします。

市内の各小中学校におきましては、以前、電子黒板を配付いたしておるわけでありますけど、フルに活用はされているというふうに思っておりますが、最近での電

子黒板の利用の状況ですね、利用と実績についてお答えいただきたいと存じます。

それと、電子黒板の部品の交換等、修理等もあるうかと思うわけでありますけど、ほとんど予算には出てこんわけであります。実態はどうなっているのか。修理となると、もうその部分だけではなくて、きっと全部かえると。今そういう状況になっていますけど、かなりの予算になろうかと思うんです。お答えいただきたいと存じます。

次に、540ページの学校教育課、「そおっ子」の学力向上プランについてお聞きいたします。

曾於市内の昨年の全国学力テストの結果はどうであったのか、曾於市内の状況についてお聞きしたいと存じます。

それと、国と県との学力の差について、どうであったのか、お聞きしたいと存じます。

568ページ、社会教育課、公民館管理費。

金額は、今回、土地建物評価額鑑定委託料として49万7,000円、予算がついてい るわけでありますけど、どこの土地建物の鑑定になるのか、具体的にお示しいただきたいと存じます。

最後に、584ページ、社会教育課、末吉地区体育施設管理費についてお聞きいたします。

先ほども駐車場のことで出ましたけど、新地公園内グラウンドゴルフ場については、昨年11月にオープンしてから現在まで非常に利用者数が多いというふうには聞いておりますが、その利用の状況です。どうであるのか、お聞きいたします。

それと、新地公園グラウンドゴルフ場車庫及び休憩所新築についてということで今回730万円が計上されておりますが、その施設の内容をお示しいただきたいと存じます。

第1回目、以上であります。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、農業次世代事業に関連しまして回答いたしたいと思います。

なぜ、この事業に今至ったのかということでございますが、国の青年就農給付金、24年度から発足しておりますけれども、いわゆる青年の就農意欲の喚起、そして就農後の定着を図るというようなことで、経営の不安定な就農直後の所得確保をするための給付金という形で事業を開始をされてきておりまして、これに準備型と就農型という2通りございますが、最長5年間ということで、1年間に150万円ということになっております。

今度から、この名称が変わりまして「次世代人材投資事業」という形になってまいりました。

若干の違いがあるのは、先ほど申しました。親の経営を引き継いでいく中で、その給付期間中に自立していくために土地の登記を直したりとかいう形で、全く、その自立した経営にしていくというようなことが要件でございます。

あと、市の事業との違いでございます。市の事業のほうは、後継者として就農する場合と、あと新規に就農する場合とございます。これにつきましては2年間という限りがございますので、もちろん、申請を受け付けた段階で、この国の次世代支援型に該当する方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、こちらの国の事業のほうを活用いただくということにしておりまして、「人・農地プラン」に位置づけて経営計画をつくって、国の事業の申請を行ってもらうということにしております。また、それに乗つかからないといいますか、経営規模等を勘案してでございますけれども、そういう方については市の助成金のほうで対応をさせていただくということになっております。

それから、有害鳥獣のほうでございます。

現在の駆除数はということでございます。現在の分が、27年度から申し上げたいと思いますが、カラスが27年度82羽、駆除しております。それから、イノシシが351頭でございます。それから、タヌキが290頭、野ウサギが76羽、鹿が25頭。それから、28年でございます。カラスが76羽、イノシシが338頭、タヌキが470頭、野ウサギが49羽、鹿が38頭。29年度の1月現在でございます。カラスが61羽、イノシシが377頭、タヌキが550頭、野ウサギが58羽、鹿が39頭ということになっております。

あと、駆除の、いつ、どのようにということでございますが、非常にまあ収穫期間際になりますと、イノシシの出没の電話等が入ってまいります。基本的には通年を通して、駆除の要請は出しております。

ただ、猟期におきましては、これが猟期で捕獲したものか、あるいは有害として駆除したものかという判断がありますので、これにつきましては、いわゆる保護区のみが、いわゆる、その駆除の対象になっているということでございます。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

私のほうで、思いやりふるさと寄附金推進事業についてお答えいたしたいと思います。

アイテム数ということでございますが、先ほども答弁いたしましたけれども、36事業所で255品目でございます。

新しい返礼品については年間を通して受け付けておりますので、年度途中でも、

新しい返礼品をつくったという場合は担当のほうに申し出ていただいて、またインターネット上のサイトのほうに載せていくというような方向で、年間を通じて受け入れております。

平成30年度の返礼品の最高額のものはということでございますけれども、先ほどのテントむしは今のところ除外しておりますので、今現在の最高の返礼品といたしましては、鹿児島黒牛牛肉の各部位を組み合わせた「ゴールドコース」というものをつくりしております、これは、寄附金額100万円以上の方に対して半額相当を返礼するということで、肉の「ゴールドコース」というのが最高でございます。

特産品PR推進委託料は、返礼品発送業務を委託した事業所に対してお支払いしますが、先ほども申しましたが、原材料の調達費、約30%程度。あと、これに、包装やこん包、それから宅配便等の発送にかかる費用を合計しまして50%をお支払いするという形になっております。

ベストスリーをということでございました。業者のお名前、業者名で報告いたします。1位が、ナンチクさんでございます。2位が、大崎町鰻加工組合でございます。これは、曾於市に養鰻場がありますが、そのウナギを加工する施設であります。3番目が、さくら牛の福永産業さんでございます。以上がベストスリーです。

続きまして、ふるさと納税メディアミックス委託料についてですけれども、インターネット上のウェブやテレビ、そして雑誌、新聞紙上など各種の広告媒体を活用しまして本市の思いやりふるさと寄附金の広報、そして特産品観光地などのイメージアップを図る業務のことを指しております、業務の相手方としては、県内外の広告代理店を想定しているところでございます。

次に、426ページの地域内交流促進事業の実績についてお答えいたします。

平成28年度、1年間の実績といいますか、登録者数は53名でございまして、年間の売り上げが63万円ほどでございました。これに対しまして、平成29年の1月末で計算しておりますが、29年度は、登録者数が70名、売り上げが91万3,000円ということで、まだ年度途中ですけれども、増加しているところでございます。

30年度の利用計画といいますか、利用者数等の目標ですけれども、登録者数を100名目標といたしまして、毎月の売り上げも20万円程度を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育委員会総務課長（外山直英）

それでは、私のほうで、電子黒板の利用と実績についてお答えいたします。

平成21年度でしたけれども、小中学校の全ての学級を対象に164台導入したところでございます。導入後、8年が経過いたしましたが、細かなメンテナンスや部品

の交換を行いながら、現在159台が稼働しております。

小学校では国語や算数で、中学校は理科や英語の授業などで利用しているところでございます。また、デジタル教材の再生やインターネット授業など、さまざまな活用も行っているところでございます。

次に、電子黒板の台数についてですが、購入以後、故障や使用不能となったものが5台ございます。

また、部品交換等の修繕費の実績になりますけれども、現時点での平成29年度、小学校で18万9,000円、中学校で27万7,000円の修繕を行ったところでございます。

以上です。

○学校教育課長（中村涼一）

それでは、昨年の全国学力テストの本市の結果についてお答えいたします。

昨年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果は、小学校6年生が、国語Aが72点、国語Bが51点、算数Aが75点、算数Bが42点。中学3年生が、国語Aが72点、国語Bが63点、数学Aが58点、数学Bが40点となっております。

国と県との学力差についてお答えいたします。

小学校6年生は、国語Aが国よりもマイナス3点、県も同じくマイナス3点。国語Bが国よりもマイナス9点、県よりもマイナス7点。算数Aが国よりもマイナス4点、県も同じくマイナス4点。算数Bが国よりもマイナス4点、県よりもマイナス3点となっております。

中学3年生は、国語Aが国よりもマイナス5点、県よりもマイナス3点。国語Bが国よりもマイナス9点、県よりもマイナス7点。数学Aが国よりもマイナス7点、県よりもマイナス3点。数学Bが国よりもマイナス8点、県よりもマイナス6点となっております。

小中学校とともに、国、県の平均を下回る厳しい結果となっております。

○社会教育課長（河合邦彦）

⑦番、568ページ、公民館管理費の土地建物評価額鑑定委託料の49万7,000円についてお答えいたします。

末吉中央公民館の土地及び建物を含む現状の評価額の鑑定額28万800円と、移転予定地の土地及び建物を含む現状の評価額の鑑定額21万6,000円の委託料でございます。

移転予定地については、ただいま検討中でございます。

⑧、584ページ、末吉地区体育施設管理費のオープンからの利用者数についてお答えいたします。

曾於市新地公園グラウンドゴルフ場は、平成29年10月1日にオープンいたしまし

て、2月末までの使用申請書の提出による利用者数は、市内9,870人、市外が122人、合わせて9,992人でございます。

月別の内訳としましては、10月2,713人、11月が1,511人、12月が1,791人、1月が1,860人、2月が2,117人、合計9,992人となっております。

⑧の584ページ、末吉地区体育施設管理費のグラウンドゴルフ場の車庫及び休憩所新築についてお答えいたします。

今回、新地公園グラウンドゴルフ場内に建設する車庫及び休憩所は、車庫と作業員の休憩所を併設するものが1棟、またグラウンドゴルフ場の利用者用の休憩所を2棟、合計3棟を建設する予定でございます。

車庫は、コース管理に必要な芝刈り機やブロードカスタなどを収納する車庫と作業員の休憩所を併設したもので、65m²を予定しております。建設予定地は、現在の管理棟の裏となります。

また、利用者の休憩所は、現在、Bさくらコースに1棟東屋がございますけども、Aつつじコース及びCかんなコースには休憩所がないため、その2コースにそれぞれ約12m²の休憩所を建設する予定でございます。

○15番（海野隆平議員）

各課それぞれ答弁をいただいたところであります。

まず、400ページの農林振興課の農業次世代人材投資事業でありますが、非常にいい事業であるわけであります。年間最大で1人150万円ということで、5年間にわたって支給されるわけでありますけど、こういったひもつきの事業となりますと、いろいろ縛りが出てくるんですよね。そういうものについての縛りはないのか、お聞きしたいと存じます。

それと、補助金支給の条件ですよね。補助金を支給するための条件があると思うんですけど、中身の内容についてお聞きしたいと思います。

次に、有害鳥獣等駆除被害防止事業について、それぞれ、今、処理頭数についてお聞きしたところでありますが、カラスについては少ないんだなというふうに今思ったところであります。昔は農業委員会のほうでカラスの捕獲所をつくって捕獲したケースがあるわけですが、最近どういうふうに捕獲されているのか、ちょっと状況をお聞きしたいと存じます。

それと、商工観光課であります。ふるさと納税のメディアミックス委託料4,200万円でありますけど、県外の広告代理店を通じて恐らくは広告されているんだろうというふうに思うところでありますけど、非常に、金額的にどういった契約をされているのか。金額も大きいわけでありますけど、何社を通じて、こういった金額になるのか、もうちょっと具体的にお示しいただきたいと思います。

地域内交流促進事業については、もうよろしいです。非常に、今のところは順調にいっているようですので、一つ、この状況を続けていただければというふうに思っています。

次に、教育委員会総務課の中学校管理費についてであります。電子黒板等につきましても先ほど答弁いただきましたけど、使ってない電子黒板が今5台あるというようなことであるようですが、部品等についても非常に大きな修理代等や、かかるわけですけど、やはり、この5台は今どういう状態になっているのか。それで、また使えるようになるのか。非常に、これ1台が100万円ぐらいする大きな電子黒板なんですよね、多額の電子黒板なんですけど、どういう状況に今置かれているのか、今後使う見込みがあるのか、再度お聞きしたいと思います。

それと、あと公民館管理費でありますけど、末吉中央公民館のいわゆる建物評価と鑑定委託ということで今回、約50万円ほど予算が組んであるようですが、計画としては、いつごろ実施される計画なのか。それで、その結果については、いつごろ出るのか、お聞きしたいと存じます。

最後に、社会教育課の末吉地区体育施設管理費、いわゆる新地公園のグラウンドゴルフ場についてであります。非常に利用者も多いなというふうに思ってはおりますが、その中で利用者の声として、グラウンドゴルフ場内に屋根つき、屋根つきの東屋ちゅうか休憩所が欲しいという。先ほど、2カ所設置するというような答弁はあったわけであります。屋根がついたほうがよかとよなというようなお声があるわけでありますけど、どうなのか、お聞きしたいと存じます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、次世代支援型の交付金事業につきまして、この事業の縛りはないのかということでございます。

これにつきましては、この支給の要件とも重なりますけれども、まず、この申請をされるときに、いわゆる青年等の認定者にならないといけないということがございます。したがいまして、その申請を出していただきまして、就農の計画、経営計画等を全て出していただきます。それを、認定審査会というのがありますので、そこで審査をするということになります。そして、「人・農地プラン」に位置づけられていること、いわゆる、その地域で中心的な経営体になり得るという計画もつくらないといけないということになっております。それを全てクリアしまして、国の方に申請をするということになります。

あと、縛りの部分につきましては、毎年その実績報告を出さないといけないようになっておりますので、実績報告を出していただくということになります。

なお、この部分で、いわゆる不交付要件になる部分というのもございまして、いわゆる年間半数以上の就農をしていないといけないとか、あるいは先ほど申しました、親からの農地の譲り受けについては、交付期間中に所有権移転をしなければならない。

それから、交付終了後、交付が5年間終わったときに、それと同等以上の期間は営農を続けなければならないということでございますので、いわゆる報告義務があるということでございます。

それから、鳥獣の関係のカラスについてでございます。

合併前の旧末吉町で、捕獲用のトラップを設置をして、捕獲しておりました。かなりの羽数がとれていたと記憶しております。しかしながら、いわゆる愛護団体のほうからいろいろなクレームがあったということを聞いておりまして、そこでもう全て撤去された状況でございます。

現在のカラスの捕獲につきましては、銃器がほとんどでありますけれども、なかなか獵友会の方々もカラスについては非常に、駆除をしたがらないといいますか、非常に、余り進んでしていただけるような状況ではないというのが実態でございます。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

ふるさと納税メディアミックス委託料についてお答えしたいと思います。

本年度は4,200万円の予算でございますが、昨年度は5,000万円の予算を持ちまして予算の執行をしたところですので、昨年度のことを少し触れてみたいと思います。

昨年度は、予算の範囲額5,000万円以内でどのような広告を打つことができるかという、それぞれの事業所から提案をさせるプロポーザル募集方式ということで行いまして、これに対して5者が提案を持ってまいりました。それを審査会で審査しまして、点数の一番高かったものを候補として契約を結んでいくことになります。最終的な契約額は4,999万3,200円ということでございまして、契約の相手方は株式会社博報堂九州支社でございました。

これに倣いまして、ことしも、予算額は若干減少しておりますが、プロポーザル方式で提案を受け付けて、その中から業者を選定していくみたいというふうに思います。

プロポーザルの中で提案されるメディアミックスの方法ですけれども、先ほども少し触れましたが、インターネットの広告の欄があります。そこに、「ふるさと納税は曾於市へ」とか「日本一の牛肉」というようなものの広告を出すというものもありますし、1回本市のふるさと納税をインターネットで検索した人に、また繰り

返し、広告を出すと。1回閲覧した人に対して広告を打つというような方法も現在開発されておりまして、そういうインターネット上の広告が主流になっているところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（外山直英）

先ほど、故障などで使用不能となったものが5台あると申し上げましたけれども、その内訳になりますが、2台は、利用可能な部品を再利用いたしましたところでございます。残りの3台は、部品取り用といたしまして、学校に保管しております。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

公民館管理費につきましてですが、数ヶ月かかると思いますので、新年度に入つてから早急に発注したいと思っております。

それと、グラウンドゴルフ場の休憩所ですけども、屋根つきでございます。

○15番（海野隆平議員）

最後になります。二、三になりますが。

先ほどの新規就農者の補助金ですが、縛りがあるのは——私のちょっと質問の仕方も悪かったかもしれない。使途についての縛りはあるのかということで、いわゆる使途です。

私が思うに、やはり新規就農というような形になれば、農業を始められる方は、何といつてもやっぱり、農業の、いわゆる材料費ですよね。材料支給等が一番好ましいんじゃないかなというふうには思うんですが、この150万円についての使途については、何の縛りもないのか、そこをちょっとお答えいただきたいと思います。
有害鳥獣は、よろしいです。

ふるさと寄附金推進事業でありますけど、プロポーザル、5者によって入札というような形になろうかと思うんですけど、昨年、博報堂ということで。

インターネットが主流になっているというふうなことであったわけですが、場所場所によっては、例えば都電の、もう大きくいえばですよ、東京都電のつるしの広告とか、そういうのもあるんですね。だから、そういったものも検討されてみてはどうかと思うんです。まあ、されたことあるのかないかわかりませんけど、お答えいただきたいと思います。

あと、電子黒板のことでありますけど、2台がもう中を取っ払って中学校の倉庫に入っているということであります。非常にこれも……、非常に、1基100万円というような、1台ですね、大金。税金をそこに投入して購入したわけですので、やはり使えるような形で何とか持つていって、利用していただくことを基

本にまず置くべきじゃないかと思いますけど、もう、もうどうしようもないのか、再度お答えいただきたい。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

大変申しわけありませんでした。使途、使い道という理解でよろしいでしょうか。
〔「はい」と言う者あり〕

○農林振興課長（竹田正博）

これにつきましては、特別、縛りは要件の中にはございません。申請される方も、やはり、生産物がないということもございますので、やはり生活の一部に充てたいという部分が多いようでございます。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

メディアミックス委託料では、さまざまな提案がされてまいります。それを、審査員が点数をつけてやっていきまして、昨年の博報堂のほうでは、浜松町のモノレールの駅内に看板を設置するというようなものが提案がありまして、それも採用したところでございます。

また、それ以外に、今議員のほうから御提案がありました電車の中づり広告などですけれども、中づりではないんですが、電車と電車の連結部分ですね、こちらのほうに広告を掲載するというようなものも実施しております、これにつきましては、424ページの雑誌等広告料というものが1,000万円組んでございまして、これで、単発で組んだりするということもできるようにしているところでございまして、あらゆる広告手段を通じてPRしていきたいと考えております。

○教育委員会総務課長（外山直英）

議員御指摘のとおり1台当たり100万円と、高額な機械でしたので、教育委員会といたしましても、再利用、できるだけしたいというふうに考えております。

ただ、部品によっては、メーカーがもう、一定期間経過しているために、製造していない部品がございます。できるだけ再利用できるような形で有効に活用したいというふうに考えております。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、配付いたしております議案付託表

のとおり各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第30号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第31号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第4 議案第32号 平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、議案第30号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから日程第4、議案第32号、平成30年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(何ごとか言う者あり)

(「国民健康保険です」と言う者あり)

○議長（原田賢一郎）

いいですか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第33号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

日程第6 議案第34号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第7 議案第35号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について

日程第8 議案第36号 平成30年度曾於市水道事業会計予算について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第33号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算についてから日程第8、議案第36号、平成30年度曾於市水道事業会計予算についてまでの以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いた

します。

○19番（徳峰一成議員）

公共下水道と水道事業2項目、2つの会計について通告を出してますが、関連性がある問題の質問でありますので、一応一緒に質問を申し上げます。

まず、公共下水道について、180ページの中で一般会計からの繰り入れがございます。

公共下水道については、合併前からでありますけど、合併後も毎年約1億2,000万円前後、一般会計から繰り入れを行って——いわゆる法定外繰入、30年度は1億2,616万6,000円でございます。この一般会計からの公共下水道への繰り入れの基本的な市の考え方について聞かせてください。

そして、30年度に予算計上されている点について、元利償還だと言えますけれども、これについても考え方を示してください。

あわせて、交付税措置が、30年度、わからなかつたら29年度、どれほど交付税措置がとられているか。

さらに、毎年、合併後、今申し上げました1億2,000万円前後でありますけれども、起債残高等についてはどれぐらいであるのか。というのは、合併後、特に大きな投資はないんですけども、事業が終わってから、ずっと今後、いわば10年後も15年後も1億円台が続くのじゃないか、あるいは1億円近い金額が続くのじゃないかと受けとめておりますけども、これらを含めて答えてください。

次に、水道事業についてでございます。

同じく質問の1点目。一般会計からの繰り入れと、その基本的な考え方について説明してください。先ほど、この一般会計の歳出の中で、簡水については4,109万5,000円、元利分を中心として。ただ、末吉簡水については、これはもっと本当は金額が大きいんですけども70%分を見ているということで、このほかの簡水は100%であるのに、なぜ末吉簡水だけが30%少なく、70%の一般会計からの繰り入れを出しているか、その違いを含めて考え方を聞かせていただきたいと考えております。

関連いたしまして、完全に一本化された場合に、簡易水道への交付税措置は、国としては完全に企業会計に移りますので、引き続き「ある」ということではつきり言えるのか。以前は、もう難しいということで言われていたんですが、企業会計に完全に一本化した場合に交付税措置は引き続き簡水にはあるのかどうかを含めて、説明してください。

そして、大きな2点目でございますが、この水道事業については、29年度末の段階で約10億円近い、いわゆる剰余金があります。今後の使い方については、やはり

新たな計画を立てて積極的に取り組んでいきたいという答弁は再三聞いているんですが、その全体像が見えません。

例えば一般会計については、これまでも、同僚議員を含めて、一つは総合振興計画との関連性で質問があったかと思っております。私も、そうありました。ただ、水道事業については——副市長、この振興計画に入ってないですよね。つまり、この全体像が議会に示されていないんですよ。水道事業を含めて——財政計画には入っているんです。合併後、私自身も強く指摘しまして、一定のページ数でもって財政計画には入れております。これは決算でも、そうあります。しかし、公共下水道と水道事業については全く振興計画に入っておりません。だから、全体像が見えないまま予算計上がされている、執行が行われている、決算でも報告されているという。

これについても、今後やっぱり考え方を、やっぱり何らかの形で総合振興計画に入れることを含めて、つまり全体の今後の事業計画も議会に示しながら、やはり予算計上を行っていく。そして、議会でも、よりかみ合った質疑を行っていくということが、やはり今後の課題じゃないかと思っております。これはもう、ぜひ、きょう、前向きなはっきりした答弁をしてください。もうはっきりは、指摘できる点でありますので。余りにもまだ前近体制が残っているかと思っております。

具体的にはまた2回目質問いたしますけども、答弁をお願いします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ただいまの水道事業を含めた計画の問題ですが、一応今後の計画としては、いろんな問題が発生しておりますので、計画はしております。今後もっと煮詰めて、金額的にはまだ出し切らない部分がありますので、十分審議をして、総合計画に乗せられるものは乗せていくように努力をしたいというふうに思います。

○水道課長（徳元一浩）

それでは、公共下水道事業の特別会計のほうからの180ページからを説明申し上げます。

まず、公共下水道におきましては、平成28年度までの借入の元金、元利償還額を一般会計より繰り入れをしております。

（「全額ですか」と言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

そうです、全額ですね。

あと、今後も毎年の元利償還額を繰り入れる予定でございます。

2番目の起債残高でございますが、起債残高につきましては、平成29年度末の見

込み額として16億6,237万7,000円でございます。

それと、平成30年度の今予算に上げてあります交付税措置につきましてですが、公共下水道債で600万円、資本費平準化債で710万円、公営企業移行債で230万円の合計1,540万円に交付税措置が見込まれる予定です。

30年度がまだ、交付税措置が見ておりませんので、29年度の交付税といたしましては5,400万5,000円でございます。

続きまして、水道事業会計の一般会計からの繰り入れとその考え方ですが、先ほども説明を申し上げましたとおり、一般会計での説明と一緒になんですが、簡易水道の4地区の4,109万5,000円でございます。

今市長が説明を申し上げましたとおり、今後の毎年度ごとの計画というか、あるんですが、今概算で、12月議会でも副市長が地区を説明をされたと思いますけど、事業費の総額と主な内容といたしましては、単年度で終わる事業がなかなかないものですから、2年、3年かかったりしますので、今の現段階では平成30年から31年度までは、この前全協でも説明を申し上げましたとおり、末吉南之郷の配水池・導水管・配水管の施設整備と、深川地区の水源と送水管整備で大体6億2,000万円。平成33年から平成35年につきましては、高松の水源地浄水場整備・導水管整備等で3億円。平成36年から37年にかけましては、内村地区の配水池改修で3,000万円。同じく平成36年から平成43年にかけまして、末吉・大隅・財部地区の重要配水管としまして、配水池と各拠点施設に直接つなぐ配水管の整備ですけど、これに4億2,000万円。さらに、平成43年度から平成48年にかけまして、末吉の住吉配水池・財部の城山配水池・大隅の低区配水池更新を7億円と、あと道路改良等と水圧水量不足の解消があるんですが、そういうところの解消と、あと畑かん工事等にあわせての布設がえ工事等に毎年5,000万円ぐらいを計上いたしております。今申し上げましたのは、総額は、概算ではありますが、31億2,000万円程度になる予定でございます。

水道施設におきましては、今のこの計画もありますけど、突発的なことが起こり計画も変わることを考慮しながら、維持管理と経営を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

この公共下水道並びに水道事業については、先ほど申し上げましたように、総合振興計画に全く掲載されていないということで、今後一応入れるように対応したいということでございますけども、これはしっかりとした形で今後早目に入れていただきたいと思います。かみ合った、やはり議会審議、そして、より生産的な、生産的

な前向きな議会質疑ができるように一応出していただきたいと思います。もう答弁よろしいです。

水道事業について、答弁漏れを含めて質問いたします。

一般会計からの繰り入れとその考え方については、一応この4,109万5,000円——課長、これは、平成30年度の繰り入れの当初予算での全額ということでいいですね。

というのは、合併後ずっと、この12年間見てきたんですけども、この水道事業の一般会計の繰り入れが大分少なくなっているんですよ。もう、これは課長、一番御存じですね。私もずっと調べてきたんですけども。基本的には、一般会計で説明がありました簡易水道に対する元利償還分の100%あるいは70%をずっと踏襲してきた、踏まえてきたということで、基本的には全く変わりはないわけですね、12年間。そのように理解していいですね。

余りにも金額が、以前は6,000万円とかいう繰り入れが、たしか私の調査で間違いがなければ、あったんですね。途中で、だから、この繰り入れに対する考え方があわせてきて、より少なくなっているんじゃないかという疑問点があったという上の質問ですけども、一応全く、この合併後12年間、基本的な、繰り入れに対する市の方針は変わってないということで確認をさせてください。これは答弁をしてください。これはもう、合併後、私と池田市長との本会議でのやりとりの中でもう約束事項ですから、その点はですね。変更はしてはならないと思っておりますので、確認してください。これが第1点。

第2点目は、末吉簡水への元利償還分が、ほかの簡水は100%なのに、なぜ70%なのか。差額を設けているのか。末吉簡水分の元利償還が、金額的にも、課長、非常に一番大きいんですよね。いわば突出して大きいというか。これが、なぜ100%じゃなくて70%であるのか。差異を設けているというか、同じ簡易水道なのに。この点についても、それなりの道理ある説明答弁をしてください。これが2点目でございます。

先ほどの答弁漏れで、3点目で、完全に一本化したとしても、交付税措置は何らカットされることなく、交付税措置が行われるのか。答弁漏れでありますので、答弁してください。

最後に、4点目。一番、きょうの私の申し上げたい点の一つだったんですけども、るる、課長から今後の投資的事業について31億円を超える大きな金額の説明がありましたけども、これ、きょうが私たち初めて聞くんですよ。所管の建設経済委員会でも、委員長、初めてでしょう。ですよね。だから、こういった非常に大事な公金を、公の金を使う——議会審議が、いわば本会議で質問があって、答えるという。非常にこれは、市長、副市長、前近代的なあり方だと言えると思うんですよ。

やはり文書でもって、何らかの計画書でもって、議会つまり市民に提示する。そして、市民の代表である私たち議会が、それを踏まえて議会で、本日を含めて質問するという。そういういた、より前進的な近代的な、やっぱり議会審議のあり方が必要じゃないかと思うんです。

ですから、先ほど、総合振興計画に入れるということは当然のことありますけど、あわせて、きょう私申し上げたいのは、これだけの大きな事業でありますので、やはりまとまった形で、文書をもって議会を含めて提示していくちゅうか、市としての今後の水道事業についての基本的な、現状を踏まえた、方針と計画について、やはり市の考え方を示していくという。

これは回り回って、私、市にとっても、非常にいいことにつながると思いますよ。それを示してほしいと思うんですよ。例えば福祉関係は、介護を含めて、やはり毎年、計画書を出してあります。課長、そうですよね。介護保険、今度は7期になりますけどね。あれは障がい者、障がい者。それが、この水道事業の場合は全くないんですよ。

ですから、一つの節目であります。今後30億円出すということは。ですから、その点はぜひ何らかの形で議会にも、今後の基本的な、30億円以上を投資する方針と計画を出していただきたいと言えます。あるいは思っております。その点で答弁をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今後の計画については、確定——当然ですが、基本設計を含めて出さないと、数字は出ません。それで、出したいというふうに思っております。総合計画の中にも、水道事業は、基本的には31年度まで一応出しております。

それで、今後の大きな事業についても、12月議会でも質問がありましたので、大体の話はいたしました。ただ、事業費がまだ確定しておりませんでしたので、まだ出していませんけど、今後の考え方として、今、水道課長のほうが答弁いたしましたけど、当然ながら、どこの地区がどういう形で必要だということをまた計画を発揮させて出したいというように思っております。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

今後の繰り入れと今現在繰り入れが減ってきてているということになりますが、現在の繰入金の減ってきてている分に関しましては、あくまでも借り入れに対しての元利償還金が、年数がきておりますので、減ってきております。

統合後の、一本になったときからの繰り入れに関しましては、財政課とも一応協

議をしまして、その辺は検討していきたいと思います。

あと、末吉簡水の70%につきましてですが、これにつきましては、合併時に70%となったと聞いております。合併前は、幾らかの限度額を設けてしておりまして、この末吉簡水だけがなぜ70%かと言われますと、合併時に、やっぱり末吉の簡水事業は経営がよかったですということで70%に設定がされているということで、私のほうは聞いております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第37号 曽於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、議案第37号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、議案第37号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について説明をいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部改正する法律により国民健康保険法は改正され、平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者として国保財政運営の責任を担うことになりました。これにより「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が施行され、事業主体が県に変更されることに対応するため、本案を提案するものです。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第38号 繰末耕28災217—1001・1017号御平田地区道路災害復旧工事
(広域農道) 請負契約の変更について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、議案第38号、繰末耕28災217—1001・1017号御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負契約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、議案第38号、御平田地区道路災害復旧工事請負契約の変更について説明をいたします。

平成29年12月4日に承認をいただきました御平田地区道路災害復旧工事請負契約について、第5工区の施設補強土壁裏の空洞部分に充填するシラスモルタルの体積減等に伴い、契約の変更をするものでございます。

契約の相手方は、曾於市末吉町二之方6036番地、川畑建設株式会社代表取締役川畑勇一郎氏で、契約金額1億7,785万2,200円を218万4,000円減額し、変更後の金額は1億7,566万8,200円となるものです。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

建設課長に1点だけ質問をいたします。——建設課長ですかね。

(何ごとか言う者あり)

○19番（徳峰一成議員）

ああ、ごめんなさい。耕地課長ですね。1点だけ質問いたします。

流れとしては、今の市長説明や文書でわかるんですけども、これまで議会議決を経て、そして契約が結ばれているわけですね、本契約が。

その中で、具体的にこういったことが起きた場合は、途中の段階においてです、契約金額を、今回は減額ですが、する場合、この本件についてはどういった内容の契約の条項になっていて、そしてそれに沿って今回契約変更となったという、

さわりの部分ですね。

さわりを見ないと、私たちはただ一般論で漠然と聞いて「なるほど」って、それ以上は想像力が働かんとですよ。ですから、こういった契約の文言になっていて、そこで、今回が該当するために議会議決を要請したい、お願ひしたいということでしょう。だから、さわりの部分を一応説明してください。委員会では審議あるかもしけんけども、本会議ではもうできませんので。

○耕地課長（小松勇二）

済いません、今、手元に契約書を持ってきていないんですけれども、契約条項の中に、その部分がうたってあると思うんですが……

（「それはもう休憩して。可決してもらうんだったら、ちゃんと、今しかないわけでしょう」と言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

はい。わかりました。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（上鶴明人）

今の議員からの御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、地方自治法の第96条第1項第5号におきまして、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」というのがございます。このときに、曾於市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」というのがございまして、この中で、契約議案が予定価格で1億5,000万円以上のものについては議会の議決を付すとなっております。今回の場合につきましても、1億5,000万円を超えた減額ですので、議会の議決要件にすることことで、今回提案をしたものでございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問です。

それはもう当然わきまえた、知った上での質問なんですよ。私が申し上げているのは、だから、一応議決を、契約を結ぶわけですよね。契約を結んだ場合に、今回

は一応契約変更ができるということで、議会へのまた再提案となったわけですよ。それは、だから、契約の中でどういった根拠でもって、根拠でもって契約変更ができるかという、さわりの部分があるでしょう、文言上ですね。

それはもう、大型事業の場合は、金額が若干多くなることもあれば少なくなることだってありますよ。1,000円、1万円単位で、きっちり変わらんということはないわけだから。

通常は、だから、契約変更はしないですが、今回の場合はどういった、いわばさわりの部分で、引っかかったちゅうか、契約で一応該当したために議会の再提案となったとかという。そういう素朴なというか、質問をしているんですよ。

答えられんですか。答えられなかつたら委員会に任されると思いますけども、一応答弁してください。私も勉強不足だから、資料がないから、それ以上は質問できませんけども。

○議長（原田賢一郎）

誰か答えられますか。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

ちょっと耕地課長が難しく考えているみたいですが、一般の契約状況と一緒に、設計の変更がなけりや、そのままいくんですが、これについては、当初計画していたシラスモルタルの量、これが過大に積算をしていた関係で、出来高というのもありますので、そこを事業者と協議をしながら、2月初めだったと思うんですが、大体わかつてきましたので、その量でまた設計変更をして確定をしてきましたので減額をするということで、普通の契約変更と同じ考え方でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目ですけども、じゃあ、設計変更があったら一応契約変更ができるということで、関連性については理解してもいいですね。その例外は一つもないということで一応理解したいと思いますけども、確認かたがたの答弁してください。設計変更が前提であると。そして、例外はないということで。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えします。

全事業ですね、全て変更協議を行いまして、事業者と、そこで打ち合わせをしながら、その設計が妥当であれば設計変更という形になって、増額もありますし、変更もございます。それはもう一般的でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、配付をいたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月23日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時43分

平成30年第1回曾於市議会定例会

平成30年3月23日

(第8日目)

平成30年第1回曾於市議会定例会会議録（第8号）

平成30年3月23日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第8号)

第1 議案第29号 平成30年度曾於市一般会計予算について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

第2 議案第30号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
第3 議案第31号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
第4 議案第32号 平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について
(文教厚生常任委員長報告)

(以下4件一括議題)

第5 議案第33号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について
第6 議案第34号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
第7 議案第35号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について
第8 議案第36号 平成30年度曾於市水道事業会計予算について
(総務常任委員長・建設経済常任委員長報告)

第9 議案第37号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
(総務常任委員長報告)

第10 議案第38号 繩末耕28災217-1001・1017号御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負契約の変更について
(建設経済常任委員長報告)

第11 閉会中の継続審査申出について

第12 閉会中の継続調査申出について

第13 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重久昌樹 2番 松ノ下いずみ 3番 鈴木栄一

4番	岩 水 豊	5番	渕 合 昭	6番	上 村 龍 生
7番	宮 迫 勝	8番	今 鶴 治 信	9番	九 日 克 典
10番	伊地知 厚 仁	11番	土 屋 健 一	12番	山 田 義 盛
13番	大川内 富 男	14番	渡 辺 利 治	15番	海 野 隆 平
16番	久 長 登良男	17番	谷 口 義 則	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	原 田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 繼 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明
 専門員 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市 長	五位塙 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学校教育課長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社会教育課長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財 部 支 所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 觀 光 課 長	荒 武 圭 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 务 課 長	桂 原 光 一	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	内 山 和 浩	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
保 健 課 長	桐 野 重 仁	水 道 課 長	徳 元 一 浩
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 元 剛

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第29号 平成30年度曾於市一般会計予算について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

おはようございます。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案3件を3月8日から13日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

審査における、各課の主な質疑内容と結果について報告いたします。

初めに、財政課関係では、地方交付税として普通交付税77億4,900万円と特別交付税3億円、財政調整基金繰入金9億8,405万円、思いやりふるさと基金繰入金10億4,050万円が主な歳入として予算計上されています。

委員より、普通交付税が合併算定替えにより減額されるが、影響額はどのくらいかとの質疑に対し、合併市町村に対する特例措置が平成27年度に終了し、平成28年度から段階的に減らされている。平成28年度は前年度比10%減の7,300万円、平成29年度は30%減の1億8,000万円の影響があった。平成30年度は50%減の2億6,000万円を想定しているとの答弁がありました。

また、交付税が減額となる中で、歳出を抑える工夫・施策が必要ではないかとの質疑に対し、今回初めて各課に一般財源枠を設けて、優先順位をつけて予算編成を行ったとの答弁がありました。

次に、起債についての質疑があり、合併特例債は全体で171億円の起債枠のうち、あと30億円起債ができる。合併特例債は後年度に70%の交付税措置がある有利な起

債であるので、今後も過疎債等を含めて少しでも有利な起債を利用していきたいとの答弁がありました。

財政調整基金の見通しについての質疑に対し、平成29年度末残高見込み額を30億円に戻したいとの答弁がありました。

次に、思いやりふるさと基金繰入金に頼り過ぎではないかとの質疑に対し、寄附金をいただくときに寄附金の目的を選ぶようになっている。その目的に沿った事業に充当している。その分、財政調整基金の負担が減り、よい制度であり、市として全力で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、総務課関係では、行政改革の取り組みについて、委員より、行政改革推進委員の構成と審議内容の質疑があり、平成27年度に、平成28年度から平成37年度までの10年間の第2次行政改革大綱を策定した。今年度は将来を見据えた効率的な組織再編や庁舎の改修、建てかえ、規模等について、また、中央公民館との関係で一體的に検討する委員会を立ち上げたい。メンバーは10人以内で、1名は大学教授等、9名は市民の方を考えているとの答弁がありました。

また、2月16日の全員協議会で、「庁内検討による本庁・支所機能再編計画（案）及び庁舎、中央公民館等整備計画策定スケジュール（案）について」が説明されたが、突然の話でびっくりした。行政改革については市民の方も同じではないだろうか。突然に話をするのではなく、ふだんより市の現状と方向性を市民に情報を提供すべきではないかとの意見が出されました。

次に、地域振興検討委員会の内容についての質疑があり、地域振興検討委員会を大隅支所、財部支所にそれぞれ設置して、行政組織としての本庁及び支所のあり方、中央公民館等の公共施設のあり方など、行政課題・地域課題への迅速な対応や地域要望等の実現を図るため、行政と地域が協働して有効な地域振興策を検討・作成することを目的とするとの答弁がありました。委員会は15人以内の委員で組織し、小学校PTAの代表、保育園等の保護者代表、青年団等の代表、校区公民館または自治会の代表、商工会の代表、農業関係者の代表等のうちから市長が委嘱するとの答弁がありました。

次に、消防設備整備事業の財部分署建設工事について、今現在、財部中央分団の団員の車は分団詰所横に駐車しているが、ここに財部分署が建てば駐車場がなくなる。分団の駐車場はどこを考えているのかとの質疑に対し、道路向かいの空き地や近くのJAの駐車場、JR財部駅前を考えているとの答弁がありました。

当委員会は3月13日に現地調査を行い、八木副市長の出席を求め審査を行いました。

委員から、財部中央分団の駐車場については不安がある。隣接地の購入がベスト

であるが、購入できなければ借地で対応も考えたほうがいいのではないかとの質疑に対し、財部分署の横に車3台分のスペースは確保できる。財部中央分団の駐車場は必要なので、本腰を入れて駐車場の確保に取り組みたいとの答弁がありました。

委員より、駐車場確保については何ら確約がとれていない。委員会として執行部に強い意志を示す必要があるとの意見が出されました。

次に、企画課関係の定住促進対策事業の中で、新規事業として結婚応援事業の説明がありました。これは独身男女の出会いをサポート（仲介）し、結婚支援を行う出会い仲介人（婚活サポートー）を募集・認定して、結婚支援の活動やノウハウを獲得するための研修を行うものです。また、婚活サポートーもスタッフとして参加する婚活イベントもあります。これは男女スキルアップのためのセミナー、マッチングパーティーを開催し、よりマッチングの効果が高まるように支援を行うものです。

委員より、婚活サポートーは一般の方か、イベントはいつ開催するのかとの質疑に対し、一般の方を募集する。開催時期は未定であるとの答弁がありました。

次に、市有地活用定住促進補助金について、取得価格の10%、市外は上限50万円、市内は上限30万円を支給するものであるとの説明がありました。

委員より、分譲地は対象になるのかとの質疑に対し、農村地区（末吉小学校区、岩川小学校区、財部小学校区以外の小学校区）が対象になるとの答弁がありました。

次に、宅地分譲整備事業の大隅南地区分譲について、場所は大隅南地区農業構造改善センターの隣で約6,000m²の土地を12区画に分譲するものです。

委員より、12区画は数が多過ぎるのではないか。売れなかった場合は地域振興住宅の建設は可能かとの質疑に対し、地元からの強い要望があったので販売に期待したい。地域振興住宅建設については可能性はあると思うとの答弁がありました。

また、委員より、全部を宅地分譲するだけでなく、駐車場や子供たちが遊べるような広場も必要ではないかとの質疑に対し、参考にしたいとの答弁がありました。また、魅力ある価格にして完売してほしいとの意見が出されました。

次に、市民課関係について、大隅埋立処分場は、あと22年から23年間は埋め立てが可能であるが、クリーンセンターの改修工事に伴い、埋め立てるごみの量がふえていく。ことし1年間にどのくらいのごみが搬入されるか調査したいとの説明がありました。

委員より、埋立処分場への道路は大変狭いが対策をとるのかとの質疑に対し、地元自治会への説明会を行いたいとの答弁がありました。

クリーンセンター改修は、5月から6月にかけて2号炉の解体作業を始めるとの説明がありました。

委員より、改修工事を行って寿命が15年ほど延びるが、今のうちから15年後を見据えて、今後のごみ処理のあり方を検討すべきであるとの意見が出されました。これに対し、都城市の環境担当係と意見交換を密にして、少しでも前に進めるよう取り組みたいとの答弁がありました。

次に、税務課関係では、地籍図データについて、曾於市の地籍集成図には所有者名が記載されていない。古い土地台帳を見ながら書き込み、転記しなければならない。霧島市のように土地所有者を明記すべきではないかとの質疑に対し、合併前、旧財部町は所有者名を記載していたが、合併協議の中で表示しないようになった。県内19市のうち5市が表示し交付している。庁内で議論し前向きに検討したいとの答弁がありました。

次に、会計課関係では、コンビニ収納について質疑があり、年々増加している。また、金融機関の窓口収納に比べると取扱手数料が割高であるとの答弁がありました。

委員より、手数料の経費削減にもつながるので、今後も口座振替の推進を図るべきとの意見が出されました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、委員会において、平成30年度曾於市一般会計予算（所管分）が原案可決されたことに伴い、平成30年度予算の財部分署建設工事に対する附帯決議案（審査報告書に添付のとおり）が提案され、討論・採決の結果、議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算に対する附帯決議案は全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案4件を3月8日から14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算についての所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、重度心身障害者医療費助成事業1億1,533万4,000円は、身体障害者手帳の1・2級と療育手帳の区分A、あるいは身体障害者手帳の3級と療育手帳の区分Bの2つを所持している市民が対象で、県と市が2分の1の負担で

医療費を助成するものであります。対象者は延べ人数で1,200人ほどであるとの説明がありました。

障害福祉サービス費10億5,294万9,000円は、介護保険による介護サービスを受けない障がい者に対する福祉サービス事業で、生活介護などの介護給付費と就労継続支援などの訓練等給付費が主なものであります。平成30年2月末現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ市民は合計で3,287人であり、平成30年2月分の障害福祉サービス利用者は大人582人、子供133人であるとの説明がありました。

放課後児童健全育成事業 1億5,801万1,000円は、24カ所の児童クラブに対する助成事業で、この数年、利用者が急激にふえております。対前年度比38.6%、4,398万3,000円の増、対象となる利用定員は801人の予定で、認定こども園、保育園、地域の幼稚学園、公民館などが運営しているとの説明がありました。

委員より、保育士がしっかりと労働条件のもとで仕事ができるよう取り組んでいただきたいとの意見がありました。

施設型給付費12億8,345万9,000円は、保育園、認定こども園などへの給付費であります。平成30年度は、市内の認可保育園が9園、認定こども園が5園となり、定員は1,025人、さらに市外にある保育施設に105人の入園を見込み積算されております。乳幼児数は毎年減少傾向にありますが、保育施設への入園希望者は多いとの説明がありました。

委員より、平成30年度の入園希望者の状況と1人当たりの保育料についての質疑があり、市内の入園に関しては、数名ほどが第1希望への入園は難しい状況であったが、第2希望、第3希望の保育施設へ申し込みをするなどして、現在のところ、全員入園可能である。また、保育料については、2号・3号認定の平均を1万1,704円で積算したとの答弁がありました。これに対して、市長公約である1人平均1万円以内を目指すべきではないかとの意見がありました。

生活保護扶助費は6億1,500万円が計上されています。財源内訳は国4分の3、市4分の1であり、平成30年2月末の対象者は362人であります。

生活保護制度の見直しにより、平成30年度から都市部では生活保護費の一部カットが考えられるが、本市ではそれほど影響は見られない。また、生活保護世帯への大学等進学支援金制度（最大30万円）が新設され、これまで中学3年生までの子供に1カ月1万円の加算があったが、本年10月1日から対象者が高校生まで広がることになった。本市における生活保護扶助費は10年前が約6億6,000万円、現在は6億1,500万円であり、この10年間、横ばい傾向であるとの説明がありました。

保健課関係では、国民健康保険特別会計繰出金は5億9,248万6,000円、療養給付

費の県後期高齢者医療広域連合負担金は6億4,182万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金は2億5,390万円で、いずれも前年度より減額となっております。その理由の一つは軽減世帯が減少したためであるとの説明がありました。

都城市休日急患診療事業・救急医療施設等事業負担金は4,173万6,000円で、対前年度比433万8,000円の増額であります。これは運営費の平成29年度赤字分のみを平成30年度だけ補填する分と、指定管理料の収入見込み額の算定方法の変更による負担増であるとの説明がありました。

財部温泉健康センター管理費は1,851万2,000円であります。

委員より、職員は協定書どおりに配置されているかとの質疑があり、協定書では従業員14人となっているが、現在の従業員数は正規職員7人、パート3人、アルバイトなど3人の計13人で1人不足している。職安に募集をかけてもなかなか応募がないため、ほかの職員が時間外労働で対応しているとの答弁がありました。これに對して給料など労働条件の改善を含め検討していくべきではないかとの意見がありました。

予防接種などの予防事業費は9,207万8,000円、各種健康診査など健康増進事業は7,230万3,000円であります。平成30年度は、予防接種、健康診査、健康相談など、市単独の10事業を含め47の事業を計画しております。それぞれの事業は目標値を決めて取り組んでいるが、受診率を引き上げることが大きな課題であるとの説明がありました。

委員より、困難が伴う分野であるが市民にとって大変大事な事業であるため、受診率の引き上げには引き続き取り組みの強化を図っていただきたいとの意見がありました。

介護福祉課関係では、介護保険特別会計繰出金は前年度当初より1,299万2,000円増額の8億5,230万6,000円であります。

多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業44万3,000円は、末吉町深川柳迫の「皆来館」の運営補助であります。前年度当初では297万5,000円で、県・市の2分の1補助でしたが、平成29年度で終了するため、市単独44万3,000円の予算計上となりました。

委員より、今後の運営に支障が出ないよう支援していくべきではないかとの質疑があり、引き続き支援したいとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、法改正に伴い、教育委員長と教育長が一本化され、新教育長の任期は、これまでの4年から3年となるとの説明がありました。現教育長の任期は、ことし6月26日までであります。また、文科省から、学校施設等の長寿命化計画を平成30、31年度に策定するよう方針が出され、平成30年度の業務委託

料636万2,000円が計上されています。

委員より、学校施設を改修するには、今後大きな予算を伴うが、国の財源補填はあるのかとの質疑があり、まだ文科省から通知は来ていないとの答弁がありました。

高校振興費は1,651万円であります。内訳は大学祝い金贈呈事業730万円、曾於高校総合支援対策事業補助金921万円であります。大学進学祝い金では、本年の国立大学の推薦入試の合格者は7名である。現段階では全体的な合格者はまだ不明であり、今後報告したいとの説明がありました。

委員より、本年も文理科の受験者が少ない。曾於高校支援の条例は3年をめどに検証し必要な措置を講じる必要があるため、今後、必要なアンケート調査を含めあらゆる角度から検証を重ね、実効ある支援策とされたいとの意見が相次いで出されました。

学校給食費負担軽減補助事業2,780万8,000円は、新規事業で学校給食費の3分の1を目安に、小学生1,702人、中学生826人に補助するものであります。必要となる財源は、思いやりふるさと基金を活用したいとの説明がありました。

小学校管理費の通学バス運行委託料1,359万9,000円は、旧財部町内の小学生が通学バスを利用するための委託料であります。

委員より、合併後12年がたっており、今後、公平に統一して行うことを含め検討されているかとの質疑があり、検討してきたが、統一して行うには大きな財源が必要となる。まだ結論は出でていないとの答弁がありました。これに対し、期限を決めて検討すべきではないとの質疑があり、今後、指摘された点を含め引き続き検討していきたいとの答弁がありました。

小学校施設整備事業3,968万3,000円は、菅牟田小学校特別教室棟建築・渡り廊下・外構工事費であります。

このことに関連して、教育長に対し、学校統合を含む今後の小学校のあり方について質疑があり、教育委員会としては存続することを基本方針としながら、大切なのは保護者などの意見であり、今後、小学校のあり方については議論の場を設けるなど検討していきたいとの答弁がありました。この問題では各委員より、それぞれの立場から意見が出されました。

学校教育課関係では、教育行政が取り組むべき第一の課題である学力向上について、本年1月に県教育委員会が実施した小学5年、中学1・2年の学習定着度調査結果について報告がありました。それによると、小学5年は、課題であった学校間格差はやや解消されたものの県平均には届かない厳しい状況にあるが、中学校は、中学1・2年ともに全教科地区平均を上回っており、さらに中学1年は国語、数学、中学2年は理科が県平均を上回るなど一定の改善傾向にあるとの報告がありました。

全体として県平均との差は縮小傾向にあり、これまでの学力向上の取り組みの成果と言えるが、各教科克服すべき課題が見られるため、引き続き学力向上に力を入れていきたいとの説明がありました。

委員より、学力向上について課題を1つ挙げるとしたら何があるかとの質疑があり、教師の指導力向上であるとの答弁がありました。また、不登校の現状についても質疑があり、現在、小学校2名、中学校12名が不登校であるが、中学校の中でも1年生は0人であり、全体として減少傾向にあるとの答弁がありました。

本市は、市単独の学力向上支援員配置事業などを含め、学力向上に関する事業が多く、これらの事業と学校や関係機関との連携を積極的に進め、さらに成果を上げていきたいとの説明がありました。

社会教育課関係では、社会教育事務費の中の社会教育専門員報酬204万円は、学校教育と連携する事業に関する指導及び助言、並びに社会教育全般に関する指導及び助言を行うため、教師経験者を1人配置するための新規事業であります。

文化財整備事業は1,382万2,000円であります。

委員より、恒吉城跡については、いまだに県・国指定がなされていない。どのような状況であるかとの質疑があり、現在、国の調査官が入り調査が行われている。今後、国の指定を受けられるよう力を入れていきたいとの答弁がありました。

生涯学習推進費1,399万2,000円は、生涯学習講座に関する事業費であります。平成29年度の受講者は1,397人であり、平成30年度は109講座を開設、定数は特別講座を含めると3,000人であるとの説明がありました。

委員より、平成29年度の参加者の内訳について質疑があり、市内8割、市外2割、男性23%、女性67%であったとの答弁がありました。

これは長年にわたり定着している事業であり、それぞれの分野で力のある方が育っていると思われる。これらの方々が特技を生かして社会に還元できるよう、力を入れるべきではないかとの意見がありました。

また、公民館関係について、地区公民館等のトイレ施設の水洗化は進んでいるかとの質疑があり、文化施設と各中央公民館及び校区公民館については洋式化を含む水洗化に努めているが、地区公民館については一部しか改善できていないとの答弁がありました。

スポーツ団体運営費715万円の中で、悠久の森ランニング大会補助金は150万円であります。2年目となる平成29年度は497人の参加があり、県内313人、県外184人であったとの説明がありました。

委員より、受け入れ能力についての質疑があり、最大で700人ほどは対応できるのではないか。これまでの教訓を生かしながら、充実した取り組みの強化を図って

いきたいとの答弁がありました。

末吉地区体育施設管理費4,381万2,000円の中で、グラウンドゴルフ場関連の予算は2,073万1,000円であります。この中には駐車場用地取得分は入っていません。一方、歳入は1万円が計上されています。

委員より、グラウンドゴルフ場関連の予算は、独自に節の項目を設けないと歳出全体の予算額がわかりづらい。さらに、収支計画を作成していない点は納得できないなどの意見がありました。

以上のような各課の審査を踏まえ、本委員会としては、以下の3項目についての意見の一一致を見たところであります。市としては委員会の意見を踏まえて検討されたい。

- 1、曾於医師会立病院の建てかえ、移転についての協議が進んでいない。今後、曾於市の重要な課題として、重視して取り組まれたい。
- 2、グラウンドゴルフ場の収支計画が策定されていないため、策定されたい。
- 3、地区公民館のトイレの水洗化などの改善計画が見られない。改善計画を立て、取り組みの強化を図られたい。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案5件、陳情1件を3月8日から3月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案5件についてそれぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査も実施いたしました。

農業委員会関係では、行政庁への政策提言の内容についての質疑があり、有害鳥獣対策と担い手の確保などについての提言をしたとの答弁がありました。

農地相談員について質疑があり、月12日勤務で各支所をローテーションで巡回し、農地集積や遊休農地の利用を進めるため、アドバイスやサポートする業務であるとの答弁がありました。

新制度移行後の農業委員の仕事はうまく回っているのかとの質疑があり、農業委員に地区割りはないが、ペアを組む最適化推進委員に地区割りをしている。今まで

35人体制であったが19人となっているため、今後は臨機応変な対応が必要であるとの答弁がありました。

農地地図情報システムの内容について質疑があり、農地の図面管理をしており、委員・最適化推進委員の活動に必要な遊休農地や耕作放棄地などの管理を行っているとの答弁がありました。

農林振興課関係では、農業公社設立に向けて事業計画ができていない状況であるため、設立出資金などではなく、公社設立準備補助金として計上すべきではないか。また、設立には時間をかけて進めるべきではないかとの質疑があり、JA、ナンチクと足並みをそろえるため、今回の予算計上となったとの答弁がありました。

委員会では農業公社設立計画書（案）の提出を求め、審査を再開いたしました。事業は市・JA・ナンチクの共同で進めるが、JA主体のほうがいいのではないか。市が先行しており、事業内容等の慎重な協議が必要ではないかとの質疑があり、畜産を中心に進める予定であったが、準備委員会の協議の中で繁殖センターは初期投資が大きいため計画から外し、受委託事業とコントラクター事業から始めるとの答弁がありました。

農業公社運営負担金975万円は7月設立後の9カ月分が計上してあるが、農業管理センター補助金500万円と重複するのではないかとの質疑があり、今回の予算は2本立てで計上しており、月割りではなく事業実績により支払いとの答弁がありました。

委員より、農業公社の7月設立は時期尚早であり、事業内容や組織確立に時間をかけて慎重に進めるべきである。また、負担金と補助金の予算重複にならないようすべきであるとの意見がありました。

ユズ農家の高齢化による後継者対策、搾汁ラインの殺菌装置について質疑があり、会員の平均年齢は70歳であり、今後、継続できない農家については抜根はせず、他の会員にお願いするなど会員内で協議をしている。現在、12名の方から新植の申請があり、約1町7反の面積の増が見込まれている。搾汁ラインの殺菌装置は、搾汁ラインをふやしたことで洗浄時間が短くなつたため、殺菌能力を高める装置を設置するとの答弁がありました。

市有林伐採の年次計画について質疑があり、市有林979.25haは森林組合と協議しながら伐採していく。国有の分収林は349.64haあり、国が年間2haずつ伐採していくとの答弁がありました。

畜産課関係では、和牛日本一「鹿児島黒牛」PR事業の和牛像の費用対効果はあるのかとの質疑があり、東の玄関口である曾於市で産地として広く肉用牛をPRするために何かできないかと県と協議を行い、地域振興推進事業の要望書を申請した。

計画は採択されるが、補助金は50%以内で額は確定されていない。平成30年10月には農業クラブ全国大会が鹿児島県で開催され、平成32年度はホルスタインの全国大会が都城市で開催されるなど、和牛日本一のPRにつながるとの答弁がありました。

有機センターの攪拌機レール補修工事について質疑があり、平成11年の稼働から18年が経過しており、今まで応急的に改修していたが、今回、1レーンのみ全面改修工事を行うとの答弁がありました。

商工観光課関係では、地域内交流促進事業の宅配サービスの費用対効果等や売上額、見守り活動について質疑があり、年間の売上額は平成28年度は63万円、平成29年度は10カ月で91万3,000円と効果がまだ出でていない。自治会で行うサロン等にも出向き利用促進を行っている。見守り活動については、登録者への配達や呼びかけが主なものである。今後、保健課や介護福祉課と協議をするととの答弁がありました。

街路灯緊急修繕の内容について質疑があり、末吉、財部地区にある商工会が設置した街路灯のLED化を商工会で行うための補助金であるとの答弁がありました。

商店街活性化検討委員会について質疑があり、各地区10名で検討会を年3回行い、鹿大の教授などをコーディネーターに招き、財部の屋台村構想も含む検討会を計画しているとの答弁がありました。

曾於市フェアの内容について質疑があり、今回で第2回となる曾於市フェアを鹿児島市内のホテルで開催し、約200名の参加者に市内産の牛肉、ユズなどを使った料理を提供するとの答弁がありました。

四季祭市場直売所入り口風除室増築工事については、コンビニ入り口のような二重扉を設置するとの説明がありました。

かごしま木づかい推進事業では、道の駅きらら館屋外便所の建築年度等の質疑があり、平成14年に建築されたが、木材の腐れも多いため、同場所に建てかえをするものであるとの答弁がありました。

委員より、きらら館の便所改修については建設後15年しか経過しておらず、耐用年数25年を考慮して設計すべきであるとの意見がありました。

耕地課関係では、末吉寺園地区の用水路工事について質疑があり、平成29年度からの繰越事業であり、今回、事業費が4,500万円追加され、約7,000万円の工事となった。地元負担率は5%で10a当たり11万6,000円であるとの答弁がありました。

農村振興基本計画の策定スケジュールについて質疑があり、土改連に委託し、地元のワークショップやアンケート等で分析を行い、計画に向けて農村振興の将来像や目標設定を2カ年計画で策定するものであり、10年置きに見直すものであるとの答弁がありました。

建設課関係では、市道整備の今後の方針について質疑があり、整備率が県平均よ

り8%ほど低いため、1.5車線化を活用するなど、限られた予算で少しでも早く効果を上げていきたい。また、1路線ごとの早期開通、安全な道路づくりのため、予防保全型の維持補修に努めたいとの答弁がありました。

橋梁長寿命化計画についての質疑があり、市内にある209橋全ての点検結果が出ており、判定区分①の健全が132橋、②の予防保全段階が67橋、③の早期措置段階が10橋、④の緊急措置段階で通行止めとする橋は、現在該当していないとの答弁がありました。

櫛上残土処理用地取得費について、計画が明確でないとの質疑があり、課題である市発注工事の発生土処分地の確保が必要であるが、現在の福留残土処理地は残りが少なくなっている状況である。また、都城志布志道路の残土処分地も必要な状況であり、今後測量して利用計画を立てるとの答弁がありました。

委員より、残土処理のための2万3,482m²の土地取得については、現道に影響を及ぼすおそれがあることから、今後しっかりと計画を立てるべきであるとの意見がありました。

新地公園用地取得について、駐車場はグラウンドゴルフ場のものか、事業費は、今後も当初計画よりふえていくのか、また今後の事業計画はあるのかとの質疑があり、今回、地権者から、公園用地として活用してほしいとの相談があり、協会や利用者から駐車場が少ないとの声もあったため、今回取得することになったとの答弁がありました。

委員会では、副市長の出席を求め今後の事業計画について説明を求めたところ、グラウンドゴルフ場整備については、土地取得交渉を継続している区域を除き、今回で終わりであるとの説明がありました。

委員より、新地公園グラウンドゴルフ場整備については、当初の事業費より増額となっており、計画的な執行をすべきであるとの意見がありました。

狭隘道路の対象範囲、用地取得方法について質疑があり、都市計画区域内の県が指定した道路が対象となり、平成30年度は7件の申請を予定している。後退用地は無償で提供してもらい、曾於市狭隘道路後退用地等整備要綱の第10条（報奨金の交付）に基づいて報奨金を交付し、後退用地の整備は市が行う。また、後退用地の固定資産税の取り扱いについても非課税となるとの答弁がありました。今回の取り組みについては、鹿児島県内で初めての事例であるとの説明がありました。

空き家再生等推進事業については、今後、危険な状態の廃屋建物について指導を行い、特定空き家等については、措置の実施のための立入調査や指導・勧告・命令・代執行の順で措置していくとの説明がありました。

なお、平成30年度より、空き家再生等推進事業、危険廃屋解体撤去事業について

は、企画課から建設課に所管が変更されます。

水道課関係では、組織再編の報告があり、下水道係を管理係に、水道業務係を工務係に、水道管理係を経理係に名称が変更されるとの説明がありました。

簡易水道事業会計繰出金が末吉簡易水道のみ70%であるとの質疑があり、末吉簡易水道事業繰出金は合併当初から経営状況がよいため70%となっているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長と建設経済委員長にそれぞれ質問いたします。

前もって簡単な通告を出しておりましたけれども、ただいまの委員長報告の中で新たに出された報告もございますので、その点を含めて質問をいたします。

まず、総務委員長に質問いたします。総務委員長の報告の中では附帯決議が出されております。まず、この点から二、三質問をいたします。

第1点は、今回は、結論的には修正可決ではなくて、いわば消防関連の予算については執行を留保されたいという立場からの附帯決議であります。

質問ですが、本来だったら、現在の審議の段階で納得できない内容であつたら、やっぱり修正可決というのが本来的だと思うんですけども、方法論としては。そうでなくて、一応、原案は認めましょうと。ただ、これこれについては執行を一応とめたい、とめられたいという、ある意味では変則的な対応だと思うんですが、そのようになつたいきさつと理由について説明してください。

関連して第2点目、これらの30年度の予算は、全体で予算額がどれだけになるのでしょうか。これが第2点目。

第3点目、同じく関連して、やはり問題となったのが、駐車場が確保できないという点であるかと思っております。質問ですが、このまま、もし事業を執行した場合、行った場合に、駐車場は何台確保できるのか。2点目に、一応、委員会サイドとしては現地も見られたと思うんですが、この駐車場の確保には最大何台ぐらいの確保が必要であると——もし議論がされていたら——考えられるのか、以上の点についての質問であります。

次に、役所再編について、報告の中でも触れられております。また、3月の1日の全員協議会でも、ある面では突如としてこれらも出されましたけども、これについて議論がされていると思うんですが、報告にない内容でされていた点は加えて

ください。

次に、臨時職員を含む非正規職員のあり方について、労働条件を含めて議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えています。現在、正規の職員が約三百数十名、一方、臨時職員がおおむね百数十名、これらを含むいわゆる非正規職員が約200名前後でございます。これらについての議論がされていたら、お聞かせ願いたいと思います。

次に、これは私の一般質問とも関連いたしますが、市内には65歳以下の、いわゆる結婚しない、あるいは結婚できない単身者が約2,200名、かなり多い数でございます。婚活等を含めて議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

次に、これは施政方針も含めて若干触れてあるんですけども、市財政計画について毎年10月、市の総合振興計画は毎年2月に策定されております。でも、4カ月間のそれがあります。それがあるということは、客観的には、あるいは原理的には整合性を伴わない側面、心配、危険性がございます。この2つの計画の整合性や見直し等について、もし議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

次に、思いやりタクシーについて、利用者増を図る立場で、あるいは利用者へのサービスを図る立場で、一定のルート変更を含めて議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。毎年、すごいスピードといいますか、地域によっては高齢化と、あるいは人口減少が続く中、私は、この思いやりタクシーについては路線のあり方の改善、見直しを常にやっていかなければ、実態と離れた、あるいは市が考えている目標と大分乖離するような状況になりかねない、それが思いやりタクシーじゃないかと思っており、その立場からの質問でございます。以上です。

次に、建設経済委員長に質問をいたします。

議案提案でも市長に率直に質問いたし、また、この委員長の報告の中にも触れられている、一つは宅配サービスのあり方などについてでございます。率直に言って現状では、29年度を含めて、とても成功しているとは思えません。この間は、私を含めた同僚議員の質問の中で五位塙市長は、やはり考えられるのが、一つは、ほかの団体とのドッキングというか、ことを含めての答弁があったかと思います。

方法論としては3つ、あり得ると思っております。

1つは、やはり30年度を含めて、どう見ても初期の目的を達成していなかつたら、これを廃止する。

あるいは2番目には、ほかの団体との結合、ドッキングを含めて、あるいは吸収していただくことを含めて検討していく。

3番目は、引き続き利用者増を図りながら今後も努力していくという3つじゃないかと思います。これらを含めて議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えて

おります。やはり、一定の期限を設けた検討が大事じゃないかと思っているからでございます。

次に、2点目、再造林について議論がされたでしょうか。先日の一般質問で同僚の今鶴議員も、この点に質問されました。データも出されました。非常にこの再造林、これが進んでいない状況がございます。ほかの市町村との比較はともあれ、全体の100%の伐採から見て進んでいない状況があります。議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

3点目、有機センター、若干触れられております。農家の要望に十分応えられる、今、体制になっているでしょうか。例えば畜産農家によっては、なかなかこの堆肥をとりに来てもらえないといった意見も出されております。あるいは、これも委員長報告にありますが、老朽化に伴う改修費等は必要とされていると思います。これの改修費に対する全体計画を市は持っているんでしょうか。その全体計画に基づく、この30年度の予算計上が大事じゃないかと思っております。その点を含めて議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

次に、農業公社については、大分議論がされたようでございます。委員長報告をお聞きいたしても、一つ一つが、私も個人的にはうなづける内容でございます。納得できる、同意できる内容でございますが、関連して、まず質問の第1点でございます。

この農業公社設営に向けての事業計画はできていない状況であるためとあります。これも、もう最初の出だしから事業計画ができていないというのは、こういった大変大事な、大きな事業でありますので、やはりいかがなものかと思っております。この点で、今後、市はどういった事業計画をいつまでに策定するといった議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。これが第1点。

それから第2点目は、このやり方が、いわば市が先行していると、市が先行して事業が進められていると。事業内容の慎重な協議が必要ではないかとの質疑がありますと。これも本当うなづけます。

その中で、一つは、とりあえずといいますか、農業公社運営負担金とそれから農業管理センターの、いわば重複する形で予算計上がされております。これも変則的です。それについては、当局から答弁があったということでございます。やはり変則的な形を最初からやって、本当成功するかという心配があるんです。やはり大きな事業であればあるほど、大事な事業であればあるほど、最もオーソドックスというか、王道を踏まえながら対応していくことが大事じゃないかと思っております。議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。農業公社を本当に地に足がついた確かに、今後運営をしていく、そうしたことを考える上でも、やはり

オーソドックスな対応が必要じやないかと思っており、議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。

それから、3点目。委員より、農業公社の7月設立は時期尚早であります。これもうなづけます。慎重に進めるべきであるとありますが、これに対しての当局の考え方、答弁はどうであったんでしょうか。やはり、この7月で——もうやれるんだったら、もちろんやつたらいいんですが、しかし、委員より、時期尚早というのは、それなりの意見があったと思うんです。これに対しての議論が深められていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

くどいようでございますが、公社を成功させるという立場からの私は質問でございます。これに反対ではございません。

次に、東部・北部畠かんについて、水の利用促進について、議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

それから、先日の議案提案でも、私、質問した点であります。災害などに伴って、用水路などの施設改善の予算が2年待ち、場合によっては3年待たないと見通しが立たないという、そうした点がありますけれども、この点で、もし解決に向けての議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

最後に、市営あるいは市有住宅の改修に力を入れる立場での議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

桜ヶ丘住宅については、一応建てかえの計画はありますけども、その以外の数多くの市営あるいは市有住宅は空き家があります。どう見ても、もう改修が不可能なのは改修はできないんですけども、一定手を入れたら、まだ入れるのじやないかと、私、素人から見て思えるような住宅がいっぱいあります。今の市民の住宅需要から考えて、特に高齢者対策用のそういう住宅にもっともっと予算を入れて、そして困っている方たちには安い家賃で入っていただく、それが大事じやないかと思っておりますが、議論されていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

質問にお答えいたします。

まず、附帯決議についての質問であります。これについては、附帯決議の記のところ、一つ、財部中央分団及び曾於市消防署分署の駐車場確保を明確に示すこと。はつきり言って、この点だけでした。委員の中から、八木副市長の出席を求めた中でも、この分署建設には反対ではないんだと。駐車場確保は、市民やそれから団員を含めた周囲の方々の意見である。だから、絶対反対ではないんだから、この点を明確にしていただきたいというのが、今回のこの附帯決議の出した趣旨であります。

なぜ、修正ではなくて附帯決議にしたかと。意見の中で、議会は28年3月の議会で、この財部分署の建設を含む用地の取得を認めております。そのことも議題になりました。議会が認めたものを、みずからこれを修正するのはいかがなものかということで、この駐車場の確保が確約できればいいんではないかということでありました。その質疑の中で、3月の23日の前までに、この駐車場の確保が確約できますかということに対して、それは確約はできないということなので、委員会として、その駐車場の確保が購入なり、賃借なりができればいいんではないかという意見でこの附帯決議をつけたとこでした。

それから予算額ですけども、予算説明資料の221ページに書いてありますけども、建設費自体は8,007万6,000円であります。

その他、確認申請とかいろんな含みますと、これに書いてあるとおりでございます。

車の台数について質問がありました。

大体20、団員の数を考えると25台ぐらい、それから分署の職員の方が3台は必要だと、で交代時には同じく3台ぐらいあるので、その点を確保したいということであります。

駐車場については隣接する前のところに空き地、菜園みたいなところがあるんですけども、これを28年3月には約80m²を購入する予定でありますけども、28年4月の熊本地震において、こちらの持ち主の方が熊本に在住しているので帰ってくるかもしれないってことで、この80m²分がちょっと購入できなくなつたという経緯があります。

そのために今回、委員会としてはその分の駐車場の確保をすべきじゃないかという強い意見が出ました。

以上です。

次に、役所の再編についての議論はさっきの委員長報告でも述べましたけども、行政改革の中で議論が出ました。

この中で、28年から37年度までの10年間で、第2次行政改革大綱の中で37年度までに本庁、支所のあり方、集約も含めてですね、こういうものを記載したい、それから公民館等のあり方、そして職員数もあわせて行いたい、こういう質疑内容がありました。

臨時職員を含む非正規のあり方について、労働条件、これについては直接議論はありませんでした。

議論になったのは、職員の研修、メンタル面を含めての研修のあり方が議題になったとこであります。

それから、市内に約2,200人が単身者、独身者であると。これについての議論、これは今言ったように、先ほど紹介しましたけども、企画課が今回、婚活サポートを計画しております。これは国の事業補助がありまして、この2分の1は国の補助となることあります。

それから、財政計画についてでありますけども、議員がおっしゃったように若干ずれがあります。その中で、総合振興計画との整合性、31年度以降は財政的に裏づけされたものではないという答弁であります。

次に、乗り合いタクシーについての質問でありますけども、どっちかというと高齢者に対する利用のあり方で、バス停のとまるところとかいろいろ要望したんだけども利用者がなくなった。では、なぜなくなったかってなると高齢になって亡くなった方が多くて、だんだん利用者が少なくなっていました実態も話になりました。

今回の中で、企画だけではなくて福祉サイドとの連携をとった議論が必要ではないかということも議論したとあります。

以上で終わります。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会のほうから答弁いたします。

まず1点目の宅配サービスのあり方等については、委員会審査の中でいろいろ議論やら質疑もありました。

報告に出しましたように28年度の売り上げ、29年度というふうに、なかなか費用対効果が出ないということの内容ですが、質疑の中で出ましたように他の団体とドッキングの案はないのかとか、いろいろ今後、案に対しての内容はですね、報告に入れましたが、今後、保健課と福祉課との協議を進めることで議論が一応とまっている状況で審査いたしました。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

はい、期限を決めて方向づけということころまでは今回は進んでいません。

2点目に再造林についてですが、予算書の中の404ページでいろいろ説明を受けました。当然、今日における森林行政についてはその都度議論がされるわけですが、予算的に出されており、前年と同額という内容ですが、市内居住者に10%の補助、市外者に8%ということ等の細かいデータ等については報告を受けておりません。けど、取り組んでいくことに対してはいろいろ議論がされたところです。

3点目の有機センターについてですが、今回は先ほど報告いたしましたように3つのレーンのうちの1レーンがもうどうしても改修ということ等と、中身については平成11年度から稼働しておりますので、当然、今日までの改修はその都度でし

たけど今回大々的にやるということで委員会としましては現地に出向きましたが、一応、中のほうまでは入らず、説明を受けて、外からの分ですけど説明を受けて今日までの有機センターの稼働について等をいろいろ理解して対応をしたところです。農家とのいろんな今までの対応については意見も議論もされておりません。

(何ごとか言う者あり)

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

はい。全体計画についても説明も受けておりませんので議論されておりません。

今申しましたように耐用年数的にも長い時期に来ておるということが現状です。

次の質問に農業公社についてですが、報告の中で聞き取れなかつたかと思いますが一応審査に、予算の審査に入った時点では計画書が出ておりませんでしたので一応計画書なしではもう時期尚早とか、どういうことかということ等で、いろいろ委員のほうからの意見がありました。

その後一旦、報告書を提出してもらって7月末までの設立に目指した内容が計画書で出来ました。

簡単に申しますと、人員的な配置にも職員5名と臨時職員が8名の13名、そして今後の運営方法につきましては平成30年度から平成34年までの収支の計画が出されておりますが、当然、もう平成30年度から34年度までは、経営的に運営的に赤字の数字で出ております。

その中で32年度に関してですかね、短ゴボウの生産を図るということでかなり収支について赤字を解消できるということですが、内容的な計画書の説明ですので、まだしっかりした計画書を持って進まなきやいけないという概念が各委員にもあつただろうと思いますし、言葉に出ました、やはり7月設立については時期尚早と、もうちょっと丹念に計画をして進めるべきじゃないかという内容です。

あと、やはり言葉で出ましたが、市のほうが先行しているという意見です。というのは、やはり公社的なものについてはJAが主導的に先行すべきではないかというような思惑の中の議論となつたようです。

次に、東部北部の畠かんについてですが、水利用については一応説明と近況は受けましたが、委員会の審査の中ではそれについての質疑議論は出なかつたようです。

次の質問が災害等に伴う用水路等の施設改善というような質疑であります、災害については予算的には質疑は議論されておりません。ただ、耕地課分の議論の中で災害ではない事業が農地耕作条件改善事業が29年度繰り越しで30年度に実施されるということについて、いろいろ議論的にも説明を受けたところです。金額的に繰り越した分と足して7,000万円を超えますので、これについての議論がされたところです。

次が市有住宅の改修についてですが、これにつきまして、建設課の審査の中では今後の対応としては86件の修理等を計画しているということ等が、説明がありましたが、その中でも空き家になった時点で、次の募集をかけて募集するわけですが、ある程度の今までどおりの改修をして募集し、そして入居者決定後に対応するという答弁説明であったようです。

あとは、建設課の審査の中では先ほど報告に出ましたが、狭隘道路の検討とそして危険廃屋等の議論が大分されました。

その中でやはり、狭隘道路については都市計画区域内ですが県のほうが認めたという附帯がついておりますけど、今回7件対応するということで県下43市町村の中では初めて対応しているものだということ等の説明を受けております。

あとは今日までの企画課の対応が建設課に変わったということで、建設課のほうで十分対応してもらうということになります。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時23分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に2回目、1点だけ確認かたがたの質問であります。この附帯決議に関連した質問でございます。

先ほど、私申し上げたのは、オーソドックスな方法としては、修正して、そして関連する予算は一応削除して、そして駐車場確保のめどが立ってから、また改めて当局は予算を計上すべきではないかという立場からの質問でありましたので、そのように一応留意していただきたいと考えております。

1点だけ、確認でございます。先ほどの質問の答弁の中で、25台以上ほどは確保する必要があるのじやないかといった報告じやなかつたかと思っております。間違があったら訂正してください。当然、市としては最大限の、今後努力をすべきですが、駐車場確保について。確保ができなかつたら、ずっとこのまま、やはり確保できるまで予算執行を30年度留保されたいという明確な全体の意志としての総務委員、強い意志であるというふうに受けとめたいと思うんですが、そのように受けとめて

いいのかどうか、この1点でございます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

附帯決議についていただきました。修正をかけるのがいいのか。さっきも言ったように、28年3月で、議会として、この土地取得を議会は認めております。それは、この財部分署が、ここに平成30年度建設をするという前提でありました。そのことを議会が認めていて、この修正をかけるのか、ちょっと整合性がとれないんじゃないかなという意見と、反対じゃないんだけども、やっぱり駐車場の確保の確約が必要だという意見がありました。八木副市長の出席を求めて質疑をしたんですけども。その中で、隣接する、今現在家が建っているんですけども、この取得も八木副市長が先頭に立って動きたいと。そして、それができるまでは、道路向かいの駐車場も考えているということでした。

非公式なんですけども、その委員会が終わった後に、すぐ、副市長、それから総務課長、財部の支所長、補佐含めて対策を練って借地の交渉をしているようあります。

だから、議会とそれから執行部との関係であれば、平成27年の3月議会でコミュニティFMに関する関係の附帯決議もつけております。これと同じで、やっぱりそこは執行部と議会との信頼関係じゃないかなと思っております。だから、建設工事が始まるまでには、ここは解消できるんじゃないかなと、確約がとれるんじゃないかなと、私個人は思っております。

車の台数ですけども、団員が約30名、そのうちの、分団の前に何台かとめられるみたいなので、大体25台から30台確保すればいいんではないかなと私は記憶しています。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

文厚委員長と建設経済委員長に質問をいたします。

まず、文厚委員長には、都城市休日急患診療事業について伺います。

運営費が赤字で、今回増額であったということでございましたが、以前、私も文厚委員会のとき、梅北にあったときは曾於市の利用者も多かったんだけど、現在地に移転されてからは利用者が減っているということでございました。その中で、今回は増額ということです。

それと、その中の説明で、対応は何で減ってきたのかという中で、えびの市と小林市の利用が非常にふえて、そちらの対応に追われているということでございまし

た。その中で、曾於市、志布志市、大崎は利用者負担金を払っているんですが、小林、えびの市は、そのとき負担していないということでございました。そのことも含めて今回赤字だったのか、そこら辺の意見は出なかったのか、お伺いします。

それと、高校入試の発表もあったところでございますが、高校振興費の大学祝い金贈呈事業。今回も、文理科は大学等のお祝い金を創設したんですけど、14名ほどだったと聞いておりますが、支援策として必要なアンケート調査を進めるということで、今後これは5年間の事業だと……。

(「委員の意見として進められたいと」と言う者あり)

○8番（今鶴治信議員）

そうなんですか。そのことについて、5年間を経過した場合はということだったんですけど、そこら辺で、この事業についての質疑はなかったか伺います。

それと、今回、社会教育専門員というのが、学校教育と連携する事業についての指導及び社会教育全般に関する指導、助言をするとありますけど、具体的にどういう内容だったか、質疑はなかったか伺います。

続きまして、建設経済委員長に質問をいたします。

私の地元の檍上のところが質疑で出ていましたので、ここの用地を確保して、今後ですけど、都城志布志道路の残土等で埋め立てをするというのは、私の一般質問のときでも答弁をいただいたんですが。その中で、市発注の発生土処分地等も考えているということで、私の期待としましては、高規格道路の残土で大分上に上がってきて、そういう工業団地か宅地造成等にも利用できればという市長答弁がありましたので、期待したんですけど、今後測量して利用計画を立てるということでございましたが、どのぐらいの土が上がってくるのか、説明はなかったか伺います。

それと、ちょっと前後しましたけど、有機センターも私の地元でありますので、3レーンのうち、1レーンが老朽化で全面改修ということでございましたが、旧末吉町時代だけの畜産農家対象でやったときはよかったですけど、曾於市内全域になつたということで、なかなか畜産農家が堆肥の引き取りがおくれているというのも聞いております。その中で、工事期間はどのぐらいでやるのか、また、2年でそういう堆肥処理にふぐあいというか、計画的にできるかどうかの質問はなかったか。

以上、伺います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まず、都城医師会病院関連の運営が赤字分が出たために、30年度での、いわば新たな追加予算計上、これについて、どれだけ曾於市の利用者が増減があるかどうかを含めて、あるいは小林関連のことはどうなつたかについては、質疑は出されておりません。ただ、いわば例外扱いとして、30年度のみの、質疑で確認したところ、

予算追加計上であります。

質疑の中では、そうした、のみの追加予算計上が、この規約の中でそのような運用ができるのかという質疑がありました。これに対して明確な規約はないけども、それに類似する条項はあるということであったために、委員より、やはりこうした予算を計上する場合は、しっかりした規約のもとで予算計上をすべきじゃないかといった意見があった経過がございます。

それから、2点目の大学祝い金等についてでございますけども、これも資料も出されまして、またいろいろ委員から質疑がありました。平成30年度の新年度の曾於高校への、特に文理科については、推薦入学予定者を含めて15名であるようでございます。受験したのは11名でございます。毎年13名から十四、五名が入学しております、はっきり言ってほとんどふえておりません。このために各委員からいろいろ質問があった中で、一つは、現在の曾於市内の中学生に対するアンケート、あるいは既に高校に進学している中で、曾於高校以外の、例えば西高校とか志布志高校に対してのアンケートです。30万円があったら地元の曾於高校に行くのかどうかを含めての、そういった多面的な角度からのアンケートが必要じゃないかといった意見が出されました。

そして、関連して、言われたように3年間の、これは時限立法的な条例でありますので、まだ1年目です。ですから、その間に十分、アンケートとかを含めて多面的にこれを研究するようにという、そうしたこもごもの意見でございました。

つけ加えますと、資料の中で、曾於市在住の子供だけが、この祝い金の対象者となっております。しかし、この文理科の場合が、市提出の資料によりますと、1年から3年生までの生徒の43名の中で、曾於市以外の出身者はわずかに1名です。1人しかいません。ここにも問題はあるんじゃないかなという受けとめ方でございました。ちなみに、普通科は116名中21名、畜産食農科は107名中34名、機械電子は117名中28名、そして商業科は114名中20名が曾於市以外であります。文理科だけは、わずか1人であります。こういったことを含めて、多面的な、3年間の時限立法でありますので、検証、検討が必要じゃないかといった意見でございます。

そして、3点目の御質問の社会教育専門員でございますが、これは金額はわずかでありますけども、報告にありましたように新規の事業でございます。

これは質疑の中で、資料も出されたんですけども、学校教育の中で、いわゆる社会教育事業を行う場合に一定のアドバイスをするような、公的な教育委員会の傘下のもと、専門的な——質疑によりますと学校の教師経験者ということでございました——を1人充てたい。そして、社会教育が学校教育の中で連携して教育委員会と教育が行われるよう、その任務に当たりたいといった説明でございました。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

それでは、審査の中身で答弁をいたします。

まずは、櫛上の残土処理用地取得ですが、説明と同時に現地に出向いて、現地から2万3,000m²なりを確認いたしました。現状かれこれで、谷が深いやらで、いろいろ意見等も出ましたが、今、質問の内容に出ました内容で、今後どうするかこうするかというのは、当初の段階で計画がまだはっきりしていないと。そして、取得の要件としましては、現在の福留の場所が手狭になって、どこか物色していたと。あわせまして、今度、都城志布志間道路のほうの残土の件が舞い込んできたから、急遽取得にかかったというふうな説明、状況です。

委員の意見の中では、どうしてもこの谷合いであれば、ただ残土を捨てるばかりでは、次なるいろんな災害につながる等々も意見が出されておりますので、十分、今後の計画を立てて出してもらうということで審査を終えております。

あと一点が、有機センターの攪拌機レールの改修で予算化されておりますが、質疑の内容で2年で対応できるのかということですが、その件については答弁の中で、また意見の中では出ておりません。2年で改修が済むまではやること等を確認したような形で現地調査をしております。

あと、製品についても、いろいろその場で、現地で聞き出しましたが、人気もいいということ等で説明がありましたので、それ以上の今後の対応は議論されておりません。

以上です。

（「工事期間は」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

工事期間も聞いていなかったです。はい。今、確認で書記の記録を見ていますけど、工事期間という質疑と答弁がありませんので、聞いておりません。

○14番（渡辺利治議員）

文厚と建経のほうへお願いいいたします。

3ページの受診率の向上、予防接種、健康診査、健康相談などのこの事業でございますけど、執行部のほうが受診率を引き上げることが大きな課題であるとの答弁をされておりますけど、これは課題解決にはならない答えと受け取れますけど、実際執行部のほうから具体的な対策法ちゅうか、対処法ちゅうのがあったら示していただきます。

それと4ページ、教育関係の総務関係の法改正による教育長の任期、これまで4年が3年になると説明があったと書いておりますけど、これは、法改正はいつか

らの施行になるんでしょうか。そしてまた、これは市だけでなく、県市町村全てに該当するのか。

(「もう一回、ちょっと。何ページですか」と言う者あり)

○14番（渡辺利治議員）

4ページ。

(「4ページの内容は」と言う者あり)

○14番（渡辺利治議員）

教育委員会総務課関係で、法改正による教育長の任期は、これから4年から3年となるの説明に対し、この法改正はいつからの施行であり、市町村でなく、これは県、市町村全てに該当するものであるのか。そして、曾於市はことし6月になりますので、次の時期から3年と理解してよろしいんでしょうか。

それと5ページ、生涯学習の関係で29年度の参加者内訳、市内8割、市外2割、男性23%、女性67%。この男性、女性の比率プラス、あと10%はどこいったんでしょうか。残りはハーフじゃないでしょうね。

それと、これが建経です。耕地課関係です。4ページ、寺園地区の分です。地元負担は5%で、10a当たり11万6,000円の答弁でございますが、これは受益者負担はどのようになるんでしょうか。このままでいきますと、5%で10a当たり11万6,000円ですから、仮に5反歩持っておりますと58万円になるわけでしょう。大分負担が大きいわけですから、これに対する償還についての話はどうなっているのか伺います。

それと、もしこれが、10a当たり11万6,000円が全体工事の中であって、その5%になると5,800円になりますから、5反歩の人は5,800円掛ける5になるわけですが、そのように理解してよろしいんでしょうか。

以上です。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

3点の質問じやなかったかと思います。

まずは、予防医療関係でありますけども、これは率直に申し上げて質疑も深まつたわけじやないし、質問者にありますように簡単なことじやございません。一応、委員から、どういった保健事業の計画が予防等で新年度つくられているか、こういった資料を出してもらいました。実に47項目あります。この中には、市単独事業も全部で10項目からございます。でありますから、市としては、私も長年、文厚関係でありますけども、努力しているんですけども、なかなか進んでおりません。ですから、具体的にどうしようということはもちろんあるんですけども、それでもなかなか進まなくて、低いのでは20%から30%のも幾つもございます。ですから、正直

に申し上げて、深い議論が、それ以上は方策が見出せないためにされておりません。以上です。

それから、教育長については、これも必要な中で確認の質問であったんですが、普通に法改正あるいは曾於市の条例改正は以前に行われております。それに沿っての、ことしの年度途中での、一応、一本化であると。これは質疑の中で確認されました。

それから、生涯学習については、これは、私のこの記載、間違います。今、手元にございませんけれども、これは後で訂正をさせてください。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

お答えいたします。

この末吉寺園地区の用水路工事についてですが、先ほども答えたんですが、災害でなくて、事業名が「農地耕作条件改善事業」という名前で、平成29年度に2,517万円の予算を繰り越して、今回の当初予算に4,500万円と金額が出ておりますが、足したら7,017万円になります。それに対して、質問の内容が、個人負担、受益者負担という言葉ですが、当然、地元は5%負担です。県単ということで5%負担で、7,017万円に5%を掛けますと、金額が、ちょっと私の今の計算ですが、350万8,500円という金額が出ると、認識しておりますが。これに対して、反対が受益者面積が3町歩です。受益者戸数としては18名でしたか、3町歩で計算しますと、先ほど質問された11万6,000円が出ます。そして、それに反当10a当たりですので、質問の内容のとおり4反5畝あれば52万円かというような内容になったから、これは大きいなということ等で議論をしましたけど、地元に出向いて説明をして、各受益者が納得したということで、受益者反当11万6,000円で歳入に出てきておるところです。類を見ないということですが、もともとが国の事業ということで、国から真っすぐおりてきて、なつとかじやないかというようなことで、地元が納得しているということですので、それ以上の議論はありませんでした。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

文厚委員長に2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、報告書の4ページになります。

○議長（原田賢一郎）

もうちょっと大きな声でお願いします。

○15番（海野隆平議員）

済みません。報告書の4ページに、まず、なりますが、ここに学校統合の問題が

書いてありますけど、かなり質疑があつたんだなというふうに思っております。また、教育委員会としての見解もここに載つておるわけでありますけど、この問題では、各委員よりそれぞれの立場から意見が出されたというふうになっておりますが、どういった意見が出たのか、具体的にお聞きしたいと存じます。

次には、5ページですが、5ページの上から6行目にあります。学力向上についてのことが書いてあります。不登校の実態等もここに書いてありますが、それ以前の問題として、教師の指導力向上であるとの答弁がありましたというふうに書いてあります。教師の指導力の向上という立場で、指導力不足なのかどうなのか、その実態です。先生方が、逆に言えば、学校に不登校の先生もいらっしゃるということも聞いておりますけど、その実態はどうなのか、委員会の中で出ていたらお聞かせいただきたいと存じます。

以上、2点です。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まず、学校統合のことについては、教育委員会の3つの課の——最初に教育長も出席していただいて、教育長からも曾於における教育委員会の方針について基本的な考え方方が述べられました——そのもとでの、教育長に対する統合についての質疑でございました。

それぞれの立場というのは、率直に言いまして、小学校の統合を進める立場で議論をしたらいいんじやないかという、端的に言いまして、立場からの質問と、やはり現在のところ小学校を残す方向で、最大限、人口増対策を含めて対応すべきじゃないかという立場からの、大きく分けまして、それぞれの立場ということでございます。

現状におきまして、曾於市としては報告がありましたように基本的な考え方としては、当面、小学校は存続させるということでございますが、しかし、教育長の答弁にもありましたように、一番大事なのはPTAを含めて地元の方々、特に保護者関係の意見を尊重すべきじゃないかということで、議論についても、委員から議論は早めてやっていくべきではないかといった意見も出されて——これは今後の統合を前提とした議論じゃないんですけども——これらを含めて、一応、今後話し合いを進めていきたいといった、そうした立場からの答弁じゃなかつたかと受けとめております。以上です。

それから、学力向上については、学校教育課関係ですけど、特に今回の予算審議でかなり議論がありました。課長も今度4年目でもう異動ということで、自分の思いのだけをかなり話されたんじゃないかと思っております。

この学力向上の中では、何が一番大事だという質問については、これは教育長も

冒頭にこのことを言わされました。やっぱり先生の指導力向上であると。それから、今回を含めてこの担当課長は、これまでも今回も、やはり指導力向上が一番大事だということを言わされました。

その理由は、今、曾於市内だけじゃなくて、担当課長の御説明だと、鹿児島県内の多くの小学校、中学校において、特に児童数が少ない学校においては、50歳前後から50代の先生方が圧倒的に多いと言うんです。もう20年も30年も教師生活をやっていると自分の型ができ上がっているということで、なかなかこれは難しいという、率直なことでございました。非常に定員が少ないために、少ないと、若い先生方が。一応教育委員会としては、そうしたバランスのとれた配置を含めて、最大限、県教育委員会にも要請はしているんだけども、なかなかそうならないという難しさもあるということでございました。これらを含めていろんな角度から、今の置かれた状況、教育環境の状況について質疑が交わされました。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

教師の指導力向上につきましては、今、委員長のほうから答弁がありましたが、やはり先生方がもちろん中心になるわけですけど、学校にまず基本的には出てくるということが基本じゃないかなというふうに思うんですけど。校長、教職員を含めて、いわゆる授業をボイコットするというわけじゃないんですけど、しっかりした授業をしていただきたいわけですけど、そういった先生方がしっかり授業する前に、まず出てきていただいているという実態もあるようですので、そういった実態については、委員会の中では話はなかったのか、再度お聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

全くそれは私自身も初耳ですね。委員会としても全く出ていないです。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（上村龍生議員）

総務委員長に1点と、建経のほうで2点ほど質問いたします。

まず、先ほど来、質問がでていますけども、附帯決議のところについてであります。財部分署それから中央分団の駐車場の件での附帯決議の点ですけども、こここのところはグラウンドゴルフ場の駐車場と違って、ここは緊急時に活動をしなくてはいけないところで、業務ができなくなる可能性も生じる、可能性のある非常に大事な、大事な点であると思っております。

したがいまして、この附帯決議の拘束力といいますか、先ほど委員長の答弁にもあったんですけども、私もどちらかというと、しっかりとした修正なりをして提案

をすべきではなかったのかなという気はするんですけども。これ非常に通常のところと違う、緊急時の業務ができるかできないかという、非常に大切な駐車場確保の場面であるという点での議論がなされたか、どのような方向づけがされたか、そのところをもう一回お聞かせください。

それから、建経のところの1点目ですけども、グラウンドゴルフ場関連のところなんですが、グラウンドゴルフ場については、御承知のとおり教育委員会サイドで運営といいますか、本体の業務を行っているんですが、土地取得、用地取得について建経のほうで担当をしているという状況について、何かそのところの議論がなされなかつたかどうかだったのか、そこらをお聞かせください。

それから、建経の2点目のところです。2点目は、陳情がなされておりました高規格道路の橋野のインターチェンジです。恐らくこの議会中継も聞かれておられる方もいらっしゃると思うんですが、その陳情の取り扱いからこれについてどのような議論がなされたか、御報告いただければと思います。

以上です。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

お答えいたします。

附帯決議の関係で、修正をしたほうがベターではなかつたのかという趣旨のようすけども、意見の中で、今回、修正をして削除して6月議会で再度出したほうがいいんじゃないのかという意見と、何らかの意見をつけて工期をおくらせたほうがいいんじゃないかと、修正削除というのは非常に重たいものがあるという意見とが出て、その集約を図ったところが、この附帯決議というとこになったところであります。

要するに、駐車場が、先ほども言いましたけども、購入もしくは賃借で借りることがはっきりすればいいではないかということが主な趣旨でありまして。さつき、拘束力があるのかともありましたけども、附帯決議には拘束力がないんですけども、27年度の3月議会でコミュニティFM関係の予算で、議会の説明とそれから市民への説明をしなさいという決議をつけました。これもしっかりと守って、これを実施したわけですけども、やっぱりそこは議会と執行部の信頼関係じゃないかなという、私は思っていました。で、附帯決議を出して、しっかりした委員会としての意思を示したわけですので、執行部はこれを当然重く受けとめて駐車場の確保に取り組んでいくだろうと私は思っています。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

まず、その新地公園の今回のグラウンドゴルフ場の駐車場の取得についてですが、

重複するかもしれませんけど、審査の中の説明については、市民からその土地の提供もしくは言葉で言いますと、「あのあたりの価格よりも格安の値段で、どうか利用してください」という申し出があったとあわせて、グラウンドゴルフ協会等もしくは市民等も手狭だと。オープン以来の駐車場は手狭ということと、また、800人ほどの利用者が来れば当然という等の議論がされて、今回、取得してそして駐車場として整備すると。建設課で当然やりますので、我々、建設経済委員会の予算化となつたところです。後のことにつきましては、副市長に出席を求めて、グラウンドゴルフ場整備については、今後どこまでかというようなきつい意見も出ました。でも、今回で終わりということ等で委員会では審査を打ち切ったとこです。

あと、質疑ですので、都城志布志間道路の陳情第1号、これについて審査をしました。審査の過程としまして、もう報告になりますが、昨年9月に出された陳情と同じ陳情が、我々議会の議員の改選により審議未了というふうに年を越してしまいました、今回、陳情第1号で出され、建設経済委員会が付託され審議にかかりました。

で、委員の中でいろいろ議論もされました。皆さん方も案内のとおり、インテンジをつくるのに、工事費等もしくは現在、進捗率も半分近く切っている中でやれば、当然、計画のやり直しで全線供用開始はかなりおくれるということ等いろいろありますて、陳情者を呼ぶべきじゃないか、また1点は、大隅の振興局までも一応大まかな聞き取り調査をするべきではないか等々が出ました。

けども、陳情が上がって来て、9月に上がったものと内容が一緒じゃないかということ等で、やはりこの陳情者に対して今回結論を出すべきだというような意見が出まして、賛否を問いましたら今回結論を出そうと、採択・不採択の結論を出そうということ等で決定しましたので。すぐ会期中、陳情者呼ぶなり、また、大隅振興局までも出向くなり頑張りますということ等で進めていきましたが、肝心な陳情者と連絡がとれて、「陳情書に印鑑を打っただけですから、私は何もわかりません」ということ等が返ってきましたので、再度、審査を開始して諂ったところ、このまま今回で結論を出すことはできないというような動きになって、再度、委員会の中の申し合わせを撤回して継続審査にやると。

そして、委員会としてはそこまでですが、当然、継続に出しておりますので、閉会中の審査が続くんじゃないかなという状況になっております。いろいろ経済的な角度から考えますと、頑張るべき陳情だということも委員の中では重々理解でき(oると私は思います。

以上、報告になりましたが、以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算について、共産党議員団は賛成の立場で討論します。

まず、総務委員会所管での総務課分ですけども、消防設備整備事業には、曾於消防署財部分署の建設工事や耐震性の貯水槽整備工事が含まれています。

また、企画課分では、宅地分譲整備事業に大隅南地区の宅地分譲が提案されています。

また、市民課関係では、クリーンセンターの改修工事が提案されています。消防設備、宅地分譲、クリーンセンター改修工事等が、市民の安全安心を守るため、曾於市への定住促進を図るため、また、日々の市民の暮らしを守るために非常に大事な事業であります。

さらに、農林振興課の関係で、農業公社設立資金の出資金が予算化されています。農業公社については、議会も深い関心を持っていて、収支計画等をしっかりと立てて、この事業が曾於市の農業発展に寄与することを要望して、討論を終わります。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

本討論は、宮迫議員が今ありましたので、文厚関係について2点だけ申し上げての賛成討論といたします。

1つは、委員長報告の中でも触れましたけれども、新規の事業として教育委員会総務課関係で、30年度から小中学生に対する学校給食費の3分の1以内の補助2,780万8,000円が予算計上されております。鹿児島県内でも最も早いということじ

やないけども、先進的な施策であり率直に評価をいたします。

2点目は、これも委員長報告の全体の委員の意見として出しましたけども、医師会立病院の建てかえ、移転問題についての協議が進んでおりません。これは率直に申し上げまして、このままでは近い将来、病院の存続問題が起きかねないかと心配されており、市民の命と健康にかかわる大変重要な問題であることは分野でありますので、市は今後30年度、本腰を入れて対応をしていただきたいということを申し添えての賛成討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

先ほど、午前中の審議の中の議案第29号、平成30年度曾於市一般会計予算についての文教委員会の所管にかかわる委員長の報告の中で、生涯学習の参加の中での女性の比率を全体の67%と申し上げましたが、これは77%の記載ミスでありましたので、訂正方々、御了承をいただきたいと思います。

-
- 日程第2 議案第30号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第3 議案第31号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第4 議案第32号 平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、議案第30号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから日程第4、議案第32号、平成30年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第30号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について、議案第31号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第32号、平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について、以上の3議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

まず、国民健康保険特別会計予算については、対前年度比20.9%、14億5,233万7,000円の大幅減となり54億8,629万1,000円であります。

大幅減となった最大の理由は、1点目として、平成30年度から鹿児島県も保険者となり、市町村と共同で運営することに伴い、これまで市が取り扱ってきた高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業が、県と共同で行うことにより取り扱いがなくなったためであるとの説明がありました。

2点目の理由は、被保険者が1万241人と、前年度に比べ732人減少していること、3点目に、平成29年度の医療費の伸びが、当初の予想4%に対して2.8%となる見込みであることが大きいとの説明がありました。

平成30年度の国民健康保険の財政運営を円滑に行うため、市は1億5,000万円の法定外繰り入れを行うものであります。

委員より、県との運営が、結果的に本市にマイナスとならないよう、市は独自の検証を行い、県に対して必要な意見は率直に上げるよう意見がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額が対前年度比1.5%、860万3,000円増の5億7,627万7,000円であります。被保険者数は、前年度に比べて300人減の8,407人であります。

後期高齢者医療保険の運営は、県内市町村で広域連合を組織し統一して行っています。

委員より、平成30年度の県広域連合の予算額について質疑があり、予算額は2,771億円であり、本市の被保険者に按分すると90億1,400万円の予算になると答弁がありました。

また、平成29年度の医療費は減少しており、県広域連合では大きな余剰金が出ている。このため平成30年度の保険料は、所得割が0.4%の減、均等割が1,000円の減である。ところが、被保険者1人当たりの保険料は3,747円の増額となっている。矛盾しているのではないかとの質疑があり、これは、今までの特例が本則に戻り、所得割額の5割軽減が廃止されたことや元被扶養者の均等割7割軽減の特例が5割に引き下げられたことにより、1人当たりの保険料負担はふえるとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計予算は、対前年度比0.58%、3,165万1,000円増の54億8,446万9,000円であります。被保険者数は10人減の1万3,940人であります。

歳出で予算がふえた要因について、保険給付費は対前年度比0.7%減であります。これまで市が行っていた包括支援センターでの業務を、平成30年度から社会福祉協議会に委託するための委託費3,679万4,000円と、グループホームの家賃助成1,656万円が主なものであるとの説明がありました。

介護サービスの大きな流れとして、施設型の介護サービスからデイサービスを含む地域密着型の介護サービスに移行しつつあるため、給付費の増が抑えられているのではないかとの説明がありました。

委員より、平成29年度の最終補正予算は、子牛の高値の影響で2,060万円の収入増が追加された。この2,060万円は当初予算に計上されているかとの質疑があり、所得が確定するのは平成30年5月になるので、計上されていないとの答弁がありました。これに対して、平成30年度から保険料の値上げによる增收分は2,150万円とほぼ同額であり、値上げは必要なかったのではないかとの意見がありました。

さらに、平成30年度から社会福祉協議会に委託する地域支援事業費4,057万4,000円の中の一般財源941万3,000円を、被保険者負担としているのはおかしいとの意見がありました。

以上のような審査を踏まえ、本委員会としては、以下の1項目についての意見の一致を見たところであります。市としては、委員会の意見を踏まえて検討されたい。

1、社会福祉協議会に委託する地域支援事業費4,057万4,000円の中の一般財源941万3,000円の被保険者負担については、見直しを検討されたい。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第30号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

次に、議案第32号について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

今、文厚委員長より報告をいただいたところでありますけど、まず、国保について何点か質問したいと思います。

今回、法定外負担金として、1億5,000万円計上されているわけでありますけど、もちろん、ないにこしたことはないわけでありますが、苦しい財政事情の中で理解できる部分もあるわけであります。この法定外負担金の基本的な考え方について質疑がされていたらお聞きしたいと存じます。

それと、基金についてお聞きいたします。

30年度は基金積み立てとして5,741万1,682円が計上されておりますが、基金は、以前3億円ほど造成された時代もありましたが、ほとんどここ最近、枯渇と言ってもいいぐらい非常に厳しい状況にあるわけであります。国保財政の運営上も基金の造成は必要であるというふうにかねがね考えておりますが、基金の運用と基本的な考え方についてお聞きしたいと存じます。

次に、4月1日より県との共同事業というふうになるわけでありますけど、基本的に県の仕事は監査役となり、財政的な責任は県にあるというふうに聞いておるわけでありますが、国保税の徴収は応能・応益により徴収されておりますが、県内自治体におきましては、4方式、3方式というふうにあるわけであり、30年度からは県の基本的な考え方としては、3方式に統一されるというふうに聞いております。また、30年度に税率を改定するというようなことも聞いておるわけでありますが、どの部分をどのように改定されていくのか、お聞きしたいと存じます。

次に、介護保険についてお聞きいたします。

介護保険制度、平成22年より施行されておりまして、介護保険の予算総額も施行当初から比べますと、約3倍に膨れ上がっているというふうに思っているところであります。いかに高齢化が急速に進んでいるかということを物語っているというふうに思っておりますが、本年度から介護保険事業も第7期の介護保険事業計画に基づくというふうにありますが、この事業計画、新たな保険料の設定と別に介護のあり方等について、何か特徴的なものがあればお聞きしたいと存じます。

2点目の質問ですが、毎年ふえている介護給付費であります、給付費を

抑制するための施策等、30年度当初の段階で何か具体的なものがあればお示しいただきたいと存じます。

以上であります。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まず、第1点の30年度、29年度も当初予算でそうでありましたが、法定外繰り入れが1億5,000万円計上されております。いわゆるこの一般会計からの繰り入れについての基本的な考え方というのは、議論がされておりません。全体として、とにかくにも国は、全国都道府県単位で共同して——統一という表現なんですけども——統一して運用を行うという過程にありますて、それが、平成30年度から本格的に一応始まったという、今時期でありますて、この法定外繰り入れについては、深い議論はされておりません。ただ、本年度、県のほうに聞いたところ、国としては、今まで法定外繰り入れについては国は厳しい見方をとっていたんですが、新年度はもうやむを得ないということで、県のほうには通知を出しているということは伺っております。

2点目の今、29年度末で基金残高が5,741万円ありますが、この点についても深い議論はされておりません。結局のところ、今後、県と統一されるとこの基金残高はどうなるかという点があるために、委員会審議の中でももっと積み立てるべきじゃないかといった議論は全くありませんでした。

第3点目は、今申し上げました、県との新年度30年度からの本格的な統一運用でございますけども、まず第1点の国民健康保険税を徴収するに当たっての曾於市の場合は、旧町時代から3ヵ町とも4方式をとっています。県外の市町村も見ますと、どちらかというと3方式が多い。そして、国の考え方としては、3方式の方向でありますが、だからといって早い段階で曾於市も3方式にしなさいという通知はあるいは指導はないようでございます。こうした委員会審議の受けとめ方でございました。ここ1年、2年の間にそういうことにはならないようあります。

また、一番大事な質問でございました税率でございますけども、税率も御承知だと思いつつですが、ことしから国がまず都道府県の段階に一つの税率についての指針を出してしまって、そしてそれに基づきまして、鹿児島県は各市町村の税率を算定するに当たっての基本的な数字についても、ことしからの1月から、これは来年の1月再来年の1月もそうであり得ますけども、出すようになっております。まだその段階であります。

この税率によりますと、曾於市もそうだと思うんですが、多くの市町村が現行の国保税よりも高い数値になっております、全部とは言いませんけれども。ですから、それではとても国保税値上げをせざるを得ないということで、曾於市を初めとして

多くの市町村が、この30年度においても一般会計からの繰り入れを行って、税率を据え置いているということでございます。

委員会審議の中でも、当局の説明では鹿児島県内の中で税率を据え置いたところが一番多くて、一部は引き上げている。逆に、県の基準に照らしたら、引き下げてもよい市町村も5つか6つ出ております。まだそうした状況でありまして、とても近い段階で税率を一律化することは無理ではないかといった説明であり、委員会としても受けとめ方ではなかったかと理解いたしております。

それから、介護保険関係については、まず第1点、質問にありました30年度から第7期の——1期ごとに3年間でございますが——計画が出されておりますが、第3期における今後の曾於市のあり方については、一定の説明がありましたけども、それ以上の深い説明と議論はされておりません。

第2点目の給付費の問題でございますが、委員は質問の中で、毎年この給付費がふえているということでございますが、これも資料があります。提出していただきましたけども、特にこの数年はふえている状況ではございません。なぜかといいますと、これも委員長報告でもいたしましたし、また海野議員の質問にも関連いたしますが、国としても医療費の保険料の給付を抑えるために——今まで施設中心のいわば介護サービスが多かったんです——これではどんどん給付費がふえるということで、国としても、またそれに基づいて曾於市としても、なるだけ施設型からいわば居宅介護あるいは通所介護を含めてそちらの介護サービスに移行するように、この間取り組みがなされているために、被保険者は大体横ばいありますけども、給付費はほとんどふえていない、単純ではむしろ新年度も下がっております。そうした傾向があるのではないかと受けとめた議会審議がありました。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今、答弁いただいたところでありますけど、国保についてであります、4月1日より県の共同事業ということで始まるわけでありますけど、それぞれ4方式、3方式ということで非常に私どもも関心を持っているわけでありますけど、どの部分を、国の指針も今後出るというような、今答弁であったわけでありますが、やはりそれぞれ自治体によって応能・応益分については、温度差があるだろうということは承知いたしておりますが、税率の改定となると、今上げるところもあれば当然下げるところもあるかもしれませんけど、早急にじやないですけど、やはり指針を早く出すべきじやないかなというふうに思うところもありますが、いつごろその指針は出されるのか。そして、はっきりした3方式、4方式、3方式のほうでなっていくわけでありますけど、どの部分がどうなっていくのか、具体的なものがいつそ

れがわかるのか、再度お聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

余りにも与える印象として、私たちは平成30年度から県との統一というのが印象にあります。一つの側面としては確かにその点もありますけども、例えば、前年度の平成29年度を見ても、この統一に向けて何回となく県から曾於市にも含めて市町村との協議がなされております。その流れの一環でありますので、ですから、例えば4方式を3方式から4方式にいつするかという問題についても、具体的にいつからという方針やめどが立っているわけじゃございません。そのように受けとめていただきたいと思います。個人的な意見もちょっとありますけれども、簡単にはそうできない状況でございます。

例えば、税金を納める納付率、曾於市は95%から七、八%、100%に近い、だけでも納付率が非常に低いところは80%台でございます。あるいは所得が高いところは、一般に鹿児島市のように国保税が非常に高い、しかし離島を含めて所得が少ないところは、例外なく国保税が低いという、これを単純に一本化することはとても難しい。

また、一般会計から繰り入れをやっているところも多いんですけども、それもこの金額はそれで大きく違います。ですから、こうした幾つも今後クリアといいますか、考えていかなければならぬ大きな課題がありますので、ですから、この4方式、3方式もその流れの中で対応しなければいけないという一つの側面があります。一つの側面があるので、まだ具体的な指針は出ていないようでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

1点だけお伺いいたします。

介護保険特別会計につきまして、今回から包括支援センターが社会福祉協議会に委託されるということであります。その中で人的、配置的なものは大丈夫なのか、またケアプラン等の作成等も多くなると思いますけど、ケアマネジャー等の確保は十二分にされているか、質疑はなかったかお伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

ただいまの質問に対する質疑はもちろんありました。結論から申し上げまして、そのことでの特に大きな心配する点はないようでございます。

例えば、本年度29年度の場合は、曾於市の職員が保健師さんを初めとして7名支援センターで働いています。そのほかに、臨時の職員あるいはケアマネジャーの方も少なからずおります。平成30年度は第2段階として、一応、基本的には社会福祉

協議会が中心的な仕事を担いますけども、まだ曾於市の職員もこれまで手なれた方が2名は残ります。いわばバトンタッチといいますか、そうしたことで特に大きな支障はないといった立場からの市の説明でございました。

○8番（今鶴治信議員）

スムーズな運営を望むところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第30号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案第30号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について賛成をいたします。

その理由は今の質疑にもありましたけれども、厳しい財政運用の中で本年新年度も1億5,000万円の繰り入れを行い、取り組みを行っているという点も含めての努力を評価いたします。賛成であります。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で

あります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案第31号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算については反対であります。

平成30年度保険料は、所得割で0.4%減、均等割で1,000円減であります。しかし、1人当たりの保険料は3,747円の増税となっております。これは、制度上問題があります。共産党議員団は、こうした制度上問題がありとこの間指摘して反対してきましたが、こうした立場から30年度の当初予算についても反対であります。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第32号、平成30年度曾於市介護保険特別会計予算には反対をいたします。

1つは保険料値上げ分が計上されている。

そして、2つ目は包括支援センターの社協委託費に、65歳以上の1号被保険者が941万3,000円負担することになっております。これはどう考えても道理上合わない。委員会全体の意見でもございましたけども、見直しが必要であります。

以上の理由で反対であります。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

日程第6 議案第34号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第7 議案第35号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について

日程第8 議案第36号 平成30年度曾於市水道事業会計予算について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第33号、平成30年曾於市公共下水道事業特別会計予算についてから日程第8、議案第36号、平成30年度曾於市水道事業会計予算についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第34号、平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について。

審査における主な質疑内容と結果について報告いたします。

生活排水処理事業は、河川や湖沼など公共用水域の水質汚濁等の主な原因である、家庭からの未処理で排出される台所や風呂などの生活雑排水を適正に処理するため、平成14年度から、財部地域において浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。平成29年度までの設置基数は1,007基となっております。

平成30年度も引き続き、国庫補助金や市債等を主な財源として、50基を設置する計画であるとの説明がありました。

委員より、空き家等で休止になっている件数は何件か。また、個人設置と市町村設置と比べたらどちらがよいかとの質疑に対し、休止は現在49基である。長いスパンで考えると、市町村設置がよいのではないかとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第33号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について。

本事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を目的に、平成9年度に事業認可を受け、平成29年度に計画面積を200haへ変更認可され、平成30年度は汚泥処理施設整備の取り組み、施設の適正な維持管理に努めるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。経営戦略策定業務委託の内容について質疑があり、これから事業を行う経営戦略について策定するもので、使用料の改定はいつがいいのかなど、平成31年度中に策定し、平成32年度から実施する計画である。平成29年3月31日現在の接続件数は1,548件、接続率は66.32%であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号、平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について。

本事業は、大隅町笠木地区4地区において、平成28年度で施設整備が終了しており、今後、施設の維持管理を行うものであります。平成30年度歳入歳出は、それぞれ1,820万4,000円であり、歳入は使用料と一般会計からの繰り入れが主なものであり、歳出については施設管理費が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。現在の水質・水量について質疑があり、水質が悪くなる傾向はなく、水量については将来を見据えて梅井とつないでおり、平成32年度の統合までは使用する予定はないとの答弁がありました。

委員より、繰越金の繰越時期が3月となっているので、決算後早い時期に処理し

てほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号、平成30年度曾於市水道事業会計予算について。

本事業は、市民が健康で豊かな生活を営む上で、良質かつ安全な水の供給が求められるものであり、給水戸数は1万4,351戸、年間総水量は374万1,207m³で1日の平均給水量は1万250m³の予定であります。平成30年度においては、末吉上水道・末吉簡易水道事業を統合し、補助金を活用して南之郷地区の施設整備事業を実施するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。中長期的な計画はあるのかとの質疑があり、現在、財政課と協議し財政計画を策定中であるが、平成45年度までの事業費総額は約32億円必要であるとの答弁がありました。

委員より、統合に向けて一体的な経営ができ、老朽管の補修など中長期的な計画を策定してほしいとの意見が出されました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

建設経済委員長に2項目質問いたします。

最初の笠木簡易水道については、個人で通告出しておりませんでしたけども、一応、了解をいただきたいと思います。

議案第35号の笠木簡易水道について、まず1点質問いたします。

この報告の中にも一部ありますけれども、国は、各全国の市町村の水道事業や簡易水道に対して、これを一本化しなさい、そして企業会計に直しなさいという通知、方針でございます。笠木簡易水道はやっとこの事業が終わったばかりでありますから、当然簡易水道でありますから、国の一定の交付税措置も現在あります。しかし、さらに他方では、そうした國の方針に沿って、今後準備をしなければいけません。一つは企業会計方式への移行で、これも準備が必要であります。ですから、これらについて議論が深められていたら、そうゆっくりもできない課題であろうかと思っておりますので、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

次に、議案の第36号の曾於市水道事業会計について2点質問をいたします。

ただいま委員長報告にもありましたように、この30年度から國の方針もありまし

て、末吉上水道と簡易水道の統合に向けて2カ年になろうかどうかわかりませんけれども、大きな予算が30年度も計上されております。このことでの討論が深められていたら報告をお願いいたします。

第2点目は、これも若干報告の中ではありますけれども、旧3カ町の上水道を若干の簡易水道を含めて老朽化が一部進んでおります。こうした老朽管の整備について、あるいは新しい水源の確保、新しい水源の確保というのは、市の説明書の中でも一応盛り込まれておりますけれども、議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案35号の笠木簡易水道についての審査議論ですが、内容的には先ほど申しましたとおり施設管理が主で、その中で出てきますのが椿井のほうとつないではいるけど、平成32年度まではつながないという内容と、それから水質等についても、今日までは異常ないということで、議論審査を終えております。

あと、36号の曾於市水道会計予算ですが、今質問の内容におきまして、まず前後しますけど、水源確保については、現在までの橋野水源のほうが一本悪いということと、今計画を立てて水源をかえるというふうに説明を受けております。

あと、今後の内容について、計画は中長期的という言葉のもとに、平成45年度までの事業計画を出して32億円ということで説明を受け、今報告をしておりますが、あと末吉地区においては、今回から簡易水道を統合して対応していく中で出るのが、補助金等を使って対応できるというメリットといいますか、を持っており、今後の全体的な統合に向けての準備が進められるということ等で受けております。

あと1点、報告に上げてないのでしょうかね。これは今後、一体的な経営計画のためには、電気料のアップも見据えておるということ等の説明がありました。

といいますと、やはり少子高齢化の中で、各家庭において水道の使用量が極端に減ってくるという見越し立っておるということで、水道料の減やら、また一方で電気料のアップ等を考えて、すぐにとは言いませんけど、計画の中で水道料の値上げアップが考えられると報告を受けておりますので、それ以上の審査、質疑は出ておりません。

内容的には以上です。

○19番（徳峰一成議員）

水道事業における平成30年度、翌31年度の事業費的にも大きな事業は末吉簡水と上水道のドッキングというか、統一にかかる事業と受けとめております。3億円、4億円あるいはそれ以上かかるようでございますが、これについてもし議論が深め

られていたら、緊急の課題でありますので、後に悔いを残さん意味からも、やはり議会としての議会サイドからの意見というのは大事じゃないかと思っており、もし議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

質疑の内容はわかっておりますが、先ほど申しましたように、末吉簡水と上水の統合によって、南之郷地区等の整備にかかるものというふうに理解しております。先ほど申しましたように、統合することによって広く対応ができるという考えであります。

あと、質疑の内容については、今の報告と1回目の答弁で答弁をした内容であります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第33号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成30年度曾於市水道事業会計予算について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 曽於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、議案第37号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第37号については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第37号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について。

審査における主な質疑内容と結果について報告いたします。

本案は、地方税法の改正により課税額の定義が変更されたことに伴い、関連する規定を改正するために、条例の一部改正を行うものです。

委員より、内容が変わらぬかとの質疑に対し、内容は変わらない、表現の仕方を変えたものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 繰末耕28災217—1001・1017号御平田地区道路災害復旧工事
(広域農道) 請負契約の変更について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、議案第38号、繰末耕28災217—1001・1017号御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負契約の変更についてを議題といたします。

議案第38号については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第38号、繰末耕28災217—1001・1017号御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負契約の変更について。

本案は、御平田地区道路災害復旧工事第5工区の既設補強土壁裏の空洞部分に充填するシラスモルタルの体積減等に伴い、契約金を218万4,000円減額し、1億7,566万8,200円とするものであります。なお、本案については現地調査もいたしました。

次に、質疑の概要を申し上げます。現在の状況について質疑があり、2月末で86%の出来高である第2工区が最終段階となっており、完成期限までに完成し、全面開通は3月27日であるとの答弁がありました。

委員より、国道10号線から広域農道への流入水を減らすよう、国土交通省へ申し入れるべきであるとの意見がありました。

以上で、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続審査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第11、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

建設経済常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。建設経済常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、建設経済常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第12 閉会中の継続調査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第13 議員派遣の件

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において処置することに決しました。

以上で、本期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の3月議会におきましては、30年度の当初予算を初め特別会計も含めて審議をしていただきました。基本的には全ての予算を可決していただきました。

また、附帯決議も特に消防署の件で駐車場の確保をしなさいという附帯決議がつきましたので、当然ながらそのようにして進めてまいりたいと思います。

また、各委員会のほうでも意見が出ております。これについては、十分担当課を中心として検討しながら、また開かれた市政、また住民本位の市政を目指してまいりたいと思います。30年度の予算執行に当たりましては、全ての職員一丸となって市民のために進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

また、今月の31日をもって、2人の課長が退職いたします。また、学校教育課長も定期異動で異動になりますので、この後お礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

今回の議会、本当にありがとうございました。終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上をもちまして、平成30年第1回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時54分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	平成30年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第34号	平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について	全会一致 原案可決
議案第37号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	平成30年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第30号	平成30年度曾於市国民健康保険特別会計予算について	全会一致 原案可決
議案第31号	平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について	賛成多数 原案可決
議案第32号	平成30年度曾於市介護保険特別会計予算について	賛成多数 原案可決

建設経済常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	平成30年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第33号	平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について	全会一致 原案可決
議案第35号	平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算について	賛成多数 原案可決
議案第36号	平成30年度曾於市水道事業会計予算について	賛成多数 原案可決
議案第38号	繩末耕28災217-1001・1017号御平田地区道路災害復旧工事（広域農道）請負契約の変更について	賛成多数 可 決